

平成22年12月

# 指宿市議会会議録

第4回定例会

## 指宿市議会会議録目次

### 平成22年第4回市議会定例会

会期日程	1
11月30日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第62号～議案第70号（決算特別委員長報告，質疑，討論，表決）	6
議案第81号及び議案第82号一括上程	19
提案理由説明	19
議案第81号及び議案第82号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	23
議案第83号～議案第92号一括上程	25
提案理由説明	25
議案第83号～議案第92号（質疑，委員会付託）	36
新たに受理した請願3件及び陳情4件一括上程（委員会付託）	36
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果	36
散    会	36
12月15日	
議事日程	38
本日の会議に付した事件	38
出席議員	38
欠席議員	38
地方自治法第121条の規定による出席者	38
職務のため出席した事務局職員	39
開    議	40

会議録署名議員の指名	40
一般質問	40
前原六則議員	40
1. アジア圏の観光客誘致について	
2. 農業支援センターの組織機能向上について	
3. 身障者支援について	
大保三郎議員	52
1. ごみ対策について	
2. 市の施設における食材納入について	
3. 子育て支援について	
井元伸明議員	66
1. 農業問題について	
2. 教育問題について	
3. なのはな館の今後について	
高田チヨ子議員	79
1. 安心・安全な生活のために	
新川床金春議員	91
1. 入札について	
2. 学校給食センターの食材入札について	
3. がん検診について	
4. ヤンバルトサカヤスデについて	
延会	104
12月16日	
議事日程	105
本日の会議に付した事件	105
出席議員	105
欠席議員	105
地方自治法第121条の規定による出席者	105
職務のため出席した事務局職員	106
開議	107
会議録署名議員の指名	107
一般質問	107
六反園弘議員	107

1. なのはな館施設活用について	
2. 観光行政について	
3. 教育行政について	
浜田 藤 幸 議員	118
1. 環境行政について	
2. 教職員不祥事の再発防止について	
3. 国民宿舎跡地の有効活用について	
前田 猛 議員	131
1. 児ヶ水漁港とB & G艇庫について	
2. TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）について	
中村 洋 幸 議員	144
1. 環境対策について	
高橋 三 樹 議員	156
1. 情報管理は万全か	
2. 携帯電話について	
延 会	162

12月17日

議事日程	163
本日の会議に付した事件	163
出席議員	163
欠席議員	163
地方自治法第121条の規定による出席者	163
職務のため出席した事務局職員	164
開 議	165
会議録署名議員の指名	165
一般質問	165
前之園 正 和 議員	165
1. 議会での答弁後における取組について	
2. 中小零細企業応援と景気対策について	
3. なのはな館について	
西 森 三 義 議員	179
1. 農業振興について	
2. 新幹線全線開業による観光客誘客について	

3. 菜の花マラソンについて	
下川床    泉    議員	191
1. 2011年, 国際森林年の取組について	
2. 児童・生徒の健康管理と安全対策について	
散    会	202

12月22日

議事日程	203
本日の会議に付した事件	204
出席議員	204
欠席議員	204
地方自治法第121条の規定による出席者	204
職務のため出席した事務局職員	205
開    議	206
会議録署名議員の指名	206
議会運営委員の選任	206
指宿地区消防組合議会議員の補欠選挙	206
議案第83号及び議案第84号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	207
議案第85号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	209
議案第86号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	210
議案第92号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	215
議案第87号及び議案第88号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	216
議案第89号～議案第91号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	217
審査を終了した請願2件及び陳情2件 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	218
閉会中の継続審査について	223
意見書案第8号及び意見書案第9号一括上程	224
意見書案第8号及び意見書案第9号 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)	224
新川床議員の発言取消申出の件	224
議員派遣の件	225
閉議及び閉会	225

平成22年第4回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 23日間 (11月30日～12月22日)

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
11月30日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議案第62号～議案第70号 (決算特別委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・議案第81号～議案第92号まで一括上程 (議案説明)</li> <li>・議案第81号及び議案第82号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)</li> <li>・議案第83号～議案第92号まで (質疑, 委員会付託)</li> <li>・新たに受理した請願及び陳情上程 (委員会付託)</li> <li>・鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果</li> </ul>
12月1日	水	休 会	一般質問の通告限 (12時)
2日	木	"	
3日	金	"	総務水道委員会 (10時開会)
4日	土	"	
5日	日	"	
6日	月	"	文教厚生委員会 (10時開会)
7日	火	"	産業建設委員会 (10時開会)
8日	水	"	
9日	木	"	
10日	金	"	
11日	土	"	
12日	日	"	
13日	月	"	
14日	火	"	

15日	水	本会議	・一般質問
16日	木	〃	・一般質問
17日	金	〃	・一般質問
18日	土	休 会	
19日	日	〃	
20日	月	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
21日	火	〃	
22日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会運営委員の選任</li> <li>・指宿地区消防組合議会議員の補欠選挙</li> <li>・議案第83号～議案第92号（委員長報告，質疑，討論，表決）</li> <li>・審査を修了した請願及び陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）</li> <li>・閉会中の継続審査について（請願第4号，陳情第7号・第8号）</li> <li>・意見書案第8号及び意見書案第9号</li> </ul> <p style="text-align: right;">（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新川床議員の発言取消申出の件</li> <li>・議員派遣の件</li> </ul>

## 第4回指宿市議会定例会会議録

平成22年11月30日午前10時 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第62号 平成21年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第63号 平成21年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第64号 平成21年度指宿市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第65号 平成21年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第66号 平成21年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第67号 平成21年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第68号 平成21年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第69号 平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第70号 平成21年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について
- 日程第12 議案第81号 平成22年度指宿市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 議案第82号 指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第14 議案第83号 指宿市過疎地域自立促進計画について
- 日程第15 議案第84号 指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第85号 指宿市開聞農業用かんがい用水施設条例の一部改正について
- 日程第17 議案第86号 平成22年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について

- 日程第18 議案第87号 平成22年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第88号 平成22年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第89号 平成22年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第90号 平成22年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第91号 平成22年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第92号 平成22年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 新たに受理した請願及び陳情上程  
(請願第2号～第4号, 陳情第7号～第10号)
- 日程第25 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

---

## 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 1. 出席議員

|       |       |       |      |
|-------|-------|-------|------|
| 1番議員  | 井元伸明  | 2番議員  | 西森三義 |
| 3番議員  | 浜田藤幸  | 4番議員  | 高橋三樹 |
| 5番議員  | 田中健一  | 6番議員  | 木原繁昭 |
| 7番議員  | 高田チヨ子 | 8番議員  | 新宮領進 |
| 9番議員  | 下川床泉  | 10番議員 | 中村洋幸 |
| 11番議員 | 前之園正和 | 12番議員 | 物袋昭弘 |
| 13番議員 | 前原六則  | 14番議員 | 福永徳郎 |
| 15番議員 | 新川床金春 | 16番議員 | 六反園弘 |
| 17番議員 | 前田猛   | 18番議員 | 大保三郎 |
| 19番議員 | 下柳田賢次 | 21番議員 | 森時徳  |
| 22番議員 | 松下喜久雄 |       |      |

1. 欠席議員

20番議員 新村 隆 男

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|           |         |             |         |
|-----------|---------|-------------|---------|
| 市 長       | 豊 留 悦 男 | 副 市 長       | 富 永 信 一 |
| 教 育 長     | 田 中 民 也 | 総 務 部 長     | 渡 瀬 貴 久 |
| 市民生活部長    | 井 元 清八郎 | 健康福祉部長      | 田 代 秀 敏 |
| 産業振興部長    | 吉 井 敏 和 | 建 設 部 長     | 吉 永 哲 郎 |
| 教 育 部 長   | 吹 留 賢 良 | 山 川 支 所 長   | 岩 崎 三千夫 |
| 開 聞 支 所 長 | 中 間 竜 郎 | 産業振興部参与     | 浜 田 淳   |
| 総 務 課 長   | 森 健 一   | 人 事 秘 書 課   | 満 石 知   |
| 財 政 課 長   | 邊 見 重 英 | 市 民 協 働 課 長 | 上 村 公 徳 |
| 長寿介護課長    | 野 口 義 幸 | 建 設 監 理 課 長 | 三 窪 義 孝 |
| 水 道 課 長   | 松 元 修   |             |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 新 村 光 司 | 次長兼議事係長   | 福 山 一 幸 |
| 主幹兼調査管理係長 | 上 田 薫   | 議 事 係 主 査 | 濱 上 和 也 |

開会及び開議

午前10時33分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成22年第4回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、前原六則議員及び福永徳郎議員を指名いたします。

会期の決定

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月22日までの23日間といたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より12月22日までの23日間と決定いたしました。

議案第62号～議案第70号（決算特別委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、議案第62号、平成21年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、日程第11、議案第70号、平成21年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について、までの9議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

9議案については、決算特別委員会を設置し、その審査をお願いしてありましたので、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長（前田猛） おはようございます。決算特別委員会に付託されました、議案第62号、平成21年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第70号、平成21年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について、までの9議案について、10月18日から10月22日までの5日間の日程で、関係課職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。

本委員会は、審査にあたり、議決の目的に沿って執行されたものかどうか、監査委員が指摘した事項について執行部は反省し、改善がなされたかどうか、執行効果が上がり、住民の福祉向上に寄与されているかどうかなどの観点から審査を行い、また、かごしま野菜産地整備事業の真空野菜冷却装置など、7か所の現地調査も行い、慎重に審査を行いました。その

結果、議案第64号から議案第69号までの6議案については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。また、議案第62号については、反対討論として、決算の審査にあたっては、市民のための施策がなされているかも重要な柱だと考えますので、予算と一体のものではなかろうかと思えます。104件の補助金見直しがあったということで、その影響額も678万円以上であり、市民の負担につながっているのではないかと思います。メディポリス指宿への奨励措置についても行うべきではなく、市民に負担をかけ、市民のための市政という意味では問題を含んでいると思われるので反対いたします、というものが、起立採決の結果、起立多数により、認定すべきものと決しました。議案第63号については、反対討論として、全体として7,000万円ほどの値上げになっていますが、年度内の決算も黒字ですし、基金残高は20年度末に比べて7,000万円規模の値上げを超えるものとなって、国保税を値上げしなくてもやっていけた証明ではないか思いますので反対いたします、というものが、起立採決の結果、起立多数により、認定すべきものと決しました。議案第70号のうち、決算の認定については、反対討論として、水道料金値上げによる影響は1,200万円を見込んでいたが、当年度純利益は1億2,700万円で、水道料金を値上げしなくても会計上やっていけるということです、予算と一体のものとして反対いたします、というものが、起立採決の結果、起立多数により、認定すべきものと決しました。また、剰余金の処分案については、反対討論として、決算と一体のものでありますので、同趣旨にて反対いたします、というものが、起立採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、審査の過程で出されました主な質疑、意見について議案ごとに申し上げます。

議案第62号、平成21年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

まず、選挙管理委員会事務局所管分について。衆議院選挙などで市政嘱託事務が投票日に朝からいますが、その報酬は幾らなのですか。また、職員の時間外手当は、給与ベースに対する時間外という仕組みなのですかという質疑に対し、管理者と立会報酬は違いますが、立会報酬は9,500円を支給しています。衆議院議員総選挙での時間外手当は、事務局職員分を除いて207人で、778万7,258円ですが、時間単価は国政選挙の選挙交付金の算定を用いて統一した単価で積算をし、支給していますとの答弁でした。鹿児島市では、掲示板を従来のものに白いボード使って再度使っていますが、相当な枚数でしょうけれども、経費削減を考えたことはないのかとの質疑に対し、指宿・山川・開聞で220か所ですが、掲示板を保管する場所がない状況です。1業者に委託すると随意契約になり、適切ではないと思いますので、業者に材料込みの設置という形で委託をお願いしているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について。地区から反射鏡及び防護柵の要望が毎年あると思いますが、去年出された要望をすべて満たしたのかとの質疑に対し、区やスクールゾーン委員会からの要望に基づいて整備を行っていますが、完全に要望どおり設置はできていない状況です

との答弁でした。石油貯蔵施設立地対策等交付金事業で、各分団に5本ずつということですが、要望があって全部の分団に配布されたのですかとこの質疑に対し、消防活動に要するホースの数は、約40本が適当であると言われていたのですが、火災や訓練で破損して使えないホース等もありますので、分団長から要望等があり、24分団に5本ずつ配給した状況ですとの答弁でした。

意見として、初期消火における自主防災組織の機能向上ということからも、消火ホース等の収納ボックスの設置と、必要なホース・筒先・ハンドルを行政で設置し、有効に活用できる訓練等の指導も含めた検討をお願いしたい。防犯灯が場所によって木々で遮断された所がありますので、点検をお願いしたいというものがありました。

次に、人事秘書課所管分について。職員研修は、どういう研修が少なく、その対応はこの質疑に対し、市単独職員研修、研修センターでの研修、特別研修に該当する職員に声をかけながら対応しています。欠席が出た場合にも声かけはしているのですが、満額の執行ができなかったところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について。土地の売払い、等価交換とありますが、どのような理由によるものなのですかとの質疑に対し、丈六児童公園の用地と隣接する民有地の交換と、公園の用地を一部売却したものです。丈六児童公園の形状が悪く、維持管理も難しい面がありますし、公園用地を譲っていただきたいという話がありましたので、双方の考えが一致する中で交換をさせていただいたものですよとの答弁でした。合併まちづくり基金と合併特例債の関係で、本市の基金の上限が18億円までできると思いますが、21年度で12億円ということですよけれども、どのような考えなのですかとの質疑に対し、合併特例債の起債を活用できる額は18億8,700万円です。積立額19億8,700万円程度の95%を想定しているところですよ、有利な起債を活用した基金ですよ、満額借入れて活用していこうと考えているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について。観光振興基金積立額が2,569万9,968円で、取崩額が3,341万1,748円ということですよ、入湯税の一定割合の積立額ということから、使うという感覚では困ると思います。現在額も目減りしているのです、21年度に積立額内の取り崩しという検討はしていないのですかとこの質疑に対し、観光振興基金は、策を打つべき時に支出すべきものだという考え方を持っています。平成20年の篤姫、来年3月12日の九州新幹線全線開業対策と、特別な時期にあると考えています。こういう時だからこそ、基金を取り崩していく、そのために積み立ててあるもので、このような支出になっているのだろうと考えていますよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、会計課所管分について。用品調達は、年間入札になっていると思いますが、指宿・開聞・山川庁舎を含めて、一括ということなのですかとの質疑に対し、旧指宿市で昭和50年に設けたものですよ、当時は大量購入で、鉛筆・ボールペン・消しゴム等も一緒に調達して、

各課に配る形で、130品目ぐらいの用品を調達していました。今では個々で買って価格差がないので、取り扱っているほとんどが封筒です。山川・開聞庁舎含めて、請求があれば出していくという形になっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議会事務局所管分について。政務調査費の執行残の状況はとの質疑に対し、返納をされた方がいますが、執行残は41万4,055円で、返納額は36万円ほどですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、市民協働課所管分について。安全灯の維持費補助が、道下地区ほか130件ですが、補助対象の安全灯数はとの質疑に対し、指宿地域はほとんど地区で管理していますが、山川・開聞地域は区で管理をし、一括して上がってくる関係で、全体の集落数と地区数が合いませんけれども、地区、あるいは区で設置して維持・管理している全灯数は3,491灯ですとの答弁でした。提案公募型事業に15団体から16事業の応募があったということですが、住民の協力をいただきながら、いろんな形で事業を進めていると思うのですが、その内容等はとの質疑に対し、10団体が10事業を実施しているのですが、団体の構成員のみならず、関係機関や団体、行政と連携を密にし、情報の共有化と役割分担を図りながら、より効果が上がるよう取り組んでいただいたと認識しています。共通の目的を達成するため、それぞれの資源を持ち寄り、取り組む協働の実践事例として、少しずつではありますが、市民に認知され、まちづくりへの参画意識が高まりつつあると考えていますとの答弁でした。

意見として、地元の方々になくってはならない分室の在り方を把握して、校区公民館主事の機能を持たせることはできないのか。また、人件費を軽減でき、分室としての機能を生かせる形態にしていきたいというものがありました。

次に、環境政策課所管分について。河川海域水質検査業務委託料の執行率が50%ですが、その理由はとの質疑に対し、悪臭防止に関するサンプリングを行わなかったことが一番の原因ですが、悪臭が発生して苦情が来た場合に、職員でサンプリングできるというものではなく、業者に依頼をし、翌々日ぐらいにサンプリングに来るということですので、定常的に悪臭がしている場合は対応できますけれども、1日限りの悪臭の場合には対応できないため、それが執行残として残ったところですよとの答弁でした。生ごみ処理機器購入補助事業の執行が半分ぐらいですが、原因をどのように判断しているのですかととの質疑に対し、10年ぐらい前から取り組んでいる事業で、2分の1補助が、21年度から3分の1に変わると周知した結果、駆込み需要で、例年の数倍の購入実績があったために、21年度は落ち込んだと思います。毎年、一定件数出ていますので、ごみ減量化に向けて、この事業を実施していくべきだと判断していますとの答弁でした。

意見として、観光資源である池田湖の水質に影響を与える生活排水対策として、高度処理型合併浄化槽を設置しやすい施策を推進していただきたいというものがありました。

次に、税務課所管分について。納税奨励金に250万円の不用額が出ていますが、税収の落

ち込み等を見たときに、この辺が関連しているということですかとの質疑に対し、奨励金は、納税貯蓄組合、市政事務嘱託員にお願いしている分ですが、個人で支払いをしていただく形にもっていく地区が50地区ぐらいありますので、そこ辺りも反映されていると思っていますとの答弁でした。徴収嘱託員の効果はどうだったのですかとの質疑に対し、5月から3月までの11か月分になるのですが、二人で3,619万1,754円の徴収額を上げていますので、1人平均1,809万5,877円になりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について。市営住宅を年次的に増やそうということなのですが、基本的な考えはどのようになっているのですかとの質疑に対し、第一次総合振興計画の中で、住民の安全性の確保、汲み取り便所を水洗化するなどの環境改善や、古い住宅の建替えを推進し、住宅の長寿命化に取り組んでいきたいと思っていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。新設改良事業は、地域からいろんな要望等があると思うのですが、その要望の何%まで事業を完了されたのですかとの質疑に対し、地区から市道、里道の要望が出されていますが、平成18年度からの要望をとりまとめて、あと82か所が残っています。里道改良等が9か所ありますが、過疎債が23年度から本格実施ということですので、過疎計画の中に、今までできなかった分も含めて、計画に上げていきたいと思っていますところですよとの答弁でした。認定道路の道路維持補修の要望等にはこたえられているということですかとの質疑に対し、まちづくり公社と山川・開聞支所は、道路作業員の方々に草払い等の維持管理をしていますが、その中に軽微な補修等も入っていますけれども、重機が伴ったりする分については、道路維持費の委託料で業者に委託をして管理に努めていますとの答弁でした。

意見として、市道と耕作道路の排水が混在して改良されていない部分がありますので、有利な事業等を見つけて、早期着工していただきたいというものがありました。

次に、農業委員会所管分について。農業後継者対策事業で4組の20万円ですが、予算の40万円は見込み違いですかとの質疑に対し、毎年5組で予算計上しているのですが、対象者がいなかったということですがけれども、平成20年度7組、22年度は6組ほど申請が上がっているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。新型インフルエンザ予防接種補助の不用額が2,090万円、執行額は2,899万4,750円ですが、何名分なのですかとの質疑に対し、接種者数は、1回目1万734名、2回目が1,345名の合計1万2,079名が接種し、助成額が2,899万5千円ですよとの答弁でした。日本脳炎の接種率21.9%、BCG98.6%ということで、接種率のいいもの、そうでないものがあるのですが、それぞれどういった理由なのですか。また、それぞれ目標値を定めていないのですかとの質疑に対し、平成17年に日本脳炎ワクチン接種は積極的な勧奨を行わないように国から勧告があり、それ以降、低い接種率になっているところですが、新

型ワクチンが開発され、昨年6月から供給されています。これからは増えていくのではないかと思いますとの答弁でした、意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について。地域介護・福祉空間整備事業費で、グループホームほほえみと、サンテ・ヴィラージュへの経費補助となっていますが、補助率はどれぐらいなのかとの質疑に対し、平成24年3月までに施設面積が275㎡以上1,000㎡未満の小規模福祉施設にスプリンクラーが義務づけられましたので、これに対する補助で、補助率は1㎡当たり9千円となっていますとの答弁でした。緊急通報体制等整備事業で、新規設置台数が37台ですが、設置されているのは何台なのかとの質疑に対し、20年度末が432台で、21年度中に死亡等で8台が廃止になっていますので、21年度末で461台設置してありますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。病児・病後児保育は開間に1か所ですが、その利用度と、指宿・山川方面での要望はどのようになっていますかとの質疑に対し、21年度の登録者が120名で、指宿の保育園を含めて、人数にばらつきがあります。穎娃の保育園に通っている子供たちも含めて、120名のうち、開間が83名ですので、大多数を占めているということになります。今後は、利用促進も含めて、他の形で展開できないか検討中ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、都市整備課所管分について。湊土地区画整理、十町土地区画整理事業で、根本設計にかかわるもので、合意に達していないものがあるのかとの質疑に対し、湊土地区画整理事業で、当初から事業自体に反対されている方が2名と、土地・建物所有者と、住まわれている方との権利関係で調整がつかないもの3件があり、現場工事が進まない状況ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について。公営住宅の待機者が0というところがありますが、新しくは入れないという住宅もあるのかとの質疑に対し、募集停止の住宅は敷領・宮ヶ浜・迫田・大園原・昭和50年建設の土矢倉・井出方・昭和50年の徳光2号・西開間3号住宅ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、教育委員会所管分について。不登校児童・生徒は、家庭的な環境とかが大きく影響しているという中で、保護者の協力はどのような状況なのか。また、はしむれ教室へ通っている児童・生徒はどのくらいいるのかとの質疑に対し、不登校児童・生徒の適用指導教室ということで、C O C C Oはしむれに設置していますが、平成21年度は、通級の児童・生徒は7名です。保護者も協力的で、2名の児童・生徒が退所したところです。本年度も、8名の生徒が通級している現状で、学校への復帰を目指して支援をしているところですとの答弁でした。A E D整備事業は、予算額の半分の執行額ですが、メーカーによって不具合が発生している機材も聞いているのですけれども、品質が落ちるようなことはないのかとの質疑に対し、A E D整備事業は、小学校10校と中学校5校に配備したところですが、市内業

者1社を含めて6社で入札した結果、標準価格の約49%の相当低い金額になったものです。ハートスタート型という機種を使っていますが、全国的に幅広く、安全性が高いと認められて使用されている機種を選定して業者に依頼したところです。市内の小学校、中学校に設置した後、問題等は全く聞いていない状況ですとの答弁でした。

意見として、不登校児童・生徒を減らすには、家庭と学校との連携が大切だろうと思いますので、早期対応を図り、初期段階での問題解決策を図っていただきたい。自転車通学補助率が3分の1は少ないと思いますので、他市の補助状況等を把握していただきたいというものがありませんでした。

次に、企画課所管分について。メディポリスへ奨励することによって、市民が恩恵を受けると時々言ってきていますが、市及び市民が恩恵を受けた事例が具体的にあるのかとの質疑に対し、21年度中は工事中でしたが、今年9月末現在で120名の方を雇用しています。そのほかにも、委託業者が20名ほど入って、140名の方がメディポリスでは雇用されている状況です。また、財団並びに新日本科学関係の方で、指宿市内にお住まいの方が、現在、69名ほどで、市県民税などの課税が350万円程度あったということです。19年度から、約970万円の税金が指宿の方に納められている状況ですとの答弁でした。パブリック・コメント制度で4案件、5人から7件の提言・意見とありますが、その内容はどの質疑に対し、4件の案件がありました。一つ目が、平成21年度農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画ということで、提言・意見等はありませんでした。二つ目が、指宿市イモゾウムシ等防除条例原案についてということで、これについても提言・意見等はありませんでした。三つ目が、第二次指宿市集中改革プランのパブリック・コメントということで、これについても提言・意見等はありませんでした。四つ目が、指宿市次世代育成支援地域行動計画ということで意見等を求めましたが、これについては、5人の方から7件の意見が出されていますとの答弁でした。

意見として、住居表示板取付け等業務委託を交付金対応で行っているのですが、市内の案内という意味から、集落表示板設置の交付金対応事業がある場合は、積極的に取り込んでいただきたいというものがありませんでした。

次に、行政改革推進室所管分について。補助金等の適正化に関する条例に基づいて、104件の補助金見直しを行ったとありますが、どれくらいの影響、削減があったことになりませうかとの質疑に対し、再評価99件、新規補助金5件の計104件の評価見直しを行ったところですが、昨年度と比較して678万4,588円の削減額となっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について。農業振興費の真空野菜冷却装置の効果と、どういう装置なのかとの質疑に対し、集荷されたレタス、グリーンボール、オクラ、ニンジン等が対象になりますが、これを真空予冷装置の中に入れて予冷した後、保冷库に入れて、それをトラッ

クで陸送するものです。鮮度保持が図られ、日持ちがするということから、市場や量販店からも求められているということで、今回、導入したところですよとの答弁でした。畜産資金貸付事業は、牛農家6件、豚2件、総農家数のほんの一部ですが、農家からの要望数はどのくらいだったのですかとこの質疑に対し、申請があった分は100%貸し付けされていますが、予算の範囲内で内容を審査して貸付額を決定していますから、一律に何%カットということではなく、経営状況もある程度勘案した中で、予算の範囲内で決定をしている状況ですよとの答弁でした。市内畜産農家のクリーンアップいぶすき確立事業への取組の割合はどの質疑に対し、この事業で13戸3,000ℓ配布しています。また、家畜自衛防疫協議会の中でも、これに取り組むべきだという意見をいただき、7戸に対して2,230ℓ配布していますよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。消費生活相談員の相談件数は304件ですが、こういった相談がどの程度あるのですかとこの質疑に対し、販売方法に関するものが129件、契約解約に関するものが58件、法規基準に関するものが46件、その他71件で304件となっていますが、多重債務、架空請求、催眠商法、送りつけ商法、クーリングオフの手続きとかになりますよとの答弁でした。山川常設市場整備事業の中で、モニタリング調査を行っているのですが、実態把握はしっかりやっているのですかとこの質疑に対し、昨年4月10日にオープンした、いぶすき山川港特産市場における交流人口の確保・方策等を検討するため、それぞれの来訪者、出店、出荷者、指定管理者へのヒアリング等により、モニタリング調査で実態把握を行うということで、昨年8月12日から今年2月22日まで実施しています。施設来訪者の実態把握、観光客・市民の実態把握、出店・出荷者の実態調査、施設管理・運営状況の実態把握ということで、3月26日にモニタリング会議を開いて報告を受けていますよとの答弁でした。定額給付金関連プレミアム商品券発行事業費補助事業が3,298万8千円で、定額給付金が7億円ほどで、かなり活性化されると思うのですが、どのくらいの効果があったのですかとこの質疑に対し、地域経済活性化策としてプレミアム付商品券を発行しました。指宿商工会議所と菜の花商工会が別々に商品券を発行していますが、商工会議所と商工会が合同で実行委員会を組織して、プレミアム付商品券事業を実施したところですよ。発行総額3億3,000万、加盟店数316事業所で実施して、当初計画では、販売期間を4月1日から11月30日までとじていましたが、8月12日には完売し、99.95%に当たる3億2,998万円が換金されたところで、本市の経済活性化の一助になったものと考えていますよとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、監査委員事務局については、質疑・意見ともにありませんでした。

次に、議案第63号、平成21年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

平成21年度は国保税の値上げが7,000万円規模であったのですが、実際は、所得変化による税額の変動がありますので、国保税値上げによる増収がどれくらいあったのですか。また、

所得変化によるものとの区別を含めて、影響額が分かれば示していただきたいとの質疑に対し、7,000万円の値上げに対して税率を設定したところですが、被保険者の所得減等が加味して、5,000万円程度しか増税になっていませんとの答弁でした。特別対策事業は、2割強の不用額が出ていますが、効果がどのように表れたのですか。また、今後についてはどうなのですかとの質疑に対し、医療費適正化特別対策事業費は、地域差指数1点以上が国指定ということになり、医療費適正化の事業を取り組まなければなりません。国保経営の安定のために安定化計画を策定して、指宿・山川・開聞地区で健康教室を開催し、健康推進員を各地区に置いて、地域ぐるみの健康づくりの推進、レセプト点検の充実を図るなど、国保経営の安定化を図ろうと取り組んでいるところです。その指数が1.14以上あるのですが、これ以下になってくれば適正に運営がなされていることになってくるかと思えますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第64号、平成21年度指宿市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

雑入の第三者納付金はどういう内容なのですかとの質疑に対し、老人保健法第41条第1項の規定により、第三者の行為によって生じた医療給付について、その分を損害賠償金として雑入に受け入れたものととの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第65号、平成21年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

重複・頻回訪問指導事業は、どれくらいの方が重複診療していると把握しているのですかとの質疑に対し、後期高齢者については県が把握していると思いますが、重複受診しているのが1,010人で、それに対し、訪問指導しているのは388人です。また、頻回受診の方は304人が対象者で、訪問指導しているのは109人ととの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第66号、平成21年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

介護認定審査会の資料作成に係るコピー・ファックスリース料を長期契約して、不用額が58万円になったということですが、その契約期間はとの質疑に対し、平成21年3月1日から平成26年2月28日までの5年間ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第67号、平成21年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

温泉使用料の滞納がありますが、現在も配湯されているのですかとの質疑に対し、配湯をどうするかという検討もしましたが、止めるとなると、いろんな問題が発生するということから、現在のところは配湯をしている状況ですとの答弁でした。老朽管の布設替えを年次計画でやっていて、21年度で39.62%ということですが、この21年度でどのくらい改修率は伸びたのですかとの質疑に対し、温泉管の布設替えについては、現在、洲崎稻荷山線を総延長

約900m、18年度から行っていますが、21年度終了時点で39.62%が終わったということですが、21年度は総延長101.9mですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第68号、平成21年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

旧開聞町時代は、できるだけビールなどは地元で買うようお願いしていたのですが、現状はどのようになっているのですかとこの質疑に対し、それぞれ品物は見積入札していますが、地元から取れるものはできるだけ地元業者から取って進めていますけれども、品物によっては、鹿児島市内業者などから見積りを取って、安いところから取っています。また、めんつゆを作る昆布とか、品質にこだわるものについては、品物限定でしていますとの答弁でした。客は増えて売上が170万円減ったという状況ですが、これを1人当たりで換算すると、9.1円減っていますので、客単価を落としているということになるのですが、どのような原因が考えられますかとこの質疑に対し、B定食とA定食の数が減ったのだと思われます。単品でそうめんだけを頼む人が増えているのも一因と考えられますとの答弁でした。

意見として、食材は、できるだけ開聞地区内で調達できるものは開聞地区で購入していただきたいというものがありませんでした。

次に、議案第69号、平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

下水道の供用開始されているところは、3年以内につなげるようにという指導ではないかと思いますが、3年経過してつなぎ込みをやっていない事業所、個人を含めて、あるのですかとこの質疑に対し、平成22年3月末で未接続は1,085戸ありますが、その内訳は、合併浄化槽67戸、単独浄化槽414戸、汲み取り604戸となっています。未接続の理由として、独居世帯の高齢化や経済的困難、家屋の老朽化が主な原因ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第70号、平成21年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について、まず、決算の認定について申し上げます。

平成21年度は水道料金が上がった年だったと思いますが、料金改正により、幾らぐらい上がる見込みだったのですかとこの質疑に対し、当初予算では、1,200万円の収益が上がるの見込んでいましたが、給水収量が21万5,232m<sup>3</sup>減っていますので、供給単価101円50銭を掛けると2,184万6,048円減になり、20年度と比較して211万5,540円減になります。指宿地区が849万3,860円減、山川地区が346万2,790円増、開聞地区が336万5,530円増で、水道料金4年間の段階的措置を経ながらの措置ですが、1,200万円増える予測の分が、観光客等の入込客の減によってかなり減っています。また、ホテル関係も925万9千円減になっていますので、人口減とか、あるいは料金値上げによる節水志向と、洗濯機の節水機能の普及などによって減収になったと解釈していますとの答弁でした。監査委員の未収金に関する意見で、給水停止

処置を含めた対策を行い、早期の徴収に努めるべきだという意見が出されているのですが、今後どのように対応するのですかとこの質疑に対し、21年度中に給水停止の予告をしたのが93件ですが、徴収率を上げると同時に、水道料金は払ってもらうのが当然ですので、今後も努力してまいりたいと考えていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、剰余金処分案について。当年度末処分利益剰余金1億2,733万8,600円のうち、地方公営企業法に基づき、減債積立金6,400万円、建設改良積立金に6,300万円積立処分し、残額33万8,600円を翌年度に繰越ししようとするものでありますが、別に質疑、意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時 17分

再開 午前 11時 24分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

11番議員（前之園正和） 議案第62号、一般会計決算、第63号、国民健康保険特別会計決算、第70号、水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について、それぞれ反対の討論を行います。

まず、議案第62号であります。決算の審査にあたっては、単に数値の整合や予算どおりの執行かどうかということにとどまらず、市民のための執行がなされているかどうかということが重要な判断の基準でなければなりません。つまり、予算に対する評価と一体不可分のものであります。21年度は、大幅な補助金見直しによって、678万円以上の補助金削減がなされ、基本的には、市民の負担や市民サービスの後退につながっています。市民には負担を強いる中で、メディポリス指宿には3,796万9千円の奨励を行い、その点では、庶民の味方でなく、強い者の味方の政治が行われていると言われても仕方がありません。適齢者情報と称して、自衛隊からの要請にこたえて、指宿市民の氏名、年齢、性別、住所の4情報を提供し、その数は、21年度分で22歳男女の331人、18歳男女の393人、15歳男子の216人の計940人に及んでいます。全国では情報を提供していないところも多く、県内でも提供していないところがあると聞いています。また、所定の手続きに基づいて閲覧をすれば手数料も生じますが、

閲覧ではなく提供だということから、無料提供になっています。個人情報的大事にされる近年にあって問題であります。市民の視点に立つならば、幾つかの重要な問題点を含んだ決算でありますので反対をいたします。

次に、議案第63号、国保特別会計であります。平成21年度の国保税は値上げがなされ、試算段階では、その値上げ幅は7,000万円規模ということでした。実際には、所得の変動などがありますから、値上げによる増収分は5,000万円程度ということになります。今や国保税は所得に対する負担が重く、健康を守るべき保険制度が生活そのものを壊すほどのものと化している現状です。その最大の原因は、国が負うべき責任を回避し、国庫負担の率と額を減らしてきていることにあります。国保税を引き下げ、払える国保税にするためには国庫負担率を元に戻すことが重要です。一方、地方自治体に課せられた責務は、地域住民の暮らしを守ることでありますから、一般会計からの繰入れなど、あらゆる施策を講じて市民負担を軽くする努力こそが求められるところであります。そこで決算を見てみますと、歳入・歳出差引残高が3,376万7,974円、それに21年度中の基金の増加分5,691万3,256円を加えると、19,068万1,230円になります。これは値上げによる増収分5,000万円がなかったとしても、年間歳入・歳出残高が4,000万円ほど残ったということを示しています。7,000万円規模の値上げを2年連続でしなきゃいけないと言っていたわけですが、2年どころか、そもそも値上げの必要はなかったということではないでしょうか。以上のようなことを踏まえて、市民の暮らしを守る立場から国保税値上げの予算の執行である本決算に反対をいたします。

次に、第70号、水道会計関連であります。平成21年度は水道料金が値上げされた年であり、合併時は、それぞれ旧自治体の料金体系を維持しましたが、料金体系の統一そのものは必要としても、旧自治体で一番高かった旧指宿の料金体系よりも高くしたのが21年度の料金改定でした。市町村合併における基本理念は、サービスは高く、負担は軽くということでしたが、この値上げは合併の基本理念に反するもので、市民負担を更に増やすものでしたから、予算の段階でも共産党は水道料金値上げに反対したところであります。また、決算の数字を見ても、料金値上げの増収分を1,200万円ほど見ていたのに対して、当年度純利益が1億2,700万円になるなど、値上げしなくてもよかったということを数字が示しております。なお、実際には、水道料金値上げによる収入見込み1,200万円でしたが、諸事情で水道料金は前年度比減になっているということになりますが、いずれにしても、値上げの根拠が崩れたことには変わりはありません。以上のようなことから、決算70号の決算認定に反対をいたしますと同時に、剰余金処分案についても同趣旨にて反対をいたします。

議長（松下喜久雄） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第64号から議案第69号までの6議案を一括して採決いたします。

6議案に対する委員長報告は認定であります。

6議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号から議案第69号までの6議案は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第62号、平成21年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松下喜久雄) 起立多数であります。

よって、議案第62号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第63号、平成21年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松下喜久雄) 起立多数であります。

よって、議案第63号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第70号、平成21年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について、のうち、決算の認定について、を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は認定であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本決算は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松下喜久雄) 起立多数であります。

よって、議案第70号のうち、決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第70号のうち、剰余金処分案についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、議案第70号のうち、剰余金処分案については、原案のとおり可決されました。

#### 議案第81号及び議案第82号一括上程

議長（松下喜久雄） 次は、日程第12、議案第81号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて、及び日程第13、議案第82号、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### 提案理由説明

市長（豊留悦男） 今次、第4回指宿市議会定例会に提案いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件1件、指宿市過疎地域自立促進計画に関する案件1件、条例に関する案件3件、補正予算に関する案件7件の計12件であります。

まず、議案第81号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、平成22年10月28日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第82号、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について、であります。

本案は、平成22年8月10日に行われた人事院勧告の趣旨に基づき、市職員の給料、期末手当及び勤勉手当の額並びに特定任期付職員の給料及び期末手当の額並びに特別職の職員、教育長及び議会議員の期末手当の額を改定するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。なお、議案第81号及び議案第82号の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（渡瀬貴久） それでは、命によりまして、議案第81号及び議案第82号について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第81号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の平成22年度指宿市一般会計補正予算（第9号）の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ800万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を210億1,427万2千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、10ページをお開きくださ

い。

款6商工費，項1商工費，目2商工業振興費800万円の補正につきましては，口蹄疫に対する経済支援対策として，市単独事業によるプレミアム付き商品券発行事業に対する市補助金960万円を平成22年度9月補正で計上しておりましたが，10月7日，県が新たに，鹿児島県地域経済活性化販売促進緊急支援事業として，商品券発行事業のプレミアム分2分の1を補助する制度を創設したことから，同事業を活用してプレミアム商品券の増額発行を行うものであります。10月27日付けで県の補助金の交付決定がありましたので，緊急経済支援対策として歳末商戦に向けた早期販売を行うことが効果的であると判断されたことから，専決処分により追加額を計上したものであります。

次に，歳入についてご説明いたしますので，9ページをお開きください。

款15県支出金，項2県補助金，目5商工費県補助金800万円の補正につきましては，プレミアム付き商品券の発行総額1億7,600万円に係るプレミアム代10%の1,600万円に対する2分の1の県補助金を計上したものであります。

次は，提出議案の3ページをお開きください。

議案第82号，指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について，であります。

本案は，平成22年8月10日に行われた人事院勧告の趣旨に基づき，指宿市職員の給料，期末手当及び勤勉手当，特定任期付職員の給料及び期末手当の額を減額改定するとともに，職員に準じ，市長，副市長，教育長及び議会議員の期末手当についても減額をするほか，本年度中の民間との給与較差分0.19%を12月に支給する期末手当で調整するため，関係条例の所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容についてご説明申し上げますので，4ページをお開きください。

指宿市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例として，指宿市職員の給与に関する条例のほか，関係条例5件を改正することとしております。なお，今回の改正の中には，同一の条例を2回改正するものがあります。これにつきましては，本年度以後支給する期末手当及び勤勉手当の合計の年間支給月数を一般職員については0.2月分，再任用の一般職員については0.1月分，特定任期付職員，市長，副市長，教育長及び議会議員の期末手当の年間支給月数については，0.15月分を減額しようとしておりますので，まず，これらの年間支給月数について，1回目の条例改正で，一般職の本年12月の期末手当及び勤勉手当の支給月数と特定任期付職員，市長，副市長，教育長及び議会議員の本年12月の期末手当の支給月数を改正した後に，2回目の条例改正で，平成23年4月1日以降に支給する期末手当及び勤勉手当について，一般職については，6月，12月の期末手当及び勤勉手当の支給月数を改正し，特定任期付職員，特別職，教育長及び議会議員については，6月，12月の期末手当の支給月数を改正することとしております。

それでは，各条についてご説明いたします。

まず、第1条では、指宿市職員の給与に関する条例第19条の改正において、本年12月に支給する一般職員の期末手当の支給率100分の150を100分の135に、本年12月に支給する特定管理職員の期末手当の支給率100分の130を100分の115に、再任用職員のうち、一般職員の本年以後の12月に支給する期末手当の支給率100分の85を100分の80に、再任用職員のうち、特定管理職員の本年以後の12月に支給する期末手当の支給率100分の75を100分の70に改め、条例の第22条の改正においては、本年12月に支給する一般職員の勤勉手当の支給率100分の70を100分の65に、本年12月に支給する特定管理職員の勤勉手当の支給率100分の90を100分の85に、再任用職員のうち、一般職員の本年12月に支給する勤勉手当の支給率100分の35を100分の30に、再任用職員のうち、特定管理職員の本年12月に支給する勤勉手当の支給率100分の45を100分の40に改め、附則の改正においては、当分の間、6級以上の給料表適用職員のうち、55歳以上の職員については、本年12月以後の給料、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の支給について、支給の基礎となる額の1.5%を減額して支給するほか、概ね40歳代以上の職員に適用される給料表については、本年12月から、平均で約0.1%を減額した給料表に改定しようとするものであります。

次に、第2条では、指宿市職員の給与に関する条例の第19条の改正において、平成23年4月1日以降に支給する期末手当について、一般職員の6月の期末手当の支給率100分の125を100分の122.5に、12月の期末手当の支給率100分の135を100分の137.5に、特定管理職員の6月の期末手当の支給率100分の105を100分の102.5に、12月の期末手当の支給率100分の115を100分の117.5に改め、条例の第22条の改正において、平成23年4月1日以降に支給する勤勉手当について、一般職員の勤勉手当の支給率100分の65を100分の67.5に、特定管理職員の勤勉手当の支給率100分の85を100分の87.5に、再任用職員のうち、一般職員の勤勉手当の支給率100分の30を100分の32.5に、再任用職員のうち、特定管理職員の勤勉手当の支給率100分の40を100分の42.5に改めるなど、一般職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給額について、合計で100分の20、再任用職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給額について、合計で100分の10の額を減額しようとするものであります。

次に、第3条では、平成18年指宿市条例第224号指宿市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則第7項の改正において、同項に規定している平成18年の給与制度改正時の現給保障額について、本年12月以降に支給する当該現給保障額を、100分の99.59又は100分の99.83の割合を乗じて得た額に減額しようとするものであります。

次に、第4条では、指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の第4条第1項の改正において、一般職の任期付職員のうち、特定任期付職員の本年12月以降に支給する給料月額を一般職員との均衡を考慮した額に減額し、12月の期末手当の支給率100分の165を100分の150に減額しようとするものであります。

次に、第5条では、指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の第5条第2項の改正

において、一般職の任期付職員のうち、特定任期付職員の平成23年4月1日以降に支給する6月の期末手当の支給率100分の145を100分の140に、12月の期末手当の支給率100分の150を100分の155に改め、特定任期付職員の年間の期末手当支給額について、合計で100分の15の額を減額しようとするものであります。

次に、第6条では、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の第4条第2項の改正において、市長、副市長の本年12月の期末手当の支給率100分の165を100分の150に減額しようとするものであります。

次に、第7条では、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の第4条第2項の改正において、市長、副市長の平成23年4月1日以降に支給する6月の期末手当の支給率100分の145を100分の140に、12月の期末手当の支給率100分の150を100分の155に改め、市長、副市長の期末手当の年間支給額について、合計で100分の15の額を減額しようとするものであります。

次に、第8条では、指宿市教育長の給与等に関する条例の第4条第2項の改正において、教育長の本年12月の期末手当の支給率100分の165を100分の150に減額しようとするものであります。

次に、第9条では、指宿市教育長の給与等に関する条例の第4条第2項の改正において、教育長の平成23年4月1日以降に支給する6月の期末手当の支給率100分の145を100分の140に、12月の期末手当の支給率100分の150を100分の155に改め、教育長の期末手当の年間支給額について、合計で100分の15の額を減額しようとするものであります。

次に、第10条では、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の第7条第2項の改正において、議会議員の本年12月の期末手当の支給率100分の165を100分の150に減額しようとするものであります。

次に、第11条では、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の第7条第2項の改正において、議会議員の平成23年4月1日以降に支給する6月の期末手当の支給率100分の145を100分の140に、12月の期末手当の支給率100分の150を100分の155に改め、議会議員の期末手当の年間支給額について、合計で100分の15の額を減額しようとするものであります。

また、附則におきまして、この条例の施行に関し、必要な措置等を定めようとしておりますので、その主なものをご説明いたします。

まず、附則第1条では、この条例の第1条、第3条、第4条、第6条、第8条、第10条については、平成22年12月1日から、その他の条項は平成23年4月1日から施行することとしております。

次に、附則第2条では、今回の改定により給料表の改正の対象となる職員について、本年4月に支給すべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当の月額合計額に100分の0.28を乗じた額に本年11月までに在職した月数を乗じて得た額と、本年6月に支給した期末手当及び勤勉手当の額に100分の0.28を乗じて得た額の合計額を本年12月に支給する期末手当から減

額することとしております。

次に、附則第3条では、条例第1条の指宿市職員の給与に関する条例の一部改正における附則第12項の改正により、本年12月から給料月額等の1.5%の減額を開始する職員について、その開始対象となる職員は、平成22年4月1日以前に55歳に到達した者で、かつ、本年12月1日までに6級の職員になった者とするとしております。

次に、附則第4条では、当該附則で定めているもののほか、この条例の施行に関し必要な事項については規則で定めることとしております。

また、附則第5条及び附則第6条では、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正において、同条例附則第12項に55歳を超える特定管理職員の給与支給に関する規定が設けられたことにより、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び指宿市職員の育児休業等に関する条例中に読替え規定を加えるものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 0時58分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第81号及び議案第82号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

議長（松下喜久雄） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

11番議員（前之園正和） 議案第82号について伺います。市職員などの期末手当の引き下げや、民間より高いとされる部分についての給料を引き下げることが主な内容としております。労働法に関する基本理念は、給料を含む労働条件は引き下げるのではなく、向上を目指すこととなっているのが基本理念だと思っております。そこで伺いますが、給料を含む労働条件は、本来、引き下げるのではなく、向上を目指すべきということとの関係で、本議案は、問題ではないかというふうに思いますが、そのことについてはどう思われるか、まず伺います。

もう1点は、職員組合との協議並びに協議があったとすれば、合意の有無はどうなっているか、それぞれ協議がなされたのか、合意に達したのかということをお伺いします。

総務部長（渡瀬貴久） ただいまのご質疑についてでございますけれども、地方公務員の給与につきましては、地方公務員法第14条において、地方公共団体は、法律に基づいて定められた給与、勤務時間、その他の勤務条件が、社会一般の情勢に適應するように、随時、適切な措置を講じなければならないと、情勢適應の原則というものが定められております。また、

同法の第24条第3項の規定におきましても、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないという給料、勤務時間、その他の勤務条件の根本基準等が定められているところであります。そのような中で、人事院が行っている給与勧告は、公務員に労働基本権が制約されていることの代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するための機能を有するものでありまして、従来から、給与水準の改定のみならず、給与制度等の見直しについても、その対象として行っております。そのようなことから、本市の職員の給与等につきましても、こういった人事院勧告の趣旨に基づきまして、これまでも給与勤務時間、その他の勤務条件の根本基準等についての改正を行っているところでありまして、本議案も、こうしたことに基づき提案しているところであります。

また、職員組合との協議、合意についての状況のお尋ねですけれども、今回の給与改正につきましては、職員団体とも協議を行いまして、合意にいたっているところであります。

- 1 1 番議員（前之園正和） 人勤に基づいての措置ということは十分知っているわけですが、考え方の問題として、例えば、公務員と民間と比べて、民間よりも高いから引き下げるといふことからいえば、全体の購買力の低下につながり、景気の低迷の方向になるのではないかということが思われるわけですね。その辺のところをどのように考えるかということをお伺いしたいと思うんですけれども、人勤についての手続きだということを知っているんですけれども、そういう景気を冷やすことに、低く統一としていくとですね、なるのではないかという気がするので、そこをどう考えるか伺います。

総務部長（渡瀬貴久） 公務員の給与につきましては、社会一般の情勢に適用するようにと、ということが基本的に求められておりますので、この人事院等が、労使当事者以外の第三者の立場に立って、民間企業等の比較に基づき給与勧告を行うことによりまして、適正な処遇を確保し、公務における人材の確保や労使関係の安定というものが図られ、能率的な行政運営を維持すると、そのようなものとして理解しております。

議長（松下喜久雄） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第81号及び議案第82号の2議案は、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号及び議案第82号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第81号について採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第82号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第83号～議案第92号一括上程

議長(松下喜久雄) 次は、日程第14、議案第83号、指宿市過疎地域自立促進計画について、から、日程第23、議案第92号、平成22年度指宿市水道事業会計補正予算(第3号)について、までの10議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### 提案理由説明

市長(豊留悦男) それでは、ご説明を申し上げます。

まず、議案第83号、指宿市過疎地域自立促進計画について、であります。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行により、過疎地域自立促進特別措置法の失効期限が6年間延長されたことに伴い、新たな過疎地域自立促進市町村計画の策定が必要となったことから、同法第6条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第84号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、指宿市職員及び指宿市技能・労務職員の給与から控除できる法定外控除の項目を追加するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第85号、指宿市開闢農業用かんがい用水施設条例の一部改正について、であります。

本案は、指宿市開闢農業用かんがい用水施設について、施設の維持管理費の経費削減を図ることを目的に、施設使用料について現行の使用水量による料金制から耕作面積による定額制に変更するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第86号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ1億3,948万5千円を追加し、予算の総額を211億5,375万7千円にしようとするものであります。

次は、議案第87号、平成22年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ1億524万9千円を追加し、予算の総額を74億9,012万4千円にしようとするものであります。

次は、議案第88号、平成22年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ145万8千円を追加し、予算の総額を1,071万4千円にしようとするものであります。

次は、議案第89号、平成22年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、現計予算の歳出総額の中に、歳出予算の組替えをしようとするものであります。

次は、議案第90号、平成22年度指宿市唐船峽そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組替えをしようとするものであります。

次は、議案第91号、平成22年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入・歳出からそれぞれ52万7千円を減額し、予算の総額を7億5,159万6千円にしようとするものであります。

次は、議案第92号、平成22年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、収益的支出を199万6千円減額し、収益的支出額を6億7,834万6千円に、職員給与を188万円減額し、職員給与費額を1億8,097万5千円にしようとするものであります。

なお、詳細につきましては、関係各部課長に説明いたさせますので、よろしくご審議賜り

ますようお願い申し上げます。

総務部長（渡瀬貴久） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の17ページをお開きください。

議案第83号、指宿市過疎地域自立促進計画について、であります。

本案は、平成22年4月1日に過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行され、過疎地域自立促進特別措置法の失効期限が6年間延長されたことから、新たに平成22年4月1日から平成28年3月31日までの期間を対象とした過疎地域自立促進市町村計画の策定を行い、県との事前協議も終了したため、同法第6条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。今回の過疎地域自立促進特別措置法の一部改正では、過疎債の対象施設に図書館などが追加され、また、地域医療の確保や集落の維持・活性化等のソフト事業への過疎債の充当等が可能となりましたが、法律の趣旨・目的等に変更はありません。過疎債の充当事業は、本計画の中に掲載された事業でなければ適用されないことから、幅広く各種の事業を掲載させていただいております。なお、この計画につきましては、毎年度内容を見直し、計画変更分については県との協議を行い、その都度ごとに議会の議決を経て国に提出することとなっております。

次は、18ページをお開きください。

議案第84号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、指宿市職員の給与及び指宿市技能・労務職員の給与から控除できる法定外控除の項目を追加するため、関係条例2件の所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容についてご説明申し上げますので、19ページをお開きください。

まず、第1条では、指宿市職員の給与に関する条例第27条において、これまで条例で定められていた職員互助会の負担金及び職員団体の組合費等のほか、鹿児島県市町村職員共済組合が行う貯金事業に係る積立金、団体取扱いに係る生命保険料及び損害保険料及び職員が給与から控除を申し出たもので、市長が適当と認めるものという三つの項目を追加しようとするものであります。

次に、第2条では、指宿市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条において、第1条と同様三つの項目を追加しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

次は、23ページをお開きください。

議案第86号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ1億3,948万5千円を追

加して、歳入・歳出予算の総額を211億5,375万7千円にしようとするものであります。

第2条で、地方債の補正を計上しておりますが、これは5ページの第2表地方債補正でお示しのとおり、平成22年度から過疎計画におけるソフト事業分にも過疎債の充当が可能となったことから、過疎対策事業、ソフト事業の追加を計上するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて、ご説明させていただきますが、今回の補正予算の各目に、人件費の減額を計上しております。これにつきましては、人事院勧告及び育児休業による人件費の減額であります。なお、各目の人件費につきましては、25ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申しあげまして、以後の説明は割愛させていただきます。また、各目に賃金の減額も計上しておりますが、これにつきましても、人事院勧告に伴う月額臨時職員に係る賃金の減額でありますので、同じく説明は割愛させていただきます。

それでは、13ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節11需用費15万6千円及び節13委託料152万9千円の補正につきましては、開聞庁舎における自動火災報知器増設費用と同庁舎に保管してありますPCB廃棄物処理委託料を計上するものであります。同じく、節19負担金補助及び交付金50万円の補正につきましては、公民館修繕補助金及び広報用放送施設補修補助金の増を計上するものであります。

目2職員総務費、節9旅費59万円の補正につきましては、九州新幹線鹿児島ルート全線開業に伴い、アジア、特に中国からの観光客誘致に向け、中国との都市交流を進めるための旅費を計上するものであります。

14ページをお開きください。

目6財産管理費、節25積立金4,710万7千円の補正につきましては、今回の補正の財源調整として財政調整基金への積立金を計上するものであります。

目7企画費、節11需用費16万8千円の補正につきましては、共生協働のまちづくり指針の印刷製本費を計上するものであります。

目12諸費、節23償還金・利子及び割引料923万4千円の補正につきましては、児童福祉費、生活保護費及び障害者福祉費に係る平成21年度分の過年度精算に伴い、国庫支出金で683万8千円、県支出金で239万6千円の精算返納金を計上するものであります。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節11需用費及び節18備品購入費の合計41万3千円の補正につきましては、平成23年度から旅券事務を県から権限移譲することに伴い、IC旅券交付端末機購入費等の事前準備経費を計上するものであります。

次のページの款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節19負担金補助及び交付金1,246万3千円の補正につきましては、小規模の認知症高齢者グループホームが実施するスプリンクラー及び火災報知設備の整備費について、国庫補助対象となったことから、その補助金

を計上するものであります。同じく、節20扶助費295万7千円の補正につきましては、はり・きゅう等施術利用者の見込み増に伴う扶助費の増を計上するものであります。

16ページをお開きください。

目7老人保健総務費，節28繰出金145万8千円の補正につきましては，老人保健特別会計における平成21年度医療給付費実績精算に伴う財源として，一般会計からの繰出金を計上するものであります。

項2児童福祉費，目1児童福祉総務費，節8報償費から次のページの節19負担金補助及び交付金までの合計1,172万7千円の補正につきましては，地域子育て創生事業として，保健センター開放・育児相談事業など，九つの事業に係る事業費を計上するものであります。

目2児童措置費，節13委託料15万7千円の補正につきましては，休日保育事業，乳幼児一時預かり事業及び放課後児童健全育成事業の補助基準額の変更に伴う委託料の増で，節20扶助費4,371万9千円の補正につきましては，子ども手当受給対象者の増に伴う子ども手当に係る扶助費の増を計上するものであります。

目3母子等福祉費，節20扶助費318万4千円の補正につきましては，母子家庭の母親が看護師や介護福祉士の資格取得のための修業を支援する母子家庭自立支援給付費支給について，対象期間の変更や対象者の増に伴い扶助費の増を計上するものであります。

項4災害救助費，目1災害救助費，節20扶助費40万円の補正につきましては，大雨による床上浸水世帯が鹿児島県被災者生活支援金の交付対象となったことから，扶助費を計上するものであります。

款4衛生費，項1保健衛生費，次のページを開いていただきまして，目2予防費，節11需用費から節20扶助費までの，合計2,570万5千円の補正につきましては，平成22年度インフルエンザ3価ワクチンの新臨時接種に伴い，その接種費用について，非課税世帯は全額助成，中学生以下及び65歳以上は一部助成を行うため，その委託料と扶助費及び予防接種の案内通知に係る事務費を計上するものであります。

款5農林水産業費，項1農業費，目1農業委員会費，節8報償費から節14使用料及び賃借料までの合計15万8千円の補正につきましては，農業者年金業務委託手数料交付金の増額内示があったことに伴う事務費の増を計上するものであります。

次のページの目3農業振興費，節4共済費から節11需用費までの合計29万1千円の補正につきましては，緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用し，平成23年度に実施する農業振興地域内の農地調査の事前準備経費を計上するものであります。

項2林業費，目2林業振興費，節13委託料628万7千円の補正につきましては，松くい虫伐倒駆除事業費について，県から増額内示があったことから，委託料の増を計上するものであります。同じく，節19負担金補助及び交付金1,614万円の補正につきましては，公共治山事業に係る特別会費の確定に伴う負担金の増34万円，かごしま森林組合がふるさとの森再生事業

を活用して導入する高性能林業機械3台の購入事業費に対する補助金1,580万円を計上するものであります。

20ページをお開きください。

款6商工費，項1商工費，目3観光費，節19負担金補助及び交付金180万円の補正につきましては，九州新幹線鹿児島ルート全線開業及び観光特急運行記念イベント開催に係る実行委員会への負担金を計上するものであります。

款7土木費，次のページの項4港湾費，目1港湾建設費，節9旅費26万7千円の補正につきましては，指宿港海岸整備事業に係る九州整備局との事前協議等の旅費を計上するものであります。

項5都市計画費，目1都市計画総務費，節28繰出金52万7千円の減額補正につきましては，人事院勧告に伴い，下水道事業特別会計において，職員人件費の減額があったことから，同特別会計への一般会計繰出金を減額するものであります。

項6住宅費，目1住宅管理費，次のページを開いていただき，節11需用費240万円の補正につきましては，市営住宅の施設老朽化や住民退去時等に伴う住宅改修費用が増えていることから，施設維持費の増を計上するものであります。

款8消防費，項1消防費，目2非常備消防費，節11需用費52万円の補正につきましては，開闢地域の脇集落内に設置してある防火水槽の漏水修繕費を計上するものであります。

款9教育費，項2小学校費，目3学校教育振興費，節11需用費937万9千円の補正につきましては，平成23年度からの小学校教科書採択替えに伴う教師用教科書及び指導書の購入費の増を計上するものであります。次のページの節20扶助費140万円の補正につきましては，要・準要保護児童就学援助費の支給対象者の増に伴う扶助費の増を計上するものであります。

項3中学校費，目3学校教育振興費，節19負担金補助及び交付金37万5千円の補正につきましては，全国大会及び九州大会に出場した山川中学校柔道部員や開闢中学校陸上部員等の出場旅費の補助を計上するもので，節20扶助費100万円の補正につきましては，要・準要保護生徒就学援助費の支給対象者の増に伴う扶助費の増を計上するものであります。

次は，歳入についてご説明いたしますので，11ページをお開きください。

款14国庫支出金3,796万7千円の補正につきましては，節区分及び説明欄にお示しのとおり，子ども手当の受給者増に伴う国庫負担金の増額3,073万円，小規模の認知症高齢者グループホームが実施するスプリンクラー等整備に係る地域介護・福祉空間整備事業費補助金1,246万3千円の計上と，当初予算で国庫補助金として計上しておりました母子家庭自立支援給付金事業に係る財源につきましては，平成22年度は県に設置された安心子ども基金の活用により県補助金となることから，522万6千円を減額するものであります。

款15県支出金6,059万4千円の補正につきましては，節区分及び説明欄にお示しのとおり，子ども手当県負担金，新型インフルエンザワクチン実費負担費用軽減事業費，地域子育て創

生事業費，森林整備，林業木材産業活性化推進事業費などの県支出金を計上するものであります。

款18繰入金5,343万1千円の減額補正につきましては，今回の補正予算の財源調整として，財政調整基金繰入金を減額するものであります。

次のページを開いていただき，款20諸収入55万9千円の補正につきましては，節区分及び説明欄にお示しのとおり，住家災害見舞金事業費に係る被災者生活支援金，農業者年金業務委託事務費の追加額などを計上するものであります。

款21市債，項1市債9,379万6千円の補正につきましては，平成22年度から過疎計画におけるソフト事業分にも過疎債の充当が可能となりました。過疎債のソフト事業分の発行限度額は，人口，面積，財政状況などを条件に定められ，本市の発行限度額は9,379万6千円となっています。したがって，既に予算計上してある提案公募型補助事業など九つの事業に対し，9,379万6千円の一般財源を減額し，同額の過疎債を充当する財源組替えを行うもので，節区分及び説明欄にお示しのとおり，各目にそれぞれ過疎対策事業，ソフト事業分を計上するものであります。

内容についてでありますけれども，目1総務債460万円の補正につきましては，提案公募型補助事業に係る充当額の計上であります。目2衛生債2,790万円の補正につきましては，病院群輪番制病院運営事業費及び在宅当番・救急医療情報提供事業に係る充当額の計上であります。目3農林水産業債1,210万円の補正につきましては，かつお水揚げ奨励金及び農業近代化資金利子補給事業に係る充当額の計上であります。目9商工債750万円の補正につきましては，指宿市商工業制度資金利子補給助成金事業に係る充当額の計上でございます。目10民生債4,169万6千円の補正につきましては，はり・きゅう等施術助成事業，シルバー人材センター設置事業及び食の自立支援事業の計3事業に係る充当額の計上であります。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉部長（田代秀敏） それでは，命によりまして，健康福祉部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の24ページをお開きください。

議案第87号，平成22年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について，であります。

補正予算書の29ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で，歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ1億524万9千円を追加し，歳入・歳出予算の総額を74億9,012万4千円にしようとするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方からご説明いたしますので，39ページをお開きください。

款1総務費，項1総務管理費，目1一般管理費105万円の補正につきましては，平成23年度から国保連合会新共同電算システムにより出力される帳票等のレイアウトが変更されることに伴い，本市の電算システムを改修するための委託料を計上するものでございます。

款4後期高齢者支援金，項1後期高齢者支援金等，目1後期高齢者支援金117万1千円の補正につきましては，平成22年度の後期高齢者支援金の確定に伴う負担金でございます。

款5老人保健拠出金，項1老人保健拠出金，目1老人保健医療費拠出金351万1千円の補正につきましては，平成22年度の老人保健拠出金の確定に伴う負担金でございます。

款6介護納付金，項1介護納付金，目1介護納付金1,962万円の補正につきましては，平成22年度の介護納付金の確定に伴う負担金でございます。

款7共同事業拠出金，項1共同事業拠出金，目1高額医療費拠出金498万5千円の補正につきましては，平成22年度の高額医療費共同事業拠出金の概算額変更に伴う負担金でございます。

目3保険財政共同安定化事業拠出金4,606万7千円の補正につきましては，平成22年度の保険財政共同安定化事業拠出金の概算額変更に伴う負担金でございます。

款11諸支出金，項1償還金及び還付加算金，目3一般被保険者償還金2,884万5千円の補正につきましては，過年度分調整交付金の精算に伴う，国への償還金2,518万9千円並びに平成21年度特定健診・特定保健指導事業の精算に伴う，国等への償還金365万6千円を計上するものでございます。

次に，歳入についてご説明いたしますので，37ページをお開きください。

款1国民健康保険税3,200万円の減額補正につきましては，これまでの調定実績と今後の納付見込み等を勘案し，減額するものでございます。

款3国庫支出金，項1国庫負担金，目2高額医療費共同事業負担金16万3千円の補正につきましては，高額医療費共同事業拠出金の概算額変更増に伴う，国庫負担金を計上するものでございます。

項2国庫補助金，目1財政調整交付金105万円の補正につきましては，国保連合会の新共同電算システムの改修に伴う，本市の電算システム改修の国庫補助金を計上するものでございます。

款4県支出金，項1県負担金，目1高額医療費共同事業負担金16万3千円の補正につきましては，高額医療費共同事業拠出金の概算額変更増に伴う，県負担金を増額計上するものでございます。

次のページの款7共同事業交付金，項1共同事業交付金，目1高額医療費共同事業交付金465万9千円の補正につきましては，高額医療費共同事業拠出金の概算額変更増に伴う，高額医療費共同事業交付金を計上するものでございます。

目2保険財政共同安定化事業交付金4,606万7千円の補正につきましては，保険財政共同安定化事業拠出金の概算額変更増に伴う，保険財政共同安定化事業交付金を増額計上するもの

でございます。

款9繰入金，項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金8,514万7千円の補正につきましては，今回の補正予算の財源調整としまして，財政調整基金から繰入れをするものでございます。

次は，提出議案の25ページをお開きください。

議案第88号，平成22年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第3号）について，であります。

補正予算書の41ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ145万8千円を追加し，歳入・歳出予算の総額を1,071万4千円にしようとするものでございます。

それでは，説明の都合上，歳出の方からご説明いたしますので，50ページをお開きください。

款3諸支出金，項1償還金，目1償還金145万8千円の補正につきましては，平成21年度老人保健医療費の精算に伴う国及び県への償還金であります。

次に，歳入についてご説明いたしますので，49ページをお開きください。

款4繰入金，項1一般会計繰入金，目1一般会計繰入金145万8千円の補正につきましては，今回の補正の財源として，一般会計からの繰入金で調整するものでございます。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

産業振興部長（吉井敏和） それでは，命によりまして，産業振興部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の20ページをお開きください。

まず，議案第85号，指宿市開闢農業用かんがい用水施設条例の一部改正について，であります。

本案は，指宿市開闢農業用かんがい用水施設について，平成13年より供給を開始してきておりますが，メーター施設の更新維持管理において，今後，定期的に多額の費用を要することから，経費の節減を図るため，使用水量による料金制から，南薩土地改良区と同様に耕作面積による定額制方式に変更するため，本条例の所要の改正をしようとするものでございます。

次は，26ページをお開きください。

議案第89号，平成22年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について，であります。

補正予算書の51ページをお開きください。

補正の内容につきましては，現計予算の歳出総額の中において，歳出予算の組替えをしようとするもので，予算総額4,043万9千円に変更はございません。

それでは、補正予算書の58ページをお開きください。

給料等の人件費につきましては、人事院勧告に伴う給与改定によるものでありますので、内容につきましては、補正予算書の59ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申しあげまして、以後の説明は割愛させていただきます。

次に、款1温泉配給所費、項1温泉配給所費、目1総務管理費、節25積立金27万7千円の補正は、今回の歳出補正予算の財源調整といたしまして、財政調整基金に積立てを行うものでございます。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

建設部長（吉永哲郎） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の28ページをお開きください。

議案第91号、平成22年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

補正予算書の71ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額から歳入・歳出それぞれ52万7千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を7億5,159万6千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、80ページをお開きください。

款1総務費及び款2事業費の職員人件費を総額52万7千円減額しようとするものであります。

内容につきましては、平成22年人事院勧告に伴う人件費の減額であります。なお、各目の人件費につきましては、81ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申しあげまして、以後の説明は割愛させていただきます。

次は、歳入についてご説明いたしますので、79ページをお開きください。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金52万7千円の減額補正につきましては、今回の補正予算の財源調整として、一般会計繰入金を減額するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

開聞支所長（中間竜郎） それでは、命によりまして、開聞支所所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の27ページをお開きください。

議案第90号、平成22年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

補正予算書の61ページをお開きください。

補正の内容につきましては、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組替えをしようとするもので、予算総額2億3,555万円に変更はございません。

それでは、補正予算書の68ページをお開きください。

給料等の人件費につきましては、人事院勧告に伴う給与改定によるものでありますので、内容につきましては、補正予算書の69ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申しあげまして、以後の説明は割愛させていただきます。

次に、款1経営費、項1管理費、目1総務管理費、節7賃金22万2千円の減額補正につきましては、人事院勧告に伴う給与改定に準じて月額臨時職員に係る賃金を減額するものであります。同じく、節25積立金115万2千円の補正は、今回の補正予算の財源調整といたしまして、唐船峡そうめん流し整備等基金に積立てを行うものでございます。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

水道課長（松元修） それでは、命によりまして、水道課所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の29ページをお開きください。

議案第92号、平成22年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条におきまして、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款、水道事業費用の第1項、営業費用を199万6千円減額し、水道事業費用を6億7,834万6千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、第1項、営業費用は、人事院勧告に伴う給与改定によるものであります。

次に、第3条におきまして、当初予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を188万円減額し、1億8,097万5千円にしようとするものであります。なお、2ページ以降に説明書として、実施計画書等を添付してありますので、参照していただきますようお願いいたします。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時47分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます

議案第83号～議案第92号（質疑，委員会付託）

議長（松下喜久雄） これより，質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第86号を除く9議案については，お手元に配布いたしております議案付託表のとおり，それぞれの所管の常任委員会に付託し，議案第86号については，各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

新たに受理した請願3件及び陳情4件一括上程（委員会付託）

議長（松下喜久雄） 次は，日程第24，新たに受理した請願3件及び陳情4件を議題といたします。

請願3件及び陳情4件については，お手元に配布の請願文書表及び陳情文書表のとおり，所管の常任委員会に付託いたします。

休会中，審査を終了されますようお願いいたします。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

議長（松下喜久雄） 次は，日程第25，鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果を報告いたします。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長より，同広域連合議会の議員の選挙に関する規則第15条の規定により報告がありましたので，お知らせいたします。

投票総数461票，投票中，有効投票457票，無効投票4票，有効投票中，徳峰一成議員126票，松下喜久雄議員331票，以上のとおりであります。

なお，鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人につきましては，お手元に配布の鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙当選人名簿のとおりでありますので，ご了承願います。

散 会

議長（松下喜久雄） 以上で，本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は，これにて散会いたします。

散会 午後 1時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 前 原 六 則

議 員 福 永 徳 郎

## 第4回指宿市市議会定例会会議録

平成22年12月15日午前10時 開議

### 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 一般質問

### 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 1. 出席議員

|       |       |       |      |
|-------|-------|-------|------|
| 1番議員  | 井元伸明  | 2番議員  | 西森三義 |
| 3番議員  | 浜田藤幸  | 4番議員  | 高橋三樹 |
| 5番議員  | 田中健一  | 6番議員  | 木原繁昭 |
| 7番議員  | 高田チヨ子 | 8番議員  | 新宮領進 |
| 9番議員  | 下川床泉  | 10番議員 | 中村洋幸 |
| 11番議員 | 前之園正和 | 12番議員 | 物袋昭弘 |
| 13番議員 | 前原六則  | 14番議員 | 福永徳郎 |
| 15番議員 | 新川床金春 | 16番議員 | 六反園弘 |
| 17番議員 | 前田猛   | 18番議員 | 大保三郎 |
| 19番議員 | 下柳田賢次 | 21番議員 | 森時徳  |
| 22番議員 | 松下喜久雄 |       |      |

### 1. 欠席議員

20番議員 新村隆男

### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 市長     | 豊留悦男  | 副市長    | 富永信一  |
| 教育長    | 田中民也  | 総務部長   | 渡瀬貴久  |
| 市民生活部長 | 井元清八郎 | 健康福祉部長 | 田代秀敏  |
| 産業振興部長 | 吉井敏和  | 建設部長   | 吉永哲郎  |
| 教育部長   | 吹留賢良  | 山川支所長  | 岩崎三千夫 |

|            |       |              |        |
|------------|-------|--------------|--------|
| 開聞支所長      | 中間 竜郎 | 産業振興部参与      | 浜田 淳   |
| 総務課長       | 森 健一  | 人事秘書課長       | 満石 知   |
| 企画課長       | 下吉 龍一 | 行政改革推進室長     | 迫田 福幸  |
| 財政課長       | 邊見 重英 | 市民協働課長       | 上村 公德  |
| 環境政策課長     | 廣森 敏幸 | 地域福祉課長       | 久保 憲一郎 |
| 健康増進課長     | 前之園 透 | 観光課長         | 下吉 耕一  |
| 建設監理課長     | 三窪 義孝 | 学校教育課長       | 大野 清昭  |
| 学校給食センター所長 | 西花 治利 | 水道課長         | 松元 修   |
| 農業委員会事務局長  | 徳留 博昭 | 唐船峡そうめん流し支配人 | 神窪 勝   |

---

#### 1. 職務のため出席した事務局職員

|           |       |         |       |
|-----------|-------|---------|-------|
| 事務局長      | 新村 光司 | 次長兼議事係長 | 福山 一幸 |
| 主幹兼調査管理係長 | 上田 薫  | 議事係主査   | 濱上 和也 |

開 議

午前10時00分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、新川床金春議員及び前田猛議員を指名いたします。

#### 一般質問

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前原六則議員。

13番議員（前原六則） おはようございます。13番、前原六則でございます。傍聴者の小学生の皆さん、傍聴なされて勉強になればと思っております。

猛暑の夏から短い秋で、いきなり寒い冬の季節となりました。また、この12月議会は、一番目という緊張した質問者となっております。今年是指宿市の農家の皆さんにとりましては、オクラなど、春・夏野菜価格の高値維持ができて、さらに、冬作のスナップエンドウ、ソラマメの収穫も始まってまいりましたが、出だしとしては、価格も例年より高値で推移しているようで、いい年で終わることができるようでございます。

では、通告に従いまして質問をいたします。

まず、アジア圏の観光客誘致についてお尋ねいたします。国においては、少子高齢化と、今後予想されている人口減の中、地域経済の活性化、雇用の機会の創出、国際相互理解の増進等に資する観光立国の実現を目指し、平成20年10月1日に観光庁を立ち上げ、インバウンド、つまり、外国人旅行者の訪日者を、22年度目標1,000万人とした施策に取り組んでいる中で、鹿児島県も、中国に香港・上海駐在事務所を開設、韓国には、クリアソウル事務所に職員を派遣したりして、海外観光客への情報発信、収集体制整備をしていますが、これらの組織と本市の観光課との情報交換はどのようにしているか、お聞きいたします。

次に、マリンポート鹿児島島に入港した大型クルーズ船への県との連携によるWE LOVE天文館協議会、この取組の成功例はご承知のことと思いますが、谷山港のマリンポートに着く年間40隻前後のクルーズ船や、来年3月12日に開業の新幹線全線開通に向けたJR九州の海外での誘致活動に対しての県内の受入体制と、近隣地区の連携はどのような状況か、お聞きいたします。

先日、人気ある観光地として知れ渡っている大分の湯布院の魅力はどこにあるかと思ひ、

出かけてきました。ご承知のとおり、標高1,583mの由布岳と周囲約400m、深さ2mの金鱗湖と、少ないお寺を配した盆地の狭い範囲の地域に集約された観光地ではありますが、21年度の年間宿泊数約80万人のうち、韓国、香港を含めた中国、台湾の方々が3万5,000人余りで、日帰り客は13万5,000人余り、合計で17万人が訪れているとのこと。比べて、指宿地区のアジア圏からの21年度における観光来訪者はどの程度だったでしょうか。先日、同僚議員と上海に行き、そのとき訪問したJ N T O（日本政府観光局）、J R九州の両上海主席代表が異口同音に述べるには、指宿は世界の中でただ一つしかない砂むし温泉を生かし、海外旅行者にアピールすべきであると言っていました。指宿の魅力として、ソフト、ハードの両面をアピールする方策をどのように考えていらっしゃるか、お聞きいたします。

また、観光課は、指宿市内の観光業者のアジア圏からの旅行者に対して、接客用語、宿泊施設内の案内等の表示など、受入体制はどのようになっているか、把握していますでしょうか。

次に、先日、9日の新聞で報道されました、指宿の観光宿泊客の落ち込みへの対策として、海外観光客誘致を真剣に取り組むべきだと思えます。昨年6月に一般質問しましたが、多くの予算を執行している姉妹都市交流の意義の中に、日常の交流を考えると、ロックハンプトン市への交流内容を見直し、近隣のアジア圏との文化交流を活発に行うことが、多くの人的交流に役立つのではないのでしょうか。今後の取組についてどのように思うか、お聞きいたします。

続きまして、農業支援センターの組織機能向上についてお尋ねいたします。まず、指宿市内の農業振興策を推進するため、所期の目的は達成できているようであるか、お聞きするところであります。このことは、来訪者に対しての受付案内がスムーズにいったないとか、市内の集荷業者が栽培履歴作成のため、農薬等の適合チェック依頼にかなりの日時を費やしたことなどを聞き、本庁から離れていることによる、センター職員の目的意識、一体化についての内部検討会議等を行っているか、お聞きいたします。そして、山川支所、開聞支所では支所長がいることから、支所内での完結する事案等の情報等は、営農センターでも、農業支援センターでも把握できるようになっているか、お聞きいたします。また、農政課の直属の部長は本庁にいて、参与といえども決裁不可能な案件は、本庁まで出向き、産業振興部長と協議決裁しなくてはならない業務案件と、企画案件の時間的合理性をどのように考えているか、お聞きいたします。農業支援センターの存在価値は、指宿市の農業振興をいかにタイムリーに打っていくかということだと思えます。その意味から、農政関係の案件決裁については、基本的には、農業支援センターでの独立したシステムで行うことが必要なのではないかと思うんですが、どうでしょうか、お聞きいたします。

次に、身障者支援についてお聞きいたします。最近、40過ぎから高齢者における脳梗塞など、日常生活に支障を生じている方々が多くなっているようです。本人はもちろん、家族の

方々も、機能回復についての見通しにとっても不安を抱えているようでございます。この姿を見ますと、健常者の励ましよりも、同じような障害者ごとのサークルがあれば、もっと大きな心身の励みになるのではないかと思う次第です。行政として、同一身障者ごとの心身向上に向けたサークルの結成の手立てはできないかお聞きしまして、1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） アジアの国々から観光客にたくさんおいでいただくためのご質問をいただきました。国は平成18年12月に、観光立国推進基本法を作り、この中で観光を、21世紀における日本の重要な政策の柱として明確に位置付け、地域経済の活性化、雇用機会の創出、国際相互理解の増進等に資するものとしております。同法制定後、平成21年12月には、国土交通大臣を本部長とする観光立国推進本部が発足し、政府全体で観光立国の推進を図っていく体制が整えられたところです。こうした一連の動きを踏まえ、国は、平成25年に訪日外国人旅行者数を1,500万人、平成31年には2,500万人とするとの数値目標を掲げ、中国をはじめとする東アジア市場への訪日旅行促進事業の展開、地域が主体的に取り組む観光地づくりに対する支援の2点に重点を置いた、効果的な観光施策を展開していくこととしております。このような中、先般、官公庁が主催するビジット・ジャパン・キャンペーンや、九州観光推進機構が九州旅行説明会や商談会を中心に行った中国、上海、北京キャンペーンにも、指宿市の職員と花の女王が参加し、本市が温泉の豊富な地であることから好評をいただいたところであります。一方、上海万博の鹿児島の日において、山川ツマベニ少年太鼓が講演するのに併せ、本市の観光物産PR用の団扇を配布しましたが、この取組についても好評を得て、手ごたえを感じているところであります。このようなアジア圏での活動は、県を通じて、各国の県事務所や関係機関と連携を取りながら実施しているところであり、今後も情報発信や誘客促進に努めてまいりたいと考えております。

以下、いただいた質問につきましては、関係部長並びに関係参与に答弁をさせます。

産業振興部長（吉井敏和） 県内における受入体制及び他地域との連携についてのご質問でございました。県内各地域における外国人観光客の受入体制につきましては、それぞれ、外国語対応の観光案内板設置や、パンフレットの作成などに取り組んでいるようでございます。本市と県内各地域との連携につきましては、本市は南九州市、南大隅町とともに、いぶすき広域観光推進協議会を構成しており、同協議会の事業の中で、今年度、中国へのセールス及び商談会に参加し、本市への誘客推進に努めたところでございます。その他、鹿児島市、霧島市、南九州市及び本市で構成する、鹿児島県四地区観光連絡協議会におきましても、新たな外国語対応のパンフレットの発行につきまして、検討しているところでございます。観光客は、鹿児島県、あるいは南九州という広い範疇で考え、その中で本市に宿泊・訪問するわけですので、それぞれの市町村が、そこだけをPRするのではなく、広く県内各地の情報を提供できる体制を作っておく必要があると考えております。これまでも、先に述べた二つの協議会におきまして、相互連携及びPRを図ってきたところでありますが、今後、外国人

観光客を円滑にナビゲートできるよう、情報交換や連携を更に密にし、必要なホームページ等の情報整備を図ってまいりたいと考えております。なお、現在、霧島市等との広域での観光客受入体制についてどのような相互連携が図れるかなど、準備しているところでございます。

次に、本市に占めるアジア圏の観光客の割合についてでございます。本市を訪れる外国人観光客の状況でございますけれども、平成21年の外国人宿泊者数の合計は1万2,995人で、そのうち、アジア圏からの観光客が1万245人、率にいたしまして78.8%を占めております。その内訳は、台湾4,582人、韓国3,722人、香港853人、シンガポール586人、中国502人となっております。このように、国や県、本市の状況のいずれも、アジア圏からのお客様が、外国人観光客の7割、8割という高い率を示し、かつ、日本を訪問する外国人観光客は年々増加傾向にあるものと認識いたしております。平成22年の状況につきましては、9月まででございますが、外国人宿泊者数の合計は1万5,710人と前年を2,715人上回っており、世界的な景気低迷からの回復、円高、ウォン、ドル安の影響緩和、新型インフルエンザの終息等が主な要因と考えられ、台湾から6,528人、韓国から6,051人と、前年に比べて大幅に増加し、平成20年の水準を回復しつつございます。次いで香港から827人、中国から618人、シンガポールから201人となっております。これらアジア圏域の合計は1万4,225人、全体に占める割合は90.5%となっている状況でございます。海外からの観光客から本市を選んでいただく要素は数多くあると思っております。主にその中でも、温泉や食・文化などの魅力、知名度や関心の高さ、海や山など自然豊かな景観、交通アクセス、受入体制などがあるものと認識いたしております。本市には天然砂むし温泉をはじめとして豊富な温泉を有し、知林ヶ島や池田湖、開聞岳、長崎鼻などの風光明媚な資源にも恵まれ、食に関してはオクラやソラマメ、かつおのたたきなどに加え、新たな、温たまらん井やそら豆スイーツ、温たまらん豚などが開発されてきております。受入体制につきましては、まち歩き観光ガイドや、観光案内所のリニューアル、外国語対応のスタッフ配置などが図られてきており、市民一人一人には菜の花マラソンで培ってきたおもてなしの心があると思っております。先日、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業の一環として、観光庁主催により、幕張メッセで国外から約300名の旅行関係者を招いて商談会が開催されました。そのうち、中国や韓国、ロシア、シンガポールなど13カ国30名の方々が、商談会後に鹿児島・宮崎を対象とした視察ツアーに参加し、本市で11月27日に意見交換会が開催されたところでございます。彼らのほとんどが、鹿児島・本市を初めて訪問した方々でございましたけれども、温泉や風光明媚な自然資源など、指宿に好感を持ってくださったことが確認でき、有意義な意見交換ができたものと思っております。このことは、本市にとりまして大きな自信になりましたので、今後も関係機関と連携しながら、先に述べた五つの魅力的な要素を満たすことを念頭に置き、外国人観光客にも喜んでもらえるような観光地づくりを更に推進してまいりたいと考えております。ホテル

や旅館等の受入体制につきましては、今後増加が見込まれる外国人観光客に対して、それぞれで準備を進めてきていると伺っているところでございます。外国人の嗜好や文化、考え方などを知るための研修会、接遇マナーの向上、施設内における外国語による表示案内、また、ホテルによりましては独自に新たな外国語を話せるスタッフを配置するなど、周辺のホテル・旅館と連携しながら、あるいは独自の努力により体制づくりに努めているところでございます。観光協会におきましても、観光案内所へ先般、英語を話せるスタッフを配置したところでございまして、今後、中国語や韓国語にも対応可能なスタッフを順次配置していく予定であると聞いているところでございます。今後の受入についてのご質問でございます。市が行う外国人の受入対策につきましては、今年度、4か国語対応の観光PRDVDを作成しており、完成後、広く旅館やホテル等に配布しようとして計画しております。また、5月に開設した西大山駅観光案内所には、駅周辺の観光スポットを案内した4か国語対応のパンフレットを配置したところでございます。さらに今後、指宿駅や山川駅、開聞駅に、4か国語対応観光案内板の設置を予定しております。また、市全体の4か国語対応の観光パンフレットの作成や、観光ホームページの充実につきましても取り組んでまいりたいと考えているところでございまして、今後さらに、国や県とも連携したビジット・ジャパン・キャンペーン事業への対応等を通じ、機会をとらえて外国からのエージェントやマスコミ等に対し、本市の魅力を発信してまいりたいと考えているところでございます。しかし、まず一番大事なことは、外国人観光客に対し、市民一人一人自らが、下手でもいいから勇気を持って相手国の言葉で歓迎の意を表し、簡単な挨拶などコミュニケーションができるようなきっかけを作ることであり、それが外国人観光客への真の感動を与えることにつながるものと考えております。このようなことから、今年度事業で、簡単な4か国語会話集を作成し、宿泊業者や商工業者・事業者はもとより、子供たちも含めて、できるだけ多くの市民に配布したいと考えているところでございます。本市としましては、外国人観光客対策は、非常に重要な課題と認識しておりますので、県や関係機関とも連携し、広く市民の皆様のご協力をいただきながら、そして、外国人観光客へのおもてなしの心を念頭に置き、順次、施策の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

産業振興部参与（浜田淳） いぶすき農業支援センターの組織機能についてのご質問ですが、当センターは、本年5月、市の農業振興の拠点として開設し、約7か月が経過いたしております。この間、農業支援センターを構成する農政課、農業委員会、JAいぶすきの相互の連携はもとより、同じ建物の2階にある県南薩地域振興局農政普及課・指宿市十二町駐在との連携強化が可能となり、所期の目的であります市全体の農政を集約して担当する部署としての機能が充実してきたものと認識しております。施設の設置場所が本庁から少し離れているため、ややもすると、市行政の他の部署との連携ができなくなるのではないかと危惧されることもありますが、パソコンネットワークによる情報伝達、毎日の庁舎間使送便システムな

ど、あらゆる手段を活用することにより、情報の共有や各案件の事務処理が円滑に行われております。次に、来訪された方に対する受付案内での業務でございますが、農業支援センター設置当初は、不慣れな面もあったかと思いますが、現在はおおむねニーズに沿った対応ができるようになってきたのではないかと考えております。また、農薬使用につきましては、本来は、農業者自らの責任において行うべきものであります。農業支援センターが設置されてから、限られた職員数で市内全域にエリアが拡大したことなどの状況の中で、業務の合間を縫って、栽培利益作成のための農薬等の適合チェック表を作成し、提供してまいったのが実情です。この件に関しましては、市内集荷業者と協議を重ね、市が関与しない形で農薬適合チェックを行うことについて合意しているところでございます。このことによりまして、本来なすべき栽培技術の指導などの体制を強化できるものと考えているところでございます。農業支援センター内での内部検討会議につきましては、原則、最低月2回の開催を計画しており、これまで14回開催し、日程調整、業務内容のすり合わせや検討を行っているところであります。このように、現在、農業支援センターにおきましては、認定農業者の経営相談や、新規就農希望者の就農相談、農地相談など、様々な農業ニーズに対しまして、関係機関が迅速に連携したワンストップサービスを提供できる環境が整ってきました。今後は、更に関係機関との連携を深め、相互の農業振興策などの情報をリアルタイムに共有しながら、関係機関が補完し合って農業者をサポートできるよう、農業支援体制の強化につなげてまいりたいと考えております。

次に、山川、開聞の各庁舎との連携につきましては、各庁舎の地域振興課に農政相談窓口を設けまして、農業支援センターが各地域で発生した事案に対処しているところでございます。各庁舎の農政相談窓口に得られた情報は、農業支援センターへの各部署へ電話等により伝達されます。これを受けまして、農業支援センター職員が必要に応じまして農業者等との連絡調整や現地踏査などを行い、事案に対処しているところでございます。したがって、いぶすき農業支援センターにおきましては、山川・開聞地域における事案を含め、市内全域の農業関係案件を把握し、対処しているところでございます。

次に、業務案件決裁と企画案件決裁等につきましては、農政課の決裁事務についてご説明いたします。農政課が所属します産業振興部には、部長以外に参与職が配置されており、農政課長を兼務しております。事務決裁の流れといたしましては、業務案件、企画案件の何れの場合であっても、内容によりまして、農政課長決裁で完結するもの、産業振興部長の決裁を要するもの、市長・副市長まで決裁を要するものに区分されておりますので、案件ごとに、参与兼農政課長が決裁区分を判断し、処理しております。基本的には、軽易な案件につきましては、参与、または農政課長決裁で完結し、それ以外の案件につきましては、産業振興部長を通じまして市長・副市長に判断を仰ぐような流れになっているところでございます。

総務部長（渡瀬貴久） アジア圏の観光客誘致の中で、ロックハンプトン市との交流費用を見

直し、浮いた分をアジア圏域の国との交流に振り向けてはどうか、今後の取組についてというご質問でございました。ロックハンプトン市との交流で、特に大きな意義があるのは、青少年の海外派遣事業であります。ふるさとの未来を担う青少年が、若いうちに海外で研修をし、現地の人々と触れ合ったり、同世代の仲間の家にホームステイをし、異文化に触れたり、国際性を高めることは、とても貴重なことだと考えています。また、教育の面では、ロックハンプトン市での体験そのものが教育の目的であり、効果であることから、大きな成果を果たしている事業であると認識しております。平成20年度から事業の内容を見直し、現地のカシードロ高校とタイアップし、より安価な料金で、新しいプログラムによる相互交流がスタートできるようになりました。平成23年度からは指宿市での受入れも始まります。指宿市の多くの生徒が同世代のロックハンプトン市の生徒たちと触れ合い、異文化に触れる格好の機会になるのではないかと考えております。一方、アジア圏、中国との交流につきましては、今議会に補正予算を提案しておりますが、九州新幹線鹿児島ルート全線開業に伴いまして、アジア、特に中国からの観光客誘致に向けて中国との交流を進めていこうと考え、訪中の計画を持っております。また、今年のイブに、観光特急がつなぐ国際交流推進事業といたしまして、中国人留学生との交流会を開催いたしますが、これにつきましても、今後の中国との交流のきっかけにしようとするものであります。中国との交流につきましては、民間レベル、草の根レベルでの交流が進展し、観光や文化、特産品の販売等を通じて、交流の成果を出していければと考えております。

次に、農業支援センターの組織機能の向上について、農業支援センターは、本庁から離れているので、単独の部長を置くべきではないかというご質問でございました。市では、農業振興や農業者の利便性の向上を図ることなどを目的に、本年度、県南薩地域振興局指宿庁舎において、農政課、農業委員会及びJAいぶすき営農部門が同じフロア内で業務を行う、いぶすき農業支援センターを設置したところでございます。同庁舎内で業務を行っている県南薩地域振興局農林水産部農政課・指宿市十二町駐在とも業務の連携が取れていることから、本市の農業振興や農業者の利便性の向上が図られているところでございます。いぶすき農業支援センターの設置に際しては、市及びJA、県との連携強化を図ることも重要になるとの考え方から、部長級の参与職を新たに設けたところでございます。いぶすき農業支援センターに単独の部長を置くかどうかにつきましては、同センターの今後の動向を見極めながら、効率的・効果的な組織機構について、総合的に研究・検討を進めてまいりたいと考えております。

健康福祉部長（田代秀敏） 同じ悩みを持つ障害者の心身向上に向けたサークルについてのご質問でございました。市内には、障害者等に関するサークル団体は、指宿市身体障害者福祉協会や、指宿市手をつなぐ育成会など、障害のある方とその家族で会を組織し、それぞれ会員相互の親睦と福祉の向上を図るため活動をいたしております。特に視覚・聴覚障害におか

れては、ボランティアの方々が手話や点字訳などのサークル活動を実施しております。ご質問でありますように、これまで元気でありました方が、脳梗塞等の脳疾患で体が不自由になった場合の本人、家族の心境を考慮するといかばかりかと察するところがございます。ショックのあまり、本人が治療・リハビリに前向きに取り組むことができない場合もあると思いますが、まずは専門の病院でカウンセリングを受けながら、しっかりとした治療・リハビリを受けることが大事なことでございます。そのためにも、家族や親族が一番の支えではないかと思うところがございます。市では、市内の障害福祉サービス事業所に委託をいたしまして、障害者等の悩みや不安の解消を図るため、身体、知的、精神の障害ごとに相談支援事業所を設置しております。病状が安定し、自立に向けて本人や家族等から相談等があれば、市としても、状況に応じた助言や障害福祉サービス等の提供ができるものと思っております。毎年、開催されておりますいぶすきふれ愛フェスタにおいては、障害者本人や家族等による体験発表、障害者の相談コーナーも設置しております。また、国立病院機構指宿病院が開催いたしました健康フェスタでは、医師による健康相談も実施されております。このような機会を利用させていただきたいというふうに思っております。脳疾患で体が不自由になられた同じ境遇の方々が家族会等の発足に向けた気運がございますれば、側面からの協力はできるのではないかと思うところがございます。

13番議員（前原六則） 2回目の質問といたします。韓国の高陽市と指宿市は、25年来の市民レベルの交流が続いております。また、中国は4月1日から中国向けの個人ビザの発給基準が緩和され、発給交換も全土に拡大されたことで、常住人口1,858万人とも言われている上海からの旅行者が増えることも考えられます。そこでお聞きしますが、観光で訪れるアジア圏の方々への魅力的な温泉地づくりを進めるため、これまで訪れた観光客の属性、行動、消費単価、満足度、再来訪希望といった質に関する観光客意識調査を最近いたしていますか。先ほど中国からの客が700人と、韓国等からの来られる6・7,000人の方と比べて現在は非常に少ないわけです。要するに、こういう調査をしながら、今後多くなるであろう中国からの客の受入体制を整えるべきではないかと思うんですが、そのあたりをお聞かせください。

産業振興部長（吉井敏和） 外国人観光客を対象とした意識調査につきましては、これまで実施したことはございません。しかし、今後、外国人観光客がますます多くなることが予想されますので、よりの確に観光客の動向ニーズを把握するために、外国人観光客への意識調査の実施を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

13番議員（前原六則） そのように前向きに、これから増えるであろう上海関係のですね、来訪者に、積極的に地元の体制を整えていただきたいと思います。そういう中で、観光庁の観光地づくり施策として、観光地が連携し、二泊三日以上の滞在が可能な観光圏を形成することで、民間のソフト事業に対する補助制度や、各種法律の特例などにより、地域の自主的な取組を支援し、国際競争力の高い、魅力ある観光地づくりを推進する観光圏整備法

を活用して、7月27日時点で、認定観光圏として全国に45地域が、地域の発展に活力を得ようと一生懸命取り組んでいるようでございます。この整備法について、県との情報交換したことはありますか、お聞きいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 観光圏整備法の導入について、鹿児島県と情報交換をしたことは現在までのところございません。現在、観光圏は全国に45圏域があり、九州には、阿蘇九重観光圏、雲仙天草観光圏をはじめとして、六つの圏域がございますけれども、本市を含めて鹿児島県内におきましては、まだこの観光圏となっている圏域はないという状況でございます。観光圏としての認定を受けるためには、関係自治体との協議、協議会の設置、協議会運営主体の決定、財政面の配慮など数多くの課題をクリアしていかなければなりません。このような状況下で、当面、鹿児島県四地区観光連絡協議会や、指宿広域観光推進協議会などを通じた広域的な連携を図りつつ、相手もあることでございますので、観光圏認定に向けての気運醸成が図られた段階で、協議会の設置や、観光圏を対象とした各種補助制度の活用を検討していければと考えているところでございます。なお、先ほど申しましたとおり、現在、霧島市との広域での観光客受入体制について、どのような相互連携を図れるかなど作業を進めているところでございます。

13番議員（前原六則） 環境醸成ですね、これを申請するかどうか、これの認定を受けますと、地元の観光業者のハードの面、施設の改造に対する有利な資金の提供とか、資金の提供と言いますか、安い金利を提供してくれたり、いろいろ地元の業者にとっても使い勝手のいい整備法でございます。ぜひとも早く、県とこの中身を検討してですね、広域になるかと思えますけれども、おっしゃるように、答弁がございましたように、関係の地域の方々と連携を取ってですね、早く鹿児島として新幹線も来るわけですし、早くこういうのは取り組むべきじゃないかと思っております。早急にこれは取り組んでいただきたいというふうに考えているところでございます。鹿児島は国際都市として、鹿児島空港に韓国からの仁川空港、中国の上海空港と定期便が開設されているわけです。このアクセスを考えれば、スムーズな推進ができるのではないかと考えております。このことについて、今後の指宿のプロモーション活動をどのように展開していく気か、お伺いいたしたいと思えます。

産業振興部長（吉井敏和） 近年になり、中国や韓国への定期便が開設をされまして、両国に至る時間や経費、手間が以前と比べて大幅に減っていることは、他県と比べましても、両国との交流推進や、観光客増加を図りやすい環境が整備されたものというふうに考えているところでございます。今後もこの有利性を生かしながら、東アジア諸国との交流が円滑に推進できるよう、各種施策を展開していきたいと考えているところでございます。また、プロモーション活動につきましてでございますけれども、これまでも指宿広域観光推進協議会や、県観光連盟等での活動の一環として、また、各国にある県事務所や関係機関とも連携を取りながら、各国での観光客誘致セールスや商談会等に取り組んできたところでございます。大変

厳しい財政状況ではございますけれども、マスコミ等を活用したテレビや雑誌、新聞などの広報媒体での情報発信や、本市ホームページの充実、あるいはトップセールスなどを行ってまいりたいというふうに考えております。今後も機会をとらえて、外国人の感性に強く訴えかけることができるよう、本市の輝く観光素材を効果的にPRしてまいりたいというふうに考えております。

13番議員（前原六則） 中国との観光客誘致につきましては、ランドプロモーション、結局、鹿児島での県内における、また、指宿市における受入れに対しての手配する会社でございませう。鹿児島県の縁は、岩崎産業グループと、それから南薩観光と2社が、何と言いますか、資格を持っているようでございませう。このあたりとの連携と言いますか、このあたりの考え方は、今どのように持ち合わせているのでしょうか、お聞きいたします。

産業振興部長（吉井敏和） そういった団体との連携につきましても、今後の各種観光行政を推進する中で、連携が図れる部分については連携し、協力ができる部分については、行政としても一緒になって推進できればというふうに考えているところでございませう。

13番議員（前原六則） 本当に中国からの受入れは、こういうランドプロモーションがないと、非常に、非常にと言いますか、絶対にこの観光誘致がですね、できないような仕組みになっているようでございませうので、そのあたりをしっかりと2社についてですね、連携プレーとって、伸ばすような形でやれば、先ほど申しましたあの湯布院、ああいう湯布院ですら3万人から、また、日帰り客、福岡から入ってきているということをお聞きいたしましたけれども、日帰り合せて17万人の方が見えております。本当、湯布院の観光コースと言いますか、狭い中を歩き回ってみますと、中国語、ハングル語、入り混じった形で、すごく海外観光客の受入体制をしっかりとやっているなということを感じるところでございませう。観光客のですね、消費額、小学生の皆様が傍聴しているので、具体的に申しますと、食事をしたり、土産を買ったり、タクシーに乗ったり、ジュースの飲み物とか、COCOはしむれ会館の入館料、さらに、宿泊することでの旅館代などのことですが、一部の統計によると、県外観光客は1日当たり1万3,058円、県内観光客は、日帰りですが、1人当たり4,399円であるようでございませう。アジア圏の方々も、電化製品など、指宿市で生産されるものを除くと、ほぼ同額ではないかと思ひます。この数字は農業や商業など他産業への波及効果は2倍にも3倍にもなるものと考えます。観光課の組織を業務点検して、効率の充実を図る組織見直しの価値は十分にあると思うが、今後の施策対応についてどのように思われるか、お聞きいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 外国人観光客の増加につきましては、文字どおり、外貨を獲得するということがつながりますので、少子化などにより国の人口そのものが減少する中、地域経済の活性化につながるものというふうに認識をいたしてあります。また、観光は経済的な面など他産業に与える影響が非常に大きいというふうに思っておりますので、今後も効率的かつタイムリーな施策が展開できるような体制づくりに努めてまいりたいというふうに考え

ております。

13番議員（前原六則） 指宿は観光と農業、これで一般財源、税収を凶ったりしているわけなんですけれども、法人税のですね、税収確保対策として、観光業者の中で、本社を指宿にさせていただく研究はしたことはあるか、分析したことはあるか、ちょっとお伺いいたします。

総務部長（渡瀬貴久） 質問の趣旨につきまして誤解があるかもしれませんので、また指摘していただきたいと思います。観光業者にかかる法人税の分析ですけれども、観光客を受け入れている旅館、ホテル等につきましては、固定資産税額というのが非常に大きな市税に占めているわけですけれども、しかしながら、法人税の中での利益の部分については、どちらかと申しますと、償却資産の方が非常にかかる。それから人件費が非常にかかるというような意味から、大きな数値というのは出ていないように思っております。しかしながら、ここで働く方々、そして、ここで消費する方々のことを考えますと、関連産業、裾野が非常に広いわけですので、食品の業者、あるいは土産品を納入する業者等に対しても大きな税の効果があるものと考えております。

13番議員（前原六則） 次に、農業支援センターについてお聞きしてまいります。参与は部長待遇、農地整備監は課長待遇ということですが、ストレートに部長を置き、国政で論じられているTPPや戸別補償制度など、国外的にも国内的にも農業政策に大きな変化が起きつつあるこの時、県との連携、人的に高度な判断を迅速に問題なく対処する体制の構築と、また、シラス対策事業、今後、農村総合整備事業などの策定とか、大きい予算を伴う事業が考えられるとき、耕地課の復活をするなど、組織の強化をすべきだと思いますが、先ほど検討してまいるということでしたが、これをしっかりともう一度、このことについてお伺いしたいと思います。

総務部長（渡瀬貴久） 平成20年度の組織機構の見直しにおきまして、食の安定供給や産地拡大を図るための生産基盤対策、それから経営支援、流通対策の連携を強化し、一体的な農業政策を展開する必要があったことから、農政課内に耕地事務の機能を統合した上で、耕地関連の事業を統括する農地整備監を配置し、農政課内に耕地事務というものを統合した上で、総合的な農政推進体制を確立したところでございます。また、今年度、更なる農業振興や、農業者の利便性を向上を図ること等を目的に、農政課、農業委員会及びJAいぶすき営農部門による、いぶすき農業支援センターの設置をしたところでございます。本市の安心安全な農産物のPRや、地産地消の推進、経営技術対策、安定供給対策など、ハード・ソフト両面における総合的な農政を推進する他、農業の担い手だけでなく、非農家を含めた地域のあらゆる関係者が協力し、農村振興を図ることがますます重要になると考えているところでございます。したがって、市の基幹産業であります農業振興を図るための組織の在り方につきましては、今後も引き続き研究・調査を行ってまいりたいと考えております。

13番議員（前原六則） そのように逐次変化に応じてですね、この組織の在り方というのは見直していけるように、ひとつよろしくお願い申し上げます。市民の経済を潤すためには、この二つの産業、つまり、農業と観光関連の生産額が上がらないとできないことです。そのためには、職員の持っている能力を最大限に市政に反映し、施策推進を図るため、適材適所の配置が必要なのではないのでしょうか。具体的に、指宿市役所には大学等で農業環境を専攻した優秀な職員が数多くいます。この職員は、これまで得た知識と教養を農政部門で生かすためにどのような考えをお持ちかお聞きいたします。

総務部長（渡瀬貴久） 職員の配置につきましては、それぞれの職員の持つ資質や能力、意欲を最大限に引き出し活用することで、組織全体の活力を高め、活性化をさせていかなければならないと考えております。したがって、長期的な観点から人材育成を図ることを目的に、異なった職務を経験させたり、短期的なジョブ・ローテーションを進めるなどして、職員個々が持つ適性を見極めながら、適材適所に配置するよう努めているところであります。現在、農業支援センターに配置している職員につきましても、こういった職員の個々の意欲、能力などのほか、過去における農業行政の実務経験等も考慮し、配置しているところであります。なお、今後は、より少ない職員数の中で、特に地方分権時代と社会情勢の複雑化に対応するための能力を有する職員の育成が課題となってまいりますので、農業分野に限らず、様々な分野において幅広い職務経験や知識、政策形成能力や管理能力を持つ職員、または専門的知識を持つ職員を計画的に養成し、配置していかなければならないと考えております。

13番議員（前原六則） 今朝の新聞に明るいニュースがですね、載っておりました。鹿児島ソウル線が73%でしたか、70%台に搭乗率がなってきたということと、その他にですね、先だっての子ども映画祭でのですね、その後のアジアの子供たちの活動が載っておりました。指宿市は、このようにアジア圏に今目を向けてですね、アジア映画祭を一つの形という中で、こういったタイの高校生、また、韓国の高校生、知覧でございますが、知覧に行ったり、タイの高校生は山川高校ということで、非常に、アジア圏というのはそれくらい近いわけで、子供たちも交流がしやすいわけでございます。そのあたりをようく考えて、今後の姉妹都市の在り方、何も人的交流じゃなくて、文化的交流、これができるわけですので、そのような費用のですね、やはり、人的な交流が子供たちにとって非常に大切かと思っております。先ほどオーストラリアの方との交流、これも大事だということでしたけれども、費用的な面、そういうのを考えて、効率的な運営をお願いしたいと思いますが、最後、もう一度そのあたりをお聞きして終わりたいと思います。

教育長（田中民也） 議員の映画祭におきましては、大変充実した盛大な皆様のご協力によりまして、所期の目的を達成できたと嬉しく思っております。お陰様で、参加した国の子供たちを含めまして、本市の子供たちの、やはり目指すは異文化の体験、そしてまた、外国の子供たちとの国際感覚を養っていく上での交流というのは大切なことでございます。今、オー

オーストラリアのロックハンプトン市と青少年交流事業をいたしておりますけど、議員がおっしゃいます、中国の方にも目を向けるべきじゃないかというようなことですが、これまで、平成7年にこのロックハンプトン市との青少年交流事業が続いており、平成7年にスタートしましてから約15年続いているところでございます。この青少年交流事業の目的は、異文化体験と国際感覚ということでございますので、この目的だけを取りますと、ロックハンプトンでなくてはならないというわけでもないとは思いますが、しかし、相手のあることでございます。お互いに、この深い絆と親睦が図られていることを考えましたりしましたときに、これからそれはそれとして、更に親睦を深めていく必要もあると。また、議員おっしゃいますように、他国との、特に中国等との交流というのも必要であろうというふうに考えております。予算的な面につきましては、今回、先ほど総務部長から話がありましたように、子供たちの費用を、以前よりも総額25万、市から半額の12万5千円補助をいただきまして、子供たちの数も増えてきているところでございます。日数も12日間というような形でございます。中学生と高校生が参加しておりますけれども、なお多くの子供たちが参加できて、そして、更に充実したこのオーストラリアとのこれはこれとして継続していただけるものならありがたいと、このように思っているところでございます。よろしいでしょうか。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大保三郎議員。

18番議員（大保三郎） 18番、大保三郎です。

通告に基づき順次質問をいたします。

まず、ごみ対策について伺います。決算特別委員会において、ごみステーションは、指宿地域364か所、山川地域238か所、開聞地域95か所で、公民館長などが交通に支障がない収集車が入れるような所に設置してありますとの答弁がありました。山川地域が人口割からすると多いとのことでしたが、それでも遠いと感じる市民もいるようです。指宿・開聞地域においては、まだ多くの方が遠いと感じているのではないのでしょうか。これらのことから、市民からのごみステーションに対する相談、苦情は出ていないのか、伺います。また、今後、公民館長の判断で、各集落ごみステーションの設置はできるのか。焼却施設の新規建設に向けた検討はなされているのか、伺います。

次に、市の施設における食材購入について伺います。入札により食材を購入している施設は何か所あるのか。また、納入業者はどのようにして決定しているのか。それぞれの施設における市内の小売業者からの納入率を伺います。

子育て支援について。まず、子育てに関する市の支援、指導対策は十分か、伺います。本

会議に提出されている一般会計補正予算書の児童福祉総務費の明細書を見ると、地域福祉課、健康増進課、社会教育課、開聞支所の市民福祉課、都市整備課と各課が個別にその業務を担っております。このように、各課が子供子育て支援に関する施策を担っているのは、少子化対策、子育て支援、育児相談、児童の健全育成など、市民の多様なニーズに早急な対応ができないのではないのでしょうか。子育ての窓口が一つになることで、市民にとっても利便性が図られ、分かりやすくなるのではないのでしょうか。これらのことから、子供課及び子育て支援課を創設する考えはないかを伺い、1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 子育てに関する市の支援、指導対策は十分であるかどうかについてのご質問でございます。次代を担う子供を育てる家庭を社会全体で支えていくためには、人、都市基盤、制度などの環境を総合的に整えていく必要があることから、すべての子育て中の親、地域社会、次世代の親となるべき子供を対象として、指宿市次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定し、平成22年度から取り組んでいるところであります。計画の実現に向けて、児童福祉はもとより、母子保健や教育、環境整備や就労支援等、幅広く全庁的に様々な事業が取り組まれております。経済情勢が悪化し、これまで専業主婦であった方でも、家計を助けるために仕事に出たいという方が増えております。このため、児童数が減っていくにも関わらず、保育所への入所申込件数は減らず、保育所への入所を巡る状況は深刻なところでございます。平成22年度から入所に係る円滑化要綱が改正され、保育所への入所定員の125%入所枠が削減されたことにより、現行の定員における保育所への入所措置では、保育所の入所について待機児童が出ることが想定されているところであります。県においても、認可保育所への指導監査の際、2年以上定員の120%を超えて入所している保育所に対しては、定員増の見直しの指導も行っているところであります。今後、市内の保育所の協力を得ながら、定数増を図りながら、保育入所を希望される子育て家庭の支援に努めていくことが必要であろうかと思っているところであります。

以下、いただきました質問につきましては、教育長並びに関係部長及び支所長に答弁をいたさせます。

教育長（田中民也） 食材を購入している施設は何か所あるかのご質問でございますけれども、指宿及び山川の2学校給食センターと、唐船峡そうめん流し、そばの館皆来館の4施設であります。食材の納入方法についてでございますけれども、指定納入業者につきましては、指宿市学校給食センター管理運営要綱の第8条の規定によりまして、給食物資の納入を希望する業者は、毎年度、学校給食物資納入指定願を提出していただき、所長が審査をし、審査の結果、適格と認めた業者について指定し、運営委員会に報告をしております。食材の購入につきましては、指宿市学校給食センター管理運営要綱第9条により、見積りによるとなっております。見積書を徴し価格を決定しております。野菜類、肉類、鮮魚などの生鮮物資は毎月ごと、海苔、ふりかけ、調味料、こんにゃく、米などの価格に変動の少ないものは学

期ごとにいたしておりますし、麺類、ヤクルト、ヨークなどは年間で見積書を徴して、一番安価な業者に決定しているところがございます。このように、見積価格の低価格の業者に決定しているところがございますけれども、納入食材におきましては、鮮度や品質、数量・規格などに不備が見られた場合や、良質な食品の確保及び地元食材を使用する場合などは、別業者に依頼することもあります。いずれの食材におきましても、新鮮で安全な食材を使用し、児童・生徒への給食提供に努めているところがございます。

市民生活部長（井元清八郎） 現在、市内に設置されているごみステーションは、指宿地域364か所、山川地域239か所、開聞地域94か所の合計697か所でございます。ごみステーションの管理につきましては、地区内の状況を十分に把握されている公民館長等をお願いしているところであり、市民からごみステーションの移動や新設等の要請があった場合につきましては、公民館長等と十分な協議を行った上、区長及び公民館長名で申請していただいた後、配置等の処理をしておりますので、現在の配置状況は適正であると思われま。なお、申請件数につきましては、平成21年度で新設2件、移動9件、撤去2件の計13件、今年度におきましては、12月8日時点でございますが、新設0、移動11件、撤去1件の計12件の申請が上がっており、すべて対処済みでございます。

次に、ごみ収集ステーションに対する市民からの相談、苦情はないかとお尋ねでございますが、市民から直接市に来ることは殆どない状況でございます。概ね公民館長等を通じて要望されております。各地区のごみステーションにつきましては、住民の生活形態や年齢層などを考慮し、公民館長と協議した上で新設、移動、撤去の調整を行っており、新たな住宅地での世帯数が増えた場合や、アパート・マンションなどの共同住宅等が新築された場合、また、特に要望があった場合は、職員が現場に出向き調査を行い、付近にごみステーションがないことを確認した上で、新たな設置の許可をいたしております。ただ、単にごみステーションを増設することは、収集ルートの変更や収集時間の延長による委託料の増額にもつながりかねないこともございますので、ごみ籠の設置補助や籠を覆うネットの無償配布等を行い、ごみステーションの環境整備を進めるなど、公民館長等と連携を取り合いながら対処している状況でございます。

焼却施設の新規建設に向けた検討についてご答弁をさせていただきます。ごみの処理につきましては、指宿地域で排出されるごみは、指宿市清掃センターで、山川・開聞地域で排出されるごみは、旧頼娃町から排出されるものと一緒に指宿広域市町村圏組合の頼娃ごみ処理施設で処分されております。指宿市清掃センターは単炉であるため、故障時やメンテナンス時には、ごみの焼却はできないという課題がございます。一方、頼娃ごみ処理施設につきましては、昭和54年の稼働開始以来31年が経過し、老朽化の進行と共に多額の維持管理費が必要となっております。さらには、指宿市から排出されるごみは2施設で処理しているため、職員配置や維持管理委託料等の経費が課題となっております。このようなことから、焼却施

設の新規建設につきましては、指宿広域市町村圏組合の枠組みでございます南九州市と建設の方向性を検討する必要があるため、担当者レベルでの協議を始めているところでございます。

産業振興部長（吉井敏和） そばの館皆来の食材の納入状況をご説明申し上げます。平成21年度の実績では、食材原料費185万1,451円のうち、市内業者からの購入が73万6,366円で、39.8%の購入率となっております。また、本年度10月末現在を申し上げますと、市内業者からの購入率が70.2%となっております。特に21年度で原材料費の約40%を占めておりましたそば粉に代えて、現在、地元指宿産のソバの実を購入し、自家製粉して提供しております。来年度は、地元産のそば100%活用が達成できそうですので、今後も更に地産地消と利益向上率に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

教育部長（吹留賢良） 指宿市学校給食センターの市内納入業者の納入率につきましては、平成21年度では納入全体が1億5,241万円ございまして、そのうちの5,367万4千円の35.2%であります。そのうち、指宿学校給食センターは24.3%、山川学校給食センターは10.9%となっております。

開聞支所長（中間竜郎） それでは、唐船峡そうめん流しの納入業者の決定方法についてと、市内業者の納入状況についてご説明申し上げます。平成22年度におきましては、年間を通じて利用する飲食に関する原材料で単価契約を交わしているものが37品目ありますが、そのうち、そうめんなど、品質・銘柄にこだわったり、そうめんのつゆのようにこれまでの味にこだわる原材料等15品目につきましては随意契約で、残りの22品目においては、見積入札で業者を決定しているところでございます。納入状況につきましては、品目別に見ますと、契約品目37のうち22品目において市内業者が納入しております。その納入率は59.5%となっております。また、業者別に見ますと、37品目の契約品目を21の業者が納入しておりますが、そのうち、市内業者は14の業者で、その納入率は66.7%となっております。ちなみに、平成21年度市内納入業者につきましては、時期的にしか購入しない少量のものまで含めると、23業者ですが、納入実績でいきますと、市内業者の納入率は55.7%で、金額で3,457万8千円となっているところでございます。

総務部長（渡瀬貴久） 少子化対策や子育て支援、育児指導等、市民の多様なニーズに早急に対応するために、子育て支援課を創設する考えはないかのご質問ですが、国におきましては、今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンである、子供・子育てビジョンにおいて、子供と子育てを応援する社会づくりを促進し、社会全体で子育てを支える社会への取組を進めているところであります。子供・子育てビジョンにおきましては、子供の育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へや、妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へなど、四つの政策と12の主要施策を掲げており、その内容は多種多様で、福祉、保育、医療、保健、健康増進、教育、就労など、非常に多岐にわたっており、全庁的に取り組む必要

があります。このような状況の中で、本市では事業の推進に当たりまして、関係課が連携を図り、それぞれの専門分野で対応しておりますが、そのことで市民の多様なニーズに迅速に対応できていない現実があるとするならば、事務推進の在り方を見直す必要もあろうかと考えております。

18番議員（大保三郎） まず、ごみ対策についてお伺いいたします。ごみステーションのですね、ネットは無料配布、籠も3万円までは全額5万円を限度に助成しております。ほぼ無償で設置できるということ、これはもう間違いないでしょうかね。それと、公民館長が今でもやっぱり設置場所は決められる。しかしながら、市に申請して市が許可をしないと設置できない、こういうことでしょうか。

市民生活部長（井元清八郎） まず、ごみステーションの設置につきましては、地域の住民との生活の一体感がございますので、常に各公民館長さん方と相談をして設置している状況でございます。それから、各収集所のステーションにつきましては、現時点では環衛協のご協力もいただきながら、ほぼ満額地区の負担はなくて設置している状況でございます。

18番議員（大保三郎） 既存のですね、住環境が変わらない中で、高齢になったから、このステーションが近くにほしいという希望はあろうかと思いますが、そういうことではなかなか難しいということが決算委員会で答弁があったわけですが、今、介護保険等を利用してバリアフリー化したり、スロープを付けたりして、家を改築したりしている高齢者宅もあるわけですよ。障害者、体の不自由な方のお宅とか、あるいはこういう方々がですね、車いすや、あるいは補助歩行具を着けてごみ出しをするというのは大変なことだろうと思います。それでも、近くには住環境が変わってないから持って行けない。体が不自由になればですね、その人にすれば生活環境は変わったと、こういうふうに見るべきだと思うんですが、このような家庭に限りですね、玄関先でごみ収集をすることはできないのか。近年、高齢者家庭の増加傾向にありますので、ごみ問題についても早急に対策を取るべきだと思いますが、公民館長、集落長などの協力を得て、玄関先収集ができるシステムを作るか、あるいは、ごみ監視員がおられます。公用車で回っておられるようですが、ステーションを移動するときですね、その家庭を回って収集し、次の収集所に持って行くようなシステムはできないのか、検討・努力する必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

市民生活部長（井元清八郎） まず、ごみ出し監視指導員についてお答えさせていただきますけれども、ごみ出し監視指導員は、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用しまして、現在、8名雇用し、合計で9名体制で活動しております。ごみ出し監視指導員の活動内容は、その名のとおり、ごみ出し指導の監視と指導でございます。収集を率先して行っているわけではございません。また、指導員の雇用期間は、基本的に半年、事業内容によっては最大1年間でございます。さらには、緊急的な特例基金事業であることなどから、戸別収集体制を構築するというには至らないだろうと認識をいたしているところでございます。それから、

戸別収集をしたらどうかということをございましたけれども、住宅や商店街等が密集した都市部において、ごみの戸別収集を行っているところはございます。ごみの戸別収集は、ごみの減量化の有効な手段の一つではあるかと思われまます。戸別収集によりごみ出しマナーが向上し、責任を持ってごみを出すといったことになろうかと思ひます。ただ、自宅前にごみを出すわけでございますので、犬や猫、カラス対策のための専用容器の問題や、幅の狭い道路の問題、さらには、収集時間、収集経費の増大等クリアしなければならない多くの課題があるかと思ひます。

18番議員（大保三郎） 今、部長の答弁はですね、全体的な玄関先収集の方に受け取られ、私は、高齢者、そして体の不自由な方々、その集落にあんまりいないかと思ひますよ。そういうところを公民館長などと協議して、その玄関先まで持って来ればいいけど、玄関内で、あるいは回収しなければならない事態もあるんじゃないか、こういうことを検討してはどうかということをおひしているんですが。

市民生活部長（井元清八郎） 老人世帯だけのごみの戸別収集ということになりますと、老人世帯の限定や点在等も問題がありますので、回収ルートの構築等、非常に難しい面もあるかと思ひます。ただ、地域によって、ある地域なんですけれども、役員と青壮年部の方が、電話一本で、ただし、これはもう粗大ごみだけなんですけれども、そういうことで対応している地区もござひますので、共生・協働のまちづくりの一環としては、非常に、これから先求められることになろうかと思ひますけれども、現時点で、市としてすぐこれらについて取り組むというのは、市民一体となつての活動の中での位置づけになろうかと思ひているところでござひます。

18番議員（大保三郎） 今、一地域でやっている、それであればですね、市が最初に先頭に立って指導し、共生・協働のまちづくりであるならば、そのモデル地区をですね、やはり公民館長、集落長などの研修の時に公表して、あるいは講義とかいろいろしてですね、各集落にも、そのようなことはできないのかどうか、その指導体制を図り、その集落における共生・協働の在り方というものにですね、取り組むべきだと、こうおひしているんですが、どうでしょうか。

市民生活部長（井元清八郎） あるモデル地区を限定しての実施につきましては、今後、指宿市環境衛生協力会とも協議をしながら、行政サービスの均衡、回収システムの見直し等解決しなければならない課題も多いかと思ひますけれども、それらを含めまして、総合的に研究はしてまいりたいかと思ひます。

18番議員（大保三郎） しつこいようですが、研究は研究なんですよ。検討は検討しないんですよ。努力するかどうか、それを伺ひます。

市民生活部長（井元清八郎） 行政だけでというわけにはまいりませんので、環衛協という組織がござひますので、ここいら辺と相談をしながら、努力をしてまいりたいかと思ひます。

18番議員（大保三郎） それでは次に、観光市としてのごみ収集、ごみステーションの在り方についてですが、旅行などに行きますと、幹線道路の収集は早朝に行っているところもあります。また、この指宿市においてはですね、ホテル街の摺ヶ浜地区の収集についてどのような対応をしているのでしょうか。観光客が散歩をしたり、あるいは出発する時間帯にですね、バスに乗ってる時に収集車がガラガラやっておったら、またどんなものかなあと思うところがございますが、そういう時間帯を避ける収集方法というのは取っておられるのでしょうか。

市民生活部長（井元清八郎） 現在のごみ出しにつきましては、午前6時から8時半までの間にするように市民の方をお願いをしているところであり、委託業者は8時半から収集を始めています。ただ今議員がご質問がございました、収集時間を早朝にするなど配慮はできないかということございましたけれども、主に、観光客に目に付く場所を優先して収集が始まる8時半から収集をいたしているところでございます。

18番議員（大保三郎） 観光客を気にし8時半からしたらですね、ちょうど8時半、観光客は出発する時間ですよ。その辺を、今度は8時半からじゃなくて10時か11時にするとかということとは考えられないんですか。

市民生活部長（井元清八郎） 後からということになりますと、そのごみが収集所に残っておりますので、逆に不快感を与えないか、そこいら辺がちょっと気になるところでございます。

18番議員（大保三郎） 収集所に残っているのがいいのか、残ってる時間帯はおそらく観光客は散歩を終わっていると思います。残っているのがいいのか、出発する時に収集車が来てガラガラやってた方がいいのか、後で判断してほしいと思いますが、今後ですね、摺ヶ浜海岸の海岸整備も進められます。ごみステーションも景観に配慮してですね、観光地にふさわしいものにすべきではないかと思うんですが、あの海岸通り見てみますと、やはり同じごみステーションです。籠でネットで。観光客もぼんぼん入れやすいと思うんですが、分別なんか難しいと思うんですが、観光地としてのごみステーション、あれは何だろうかと思うようなですね、そういうものを配置すべきじゃないかと思うんですが、この辺はどうでしょう。

市民生活部長（井元清八郎） 現在、観光客に目に付くと思われるごみステーションの設置場所は4か所でございます。したがって、この4か所が観光客に目に触れられない場所に移動できないかどうか、各公民館長さんと協議をしてみたいと思いますし、また、そこが移動できないとなるならば、今、議員がございましたように、もっと格好いいと言うか、形のいいものに予算の範囲内でできるようであれば、そういうことも検討の余地はあるかと思えます。

18番議員（大保三郎） 市の清掃センターは、部分的な補修を繰返しながらですね、3月議会でも10年間は使用可能であるという答弁がございました。しかし、毎年、高額な補修費、維持費を計上してですね、延命化するよりは、早急に南九州市と協議をし、一日も早く新規

建設をすべきだと思います。市長にお伺いいたしますが、3月議会でごみ問題は喫緊の課題であると認識していると述べられております。そこでお伺いいたしますが、南九州市の霜出市長と、就任されてからいつ頃どのような協議をなされたのか、お伺いいたします。

市長（豊留悦男） 議員ご指摘のように、ごみ問題というのは大きな行政課題でもございます。特にごみ収集、先ほどいただいた件についても、私どもも大変重く受け止めておりますし、今後、このごみの処理につきましても、特に焼却場につきましても、いろいろこれまでも修理を繰り返しているところでございます。こういう現状につきましても、南九州の霜出市長とは数回話し合っております。今後、具体的な新たなごみ焼却施設の建設の在り方について検討もしております。やはり財政的に裏付けされたいろいろな計画を練っていかなくやなりませんので、今後この件については、どのような形でいつ頃までに、この新たな焼却炉の建設が可能なのかどうかについても、現在、話し合っているところでございます。

18番議員（大保三郎） 率直にお伺いしますが、市長、南九州市は全体でなく穎娃地域という一部なんですよ、この広域が。そうすると川辺、知覧地区はまた別な広域で、おそらく焼却施設を建設となったときに、穎娃地区だけ指宿と高額な焼却施設を造るべきかということですね、非常に協議は難航しているんじゃないかと、こう素直に考えるところですが、その辺はどうでしょうか。

環境政策課長（廣森敏幸） 今年の10月に担当課長とも協議をしております。その中で、確かに今議員おっしゃるとおり、南九州市としては、旧知覧町の部分が枕崎の内鍋清掃センター、川辺町の方が川辺清掃センター、穎娃が穎娃ごみ処理場ということで、さらに、この焼却灰につきましても、知覧の分は知覧管理最終処分場、川辺の分は、今度は南さつま市の旧金峰町の方へ搬出しているということで、非常に複雑にごみ行政が絡み合っていると。そういう中で、これを統一とかということについては、現時点では、南九州市としては考えていないと。今の枠組みの中で、施設の改修なり建設なりというものを内部では検討しているというようなことであります。

18番議員（大保三郎） それでは市の施設の食材購入について伺いますが、先ほどいろいろデータの取り方がありますから、納入率、それにはいろんな出し方があるかと思いますが、まず、唐船峡にお伺いいたしますが、唐船峡はですね、開聞地域の米について伺います。米屋さんに対して入札の公募というのがされているのかどうか、お伺いいたします。

開聞支所長（中間竜郎） 開聞地域の米業者への公募ということでございますが、以前は米を扱っている組合ということで1社で見積りに参加していたという時期もございます。これが最近では、大手の取り扱っている業者ということで、そういう業者を開聞地域だけは3社ということで、今見積もらせているところで、全体で言いますと、今、米の方は、指宿、山川も入れまして5社で見積もっているような状況でございます。

18番議員（大保三郎） 開聞地域にはですね、水田基盤した大変素晴らしい水田地帯があり

ます。どの地域に行っても、道の駅に行っても、地元のお米を使っておりますという宣伝をしているわけですが、年中使うほどはないにしてもですね、やはり地元のお米ということアピールして、唐船峡のおにぎりにも使うべきだと思っているんですが、そのようなことはされておるのでしょうか。

開聞支所長（中間竜郎） 現在、米の仕入れは、市内1業者が9月を除いて納入している状況でございます。9月、1か月間につきましては、昨年度から開聞の水田でできた新米のPRをするため、開聞の水田受委託組合が納入しているところでございます。金額にしますと、今年で44万8千円ぐらいだというふうに思っております。

18番議員（大保三郎） それでは、開聞にですね、納入している業者は、これはいつから納入されていますか。

開聞支所長（中間竜郎） 今年と昨年とは業者が違っておまして、この業者は、平成おそらく14・5年の頃から今年の業者につきましては納入されているんじゃないかなというふうに思っております。

18番議員（大保三郎） 唐船峡ではそうめんということで、ねぎをたくさん使うわけですが、そのねぎをですね、開聞地域の農家に契約栽培して、3軒か4軒ということで契約栽培して、農家とタイアップして生産することはできないのかどうか、伺います。

開聞支所長（中間竜郎） 農家の方との契約栽培についてでございますけれども、現在、ねぎの仕入れにつきましては、地元3業者に見積りを依頼して、最低価格の業者が1年間納入している状況でございます。過去におきましては、開聞の農家が栽培して納入していた時もあったと聞いております。しかし、夏場などに、品質的な問題があったり、また、安定した納入ができずに、農家から辞めていかれたというふうにも聞いております。そのようなことから、品質に問題なく、安く安定した仕入れができるようにと、現在の見積方法を取っているところでございます。ただ、今後におきまして、また、契約栽培を希望する農家がいるのか、また、地元農家が野菜等を出荷しているおふくろの里や、農政課とも協力を得ながら調査を試みたいというふうに思っております。

18番議員（大保三郎） それでは、給食センターの方にお伺いいたしますが、米は無洗米を使用しているということですが、無洗米はキロ当たり15円程度高くなるわけですね。入札して他の食材も安く安くという中で、なぜ無洗米なのか、これを伺います。

教育部長（吹留賢良） 指宿市学校給食センターにおいて、以前は精白米を使用し、米飯給食を提供していましたが、精白米による米飯給食は、洗米・炊飯が大量であるため、時間を要しますので、早朝から、洗米機械で洗米し、炊飯をしておりました。また、梅雨時期や夏の台風時期になりますと、雷などによる早朝の停電があり、精白米使用に懸念をしていたところでございました。そこで、無洗米を平成18年9月より使用開始しております。無洗米は精白米と価格が同様価格であったことや、調理の時間短縮、光熱水費の経費節減にもなるとい

うことから使用しております。また、無洗米を使用することは、米のとぎ汁を排出することがないため、水質汚濁防止、下水道処理に係る費用の節減にもなり、環境にも配慮しているものと認識しております。無洗米と精白米の価格に大きな差が見込まれるときは、今後、調査してみたいと思います。

18番議員（大保三郎） 18年の9月から無洗米を使用しているということですが、これはこのとき業者が変わったということですか。

学校給食センター所長（西花治利） いえ、これはですね、県の学校給食会からその当時取っていました。それで、学校給食会の方がだんだんだんだん無洗米を切替えたということでありまして、それに統一した形で、県内の米の配給につきましては、ほとんどが学校給食会の方から取っていた関係で、無洗米になったということでございました。その関係で、給食センターにおいても、無洗米を使用するようになったところでございます。

18番議員（大保三郎） 今年は猛暑で米の価格が大暴落しております。もう議員の皆さんも職員の皆さんもご存じかと思いますが、現在、給食センターの米の価格というものは、単価は要りませんけれども、どの程度値下がりしたかだけをお教えいただきたいと思います。

学校給食センター所長（西花治利） 米の価格については、平成18年の9月からということで、無洗米について311円、もう価格も言いますけれども、311円、キロ当たりですね、納入しています。現在においても311円で、価格としては、無洗米については、その5年間になりますかね、ほとんど価格というのは変動はしておりません。ただ、精白米については、取って購入しておりません関係で、ちょっと把握していないところでございます。

18番議員（大保三郎） 無洗米はキロ当たり15円高いんだということで私は申し上げましたけれども、今ですね、傍聴の方もおられますけれども、未だに5年前と同じ価格で米を購入している。キロ当たり30円今年は安くなっているんですね、平均して。皆さんも、奥さん方、米が安くなっていると新聞でも米は大暴落している。陳情も出ているのが現状でございます。その中で、5年前と同じ価格だということはですね、これやはり業者が悪いんじゃないですよ。入札システムですよ。入札システムを、米は玄米段階では月々変動があります、今。これをしたときに、学期ごとといったとき、米の新米穀年度10月なんですね。10月に入札をすれば、その年の年度というのは1年間大体均等した価格で納めることができるわけですが、この入札に参加した業者は何社なのか。そして、入札制度を考える、見直す気はないか、お伺いいたします。

学校給食センター所長（西花治利） 入札の価格についてですけども、まず、その入札価格の決定については、先ほど教育長の方からも答弁させていただきましたが、指名願いを出しているわけです。指宿市内の指名願いを業者が提出しているのが、指宿学校給食センターは1社でございます。それと、指宿学校給食センターに出している業者、米の商社というのは山川には提出しておりません。その関係から、山川においては、全然、米の納入というのは指

定願書というのは出していませんので、現在においては、指宿の学校給食センターには1社、山川は0ということで、指定納入業者の届出というのはそのようになっています。それともう一つ、入札の方法についてですけれども、仮に、その1社でなく、他の指定に合うような指定願書が出てくれば、許可条件等が合えば、その方も入札の見積り参加の方にも指名はしていきたいような検討をしていきたいと思っています。

18番議員（大保三郎） 米の入札時期については、やはり学期ごとですということですか。学校給食センター所長（西花治利） 今、1年間の間に、それぞれ学期ごと3回実施をしておりますので、仮にも、大きな変動等が見られるようであれば、各月とかというようなことも考えられますので、今後検討はしていきたいと思います。現状の学期ごとに見積りをもらい、決めていきたいと思っております。

18番議員（大保三郎） 米についてはですね、教育長もおっしゃいましたが、その指名願いを受けて入札して、安いところ1社ということだったのですが、米についてはですね、価格が違うのに2社が納入している。このことについては、どう説明されますか。

学校給食センター所長（西花治利） 入札見積りの徴収については、指定願いを出しているのは1社でございます。山川、指宿両方とも県の学校給食会から米は取っております。それと、指定願いを出した米の納入についても、その業者から、1社ですけれども、見積りをもらった関係で、安いということで取っております。県の学校給食会におきましては、仮に、米の飢饉が生じた場合においては、なかなか給食会は県内産を保持している関係で、仮に、県内、あるいは国内において米飢饉が生じたといった場合には、今まで購入していた市町村の給食センター以外にはやらないというようなことでございます。その関係で、学校給食センターにおきましては、子供たちには県内産を食べさせたいというようなことで、県の給食会並びに地元の米商社から購入しているようなところでございまして、その見積り社は1社ですけれども、県の学校給食会からというその二つのところから購入しているところです。

18番議員（大保三郎） 食材購入が多い施設についてお伺いいたしましたが、それぞれの施設で入札方法、また、対応も違います。各施設のですね、食材購入に限らず、市役所全体で購入する備品、消耗品等の入札を一括管理する入札管理課とでも言いますか、そういうものを創設し、専門的な知識を持った職員もですね、配置する必要があるのではないかと思います。市長、今までのやり取りを聞いていて、このことについてどうお考えでしょうか。市長です。

議長（松下喜久雄） 発言を求められておりますので、総務部長。

総務部長（渡瀬貴久） 現在、工事請負や物品購入契約などの入札執行事務及び契約、随意契約等に関する指導、管理等の契約事務全般につきましては、財政課契約管理係において行っているところであります。入札管理課の創設というようなことのご質問でございましたけれども、現在のところ、この特別な課だけを独立しての課というものは考えておりませんので、

入札契約等においては、契約管理係におきまして引き続き適切な指導、助言に努めてまいりたいと考えております。なお、随意契約について、それぞれの所管課が予算を持ち、執行している部分がありますので、問い合わせ等がありましたら、適切な指導、助言等を行っております。そういった意味におきまして、もし、どこか不適切な、あるいは不都合な部分があったときにおきましても、対応してまいりたいと考えております。

議長（松下喜久雄） 市長、大保議員の方から答弁の再度要請がございましたけど、よろしいでしょうか。

市長（豊留悦男） このように食材を含め、いろいろな備品については、市として透明、公正な契約がなされることが肝要かと思えます。いろいろご指摘いただきましたように、価格等において現状と大きな差異がみられたり、または、契約の方法等について見直しが必要と認められる場合には、それについては改善をするなり、見直すなりしていきたいと思っております。

18番議員（大保三郎） 12月11日付のですね、南日本に、鹿児島県内自治体がコスト削減のために都道府県を超えて連携し、共同物品購入をしているとの記事がありました。鹿児島県からは43市町村のうち、33市町村が参加するとありますが、指宿市はこれに参加しているでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 共同購入につきましても、指宿市の地元企業をできるだけ優先するという側面と、もう一つは、競争性の核と、この二つの面のバランスを保ちながら、地元の企業の保護というものに努めることも、また市の大きな役目であるというふうに考えているところであります。したがって、共同物品購入につきましては、例えば、選挙管理委員会の事務用品等につきましては、町村会が一括して予約を取っているというようなところもあり、そういう部分についても、今後利用はしてまいりますけれども、個々の地域性を考えなければならぬものにつきましては、また、指宿市の地産地消の拡大ということもありますので、そういった面も併せて考えていきたいと考えております。

18番議員（大保三郎） 私は、この共同物品購入に参加しているかどうかを聞いたんですが。

総務部長（渡瀬貴久） 現在のところ、この組織には加入していないというふうに認識しております。

18番議員（大保三郎） 子育て支援についてお伺いいたしますが、現在、子育てに関する主な施策を担っております地域福祉課、健康増進課、教育委員会と見るときにですね、子育て課及び子育て支援課を創設するとなると、今後の放課後児童クラブ、幼保一元化、子供園等を考慮するときですね、教育委員会に子育て支援課を創設した方が望ましいのではないかと思います。このことについてどのようにお考えでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 少子化対策や保育所問題、育児相談、青少年教育など、子育て支援につきましても、地域福祉課だけでなく、健康増進課や教育委員会など、非常に多岐にわたっ

ているのは事実でございます。仮に、市民が分かりやすいように、子育て支援が一体となった課を設置するとなると、事務職員以外にも保健師や技師など専門的な知識を持った職員を配置する必要性が生じると考えております。市では現在、第二次集中改革プランに基づき、定員の適正化を図りながら、住民サービスの維持向上や、新たな行政課題にも適切、かつ積極的に対応できる、簡素で効率的な組織機構への取組を行っているところでありますので、そのためにも、限られた人材や財源を有効に活用する必要があります。このようなことから、教育委員会を含め、子育て支援課を創設する考えはないところでありますが、自治体の組織として、組織はどうあるべきかにつきましては、今後も引き続き調査、研究してまいりたいと考えます。

18番議員（大保三郎） 県内において子育て支援課及び子育てに関する施策を一本の窓口で行っている自治体があるのでしょうか。そしてまた、あるとすれば、それらの自治体に職員を派遣研修に行かしたことがあるのでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 県内43市町村における子育て担当部署の設置状況についてであります。鹿児島市は、子育て支援推進課と子供福祉課の二つの課で、子育て支援に取り組んでおります。また、鹿屋市、出水市、薩摩川内市、霧島市、南さつま市及び姪良市の6市におきましては、子育て支援担当課等が設置されており、それ以外の市町村は、本市と同様、福祉担当課において子育て支援担当係を設置しております。子育て支援担当課などを設置している鹿児島市や鹿屋市などの7市では、福祉、保育、医療、教育などあらゆる子育て支援が一体となった組織ではありませんで、本市の地域福祉課とほぼ同様の事務内容であります。保育所や子育て支援、少子化対策等の事務を細分化して取り組んでいるのが実情であります。なお、県内43市町村において、議員ご質問の趣旨に基づいた福祉や医療、教育等、子育て支援を一体的に課として取り組んでいる自治体というものは、ないところであります。また、先ほど申しました鹿児島市や鹿屋市等7市についての職員の派遣についてでありますけれども、現在のところ派遣については考えておりませんが、しかしながら、県内の各市とは情報交換を常にやっておりますので、そういった中においても、更に情報収集に努めてまいりたいと考えております。

健康福祉部長（田代秀敏） 大保議員のご質問の中に、組織に関する自治体への研修という部分がありました。子育て支援課を設置している自治体に対する組織のあり方について、私ども健康福祉部としての研修を行ったことはございませんけれども、総務部長が先ほどお答えしたような内容でございます。ただ、子育て支援に関する事業につきましては、鹿児島市の子育て支援推進課や、姪良市の児童福祉課、社会福祉協議会、霧島市の児童福祉課等について視察研修等を行っているところです。現在、国の子育ての支援策は大きく変わろうとしております。このような中、自治体の組織がどうあるべきか調査・研修は必要であろうと考えているところです。今後は必要に応じ、事務のあり方も含めて研修をいたしたいと存じてお

ります。

18番議員（大保三郎） 最近ですね、保育園関係者、また、保護者の方々が一様に不安を持っていることがあるわけですね。先ほどもちょっとだけ説明がありましたけれども、定数定員ですね、この定数定員で23年度からいくんだというようなことがですね、一部説明されたとかということで、今、125%で入っているわけですが、その卒園児が少なければですね、125%おれば園児が少ないとき卒園しても、そこに100%を超える園児が保育園には残るわけですよ。そうすると、新規の園児は入れないわけです。その中から、今残ってる園児からも卒園、終園しなければならない園児も出る可能性があるわけですが、この国の方では定員の弾力化運営というのは、もうやってないんですか。

地域福祉課長（久保憲一郎） 保育所の入所についてのお尋ねですけれども、国の入所に関する弾力化の関係ですけれども、本来、保育所は定員を超えて入所させることは禁止されておりましたけれども、昭和57年度から、保育所が不足気味の地域において、年度の途中で緊急に入所が必要になったときなどを含めて、認可定員を超えて入所させることができ、またかつ、運営費を支弁させることができるという特別措置がとられてきたところであります。そして、先ほど市長の答弁もありましたけれども、平成22年度からは、地域の実情により応じた形で、その取扱いを可能にするために、児童福祉施設最低基準を満たす範囲内であれば、年度当初より定員を超えて児童を入所させることができるとしたところであります。しかし一方、平成15年度から会計検査院等の改善処置要求等を踏まえて、定員内での保育が原則であることを周知徹底するとともに、定員の見直し等による基準、先ほど申しましたけれども、恒常的に120%を超えて入所している施設については、定員の増をするんですよということも明確されたところであります。議員がさっき申し上げましたとおり、来年度の入所についてですけれども、ただ今、12月から保育所の入所について募集を始めたところであります。来年4月1日に入所ができるかどうかということですが、それらの状況を見ながら、子育て支援をサポートする形で措置をしていきたいと考えているところでございます。

18番議員（大保三郎） 今、定員を増やせばいいんじゃないかと、こういうことでありますが、定員を増やすとですね、職員も増やさんといけません。そして、毎年、定員の増減、職員はですね、1回入れると簡単にクビ切れないですよ。待機児童がこのことによって増える可能性はないのか。そして先ほどありました、次世代子育て支援行動計画の、もう今年作成したのも、来年度は見直さなければならないんじゃないですか、どうでしょう、時間がありません。

議長（松下喜久雄） 地域福祉課長、簡潔にお願いします。

地域福祉課長（久保憲一郎） 先ほど申しましたとおり、経済状況等によりまして、保育所に入所を希望する家庭は減らない状況にあります。今後も、そういう面では適正な入所に努めていきたいと考えておるところですけれども、保育所の協力を得ながらやっていきたいと、

そういうふうになっているところでございます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 0時58分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、井元伸明議員。

1番議員（井元伸明） 皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目は、農業問題についてお尋ねをいたします。現在、農業を取り巻く環境は、日々厳しいものが続いております。また、現在の農家の高齢化はますます進行する中で、担い手不足も深刻な問題となっております。また、経営的には特に天候に左右されやすく、このような状況の中で、安全で安心な食を目指して日々努力を続けてまいっておりますが、農業は、また農地保全の観点からも、環境への配慮も大きな役割を担っております。このような厳しい農業の状況の中で、現在、国ではTPP、環太平洋経済連携協定への参加をする旨の協議を進めています。もし、日本が参加すれば、安い農産物が輸入され、現在の安全安心な食生活を続けられない不安もございます。今回のTPP参加は決して容認できるものではないと思っております。県議会におきましては、即、臨時議会を開催し、反対の表明をされました。なお、経済連、各種農業団体等も続けて反対の表明をしております。今のような状況の中で、TPP参加は、国内農業などの関連産業への影響は計り知れないものがあると思われませんが、このTPPについて市長としてどのような感想をお持ちになられておられるのか、お尋ねをいたします。

次、2点目の教育問題についてお尋ねをいたします。これは今日まで幼稚園は文部科学省と、保育園は厚生労働省の二元化であったものを一本化しようと検討されているものでございますが、平成18年より認定こども園を実施し、今後、この認定こども園、幼稚園、保育園を廃止し、新たに仮称ではございますが、こども園を創設しようとしているものでございます。幼稚園と保育園の一体化、幼保一体化でございますが、特に就学前の子供、子育て関連の制度改正で、財政給付についても一元化するとしております。政府が検討しているものですが、これらに対して、全国保育3団体等から反対意見が相次ぎ、現在、基本制度ワーキングチームでは、中身の見直しを余儀なくされている状況でございます。この制度は、2011年度、来年に法律を改正し、2013年度から新制度を施行し、順次導入を目指していくスケジュールが示されておりますが、この制度の内容や設計は、不透明な部分が多く、新たな財源も未だ示されていない状況などから、保護者や保育関係者から大きな不安が広がっています。もし、このこども園、仮称ではございますが、これが導入された場合に、本市の保育行政への影響はどのようなことが考えられるのか、お尋ねをいたします。

次に、少子化が確実に進行してる状況の中で、本年3月、学校施設整備検討委員会より答申を受けていることについてでございますが、この答申を受けて、今後の学校施設整備計画は、どのように考えておられるのか、市長の率直なお考えをお伺いをいたします。

次に、なのはな館の管理運営についてお尋ねをいたします。これは平成10年9月の12日に鹿児島県が指宿市所有の場所に69億円もの事業費で、高齢者の生きがい、ふれあい、健康づくりを促進する目的でオープンをいたしました。県はこの施設の年間維持費が、現在、2億3,000万円余り必要とすること、建物があまりにも奇抜すぎる関係上か、現在では雨漏りなどの補修費が年間800万円程度かかるとの理由のことなどから、平成23年3月で休館をしたいということでございます。できれば後の管理運営を地元である指宿市にお願いをする旨の協議がなされており、現在、市は県よりなのはな館を無償譲渡を受け、市で管理運営ができなければ、一般公募も検討しているようですが、どのような管理方法にしても、今後、この建物を最終的に解体するとなれば、新たに8億円もの費用発生が試算されております。このような費用は、最終的に指宿市民への大きな負担が発生すると思われませんが、市長はこれらの負担を市民の方々にどのように説明をなされるおつもりなのか、お尋ねをいたしまして、1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 農業問題について、T P P参加に関する本市農業等への影響についてお答えをさせていただきます。2002年以降、わが国は、対シンガポール新時代経済連携協定を皮切りに、メキシコやスイス、ベトナムなど数か国と、それぞれ2国間でE P A・経済協力協定を締結しておりますが、T P Pに参加することになりますと、これまでのE P Aと異なり、国内農業全般への影響は避けられない情勢となってまいりました。現在9か国が交渉を進めておりますT P Pの特徴は、関税の例外なき完全撤廃を原則としていることにあり、まず、交渉締結時点で貿易総額の90%が撤廃され、その後10年程度かけて残り10%を段階的に撤廃しなくてはなりません。このような状況となった場合、本市の基幹産業であります農業をはじめ、関連産業は深刻な影響を受けることとなります。主に影響を受けるものとしては、外国産農産物の輸入拡大に伴う市内農産物の生産減少、農産物輸送などの物流・肥料・資材・飼料等の製造、卸・小売関連産業への波及、就業機会の減少などが考えられるところであります。したがって、全国町村会、県議会やJ Aなど、既にT P P参加反対を表明している各種団体等と同様、本市の農業及び関連産業を守り、消費者に安心・安全な食料を提供すること等を目指し、T P P参加について、現状においては、反対の立場で取り組んでまいりたいと思います。

次に、教育問題についてでございます。指宿市学校施設整備計画検討委員会よりいただいた答申に対しての、私の考えについてのお尋ねであります。これからの時代に求められている子供像は、知・徳・体の調和のとれた人間や、公共の精神を尊び、国際社会をたくましく生きる人間であります。このような子供たちを育てるために、地域丸ごとで、望ましい教

育環境の構築という指宿の学校づくりが求められております。現在、子供たちを取り巻く環境は厳しさを増し、地域社会や家庭の教育力の低下など、教育機能に陰りも見えております。また、本市の小・中学校では、児童・生徒数の減少による学校規模の適正化や、学校施設の老朽化などの課題が生まれてきております。このために、望ましい教育環境の構築について、指宿市学校施設整備計画検討委員会で検討がなされ、教育委員会に答申をいただいたところであります。私といたしましても、答申の基本的な方向性を尊重した学校環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、児童・生徒の生きる力を育むための教育環境として重要な意義を持つとともに、地域の防災拠点や生活の拠り所としての役割も果たしております。今後も、児童・生徒の安全かつ快適な教育環境の確保に努めるとともに、本市の学校環境の充実に努めたいと考えております。

なお、いただきました質問につきましては、以下、教育長、関係部課長等に答弁をさせていただきます。

健康福祉部長（田代秀敏） 幼稚園、保育園、それから認定こども園等を一体化し、仮称、こども園が導入された場合の指宿市への影響ということのご質問をいただきました。現在のところ、国からは、具体的な指示、具体的な事項、そういうものが何も示されていないところでございます。マスコミや国のホームページなどにおいては、子供のための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援を目的に、幼稚園、保育所、認定こども園の垣根を取払い、新たな指針に基づき、幼児教育と保育を共に提供する、仮称、こども園に一体化し、新システムを位置付けるとなっています。現在、国の方でも、ワーキンググループを立ち上げ、いろいろと検討をしている段階ですので、本市への影響も、今の時点では想定できない状況でございます。これらについては、今後の国の推移を見守ってまいりたいと思っているところです。なお、少子化の進行や教育・保育ニーズの多様化に伴いまして、必ずしもこれまでの取組だけでは対応できない状況が顕在化していることは、十分認識しております。これからも地域の実情を把握しながら、効果的、効率的な子育て支援策を展開してまいりたいと考えているところでございます。

総務部長（渡瀬貴久） なのはな館の今後について。施設の譲渡を受けて、将来、市民への負担は発生しないのかというご質問でございますが、まず、これまでの検討経過について説明いたしますと、県から市に施設を譲渡したいとの申出を受けた後に、市としては、譲渡を受けた場合、どのような利活用方策があるのかについて、利活用検討委員会を設置し、作業部会であるワーキンググループが中心になって検討を重ねてまいりました。しかし、検討の結果、収益を上げることができるような利活用方策は見出せず、また、市の財政状況等を考慮いたしますと、市での直接的な運営は難しいと判断したところであります。このような中、土地が市有地であることや、周辺地域が観光振興や市勢発展にとって重要な場所であること、

それから、現在、高齢者交流施設として、多様な機能を持っており、平成21年度実績で延べ約23万人の方々に利用され、その約8割を指宿市民が占めていることや、市の地域の活性化に多大な貢献をしている施設であることなどを勘案した結果、解体するよりも、この施設を有効に活用する方向で検討することが大事であると考え、県とも協議を重ねてまいりました。その結果、県と連携して、貸付事業者の公募を行い、この施設を有効に活用していただける事業者が決定した場合に、県からの譲渡を受けて、その事業者等へ貸し付けることとしたところでございます。今後、この施設を有効に活用していただける事業者が運営することで、多くの利用者数が確保され、これからの指宿市の交流人口の増加や、観光・産業振興、福祉の増進などに寄与していただくことにより、これまでと同様に地域活性化が期待できるものと考えています。県といたしましては、指宿市の誘致を受けて多額の費用、約69億円ですが、多額の費用で整備した施設でもあることから、現在の施設を有効活用してほしいとの意向でありまして、市といたしましても、これまで、そのことを前提に検討・協議してきたところであることから、将来の解体費用については、解体の必要が生じた時点で、県と協議したいと考えております。

1 番議員（井元伸明） それではまず、T P Pの問題について続けてお尋ねをいたしたいと思えます。このT P Pについては、あらゆる方面からですね、いろんな角度で心配の声が上がっているのは事実でございます。また一方、日本もこういう、先ほどの観光じゃありませんけれども、世界と一体となって貿易と言うか、物の流通をさせた方が、かえって農業もいいんじゃないかという話もございますけど、現状のままで農産物、その他が一様に輸入されるとなればですね、現状の農業農家は、壊滅的な状況に追い込まれることは必至であると考えられます。こういう中で、このT P Pがこのまま発効されるという状況になった場合に、県の段階でもいろんな試算等がなされておりますけれども、このような状況というのは、指宿市の中ではですね、関連産業を含めて、どれぐらいの影響が出てくるというか、それぐらいの試算をされているのか。されておられれば、ちょっと数字を提示していただきたいと思えます。

産業振興部参与（浜田淳） T P Pによる本市への影響につきましての質問ですが、県の試算や市の生産実績等を勘案しまして試算した結果、少なくとも畜産関係で52億6,000万円、耕種関係で12億6,000万円の合計65億2,000万円の影響があると試算したところでございます。主な影響としましては、県の試算によります減少率で、牛肉が52%、豚肉が45%、鶏肉が65%、鶏卵が33%、耕種関係では、でんぷん用さつまいもが100%などの影響が考えられます。また、この他、関連産業や物流、雇用などの地域経済への影響額も大きくなるものと思われまます。

1 番議員（井元伸明） 今ざっとですね、数字的にも相当65億とかいうようなお話も出てきましたけど、まだこまごまとした数字なんか出てくるとは思いますが、仮の想定の話でござ

ざいますので、これ以上突っ込んだ数字は必要としませんけれども、今後、このＴＰＰへの参加につきましては、いろんな部分で、ＡＰＥＣを含めてですね、そういう中で進めている中で、ちょっと拡大交渉という形で、12月の6日、つい先日なんですけど、ニュージーランドで、10日までの開催ということで、4回目の開催を開いております。こういう中でもですね、日本がオープン参加をさせてほしいということでありましたけど、加入する前提でなければ、この交渉にもダメということで断られている状況でもございます。こういう状況が続くとですね、今後、このＴＰＰへの参加というのは、完全にゼロとまではいかないと思います。それに対応して、今後、各自治体、国ですね、含めてどのような対応をされるべきなのか。市として、これに対応するためには、どのような手段等があるのかですね、あればひとつお示しをいただきたいと思っております。

産業振興部参与（浜田淳） ＴＰＰへの参加問題につきましては、国の決定事項であります。本市といたしましては、まず、同じ立場にあります他自治体やＪＡなど関連組織等と足並みをそろえ、国がＴＰＰ不参加を選択するよう、訴えてまいりたいと思っております。また、ＴＰＰへの参加・不参加に関わらず、本市の基幹産業であります農業や、関連産業を衰退させないため、最大限の努力を尽くしていく考えであります。しかしながら、参加を仮定した場合、市が単独で支援策を講ずることは、財政的に大変厳しいことが見込まれますので、国・県の施策を積極的に活用していかなければなりません。今後、農業経営基盤を強化するために、国が行います代表的な支援策であります畜産関係では、子牛農家を支援する肉用牛肥育経営安定対策事業、いわゆるマル緊制度や、肉用牛売却に伴います免税特例措置、野菜関係では、野菜価格安定制度等の更なる拡充を要望していく必要があると思っております。また、国・県補助事業は、認定農業者等への支援がほとんどであることから、足腰の強い農業経営を目指した認定農業者の育成に努めてまいりたいと思っております。

1 番議員（井元伸明） こういう状況を踏まえて、日本も自給率40%を目指して、上げようということで日々努力しておりますが、こういう世界の情勢も見据えてですね、いろんな対応をしていかなければならない状況が続いております。そういう状況の中で、農業を取り巻く中には、農業後継者の育成というのが欠かせない問題だろうと思うんですが、何でも守るためには、作るためにはですね、人づくりが一番大事だろうと思っております。そういう観点で次にお伺いをしたいと思っておりますが、この農業者後継育成についてはですね、現状をどのように把握されて、また、新規就農者の状況と、これに対する支援体制は、現在どのような指導等をなされているのか、お尋ねをいたします。

農業委員会事務局長（徳留博昭） 農業委員会会長から任意を受けましたので、答弁させていただきます。新規就農者、農業後継者の現状は、平成19年度21人で、うち農業後継者21人、平成20年度は20人で、うち後継者15人・新規参入者5人、平成21年度は35人で、後継者30人・新規参入者5人と年々増加しており、後継者が約8割を占めています。鹿児島県全体では、平

成20年度314人で、後継者267人・新規参入者47人となっており、指宿市と同様に、後継者が約8割を占めております。新規就農者の把握については、南薩地域振興局農政普及課・鹿児島県立農業大学校・鹿児島県立山川高校の卒業見込みリストによる確認と、農業委員会だよりの周知に伴う申請等で把握をしています。また、市政事務嘱託員にお願いし、調査ができるかどうか検討したいと考えております。支援対策といたしまして、就農時40歳以下の農業後継者で、就農後1年以上経過している就農者に対し、5万円を交付する農業後継者就農奨励金や、経営体育成交付金など国の補助事業を積極的に取入れ、関係機関と連携を密にしながら支援しております。

- 1 番議員（井元伸明） 農業支援センターが発足してですね、いろんな形でこういう支援等もやっていただいていることには、本当に心から感謝も申し上げたいと思いますが、こういう状況の中で、うわべの部分だけじゃなくして、この農業後継者等がですね、あるいはまた、新規就農者ということで帰って来られたときに、農業基盤整備をしまして、現在、畑かん区域内ということで、1種農地ということで、なかなか土地、建物を建てにくい場所になっておりますけれども、こちら等についてちょっとお尋ねをしたいんですが、後継者がですね、農振地区内に農家住宅を建築するという場合に、最近、除外が非常に厳しい状況等にあるようでございます。後継者が自分の家に帰り、農業を目指すときにですね、自分の土地なのに、自分の土地に家が建てられないという状況が最近多いということをお耳にいたしております。こういう現状から、除外等については、現在、国の方で地域分権ということが非常に叫ばれておりますけれども、そういう中で、この除外等もですね、市町村に委ねられるような話も聞いておりますけれども、現在、まだこの除外が委任がされているのかどうか。もし、されてなくてこういう予定があれば、こういう方々にですね、農業を続けるためには基盤となる棲みか、住宅がなければ、後継者としてもなかなか育ってまいりません。現状としては、せっかく後継者が帰って来て、家でも造って、嫁さんでももらって、華々しく農家の跡を継いで頑張ろうというときに、家が造れないというところで、地区外というかですね、校区外とか、私今、池田に住んでおりますけど、私の近辺、池田校区内では、後継者が池田校区内に家を建てられずに、市内に出て、一般住宅の民家を借りて通勤するという形ですか、そういう形で生活してる方が何人か見受けられる状況が非常に多いです。そういうのを含めて、いろんな国の基準があるのは分かりますけれども、この除外等についてもですね、農業等でいろいろ対応はしてくださっていると思うんですが、今後、この後継者を育成するためにも、特に後継者だから認めてくれじゃなくて、元来ですね、この畑かん地域をするとき、最初のとっくみが、大体8年ほどすれば家が簡単にできますよという話があっちこっちで最近聞きます。それぐらい話をしないと、皆が参加してくれなかった非常に辛い状況もあったかに聞いておりますけれども、今後においては、こういう状況等をよく理解していただいて、こういう後継者を育てていくためには、こういう状況を何とかクリアしていかないと後継者は育ってい

かないと思いますので、そこあたりの状況はどうであるのか、ひとつ農地を守るためにはですね、農振の除外等も真剣に考えざるを得ないんでしょうけれども、後継者育成の観点からどのようになっているのか、ひとつ現状をお尋ねをいたしたいと思います。

農業委員会事務局長(徳留博昭) 農地を転用することは、農地が農地でなくなることを言います。農業生産の基盤である農地は、食料の安定供給を図る上で極めて重要な役割を担っております。このため、農地法第4条第1項、第5条第1項に基づき、農地を転用する場合及び転用のため農地または採草放牧地の所有権を移転し、または賃借権等を設定・移転する場合には、原則として4ha未満までは県知事の許可が必要となります。この農地転用許可制度は、適切な運用を通じ、良好な営農条件を備えている農地を確保する一方、社会経済上必要な土地需要にも適切に対応しなければならないため、基準は厳しくなっております。農用地や良好な営農条件を備える第1種農地については、転用は原則不許可ですが、例外措置として、農用地区域の外周部で、かつ半径50m以内に3戸以上の住宅が存在する場合は、許可できることとなっておりますので、これらを活用いただければと思います。

1 番議員(井元伸明) 今聞いた状況は、私も理解はしているつもりなんですけれども、こういうのを超えてですね、なかなか難しい状況もあるようですので、引き続きいろんな形でご検討いただいて、今後の後継者育成には、格段のご配慮をいただければありがたいと思います。

時間の都合で次にまいりますが、次は、こども園と言うかですね、についてお尋ねしたんですが、これについては、まだ国からのいろんな通達とか、いろんなあれも情報もありませんということですが、もう現在ですね、これについては新聞、テレビ等でほとんど毎日のように、いろんな形で報道をなされております。これはですね、何でいろんなところから心配な声が上がってくるかという、今後の新たな保育制度が導入をされますと、今後は保育所なりこども園にお預けするときですね、市が認可だけして、後は保護者との直接契約となるやに聞いております。こうなりますと、非常にですね、手のかからない子供や保育料の高い世帯の子供さん、文句を言わない親御さんとか、そういう子供さんたちを施設が優先的に受入れをするようになるのではないかという心配もございます。本当に保育を必要としている子供たちや、障害を持った子供たちが排除される恐れがないのかということと、保育が必要とするすべての子供たちにですね、一人一人に合った保育が自治体において保障されるように願っている状況であろうかと思えます。もう既に先ほど申し上げましたように、来年には国会に提案をしたいという状況で、13年度からは順次スタートをさせたいという話までどんどん出ております。こういう状況の中ですね、まだ国から通達がない、県からの情報もないから答弁ができないというのはよく理解できますけれども、すべて決まってからはなかなか手の打ちようもない状況でないかと思えます。先ほどのTPPじゃありませんけれども、もう現実目の前に迫っている状況でございますので、今後ですね、これらについては予断

を許さない状況であろうかと思しますので、関係課の職員の方々については、特段のご配慮をしていただきながら、保護者の心配、あるいは保育所の心配等を一つずつ取り除いていただき、安心して子供を預けられるそういう保育所であってほしいと思しますので、ひとつこれからの努力をお願いをかけて次の質問に移ってまいりたいと思します。

そこですと、平成18年度から認定こども園というのがもうスタートしております。これについて新聞等でも鹿児島県内の事例等もいろいろ載っておりますが、これを含めてですと、県内での取組の状況と、指宿市の現状はどのようになっているのか、ひとつお示しをいただきたいと思します。

健康福祉部長（田代秀敏） 平成18年度以降認定こども園の制度がスタートいたしております。県内の状況、それから、本市の取組の状況ということでございますけれども、県内の認定こども園の設置状況につきましては、平成21年度現在ですけれども、24園が設置されております。就学前の子供に対しまして、保育に欠ける、欠けないに関わらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能及び地域においてすべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能を持った認定こども園について、国も推進している状況であり、県内も年々増えている傾向にございます。指宿市におきましては、来年度初めの認定こども園開設に向けて、一つの幼稚園が県と協議を進めているという状況にございます。

1 番議員（井元伸明） 今、来年に向けて指宿市内でも認定こども園がスタートするような説明をいただきましたけど、これは実際ですね、もし差し支えなければ、幼稚園なのか保育園がやろうとしているのか、新たにそういう施設をやろうとしているところであるのかですね、もし示しができるのであれば、ひとつお願いをしたいと思します。

健康福祉部長（田代秀敏） 来年4月オープンを目指しておりますところにつきましては、幼稚園が保育所を開設するという形でございます。

1 番議員（井元伸明） それは規模的にはどれぐらいの規模の予定なんでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 現在のところ30人というふうに伺っております。

1 番議員（井元伸明） そういう状況を踏まえて、先ほども同僚議員の方からちょっと遅れましたけども、ちょっと重複しますが、関連がありますので、改めてお尋ねしたいと思うんですが、この保育所の定数に関する制度改正なんですけれども、定員の125%超過が2年継続の場合に定数の見直しをする旨の要請を各保育所等にされているようでございます。先ほどの答弁では、このような場合にですね、定数を見直さなくて現状のままでいくと、待機児童が発生する恐れがあるということをはっきり申し上げておられましたけれども、12月からそういう募集して、来年の4月にはそういう現状が出てくるかも分からないということですが、この危惧されます状況とですね、この定数を改正しなかった場合の罰則があるのか。この罰則があるなしに関わらず、この定員の改正のポイントというのはどういうものが

あるのか、お尋ねをしたいと思います。

健康福祉部長（田代秀敏） まず私どもの、例えば、定数の改正についての依頼をしたところ、それについて、そのように応えてくれなかったところに対するペナルティがあるかということですので、その部分については、罰則規定等はありません。それから、保育所の入所に関しましては、これまで待機児童がいる場合、保育所への入所の円滑化により定数の枠を超えての入所を今までは実施してきているところでございます。平成22年11月末現在の保育所への入所につきましては、定員が875人に対しまして1,053人が入所しており、入所率は平均で120%を超えております。公立を除きます民間の保育所にございましては、すべての保育所が定数を超えて入所している現状がございます。それから、22年度からは入所に係る円滑化要綱が改正をされまして、保育所への入所に関して定員の125%の入所枠が削除されているところでございます。保育の実施は原則として定員の範囲内で行うことが原則でございまして、定員を超えている状況が恒常的にわたる場合は、定員の見直しに積極的に取り組むこととされております。私どもも、要綱の規定するところによりまして、特に連続する過去2年以上、定員の120%を超えて入所している保育所に対しましては、定員増の見直しをお願いしているところでございます。それらもございまして、来年度は数か所の保育所が定員増の予定でございます。本市におきましても、不況によります夫婦共働家庭の増加、母子・父子世帯の増加等により、保育所入所希望者はなかなか減らない状況でございます。これらのこともございまして、各保育所に定員の増をお願いし、改善をしたいと考えておりましたけれども、今後、入所の募集の状況によりますけれども、保育所に入れない待機児童が発生する可能性がございます。したがって、今後も引き続き保育所側に定員増をお願いしながら、待機児童の解消に向けて適正な入所措置を講じてまいりたいと考えているところでございます。

1 番議員（井元伸明） 今こういう不況と言うか、不況を脱しつつあるんでしょうけども、こういう状況の中で、早く働かなければですね、なかなか生活がしにくいという状況が長年続いております。これはもう指宿市だけじゃなくして、全国的にこういう状況が続きまして、全国的にも0歳児の入所というのが最近増えているように聞いております。そういうのを含めてですね、そういうお母さん方の心配を取り除く意味においても、罰則規定がないということでありまして、保育所側とそういう相談も、もちろん真剣にされていると思うんですが、そういうのを受けながら、預ける保護者の不安を解消し、また、保育所側ですね、先ほど申し上げましたこのこども園については、非常にですね、財政的な部分、ここにいろんな資料もいただいておりますけども、全部目を通しきれないような分厚い資料でございまして、これも資料の中身もどんどん日々変わっているような状況でもありますので、こういう施設関係の心配も少しずつご相談しながら取り除いていただいて、子供さん方を安心して預けられる施設がですね、今後とも続けられるように努力をよろしくをお願いを申し上げます。

いと思います。

時間もありませんので次にいきますが、これはですね、学校施設整備検討委員会についてですが、これについては、昭和56年以前に建設されたところの耐震診断が義務付けをされて、危険度の高いところから、建物について改修をするということで、本年度予算化されまして、間もなく市内の3校で補強工事が始まるということ聞いております。今後、この市内小・中学校において17校すべてを改築改装すれば約270億円、大規模改装でも130億円と試算がされております。なお、全校の整備をするには30年以上かかるということでございますが、今後の経過についてはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

教育長（田中民也） 学校施設は、児童・生徒の学習の場であることはもちろんのこと、台風など、災害時の避難箇所としても指定されておまして、さらに、地域の文化・体育など社会教育の拠点施設でもございます。特に耐震補強工事は、安全性を確保するために最優先して実施する必要があると考えております。これらのことから、IS値0.7未満の耐震性能が劣るとの判断が出た建物の耐震化につきましては、耐震性能の低い方から計画的に実施していきたいと考えております。また、大規模改造や改築等の学校整備につきましては、長期的かつ継続的な投資効果や、指宿・山川・開聞地域の地域間バランス、学校規模の適正化などを考慮しながら、計画的な施設整備に努めなければならないと考えております。現在、教育委員会で策定中でございますが、指宿市望ましい学校環境整備計画につきましては、今月中に皆様方にお示ししたいと考えているところでございます。

1 番議員（井元伸明） 今月中にその計画をお示しできるということでございますが、ひとつ楽しみにしております。

それからですね、これからますます児童減少が進んでいく中で、これからの今ちょっと教育長の方でありましたように、学級規模の問題とか、学校規模の問題もちょっと触れられたと思うんですが、県の方で示されているのが1学級21人から27人程度、1学年で2学級、中学校にいきますと、1学級で27から30名、1学年においては、3学級以上が望ましいとの数字が出ておりますが、これは言わずも知れたことで、統廃合の基準でございます。これらの検討状況を踏まえてですね、指宿市としては、今後どのようにあるべきか。これも先ほどの計画の中に入っているのかどうかを含めて、お答えをお願いいたします。

教育長（田中民也） 本来、児童・生徒の人間性や社会性は、学校の場における集団の中で最も培われるものであるととらえております。そのためには、多くの友達と触れ合い、切磋琢磨できる適正規模の教育環境の構築が必要であります。本市における望ましい学校規模は、小学校は1学級21人から27人程度で、1学年2学級以上、中学校は1学級27人から30人程度で、1学年3学級以上であると考えております。この学校規模を実現することで、多くの友達との学習活動や、生活の体験を通して、豊かな社会性や協調性などが育成できることや、お互いに協力し、励まし合って向上する学習環境ができるなどといった教育効果が期待できると

らえております。県下の市町村でも、少子化による学校の小規模化や、学校施設の老朽化が進んでいる状況から、適正な学校規模について検討したり、保護者や地域住民の意見、要望などを聞くなどして、学校再編を実施している状況が生まれております。本市におきましても、学校の小規模校化や、学校施設の老朽化、また、財政状況等も考慮しながら、学校再編等の論議を今後深めていく必要があると考えております。なお、この内容につきましては、今回、今月中にお示しいたします学校施設整備計画にはもちろん搭載しているところでございます。

- 1 番議員（井元伸明） 学校の運営については、将来の日本をしょって立つ国の宝でもございます。環境をですね、十分に整えていただいて、財政負担の面もあろうかと思えますけど、ひとつ順次ご努力をお願い申し上げたいと思います。

時間の関係で、最後のなのはな館について移っていきたいと思いますが、先ほどはですね、答弁の中で、事業者が見つかった場合に無償譲渡を受けると、解体費用については、何年か後に解体するときに考えましょう、協議しましょうということですが、これまでですね、県との協議の中で、解体費用の8億円を支出する考えはないのかということ、直接話し合っておられるのか、お尋ねをいたします。

総務部長（渡瀬貴久） 先ほども答弁いたしましたけれども、このなのはな館が指宿市の誘致により整備された施設であることや、施設の整備に伴い、北町通り線や迫五郎ヶ岡線の道路整備、公営住宅の整備などが行われ、また、周辺地域における活性化や各種イベントの開催など、これまでの間、以前は湿地帯でありました新田地区全体の大きな開発、振興に寄与してきたものと評価しております。県は、このような状況の下で、平成22年度末を目処に指宿市、または民間への譲渡を基本に検討し、仮に譲渡先等がない場合は中止することもやむを得ないとの方針を示したことから、市といたしましては、当時約14億円かけて土地を取得・造成した上で、県が多額の費用で整備し、まだ築12年であるということをお察いたしますと、この施設の休止、閉館を避けて、できるだけ有効に活用したいと考えたところでございまして、県といたしましても、同様な趣旨の下に基づきまして、指宿市の方に有効活用を考えていただきたいということでございました。そのようなことから、解体について協議をしたということはございません。

- 1 番議員（井元伸明） それではですね、県としては、今現在の管理費用が約先ほど2億3,000万円余りかかるということと、併せて、補修費等がかかるということで指宿市に何とか、もう指宿市が引き受けなければ休館やむなしということでございますけど、こういうことに対してですね、市長として、県は責任をもっと強く感じるべきじゃないかと思うんですけれども、こんだけの財政負担を市に押し付けて、2億3,000万円の管理費用がかかっているものを、あるいはそれに加えて、年間最近800万円程度が補修費がかかっているようでございますけど、そういうものを市が引き受けてですね、それはいくら指宿市のために、指宿の住民が相

当数あそこを利用されているという事実は聞いてはおりますけれども、その事実があったにせよですね、今後これを指宿市の財政で持ちこたえて管理できるんですか。そのあたりを県の責任はあるかどうかということを含めて、市長としてはどのように判断をされるのか、ひとつ市長にお尋ねをさせていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 少し先に答弁させていただきますけれども、指宿市の財政状況は、現在、合併支援措置であります地方交付税の合併算定替えによりまして約10億円程が上積みされておりますが、平成27年度からは一本算定となりまして、5年間かけて段階的に削減されていくこととなります。また、合併補助金や合併特例債についても、平成27年度までの活用となっております、景気低迷等による市税等の収入の伸びも今後期待できない、そういうことから、厳しい状況が続くことは、長期計画見通しの中でそのように考えております。したがって、県に対しまして、指宿市のこのような財政状況を踏まえて、今後の運営の在り方については協議をしております。そういった中において、県との協議におきましては、市が譲渡を受ける際は、県は施設を無償で譲渡するとともに、当面の建物利用に支障がないように、十分な補修・修繕等を行う方向で検討すると、そのように聞いているところであります。また、将来解体等の対応についても、解体の必要が生じた時点で県とは協議をしたいと思っております。さらに、指宿市のこの補修関係につきましても、貸付事業者による運営が行われることになった場合には、施設の所有者である指宿市として負担が必要なものにつきましても、施設の修繕費等が必要となるわけでございます。県といたしましても、施設譲渡に際して、雨漏りの補修に加え、施設・整備を点検の上、当面の施設運営に支障がないよう十分な補修も併せて行う方向で検討しているとのことであり、これまでは、簡易な修繕ということで800万程が出ておりますけれども、今後、指宿市に譲渡する上においては、施設整備を点検の上、当面、施設運営に支障がないように十分な補修も行うというようなことを協議の中においては検討をいただいているところでございます。なお、その後の修繕につきましては、貸付事業者が決まりますと、自然災害や老朽化等による貸付物件の改修・修繕のうち、小規模なものについては、原則として事業者の負担とし、仮に、大規模な改修・修繕が必要となったときは、貸付事業者と協議することとしております。ただし、改修・修繕に係る費用については、市は施設所有者として一定の負担が想定されます。そのようなことから、県に対して何らかの支援を検討していただくよう要請をしたいと考えております。

市長（豊留悦男） ご指摘の件でございますけれども、現在までに数回県と協議をしているところでございます。私といたしましても、後年度、市の財政を圧迫するような見通しのない、採算性のない受入れはするつもりはございません。今後、この施設の利用について慎重な判断をしなくてはなりません。先ほどご指摘のありましたように、解体費の8億円の問題、修繕費が年間約800万必要となっているというような予測も出されておりますので、私が冒頭申し上げましたように、後年度、市の財政を圧迫するような、そういう協議にならないよう

に、また、受入れにならないように努力してまいりたいと考えております。

- 1 番議員（井元伸明） 今、答弁いただいたようにですね、指宿の現在の財政事情からして、将来発生するべきであろう、譲渡された場合に、8億円というのは相当な負担が大きいものであると思います。これらが決して市民の負担とならないように、協議を進める中では、この8億円については、県の方とは重ねて協議をし、絶対に市がこれを軽く引き受けることのないように、ひとつご配慮方をお願いを申しあげたいと思います。その後ですね、市にあくまでもということですが、もう一つの観点からいきますと、あくまでも県の建物の所有という形ですね、県が所有して、指宿市が管理に加担していくというような方法は協議はされなかったのかどうかですね、そこについてひとつお尋ねをいたします。

総務部長（渡瀬貴久） 県は、なのはな館の開館後、県内の多くの市町村において、市町村合併や県民ニーズの変化などを背景に、同様の機能を有する施設が整備され、同種・類似の取組が行われていることなどから、平成22年3月に高齢者の生きがいづくり、社会参画等の全県的な取組の在り方を考慮すると、今後も引き続き県で設置する必要性は低いと考えざるを得ないとして、平成22年度末を目処に、指宿市、または民間への譲渡を基本に検討する。仮に譲渡先等がない場合は、休止することもやむを得ないとの方向を示したところでありまして、県が現在と同様に運営することはないと聞いております。県といたしましても、先ほども申しましたけれども、いろいろな理由の中で、地元指宿市への譲渡を最優先に考えたと聞いております。このようなことから、今回、市と県が協力して貸付事業者を広く募集し、施設を有効に活用していただける事業者が決定した場合に、市が譲渡を受け、その事業者へ貸し付けることにしているところでありまして、県の方との協議については、今申し上げたとおりで進んでいるところでございます。

- 1 番議員（井元伸明） 今、答弁があったように、県はあくまでも県の所有じゃなくして、市の方に委ねたいという意向であろうかと思えます。こういうことであるならばですね、あくまでも、この10年先か20年先か分かりませんが、まだ12年しか経ってない建物でございます。貴重な建物であろうと思います。私なんかこれをすぐ取り壊してほしいとかいう話を申しているんじゃないかと、将来、必ず解体というのは出てくるであろうという想定の下にですね、協議をしていただかないと、無償で無償でということ聞いておりますと、何かその分があるから、後の8億円くらい自分で考えろというそういうふうにも聞こえないでもないんですよ。そういうこと絶対がないようにですね、重ねて、そういう8億円解体の費用が発生しないような協議はするということで、もう1回改めてお尋ねをしたいと思えます。

総務部長（渡瀬貴久） 指宿市における中長期的な財政負担というものの見通しを考えた場合に、このなのはな館を所有することによって、将来の解体、あるいは大規模な修繕等に対する負担というものを考えますと、指宿市といたしましても、県に対し何らかの支援も検討していただくよう要請をしてみたいと思えます。

1 番議員（井元伸明） 何回聞いても8億円についてはなかなか切り出せない。県も断ってるのか分かりませんが、代わる支援をという形で今答弁されたと思うんですが、他の支援をしていただくにしてもですね、あの建物が将来負担になれば、それこそ大変なことになるかと思えます。くれぐれも注意をしていただきたいと思います。これを別の観点からもう一つ考えてみますと、あの体育館、会議施設がございます。それと温泉施設等に分かれておりますが、そういう形です。雨漏りがひどいのは、奇抜な何かもある、よく報道でも叩かれましたけれども、あの建物だけでも壊していただくような、そして、あれを分割して管理するとかですね、修理費が年々かさんでいくような建物だけは最初から除去して、今使える会議室等なんかは貴重な会議室であろうかと思えます。分割してですね、委託先に貸し付けるとか、そういう方法の検討とか、そういうのはできないのか、最後にお尋ねいたします。

議長（松下喜久雄） 総務部長、簡潔に願います。

総務部長（渡瀬貴久） 今回の貸付事業者の募集につきましては、現在の高齢者交流施設としての用途にとらわれることなく、市における交流人口の増加、観光・産業の振興、福祉の増進等に寄与していただける事業を対象にしてるところであります。貸付方法としては、一括貸付としていることから、施設をどのように活用するかについては、基本的には、事業者の事業提案内容によることとなります。このため、例えば、施設の維持管理費を賄うために、温泉・プールなどの健康増進施設を多目的に利用することや、反対に、維持管理費を抑制するために利用せずに休止する提案が採用される、そういうこともあると考えております。その際は、利用されないことになる施設を別の事業者に貸し付ける可能性もあると考えております。いずれにいたしましても、今後、各施設がどのような形で活用されるかにつきましては、今後予定している貸付事業者の提案内容次第でありまして、その結果、利用されない施設の有効利用を図ることが可能な場合は、その時点で改めて検討していくと、そのような形になるかと思えます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 1時59分 |
| 再開 | 午後 | 2時08分 |

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

7 番議員（高田チヨ子） 川尻小の皆さん、こんにち。お元気ですか。今日は傍聴に来てくださりましてありがとうございます。公明党の高田チヨ子でございます。

早いもので師走も半ばを迎え、インフルエンザが流行する季節となりました。子供も大人も予防注射をしたり、また、十分体調管理に気を配り、元気な毎日を過ごせるようにと念じているところです。

それでは、指宿の安心安全な生活のために、通告に基づき、5項目について質問をいたします。

まず初めに、DV問題についてお尋ねいたします。11月12日から25日まで女性に対する暴力をなくす運動週間でした。鹿児島県では、鹿児島市内を中心に、DV被害者支援セミナーや、女性のための法律相談など実施されています。また、DV防止のシンボル、パープルリボンツリーの設置や、中央駅アミュプラザの観覧車のパープルライトアップなど、様々な広報啓発運動が行われていました。そこで本市のDV問題の現状を伺います。

2点目に、今まで何回もお伺いしていますが、各種ワクチンについて伺います。国会において11月26日に可決成立した補正予算の中に、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3種類のワクチンに対する公費助成の元となる、仮称、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金が盛り込まれました。今回の予算措置は、予防接種法に位置付けるまで22年度、23年度の2年間に対応するものですが、ワクチンの有効性の高さを評価し、全国的に自治体独自で公費助成を実施する市町村が増えてきております。そこで、9月議会に引き続き、本市の対応について伺います。本市として今国会の決定を受けて、22年度から助成を実施するのか、市としての考え方を伺います。

3点目に、特別支援教育について伺います。平成20年9月に、障害のある児童及び生徒のための教科書、特定図書等の普及の促進等に関する法律、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。これを機に、平成21年9月より、財団法人日本障害者リハビリテーション協会が、ボランティア団体の協力を得て、通常の教科書と同様のテキストと画像を使用し、デジタル化対応することで、テキストの文字に音声をシンクロさせて読むことを可能にしたマルチメディアディジー版教科書、通称、ディジー教科書の提供が始まったそうです。実は私もまだこのディジー教科書実際に見たことはないんですけれども、現在、文部科学省の調査研究事業の対象となっていますが、活用した保護者などから、学習理解が向上したとの効果が表明されるなど、ディジー教科書の普及促進への期待が高まってきております。本市において学習障害、LDなど、発達障害のある児童・生徒の実態はどうであるか。また、ディジー教科書を研究し、その普及促進について市教育委員会は、どのように考えているのか、お尋ねいたします。

4点目に、本市では夏場は皆アロハシャツを着用し、とても快適に過ごしています。いかにも指宿というイメージで、どこに行っても指宿はいいねえって言われます。ところが、冬場になると、急に背広にネクタイ、そして女性はスーツと一転して堅苦しい雰囲気になります。皆さんそう思いませんか。そこで菜の花マラソンや菜の花マーチもあることから、毎年支給され、菜の花マラソンの時に着用する黄色いジャンパーを冬場は着るようにしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。最近、市役所内でも黄色いジャンパーを着ている方々を見かけるようになり、市役所がとても明るくなったと思います。その上、ジャンパーを着

ることで、暖房の節約にもつながると思いますが、いかがお考えでしょうか、伺います。

5点目に、市長と語る会が行われましたが、何回行われたのか。また、出席者数はどうであったのか、現況を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

市長（豊留悦男） 私たちの住むまちを安心して安全な生活を送ることができるようにするのは、市民の願いであります。と同時に、行政の責任でもあります。みんなで語ろう会についての質問でございますが、この会は、10月から11月にかけて9回開催いたしました。延べ340人が参加し、各団体が抱える様々な課題の解決方法について、みんなで語り合ったところです。会の名称にもありますように、参加された皆さんと一緒に、本音で語り、何ができて、何ができないのか。そして、できないとすれば、行政と共にどのような手を打てばよいのか。そういう話ができたらという思いから開催したものであります。開催に当たり、まず、みんなで語り合いたいという校区・団体を募集することにいたしました。広報いぶすき9月号に案内記事を掲載し、併せて、市内のすべての校区・区・地区や、市内の主だった団体にご案内をさせていただきました。そして、応募のあった団体や校区など、九つの団体と語ろう会を開催することにしました。会の進め方についてでございますけれども、会では、団体の皆さんに、市の部課長を2名ほど加えた、概ね6名ずつでグループを作り座っていただきました。まず、その団体の状況や課題についての情報を共有する必要がありますので、最初に、その団体の代表者に、全員の前でその団体の状況や、抱えている問題について発表していただきました。そして、その後、グループごとに話し合いました。各参加者には、予め意見を記入する用紙が配布されております。その用紙には、その団体のここが自慢できる、ここがいいというもの、そして、その団体が、これからどのようになってほしいのか、どのようにしていきたいか。そして、そのために、指宿市にしてほしいこと、それに対して参加しているあなたができることを記入するようになっております。そして、各人の記入が終わった後で、それぞれの書かれた内容を元に、グループ内で協議していただきました。最後に、グループ内で意見をまとめ、大きな紙に書き写し、グループの代表者に、全員の前で発表していただきました。皆さん熱心に協議をされ、その結果、様々な問題が浮かび上がり、それを解決するための方法も素晴らしいものがたくさん提案されました。例を申し上げますと、宮ヶ浜地区では、歌手の長渕剛さんに縁があるということから、海岸にできた公園の中の遊歩道を長渕ロードと命名し、長渕剛さんに看板を自筆で書いてもらいたいという提案もありました。また、砂むし温泉商店街振興組合からは、砂楽の年末年始の営業時間を長くしてほしいとか、正月やゴールデンウィークには時間待ちの行列ができることから、空地进行を借り上げ、職員が1人出て、整理券と散策マップを配布し、まちを散策してもらったらどうかという提案もありました。そして、縄文の森をつくろう会からは、様々な活動を行う際に必要な機材の保管場所を貸してほしいという意見もありました。宮ヶ浜地区、町区、上野区、利永校区では、

若者がたくさん住めるようにするために、空家改修に補助金を出してほしいとか、市営住宅を造ってほしいなどといった意見が出されました。これらの意見に対しましては、その場で市の考え方・対策などを述べさせていただきました。その場で回答できない部分については、持ち帰って、現在、市役所の中で協議いたしているところであります。今年実施しましたみんなで語ろう会は、これまで行っていた形式とは少し変えまして、皆さん最初は戸惑いがあったようですけれども、時間が進むにつれて、徐々に参加した人が発言してくれるようになり、各グループでも活発に意見が交わされるようになりました。また、グループ代表による発表のときにも、全員が非常に熱心に聞いておりました。また、参加された方の中には、これまでは、自分たちの地域について悪い面しか見ていなかった。良い面を考えてということで最初は戸惑ったけれども、考えていくうちに、こんなにも良い面があったのだと再認識することができたといった意見もありました。なお、すべての会においてですが、閉会のときに、参加者の皆さんから自然と拍手が起こりました。非常に嬉しいでした。皆さん満足して帰っていただけたのかなあとと思っています。私は、参加した皆さんが、自分の意見が言えた。この会に行って良かった。また次も行ってみたいと思えるような会を目指しております。今回、そのような会が、概ねできたのではないかと考えているところであります。

その他いただきました質問については、教育長並びに関係各部長に答弁をさせます。

教育長（田中民也） ディジー教科書に関する児童・生徒の活用の実態や、普及促進についてのお尋ねでございますが、平成20年6月に、視覚障害を有する児童・生徒の教育の機会均等及び共に学ぶ学校教育の推進を目指し、教科書バリアフリーを実現するための障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律が成立しました。それによりますと、教科書発行者に拡大教科書の発行等が義務付けられ、視覚障害を有する児童・生徒の拡大教科書、点字教科書の無償措置・購入費援助などについて定められたところがあります。ディジー教科書は、文章を飛ばしたり、読むことに困難を覚えている児童・生徒に対して、パソコンを活用し、通常の教科書の文章を音声で再生し、対応する文字を色で協調して見せたり、文字の大きさを変えるなどして、教科書の内容の理解を促す効果があると聞いております。現在のところ、市内の小・中学校において、ディジー教科書を必要とする児童・生徒はいないところでありますが、現行の制度においては、ディジー教科書のような電磁記録媒体は、学校教育法に規定する教科用図書としては認められておらず、補助教材として扱われるものと考えております。また、ディジー教科書の活用のためには、著作権法や学校教育法による制度上の縛りや、作成に要する時間等の課題もあるところでございます。しかし、障害のある子供たちの学習環境を整えるためにも、ディジー教科書を含めたLDのための教材や、指導法の研究をしてまいりたいと考えております。

健康福祉部長（田代秀敏） DVについてのお尋ねをいただきました。DVとは、夫婦間、パートナー間の暴力を指し、ドメスティック・バイオレンスと呼ばれてございます。それは、身

体的に限らず、精神的、経済的、性的などあらゆる形の暴力が含まれるものでございます。暴力は繰り返され、だんだんエスカレートするという傾向にございます。どんな形でも、暴力は相手の尊厳を傷つけ、重大な人権侵害であり、犯罪となり得る行為でございます。相談件数につきましては、私どもに寄せられました婦人相談の中で申しますと、平成20年度256件の中で、DV関係が32件、平成21年度は213件の相談のうち、DVの相談件数は33件、また、平成22年11月末の段階でございますけれども、108件のうち、DVの相談件数は22件となっております。

それから、子宮頸がん、ヒブワクチン等の予防ワクチンに対する公費助成のことについてでございますけれども、先の9月議会でも複数の議員から一般質問等がございまして、法律上明確に位置付けすることが前提であり、国に対しましても市として要望していると回答したところでございます。当該、ワクチン接種につきましては、国において子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種の促進を盛り込んだ制度が成立いたしまして、平成24年3月31日まで市町村のワクチン接種に対する助成が実施されることになっております。具体的には、各都道府県に基金を設置いたしまして、市町村が実施するワクチン接種費用の助成措置に対しまして、2分の1相当額を基金から支出するというものでございます。これらの国・県の施策の下に、これらにこたえまして、市といたしましても、23年度事業実施に向けて準備を進めているところでございます。

総務部長（渡瀬貴久） 冬期の制服についてのご質問でございます。本市では、昭和50年からアロハシャツが夏場のユニホームとして定着してきております。今では、エコファッションいわゆるクールビズの草分け的存在としても、県内外に知られてきているところであります。ご指摘をいただきました冬期の制服につきましては、菜の花マラソン、菜の花マーチをはじめ、アジア国際子ども映画祭や、活お海道などのイベントの開催や、施設の活性化に向け、それぞれのイベントや施設をPRするスタッフジャンパーをそれぞれの担当スタッフが着用している状況にあります。昨年からは、担当課では、職員に菜の花マラソン及び菜の花マーチに向けて、菜の花マラソンジャンパー着用の協力依頼を行い、今年は、12月1日からジャンパー着用の協力依頼を行っているところであります。菜の花マラソンジャンパーを着用することは、冬期の制服ということではありませんが、菜の花マラソン及び菜の花マーチをPRする効果や、市役所の雰囲気をも明るくする効果、ウォームビズの観点からも効果が見込まれるところでありますので、冬期の制服ということではなく、着用の取組を広く進めてまいりたいと考えております。

7番議員（高田チヨ子） それではDV問題からいきたいと思います。DVの内容としてはどのようなことがあったのでしょうか。

地域福祉課長（久保憲一郎） DVの内容についてのご質問でございますけれども、相談内容につきましては、身体的暴力として、夫のアルコール依存症から来る暴力、あるいはギャン

ブルや借金等の生活苦から来る暴力があります。また、精神的暴力として、言葉による暴力、あるいはストーカー行為等があります。次に、性的暴力として、性行為の強要や避妊に協力しないなどの相談も寄せられているところであります。

7 番議員（高田チヨ子） 22件DVがあったということですが、そのうち、女性だけでなく、男性でもDV被害に遭ったということを知っています。県内で4件ほどあったって聞いていますが、本市では、男性のDVっていうのはありましたでしょうか。

地域福祉課長（久保憲一郎） 男性に対するDVのご質問ですが、平成21年度、それから今年度については、聞いていないところでありますけれども、過去に、平成20年度に1件ありました。内容としては、離婚後の子供の面接交渉において、言葉による暴力が女性から男性に行われたということで、男性からの電話による相談が寄せられています。

7 番議員（高田チヨ子） 先ほど、鹿児島の方では、パープルリボンツリーの設置をしたりとか、パープルライトアップをしたりとか、広報・啓発運動をしたりとか、いろんなことを行ったようですけれども、本市としては、DVに対して具体的な対応としてどのようなことをしているのでしょうか。

地域福祉課長（久保憲一郎） DVに対する具体的な対応策についてということですが、相談ケースにつきましては、様々な経緯や思いがあるところであります。まず、相談者からの申し出を十分に聞くことから始めているところであります。DVの被害の深刻化を防ぐためには、取りも直さず、早期の対応が大切であろうと考えているところであります。被害者の保護を図るために、現在、婦人相談室に、専門の相談員を1名配置をして、月、水、金の週3回、様々な相談に応じたり、一時保護はもちろん、自立支援のための情報提供等の援助も行っているところです。被害の状況によっては、具体的に、被害者保護のために、警察へ被害届を出したり、居場所が特定されないための住民基本台帳事務における住民票録とよく言われますけれども、支援措置等の助言を行ったり、あるいは関係機関等と連携しながら、対応をしているところです。

7 番議員（高田チヨ子） 本市には、このDV被害に遭った方の避難施設というものはあるのでしょうか。

地域福祉課長（久保憲一郎） 避難施設についてでございますけれども、指宿市にはそういう施設はございませんし、今のところ、民間シェルターというのも準備をしてないところでありますけれども、緊急を要する場合には、県女性相談センターで一時保護をすることになります。子供を連れての保護など長期的に時間をかけて自立を図る場合には、母子生活支援施設に入所されると。女子一人だけの場合の保護と自立更生を図る施設としては婦人保護施設があります。それぞれの事案について、県女性相談センターと連携を図りながら、保護を必要とする方について個々に対応をしているところであります。

7 番議員（高田チヨ子） 月、水、金に婦人相談室で相談を受けるっていう今お話がありまし

たけれども、この相談室は以前にも私質問をしたかと思うんですけれども、相談室自体がきちんとした場所がないですね。よく聞くのが、相談をしたいけれども、皆がいるところに入って行って、ちょっと奥に入ってって言われてって、何となく相談をしにくいって、そういう意見もあります。それで、この相談室を別個に、皆がいるところではなくて、中央公民館の2階だとか、どこか1室を借りきって相談室を設けるとか、そういうお考えはないでしょうか。

地域福祉課長（久保憲一郎） まさしく議員ご指摘のとおり状況が発生するわけですが、私たちとしても、個人のプライバシーの問題とか、あるいは相談しにくいという状況をつぶさに判断をしながら、状況に応じては、福祉センター、あるいは中央公民館、あるいは市の空いてる会議室等、早急に借り上げて、そこでじっくり相談を受けていると、そういうところがございます。

7番議員（高田チヨ子） 借り上げるということは、その都度その都度対応するということですね。

地域福祉課長（久保憲一郎） 今のところはそういう状況になっております。

7番議員（高田チヨ子） できれば、常時そこに行ったら、そういう相談ができるという相談窓口、相談室が必要ではないかと思うんですけれども、このことに対してはどうお考えでしょうか。

地域福祉課長（久保憲一郎） 様々な相談がある中で、婦人相談だけではなく、生活保護等の相談もあって、そういう中で非常に輻輳するところで、課の中に遮断をされた部分というのはあるんですけれども、やはり声が漏れるという部分もありますので、そういう対応を臨時的に行っているところですが、できるだけ今後も、そういう来やすい相談所と申しますか、そういうところについては、十分配慮しながらやっていきたいと考えています。

7番議員（高田チヨ子） 是非、この相談室は設けてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、各種ワクチンの公費助成について再度伺います。今回、補正、国会では決まったけれども、まだ本市の方では補正に上がって来てないわけですが、その上げてない、しない理由というのは何でしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 私どもといたしましては、今回の12月補正の中に必要な経費というのは計上してはございません。事業を実施するといった場合には、医師会や教育委員会、それから、直接接種する子供たち、親御さん、そして市民への周知等を十分行わなければならないと考えております。また、県医師会との相互乗り入れ契約も行うことが想定されておりますことから、今年度の予算計上という部分は難しいと判断したところがございます。また、23年の実施につきましては、助成対象者に対して不利になることはないのではないかと、いうふうに考えているところがございます。

7番議員（高田チヨ子） それでは、助成対象者数と助成額が幾らになるのか、お尋ねいたします。

健康福祉部長（田代秀敏） すいません、接種がですね、平成23年度私ども予定しております子宮頸がんの予防接種につきましては、対象年齢が中学校の1年から高校1年までということで、細かい数字はすいませんけれども、持ち合わせておりません。それから、ヒブワクチン及び小児用の肺炎球菌ワクチンは5歳未満を予定しております。それから、助成の額、率でございますけれども、現在、予算の編成作業の途中でございます。率等は具体的には申し上げられませんが、一部助成する方向で検討いたしているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） 命を奪われたり、後遺症が残るということもある、この乳幼児の細菌性髄膜炎、この感染症を予防するには、できるだけ早くワクチンの接種を始めることが重要であり、ヒブワクチン、また、肺炎球菌ワクチンで8割から9割の髄膜炎が防げると言われています。WHO、世界保健機構でも、すべての国ですべての子供たちに摂取するよう勧告を出しています。また、子宮頸がんワクチンも、先進7カ国でワクチンの定期接種を実施していないのは日本だけという、世界に大きく後れを取る中、ようやく昨年10月にワクチンが承認されるや否や、全国の市区町村で独自に助成事業を実施する自治体が増えてまいったところです。予防検診とワクチンを併用すれば、ほぼ100%予防できると言われ、原因も特定され、予防策もあるので、予防できる唯一のがんと、子宮頸がんは言われています。執行部の方もご存じのとおり、先の国会で成立した補正予算で、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金が決定し、都道府県に基金として設置されることにより、3ワクチンの公費助成が大きく前進することになりました。重大な病気だからこそワクチンがあるのです。また、ワクチンで防げる病気は、数ある病気の中ごく一部なんです。かけがえのない命を守るために、ワクチンで防げる病気はきちんと予防すべきではないでしょうか。このことについてどうお考えでしょうか。これはできれば市長、お答えをお願いいたします。

健康福祉部長（田代秀敏） 議員がただ今申し上げられましたように、がんの中で唯一ワクチン接種によって予防できるものでございます。現在の国の協議の動向によりましては、23年度末まではこの基金の中からということになっておりますけれども、将来におきましては、定期予防接種化というのがその視野の中にあるだろうと思っております。これらについては十分私どもも国の動向を把握し、その考えを尊重した形で努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

市長（豊留悦男） 大変貴重なご質問をいただきました。ワクチンでがんが防げるとしたら、それは取りも直さず行政が行うべき仕事の内容であろうかと思えます。尊い命を守るためにも、議員がただ今指摘くださいましたことについては、今後実施する方向で検討を加えてまいりたいと思っております。

7番議員（高田チヨ子） 特に子宮頸がんワクチンについては、医師会や教育委員会などよく

連携を取り合って、命を守るために進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。そしてまた、鹿児島市や鹿屋市でも、今回のこの議会で予防ワクチンを補正に盛り込むということが決定したようです。わが指宿でも一日も早くそういう状況になればいいなと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 先ほども申し上げましたように、当該年度における補正につきましては、現在、鹿児島とか鹿屋、そういうところは今12月補正予算の中でということでございますけれども、これらの市町にありましては、現在、単独の事業で実施をいたしておりますので、財源の充当外という形になるかと思っております。医師会、それから教育委員会、それから保護者の皆さんとの連携というのは、この子宮頸がんのワクチンについては、当然必要であろうと思っておりますので、それらについて年度中に対応させていただきたいというふうに考えております。

7番議員（高田チヨ子） それでは、特別支援教育についてお伺いいたします。市内の小・中学校の特別支援学級の実態や、教員の配置はどのようになっているのでしょうか。また、安定した環境を必要とする児童・生徒のための教員の配置はどのようにしているのか、お伺いいたします。

教育長（田中民也） 1クラスの特別支援学級に1人の教員を配置しております。特別支援学級の学級編成基準は、1学級当たり8人の児童・生徒が上限となっているところであります。市内小学校の特別支援学級は、現在、指宿小、柳田小、丹波小、池田小、大成小、開聞小学校の6校に設置しており、学級数は、知的障害や情緒障害の学級を合わせて11学級で、22人の児童が在籍しております。中学校の特別支援学級は、南指宿中学校と山川中学校に知的障害の学級を1学級ずつ設置しており、3名の生徒が在籍しております。また、自校や市内の他の学校から1週間に1時間程度、言語障害やLD、学習障害、ADHD、注意欠陥・多動性障害に関する指導を行う通級学級を柳田小学校に設置しており、現在29人の児童が通っております。特別支援教育についての教員の配置等でございますけれども、通常の学級におきましては、発達障害など、特別な教育的支援を必要とする児童に対して、学校生活における課題を解決できるよう支援を行い、児童が意欲的に学習に取り組めるとともに、特別支援教育支援員を配置しているところでございます。支援員は、平成19年度に2人、平成20年度に3人、21年度に4人配置しており、平成22年度には魚見小学校、丹波小、山川小、大成小、開聞小、川尻小に6人を配置しているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） 市内の特別支援教育支援員の実態や、支援の内容、また、そのための研修はどのようなものを行っているのでしょうか。

教育長（田中民也） 特別支援教育支援員の職務としましては、発達障害児の児童・生徒に対する学習支援、また、学習活動、教室間移動等における介助、児童の健康・安全確保のための補助などについてであります。具体的には、教室を飛び出していく児童に対しての安全確

保や、居場所の確認、階段歩行の際の介助、運動制限のある児童に対しての安全確保を行ったりしております。学校では、特別支援教育支援員の活用に当たりまして、該当する児童の保護者に十分理解が得られるよう進めております。また、担任や特別支援教育コーディネーターとの連携を図りながら実践しているところでございます。支援員の研修については、県で実施する特別支援教育支援員研修会へ参加させるとともに、市の特別支援教育支援員研修会において、県立特別支援学校のコーディネーターを講師に招くなど、児童との関わり方等についての研修を深めております。

7番議員（高田チヨ子） 発達障害を有する児童・生徒に対して、小・中学校ではどのような支援が行われているのでしょうか。

教育長（田中民也） 平成19年度の特別支援教育の推進についての国の通知を踏まえまして、各学校では、特別支援教育コーディネーターがおります。その役割は、校内委員会や校内研修の企画運営、関係機関との連絡調整、保護者からの相談窓口に当たっております。また、県の特別支援教育連携整備事業に係る巡回相談を活用して、児童・生徒への具体的な支援の方法について相談を行っております。さらに、各学校においては、児童・生徒についての個別の指導計画や、個別の教育支援計画を作成するなどして、一人一人の教育的ニーズに応じた支援に努めております。また、県の地域支援ネットワーク推進員配置事業による巡回訪問を活用して、児童・生徒の保護者との相談活動や、継続した支援を行うために、支援体制のネットワークづくりに努めているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） 先ほど特別支援教育支援員の研修は行われていたんですけども、それ以外に、この特別支援教育に関する教員がいらっしゃるのではないかと思います。その方たちの研修は行っているのでしょうか。

教育長（田中民也） 各学校におきましては、職員研修の年間計画に必ず研修を位置づけるとともに、県立指宿養護学校の巡回相談員を講師に招きまして、児童・生徒に対する効果的な支援の仕方等について研修を行っております。また本年度、南薩地区で開催された県総合教育センターの移動講座では、発達障害等のある児童・生徒の具体的な指導・支援をテーマに研修が行われ、教職員が多く参加したところであります。また、市特別支援教育部会を開催し、特別支援学級における授業研究の研修や、各学校の抱える課題解決のための情報交換、校内の支援体制づくりや、保護者との連携の在り方についての研修を行っております。特に本年度は、市養護教諭研修会におきまして、特別支援教育についての研修会を開催し、特別に支援の必要な児童・生徒との関わり方についての認識を深めたところでございます。特別支援教育は、児童・生徒の障害の実態を十分把握し、支援に必要な知識を身に着け、適切に対応することが必要なことから、今後、更に特別支援教育に関する研修の充実に努めてまいりたいと考えております。

7番議員（高田チヨ子） お母様方がこういう発達障害の子供さんを持っていると、本当に悩

んでいると思います。そのお母様方たちのためにも、一生懸命取り組んでいていただきたいと思います。

それでは、冬の制服について、先ほど、菜の花マラソンの時のジャンパーのことがお話がありましたけれども、本当に最近、市役所に来ると、黄色い服を着ている方があちこちいて、本当に雰囲気明るいあってそんな感じがいたします。私たち議員も、それから市役所の職員も皆、この黄色のジャンパーを着て、この市役所でいろいろしたら、もっと明るい感じになって、指宿は、夏はアロハ、冬は菜の花の黄色という感じで、とってもイメージアップにつながるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 市の職員をはじめ、市民の皆さん方にも菜の花マラソンのボランティアに従事していただき、その際に、この菜の花マラソンジャンパーをいただいているところであります。そういったことから、菜の花マラソンジャンパーを持っている職員については、すぐに着用ができたところがございますけれども、中には、まだ持ってない方もいらっしゃるし、また、数枚持っておっても、それを友人、知人、あるいは親戚、親族等に差し上げたりして、現在は持ってないというようなところもあつたところがございます。そういうことから、一斉にというわけにはいきませんでしたけれども、現在、徐々に徐々に市役所の職員については着用が広まっていったものと考えております。また、これをきっかけに、市民の皆さん方にも菜の花マラソン及び菜の花マーチの開催に向けて広く着用していただくことによりまして、指宿のイベントの効果というものを県内だけでなく、全国にも発信していけるものと認識しております。

7番議員（高田チヨ子） 制服も洋服もそうなんですけれども、今、なのはな館通りのところとか、池田のところとか、菜の花がたくさん植えてあります。だけど、この市役所内には菜の花がないですね。それで、この菜の花マラソン、菜の花マーチをPRする上では、この市役所庁舎にも菜の花を植えたり、それから、プランターを置いたりとか、そういうふうにしたらどうなのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 菜の花マラソンや菜の花マーチに併せまして、そのコース上の沿道沿いに菜の花を植栽し、そしてまた、最大の見どころであります池田湖等には植栽している状況でございます。議員ご指摘の市役所の庁舎内がないという部分につきましては、そういった花壇等の場所がないということを含めれば、早急には対応は無理かな。ただ、プランター等に植栽したものを配置できるようであれば、それはまた今後、実行委員会とも協議しながら配置をしていきたいというふうに考えております。

7番議員（高田チヨ子） はい、よろしく申し上げます。

それでは最後に、語ろう会についてお伺いいたします。今、市長の答弁の中で素晴らしいなあと思いました。今までの市長と語る会は、行っても誰かがしゃべるだけ、もう本当にしゃべる人は決まってるという感じで、行ったら何もないという感じで、行かない人が多かったん

じゃないかなと思います。でも、今、市長の答弁を聞いたら、あ、この次は私も行こうかなあって、そういうふうに思われる方もいるんじゃないかなと思います。今後、この語る会をどのようにしようとお考えでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 今後のみんなで語ろう会の開催方法についてですが、毎年、少しずつ形を変えながら、行って良かった、話して良かったと思われるような会を開催していきたいと考えております。今後どのような形で開催するのか、それにつきましては、これから検討し、決まりましたならば、広報紙等で皆さん方にお知らせをしたいと考えております。

7番議員（高田チヨ子） 先ほどの答弁の中で、この語ろう会の中でいろんな意見が出た、その中で、宮ヶ浜のこととか、砂むし温泉商店街のこととかお話がありましたけれども、その他にどういう意見が出たんでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） みんなで語ろう会で出されました意見につきましては、持ち帰って、現在、各担当課に検討をさせているところでございます。先ほど市長の方から申し上げました意見、これを例に取りますと、宮ヶ浜地区で出された長渕ロードの件につきましては、その実現に向けて、どのような仕掛けをすればいいのか、現在、宮ヶ浜地区と協議を続けているところでございます。先ほどいろいろと意見が出されました。例を申しましたけれども、その他にも多数の意見が出されております。しかし、その多数の意見についても、自分たちでできるというような内容等もございまして、このような意見の具体的な例につきましては、広報紙で改めて周知したいと考えております。

7番議員（高田チヨ子） この出た意見を本当に無駄にすることがないように、これから一生懸命取り組んでいていただきたいと思いますが、そのことに関してはどうでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 出された意見の取り扱いにつきましてはですが、これについて先ほども申しましたけれども、現在、各担当課の方で協議をしております。そして、いろいろな意見が出されました。それについて市の今後の方針、対応について触れさせていただきますと、先ほどの長渕ロードの件につきましても、どのようにしたら実現ができるんであろうかと、どのようにしたら仕掛けを作っていけばいいのかと、現在、宮ヶ浜地区と協議を続けているところでありまして、一つの方策といたしましては、宮ヶ浜地区や指宿小学校の児童の皆さん方に長渕さんに宛てた手紙を書きいただき、長渕さんの心に訴えていってどうかというような案も出ております。また、砂むし温泉商店街振興組合から出されました砂楽の件につきましては、まず、営業時間につきましては、この年末年始から延長することにしております。これにより、より多くの方に利用していただけることとなります。待ち時間対策につきましても、早速、旅館の吟松さんのところでしたけれども、そこに隣接している空地を見に行ったところですが、工事の資材置き場として現在使用されておりましたので、工事終了後に改めて検討したいと、そのように考えているところです。なお、砂楽といたしま

しても、コンサルタントからアドバイスをもらうなどして、どのような形で対策をすればいいのか検討していると伺っております。続いて、縄文の森をつくろう会からありました機材の保管場所を貸してほしいとの提案につきましては、現在、担当部署と縄文の森をつくろう会とで協議を続けております。それから、上野区などから出されました若者定住のための空家改修費の補助や、市営住宅の建設などにつきましては、各校区や地区の事情は非常に理解できますけれども、やねだんのような成功事例を参考に、地域の皆さん方で取り組んでみてはというような提案をさせていただいたところでございます。このみんなで語ろう会において出された意見は、実現が容易なものもありますけれども、当然ながら、実現が難しそうなものもありました。そのような場合、ただ単に実現できませんというのではなくて、では、行政と市民と皆さん方が一緒になって、どのような手を打てばいいのか考えていく必要があると思います。そのことによって、共生・協働による住みよいまち、住みたいまちを、本当に市民の皆さん方と作っていくことにつながるのではないかと考えております。この語ろう会は、そのきっかけづくりであります。今後も、行って良かった、話して良かったと思われるような会を目指して、取り組んでまいりたいと考えております。なお、市が持ち帰って協議した結果につきましては、必ず、各団体に報告させていただくことにしております。

7番議員（高田チヨ子） 今話に出てこなかったんですけども、企業誘致のことも出てきたというのをお聞きしたんですけども、このことに対してはどうだったんでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） いろんな意見が出されました。そういう中において、実現が容易なものもありますけれども、当然ながら、昨今の経済情勢等の中において、実現がなかなか困難なものもございます。企業誘致につきましても、そういう類のものであろうということで認識しているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） それでは最後に、今顔がないとか、顔が見えないって言われる今の社会です。政治家は国民の顔を見ていません。また、ネット上では、顔の見えない暴言が氾濫しています。お互いの顔が見えないところに不幸と悲劇が生じてまいります。こういう不幸なこと、悲惨なことが起きないように、しっかりと市民の顔を見て、対話して、声を聞いて、暮らしやすいまちづくりを目指してまいりたいと思います。

以上で、終わります。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時12分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

15番議員（新川床金春） 15番、新川床。通告に従い一般質問をさせていただきます。

1番目の入札について。指名競争入札、少額指名競争入札で物品を購入する際は、入札単

価が一番低い業者が落札すると私は思っています。指宿の基準はどうなっているのか、お伺いします。

学校給食センターの入札について。学校給食センターの入札基準、ちょっとあるのかないのか分からないということを知りたかったので、調べてみました。学校給食センターでは、見積入札を行っているのですが、今まで何も問題なく運営されていると思っていましたが、数軒の納入業者から入札に対する苦情をいただきましたので、センターに行っているところを見ました。その結果、見積入札はしているけれども、価格が安い、高いで業者を選定してないと私に栄養士の先生が話されました。食材購入の見積りは、すべて取っているとしますけれども、基準はどうなっているのか、お伺いします。入札単価の事後公表について。県内の学校給食センターの状況はどうかということで聞きますけれども、指宿は、指宿学校給食センターと山川学校給食センターの2施設がありますが、両方とも公開しているのか。また、県内で入札単価を事後公表しているセンターは何件あるのか、お伺いします。

3番目のがん検診について。がん検診の受診率は子宮がん、乳がんの受診率はアップしているとお伺いしますが、全体の受診率についてお伺いします。また、受診率アップのために取り組んでることがあったら、何かお伺いします。

4番目のヤンバルトサカヤスデについてお伺いします。今年はヤンバルトサカヤスデが異常に発生し、JR指宿枕崎線では、顔の矢越で列車が踏みつぶしたために、列車が坂を登れないようになったと。それで遅れたというのが新聞に載っておりました。ヤンバルトサカヤスデは、一度発生したら撲滅はできない、不快害虫であるということを知り、県の方が開催している書類の中に載っておられます。6年前からこの問題を私は何回となく指宿で蔓延しないようにしていただきたいと問題提起をしてきました。現状はどうでしょうか。昨年までの5年間で発生地域は5地区でしたが、今年は8地区増えて13地区になっていますが、発生状況をすべて把握しているのか。また、11月30日、12月定例会開会の日、私は市長に市内の現状と南九州の発生状況の写真と、県の書類などを提示してですね、見ていただきました。そのとき市長は、現地視察しましたと。大変ですねということはお伺いしましたが、そのときの現状をどうとらえたか。また、その後、担当部課に対してどのような指示を行ったのか、お伺いいたします。

以上で、1回目を終わります。

市長（豊留悦男） 入札についてでございます。指名競争入札は、地方自治法施行令第167条に規定されている競争入札でございますが、本市の契約規則では、入札に付した場合、第18条において、落札者は、予定価格の制限の範囲内で最高、または最低の価格で申し込みのあった者とする定め、第28条では、指名競争入札に参加させる者は、基本的に5者以上とし、地場産業育成や地元業者の受注機会の増大を図るため、できる限り地元の業者を優先して指名を行うよう努めております。この他、本市におきましては、随意契約によることのできる

少額な案件についても、独自の少額指名競争入札制度を平成19年度から導入しておりますが、これも指名競争入札とほぼ同じ制度で、落札者は、予定価格の制限の範囲内で最高、または最低の価格で申し込みのあった者としています。また、競争入札の他に、地方自治法施行令第167条の2に規定する随意契約の契約方法もございます。随意契約とは、競争入札の性質や目的に適さない案件、あるいは不利な案件、緊急な案件等を対象としたもので、なるべく2以上の者から見積りを徴しますが、決して価格だけが有利な者と契約を締結する必要はなく、総合的に判断して、最終的に市にとって有利な者と契約できる方法でございます。

ヤンバルトサカヤスデにつきましては、議員からいろいろな資料をいただきました。私もこれは大変重要な課題であり、早速、関係部署にこのヤンバルトサカヤスデの撲滅、消毒等について指示をいたしました。そうして、関係部署からは、庁議を開いた中で全職員が、このヤンバルトサカヤスデの現状を認識し、どのようにしたら、この発生状況を確認し、蔓延防止対策が図れるかについて庁議等を開いて協議したところでございます。なお、他のいただきました質問につきましては、教育長、関係部長等に答弁をさせます。

教育部長（吹留賢良） 学校給食センターの入札基準があるのかということですが、給食の食材価格見積りについては、約1か月前指定納入業者に見積書の提出を依頼し、翌月の食材価格を決定しております。指宿市学校給食センター管理運営要綱の第9条では、給食物資の購入方法として、給食物資の購入は見積りによるものとする。ただし、見積りによることが適当でないと認められるときは、随意に購入できるものとなっております。食材単価につきましては、その日の献立内容により、重量・産地・規格などの見積内容が異なってくることから、同じ食材でも月によって価格が異なることもあります。このような場合には、遺漏のないように、指定業者へ国内産、県内産、地元産、規格などの特記事項を明記した見積書様式をセンターから発送し、その見積書での提出をお願いしているところでございます。それから、他市の公表状況はどうかということです。県内各市の学校給食センターの食材見積状況についてでございますが、県内各市の37給食センターでは、入札が1センター、見積書の提出が31センター、何もしていないが5センターです。納入価格の結果公表につきましては、公表しているが4センター、していないが18センター、参加業者より問い合わせがあれば知らせているが14センターです。本市の給食センターでは、見積結果は直接公表はしていませんが、参加業者より問い合わせがあれば公表いたしております。

健康福祉部長（田代秀敏） がん検診の検診率とその受診率アップの取組ということで、全体の率等についてご説明をということでございました。平成21年度がん検診の受診率の結果でございますけれども、胃がんにありましては7.2%、子宮がんが13.5%、大腸がんが8.8%、乳がんが26.0%、肺がんが39.2%でございます。子宮がん及び乳がん検診の検診率につきましては、対前年度、20年度と比較いたしまして微増という状況でございます。なお、受診率の向上対策といたしましては、広報紙での呼び掛けや対象者への受診票の個別通知、保健師

による各集落単位での健康教室を行っており、平成19年度からは日曜検診も試行しているところでございます。平成21年度からは未受診者に対する訪問指導や、各地区に配置している健康推進員による啓発活動、女性特有のがん検診対策といたしまして、無料クーポンによる受診きっかけづくり、それから、ふれ愛フェスタにおける40歳未満の市民を対象といたしました献血・健診事業を実施し、検診率の向上を図っているところでございます。なお、今年度は医師会の協力を得まして、各集落単位での健康教室も計画いたしているところでございます。

市民生活部長（井元清八郎） ヤンバルトサカヤステでございますけれども、平成17年度に指宿スカイライン類娃近くの資材置き場で確認され、以降、平成19年度に指宿地域の高野原地区で確認、平成20年度に山川地域の成川地区、平成21年度に山川地域の岡児ケ水地区、平成22年度に山川地域の浜児ケ水地区・大山地区・指宿地域の大渡地区・田之畑地区・五郎ケ岡地区に発生が確認され、計10地区となっております。このうち、5地区で大量発生を確認しました。発生地域の生息範囲は、平成21年度までで4地区6.5haで、今年度9月以降に発生が確認されたのは、6地区35.5haになっており、生息拡大が確認された岡児ケ水地区の80haを含め、現在、市で現地調査等を行い、確認している地区は、計10地区で122haとなっております。

15番議員（新川床金春） 入札について、学校給食の方にいきますけれども、実際ですね、どうなっているかよく分からなかったもので、公文書の開示請求を一部しました。これここに綴ってあるんですけれども、実際見させていただきましたが、びっくりしますよね。熾烈な入札で、自校式のときよりも半値で入れる食材もあれば、・・・・・・・・・・・・・・・・・・、そして1社だけ、さっき数社ということでしたけど、1社だけを年間契約しているのもありました。先ほど言いましたように、栄養士の先生が、高い食材を買っても、その予算内だったらいいんでしょうという認識を持っている、そういうのがいいのかなと私は思っていますね、指宿・山川センターに行っているいろいろ聞きました。一番おもしろかったのはですね、安いんだけど、1業者に偏ってはいけないということで、一切れの魚を20円高いのを買っている状況もありました。これはどういうことなのかなと思ひまして、いろいろ調べましたけど、合併してからの書類がここにあります。本当に給食費がですよ、子供たちのために使われているのかなと思って、僕は今5歳の子がいますけど、まだその給食を食べてないので被害者じゃないのかなと。だけど、今納めている方はかわいそうだなと、子供もかわいそうだなと思ひますので、いろいろこれから質問しますけど、このようなことを教育長は把握していたのか、お伺いします。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時28分  
再開 午後 3時33分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長（田中民也） 食材の購入につきましては、今申し上げましたように、管理運営要綱の9条によりまして、見積りによって一番安価な業者に決定していると。ただし、その見積価格の安いものだけでなく、中には、品質、鮮度、規格、また献立の内容等によりまして、いろいろ最低価格の業者じゃなくて別な業者になるというようなこと等を理解しておりますし、議員ご指摘のような、具体的なその業者等のこと、それから、具体的な物品に差がある等の実態は、正直なところ把握していないところでございます。

15番議員（新川床金春） 指宿の給食センターの建設当初はですね、入札関係は、所長と係長がやっていたと伺っております。現在は誰が入札をしているのか、お伺いします。

学校給食センター所長(西花治利) 現在の見積りについては、指宿、山川ともそれぞれ係長並びに所長が見積りの内容等を見て、そして、栄養士の方が各指定納入業者に通知をし、見積りを徴しているところでございます。

15番議員（新川床金春） 両センターで私は聞いてきましたけれども、誰がするんですって、栄養士ですと云ってますよ。ただ、印鑑はセンター長が付かないと動かないということですけど、教育の関係でやりますので、所長が1人と係長が2人いますので、3人が中心になってやらないといけない思うんですけれども、その食材の単価も含めてですね、私たちがやりますよと、栄養士が言うことがおかしいんじゃないかと思えますけど、教育長、どう思いますか。

教育長（田中民也） 栄養教諭の職務につきましては、栄養に対する指導と管理、二つを職務として持っております。ご承知のとおり、学校に行きましては、学校の子供たちに食に関する指導を行っておりますし、給食センターにおきましては、献立の立て方、それから食材の選定など、その職務はあるかと思えますが、議員ご指摘のように、最終的に入札の決定は、当然、今、所長から言いましたように、所長がし、そして、そのプロセスにおいての専門的な栄養教諭の意見が反映され、最終的には係長、所長が決裁するというようなことが望ましいと思っておりますし、そのあたりが少し、仮に、形骸化するというようなことがあるとすれば、実態を調べて、今後指導していきたいと思えます。

15番議員（新川床金春） 二つの施設でですね、入札のやり方が違います。教育長にもそのことは伝えてありますけれども、同じ市内の2施設がですね、同じ基準でおいしい給食を作るために、少額指名競争入札に変える気はないか、お伺いします。

教育長（田中民也） 学校給食の基本理念は、安心安全な給食の提供でございますし、いずれの食材におきましても、新鮮で安全な食材を使用して、児童・生徒への給食の提供に努めることが必要であると自覚しております。学校給食の食材につきましては、見積書を徴して、基本的には最低価格の業者から購入しております。しかし、献立内容はその日によって異なることから、納入食材の品質、規格や産地なども違うことや、鮮度、数量などに不備が見ら

れた場合や、地元食材を使用する場合など、別業者に依頼することもあることから、必ずしも最低業者から購入するとは限らない現状もございます。このように、食材購入については、その特異性から、最低価格で落札したものは購入しなければならないという少額指名競争入札制度には馴染まないと、こういうふうを考えているところでございます。そしてまた、一般の少額の指名競争入札の場合の物品数に比べまして、食材や業者の数はかなりの数になりまして、限られた時間内での調理や給食業務、従事職員数を考慮した場合に、少額指名競争入札、そのものの業務量が相当なものになりまして、学校給食の提供に支障が出ることも予想されるところでございます。そのような意味から、見積書を徴し、随意契約により購入している現状でございます。

15番議員（新川床金春） 指宿市は、平成20年度に食材費が足りないんじゃないかということで、小学生、中学生、幼稚園児から一律200円、毎月200円アップしているんですね。その中でこのようなことがあるので、しっかりした基準を作っていただきたいと。だから実際、この書類を見るとですね、明らかにおかしいんですよ。同じ値段を出した会社が、一番安い会社が2社あって、そこじゃないところを取っているんですよ。先ほどの答弁では、品質ということを言いますが、26円を出してる会社が2社あって、22円違いましたからね、その高いところを取っていることがおかしいので、しっかりした基準を作っていただきたいと。また、給食費を上げたいというときに、説明がつかいせんので、そのところはどうか検討していただきたいということなんですけど、どうでしょうか。

教育長（田中民也） 先ほども申し上げましたように、給食食材の納入につきましては、当然、見積入札をして、一番安価なものを決定すると。ただ、言い訳ではございませんけれども、私も反省しておりますのは、旧山川給食センターと、そして旧指宿の学校給食センターがございました。1市2町が合併しまして、二つの指宿市の学校給食センターとしてスタートしたわけですが、現実的に、それぞれのセンターの独自性と申しますか、そういう一つの慣行・慣例というもの等もあるように私はちょっと実態を把握しているところでございます。それぞれのセンターの独自性は発揮しつつも、揃える基準についてはきちっと揃える必要があると、このように考えているところでございます。今後、署に検討会なるものを立ち上げ、再度精査し、基準等についても検討してみたいと、このように考えております。

15番議員（新川床金春） 次に、入札単価の事後公表についてですけれども、県内の様子を理解しましたけれども、指宿は二つのセンターがあり、片方は、決定通知は見積開封後決定した業者に通知し、落札価格については問い合わせ等があったらお知らせしますと書いているのと、片方は、落札結果は注文でお知らせしますと、そこしか書いてないんですね。この文章もおかしいんですよ。ですから、早急にですね、こういう問題はやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

教育長（田中民也） ご指摘のことも含めまして、その基準やまた表現の仕方、両センターと

して揃えることがあれば、それについて検討してみたいと思っております。

15番議員（新川床金春） 地産地消の取組と食の安全についてお伺いします。指宿市は農林水産業が基幹産業で、全国でも有数の農産物の一大産地ですが、学校給食センターの地産地消の取組状況についてお伺いします。

学校給食センター所長(西花治利) 21年度の学校給食センターの食材について重量ベースで申し上げますと、指宿センターにおきましては、市内産が26.3%、約4分の1でございます。県内産が21.2%、約5分の1、県外産が51.9%、約2分の1、それに国外産が0.6%であります。また、山川の給食センターにおきましては、指宿市内産が33.1%、約3分の1、県内産においては25.1%、約4分の1、県外産が35.6%、国外産6.2%であります。産地ごとの主な食材といたしまして、指宿産にしては、大根・キャベツ・ジャガイモ・オクラ・シイタケ・カボチャなどで、県内産としては、葉ネギ・キュウリ・ゴボウ・白菜などです。また、県外産といたしましては、ニンジン・タマネギ・ジャガイモ・大根などがございます。外国産につきましては、スイートコーン、そういったコーン類、それとキクラゲ・えのきなどがございます。

15番議員（新川床金春） 学校給食ではいろんなのが子供たちに食されているんですけど、毎日必要な牛乳ですね、この鹿児島県酪農協同組合を通して購入しているということですけども、年間74万本なんです。これをですね、隣の南九州市の業者から購入しておりますけれども、指宿市の業者もですね、ここと関連がある方がいらっしゃるというのを伺ってますけど、指宿市の業者に替えることはできないのか、お伺いします。

教育長（田中民也） 学校給食の牛乳の供給につきましては、平成15年9月30日付農林水産省生産局長通知によりまして、安全で品質の高い国内産牛乳を学校給食用に年間を通じて計画的かつ効率的に供給するものとし、その供給の実施に当たっては、対策要綱要領により実施するものと述べられております。その中で、知事は学校給食用牛乳の供給については、原則として、知事が定める区域ごとに牛乳供給事業者を選定することになっているところでございます。本県におきましては、3牛乳供給事業者に指定がなされております。本市を含む南薩地域は、3社の中の1社、鹿児島県酪農乳業株式会社が供給事業者になっております。配送業務は、南九州市の業者が指宿・山川両学校給食センターに配達している現状でございます。この配送業者の選定は、鹿児島県酪農乳業株式会社の選任事項となっているとお聞きしております。そのようなことから、県酪が毎年入札を行い、配送業者を決定しているとのことでございます。配送業者の選定に当たっては、保冷库や保冷車の具備、学校への配達能力などが条件となるやに聞いております。詳細につきましては、県酪農牛乳株式会社との話し合い対応が今後必要になるかと思っております。

15番議員（新川床金春） そういうルールがあるということ分かりましたけれども、その系列の会社が指宿にあるので、どうかできないかということ、県の酪農協同組合にですね、相談というのはできないのか、お伺いします。

教育長（田中民也） 具体的に相談しますとはなかなかあれでございますけれども、個別のこのことにつきまして、我々も具体的に県酪と、この業者の選定について具体的な話し合いをしたわけじゃございませんし、再度詳細に状況を聞いてみることはここで申し上げたいと思います。

15番議員（新川床金春） 自校式と比べてですね、納入業者に食材は変わらないのということを知って来ました。熾烈な戦いをしているので、取るためにはそれなりの商品しか出さないと。実際、自校式のときの食材を納入すると、うちは破産しますよというぐらい厳しい食材もあります。本当に、子供たちの給食が安心なのかなあと。その人は子供が小学校、中学校にいますけど、家で一生懸命おいしいのを食べさせていると。学校では期待できないと納入業者が言っております。ですから、給食の件はこれで最後にしますけど、本当に、子供たちの食を考えていただきたいということを伝えて、学校給食の分は終わります。

次に、がん検診についてですね、先ほどは同僚議員が子宮頸がんの話がされました。12月7日の新聞には、県の方で基金を積んでます。自治体が補助をすれば、その半額を出しますよということでした。昨日の新聞では、鹿児島市が全額をみます。その半分を県がまた補てんするということです。なぜ今回、この女性ががんのことを言うかということですね、私の知ってる20代の子ががんで亡くなりました。子供2人、お父さんは仕事で家にいないと。ばあちゃん家にいるということを見ていますとですね、この前も元気ねえと言えば、やっぱり心が荒んできますよね。お父さんがいない、お母さんがいないと。仕事の関係なんでお父さんはいないのは分かるんですけど、ばあちゃん家ばっかおったってどうもでけん。そういうことを考えたときに、市長、先ほど同僚議員のときには返事がなかったですね。しっかりしたことは言えなかったと思いますけど、本当にこれは重大な問題なんです。男は料理を作れない人が多いけど、お母さんがいなくなったらその家は火が消えたようになります。どうか指宿もいくらかは助成しようという気になりませんか、市長にお伺いします。

健康福祉部長（田代秀敏） 先ほどの高田議員のご質問の中で、私の方から予算の編成の作業中ということをお話をさせていただきました。今、新川床議員がおっしゃったように、県内の状況という部分についても、予算の作業の途中ですけども、私どもも一定の情報を得た中で、今後、私どもは庁舎内の編成作業の中で、私どもの考えを述べてまいりたいというふうには思っております。

15番議員（新川床金春） それでは通告してあった市のがん検診を受けて早期発見ができた方が、平成18年からの5年間何名いるのか、お伺いします。

健康福祉部長（田代秀敏） ただいまのご質問の中に5年間ということでした。すいません、私はこの中で数字は21年度の検診の状況ということで、私の方は数字を持っておりますけれども、確かな情報として、21年度の検診においては、がんが発見された市民というのは胃がんが2名、子宮がんが2名、大腸がんが5名、乳がんが5名、肺がんが1名でございます。

ます。

15番議員（新川床金春） 受診率が少ないんですけど、それでも15名ぐらいの方がですね、検診で助かったり、治療を早くして延命できておりますけれども、この女性特有のがんに限ってですね、これまで何か市として補助事業とか考えたことはないのか、お伺いします。

健康福祉部長（田代秀敏） 女性特有のがんという部分について指宿として行政の方で特段の助成をしたかということについては、特化した形ではしてございません。ただ、女性特有のがん検診につきましては、これは国の施策といたしまして無料クーポンの、これは5歳刻みの形でございますけれども、今現在、それを実施している状況でございます。それから、子宮頸がん等の現在の負担の割合でございますけれども、子宮頸がん検診につきましては、事業費が3,480円、そして市民の個人負担額は約3割の1千円を徴収いただいております。また、同様に、乳がん検診につきましては、40歳代の方につきましては、2方向の撮影ということでございますので、7,200円のうち2千円を、50歳代以上の方は1方向ですので、5千円のうちの1,500円を個人負担額としていただいております。また、70歳以上及び市民税の非課税世帯につきましては、自己負担額は免除しているという状況で今行っております。

15番議員（新川床金春） がん検診の受診率をアップするためにですね、こうして15名の方が早期発見できたということです。こういう方の記事を載せた広報紙なんか作れないものかと思うんですけど、体験談を入れるとですね、やっぱり受けてみようかなと。私が知ってる人は、今年の乳がん検診でステージ0で助かったということで喜んでました。これが毎年あればいいのにねえと。2年に1回だから、もし受けて2年間の間に発生したらステージ2、3かなと思ったときにですね、私はその人と話しながら、チラシ配ればどげんやなと言ったら、そういうのもした方がいいかもねと言っていました。少しでもですね、悲惨な思いをする家庭が減るためには、そのようなチラシを作って、全戸に配布する考えはないか、お伺いします。

健康福祉部長（田代秀敏） 乳がんのステージ0というお話は、議員の方から私もお伺いしました。その中で、私事ではございますけれども、昨年の12月、私の母もステージ1で手術をさせていただいたということで、非常にこの部分については、担当する部長としてもですけども、非常に関心を持っております。また、私も同様に、母に対して言えますことは、いろんな人にそういう機会がある度にそういう話をして、できるだけ分かっていただくようなことはあなたはせんないかんよということは、私も話をしております。ただ今、議員の方から、例えばチラシ、または広報紙等でのということではございましたけれども、具体的に、どの記事を何月号にということにはならんかもしれせんけれども、市におきましても、受診率の低下というのは危機を持っているところでございます。医師会、その他関係機関と協議を行いまして進めてまいりたいというふうには思っております。がんの対策というのは、早期発見、早期治療が基本でございます。市民の健康増進、維持のため、ただ今ご提案をいた

だきました方策も含めて、対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

15番議員（新川床金春） 次に、ヤンバルトサカヤスデについてお伺いします。先ほど部長からですね、発生地区を言っていただきましたけど、今日は皆さんに理解してもらうために指宿の地図を持って来ました。最初に発生したのはピンクのスカイラインで、穎娃に下りるところですよ。谷場に下りるところの資材置き場でした。2年後に高野原周辺に発生しております。黄色の部分です。20年度は、成川の成川公園周辺に発生しております。それで21年度がフラワーパーク周辺、長崎鼻とか、あと浜児ケ水でした。ああ、5か所に増えたんだあ、大変だなあということで、一般質問して、市民が自分の受益者負担ということであればいいんだというような意識でした。それがですね、今年は赤の8か所ですよ。私は、この問題ずっと追及していたのに、私の母校に出て、僕はびっくりしました。魚見小学校に出たんですよ。そして、グリーンピアに上がる田之畑地区にも出ました。大山の田上地区、大山のJR大山駅の周辺、そして開聞地区にも出たということで、これは僕は確認してませんけど、情報でですね、開聞にも出ましたということでした。それと大渡と言いまして、国立病院から山川駅の周辺に出てるということです。12月3日情報がありましたので、徳光の清水というところに行きました。隣の浜児ケ水に発生したことを知りませんでした。今年は7月から12月、今日もいますよということですね、群遊してすごかったということを知って、写真は撮っとらんと言ったら、いや、もう怖くてそんなの撮ってないということでしたけど、毎晩出てきて大変な思いをしております。市長、ダブったところもあるんですよ。要するに、大山の田上と大山のJR離れてるんで、そういうのを含めて13にしてありますけれども、公民館集落単位でいきますと13か所あります。今日聞いたのは、鷲尾岳に登るところにも、小川から登るところにもいるということ。そこは車で走ると、バシャバシャバシャッと踏みつける音がするということ。今日同僚議員から聞きましたので、ここに黒くマジックで塗ってありますけど、もう14か所ですよ。なぜこんなに蔓延したのか。市長、どう思いますか。なぜだと思えますか、お答えください。

市民生活部長（井元清八郎） ヤンバルトサカヤスデにつきましては、非常に卵の生む数が多くて、しかも、なかなか木の下であるとか、あるいは人目に付きにくいところで産卵をする。その産卵したものが、蔓延が、その樹木等の移植の際、土や堆肥など卵や幼虫が人為的に運ばれることが最も大きな要因であると言われております。一つには、ヤスデが一つがいだ350、400というような産卵をして、なかなかこれまで発生したところが撲滅に至っていない。今、議員がご指摘のように、ますます生息範囲は拡大して、今年も出水市と南さつま市で新たに市町村として発見されたということで、今のところ非常に繁殖力が旺盛ということもあって、範囲が拡大しているというふうに認識をいたしております。

15番議員（新川床金春） 今、部長が言ったようにですね、1匹が150から300卵を産んで、1

週間で孵化します。これは南九州市からメールで送ってきた写真ですけど、僕はこの現場に行きましたけど、すごかったです。南九州市の川辺は、合併前いないところでした。それがこんなにいるということは、何年前に入り込んだのかなあと。300倍ですから、1匹が300、300と掛けていくわけですから、5年かければすごい数になるんですよ。これは不快害虫という思いで考えていたらいけないんじゃないかなと私は思いましたので、県と鹿児島市、南九州市、枕崎市に出向き、担当者からいろいろ話を伺ってきました。特に南九州市は、発生してからこれまで5億6,000万円、奄美市が2億8,000万円、鹿児島は1億、そして市民と共同で蔓延防止に取り組んでるということをお伺いしております。指宿市は6年間で51万円、びっくりしますよね。隣の市は基幹産業のお茶に入ったらいけないということで、お茶工場に入ったら、その工場のお茶はもう駄目になるという意識でやってると聞いております。21年に2か所増えたのに、今年の予算は昨年より減額されております。今年は8か所増えたわけですから、補正なりして流用化して薬剤をたくさん買ったと思いますけど、今年の薬剤の購入実績はどのくらいあるのか、お伺いします。

市民生活部長（井元清八郎） 平成22年度が13万6千円で、これは全部薬剤を買っておりますし、不足した分につきましては、関係課の管理者、公園管理をしているところからも一部薬剤の購入をいたしているところでございます。

15番議員（新川床金春） ですから、合わせて幾らですかと聞いてるんです。よろしくお伺いします。

市民生活部長（井元清八郎） 手元に細かい数字はございませんけれども、15万円程度だと思っております。

15番議員（新川床金春） 市長、今答弁を聞いてどう思いましたか。指宿市がこの問題について危機意識が欠如してるんじゃないかと私は思って残念でなりません。指宿の近隣の鹿児島市、南九州市は一生懸命蔓延防止をしてる。指宿はそれに対して受益者負担、虫が出たから自分でしてくれなあと説明しかしてない。これでいいのかなあ、どうなのかなあと思いますけど、市長、率直な思いを、このままでこの問題は置いていくのかどうなのか、お伺いします。

市民生活部長（井元清八郎） 南九州市につきましては、先ほど議員もご説明いただきましたが、5億6,000万これまで投入いたしております、鹿児島県内でこれまで発生以来1億1,000万なんですけれども、そのうち、あ、11億、そのうち5億6,000万ということで、南九州市が51%県内でのということでやっているようでございまして、ただピーク時に8,400万、箇所は増えてるんですけれども、本年度が3,300万ということで、なかなかその撲滅に至らないということもありますし、さらに一部には、その薬剤の関係で、その薬が殺虫剤なものですから、それに対する苦情もあるやに聞いております。ただ、蔓延を防止することにつきましては、市としては、それを手をこまねくわけにまいりませんので、来年度は薬剤の購入費

については、当局に今予算調整中ですけれども、大幅な予算アップをお願いしたいと思っ  
ているところでございます。

議長（松下喜久雄） ちょっと市長、基本的部分で議員が求めていますので。

市長（豊留悦男） 貴重なご意見をいただきました。ただ今部長が説明したとおりでございま  
す。この件については、現実に対応したような、今後も継続的に調査と周知を繰り返しながら  
対応していきたいと思えます。

15番議員（新川床金春） それでは発生地区の住民や、その周辺の地区の方にですね、この  
問題について説明会はされたのか、どうなのか、お伺いします。

市民生活部長（井元清八郎） これまで発生地域及び周辺地域住民に対しての説明会は実施し  
ておりませんが、ヤンバルトサカヤスデの発生確認と蔓延防止の強力についてのお願い文書  
とパンフレットを配布いたしております。内容といたしましては、ヤスデの生態やヤスデの  
発生しにくい環境整備の推進、発生時の対処方法、発見時の通報等となっております。

15番議員（新川床金春） 9月議会で部長は建設業者への説明は4回したと。この前、会議録  
が来ましたので、読み直しましたら書いてありました。協会の会長に伺いましたら、全体会  
議の中では一切されてないと。入札で指名を受けた会社だけが、土とか車の移動のときに消  
毒はしっくいやいなということで聞いているやに私は聞きました。4回どこで何人ほど対象に  
したのか、お伺いします。

環境政策課長（廣森敏幸） 建設業組合に4回ということではなく、特定の業者に4回お願いを  
しております。ちょっと手元ではですね、すべての従業員の数というものは持ち合わせてお  
りませんけれども、4回すべてについて薬剤を市の方で提供し、草払い並びに薬剤散布の依  
頼を行っているところでございます。

15番議員（新川床金春） 指宿市内の公共施設、観光施設、ホテル等へ蔓延しないようにして  
ほしいということで、今まで何回も言ってきましたけど、大渡から成川にかけて、また、長  
崎鼻周辺に蔓延していますが、調査してどうだったか、お伺いします。

市民生活部長（井元清八郎） ホテルにつきましては、現地を確認いたしております、2ホ  
テルで発見されております。ホテルにつきましては、施設管理者にヤスデの発生を周知し、  
ヤスデが生息しにくい環境整備の指導と、定期的な薬剤散布を依頼いたしているところでご  
ざいます。

15番議員（新川床金春） 学校施設なんかには生息してないのか。魚見公民館とか小学校に  
はいました。他のところにはいないのか、お伺いします。

教育部長（吹留賢良） 学校施設では魚見小で発見されただけでございます。

15番議員（新川床金春） 岡兒ヶ水地区に発生してると聞いたので、私は先ほども行って  
みましたということでしたけれども、地区内全域にいるんじゃないかなと思いますよと、ある  
業者の方が私に話されました。隣にいるんじゃないかと、2軒隣にいるとか、私が田之畑で話

を聞いた家ではですね、家が3軒あって、なぜ私の家だけ来るのかなあと言われましたので、何か臭いを嗅いで来るんじゃないですかと、誘引剤というのがあって、その誘引剤が置かれればそこに集まるということですので、何らかの臭いを感じて来たんじゃないですかということでした。市長、イモゾウムシは誘引剤はありません。これは誘引してどうにか駆除することはできます。岡児ケ水の方が私に話したのがですね、キオビエダシャクと同じで、行政と市民が共同でやらないと、1軒だけがやっても、隣の家がしなければ、この問題はたちごっこになるということです。だから、行政は一緒にせってくれんたらかいということをおっしゃっていますが、市民と協働をうたい文句にしていますよね。このときこそ市民と協働で動くんじゃないでしょうか。市長、どうしますか。

市民生活部長（井元清八郎） 本市に限らず、県内各地で異常発生、大量発生を受けているということでございますので、来年度もヤンバルトサカヤスデの蔓延生息活動が予測されているところでございます。先ほども申し上げましたけれども、薬剤購入費の増額も含めて、予算調整を進めてまいりたいと思っております。ただ、これだけ県内にたくさん蔓延いたしておりますので、できましたら、これらについては、イモゾウムシではないんでしょうけれども、県、あるいは国の方にも、これらに直接的な補助事業なりを創設していただきたいと、これから強力をお願いをしてまいりたいと思っております。

15番議員（新川床金春） 国の方には伝えてくださいということで書類を提出しました。県の方は、これを対策会議とか持ってますので知ってます。指宿市が知らなかったの、指宿市が知ってほしいということで今日はボードを持って来ました。議員の皆さん、職員の皆さんに理解していただきたいと。鹿児島市はですね、鹿児島県のパンフレットじゃなくて、自分たちの地域の、鹿児島市の地図を載せたところにここに出てますよということで、発生地区と時期を書いて、どうしたらいいですよというのを作っております。これは市長にも渡してありますので、鹿児島のこれを真似して、指宿の地図を入れて全戸配布すべきじゃないかなと思いますが、する考えはないのか、するとしたらどのくらいかかるのか、お伺いします。

環境政策課長（廣森敏幸） ただ今のご質問の市民への周知でございますけれども、今現在、指宿市のホームページで具体的な地図並びに発生箇所等が分かるようなホームページのアップの準備をしております。遅くとも来年1月まで、早ければ担当部署に聞けば、何とか今月中にアップができるのじゃなかろうかというようなことも聞いております。さらに、蔓延防止に対する市民への周知につきましては、広報紙、もしくは単独のチラシ等でできないか。さらには、県の方で作っているパンフレット、これは枚数に限りがございますので、このパンフレットは、現在発生してる地域等を中心に配布をしたいと思っておりますけれども、広報紙の方がカラーで周知できますので、その部分についても、近いうちに市民への周知活動というものをしてみたいと考えております。

15番議員（新川床金春） 蔓延したら、観光産業の指宿に大打撃がきますので、どうか予算

を組んでやってください。よろしくお願いします。ありがとうございます。

### 延 会

議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、明日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 新川床 金 春

議 員 前 田 猛

## 第4回指宿市市議会定例会会議録

平成22年12月16日午前10時 開議

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 一般質問

### 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 1. 出席議員

|       |       |       |      |
|-------|-------|-------|------|
| 1番議員  | 井元伸明  | 2番議員  | 西森三義 |
| 3番議員  | 浜田藤幸  | 4番議員  | 高橋三樹 |
| 5番議員  | 田中健一  | 6番議員  | 木原繁昭 |
| 7番議員  | 高田チヨ子 | 8番議員  | 新宮領進 |
| 9番議員  | 下川床泉  | 10番議員 | 中村洋幸 |
| 11番議員 | 前之園正和 | 12番議員 | 物袋昭弘 |
| 13番議員 | 前原六則  | 14番議員 | 福永徳郎 |
| 15番議員 | 新川床金春 | 16番議員 | 六反園弘 |
| 17番議員 | 前田猛   | 18番議員 | 大保三郎 |
| 19番議員 | 下柳田賢次 | 21番議員 | 森時徳  |
| 22番議員 | 松下喜久雄 |       |      |

### 1. 欠席議員

20番議員 新村隆男

### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 市長     | 豊留悦男  | 副市長    | 富永信一  |
| 教育長    | 田中民也  | 総務部長   | 渡瀬貴久  |
| 市民生活部長 | 井元清八郎 | 健康福祉部長 | 田代秀敏  |
| 産業振興部長 | 吉井敏和  | 建設部長   | 吉永哲郎  |
| 教育部長   | 吹留賢良  | 山川支所長  | 岩崎三千夫 |

|           |        |         |       |
|-----------|--------|---------|-------|
| 開聞支所長     | 中間 竜郎  | 産業振興部参与 | 浜田 淳  |
| 総務課長      | 森 健一   | 企画課長    | 下吉 龍一 |
| 財政課長      | 邊見 重英  | 市民協働課長  | 上村 公德 |
| 環境政策課長    | 廣森 敏幸  | 長寿介護課長  | 野口 義幸 |
| 地域福祉課長    | 久保 憲一郎 | 商工水産課長  | 高野 重夫 |
| 観光課長      | 下吉 耕一  | 建設監理課長  | 三窪 義孝 |
| 土木課長      | 池増 広行  | 学校教育課長  | 大野 清昭 |
| 農業委員会事務局長 | 徳留 博昭  | 水道課長    | 松元 修  |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |       |         |       |
|-----------|-------|---------|-------|
| 事務局長      | 新村 光司 | 次長兼議事係長 | 福山 一幸 |
| 主幹兼調査管理係長 | 上田 薫  | 議事係主査   | 濱上 和也 |

開 議

午前10時00分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、大保三郎議員及び下柳田賢次議員を指名いたします。

#### 一般質問

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、六反園弘議員。

16番議員（六反園弘） おはようございます。六反園です。尖閣島沖問題に中国の軍備増大問題、また、北朝鮮脅威論からくる非核三原則や武器輸出三原則等の見直し論と、今にも中国や北朝鮮が戦争を仕掛けてくるような空気を醸し出し、その場合に備えて、日本も核兵器を持ち、最新鋭の兵器をもって、日米軍事同盟を強化しなければならないというような、戦争をする国へ変わろうとしております。しかし、日本を決して戦争をする国にはなりません。私たちは、過去の戦争で何百万人というアジアの人々を殺し、何百万人という日本の国民が殺されており、そういった体験を持っております。決して、残虐な戦争への道を取るべきではなく、平和憲法を守って、世界平和への道を自信を持って切り開いていくべきなのだと思います。命を大切に、世界に平和を希求する社民党の立場に立って、通告に従って一般質問をしてまいります。

まず、なのはな館の施設活用についてでございますが、来年の3月末で、県がなのはな館の運営から手を引いて、後は指宿市に任せるといような形みたいですが、そこで指宿市としては、なのはな館を運営してくれる事業所を募集しようという計画のようです。募集条件として、屋内も屋外も市民が広く活用できるように考えているのか、それとも、全く事業者任せの活用で良しとするのか、お考えを聞かせてほしいものです。

また、もしも応募する事業所がなかったとした場合に、すぐにでも県による建物撤去となるのか伺います。

2番目に、観光行政についてですが、来年3月の九州新幹線全線開業へ向けて、指宿観光浮揚の重点施策として、どのような取組がなされているのかお聞かせください。

次に、指宿港の船置場の所に廃船がたくさん置かれております。この廃船対策についてお聞きいたします。指宿港を利用する観光客に、あの野ざらしの廃船を見せるということは、

観光都市指宿のマイナスイメージとなっているのではないのでしょうか。撤去すべきだと思いますが、どう考えておられるかお聞かせください。

次に、宮ヶ浜の松尾城跡への海岸からの歩道設置、これは私も何回となく質問をしてみました。何とか、昔、海岸からのうさぎ道がここにあったんじゃないかというところが今見つかっております。これが海岸から松尾城へ登る歩道として、いつごろ実現するのか、見通しをお聞かせください。

3番目に、教育行政についてですが、学校の施設設備の改善計画はどのようになっているのか伺います。

最後に、指宿市では、幼稚園や保育園に学童保育のすべてを任せているようですが、その現状をお聞かせいただきたいと思えます。

これで、1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 私の方から観光行政についてお答えをさせていただきます。

指宿は大変有名な観光地です。毎年、日本国内だけでなく、中国や韓国など海外からもたくさん観光客が訪れて来ています。来年3月12日、九州新幹線鹿児島ルートが開業し、鹿児島中央駅から指宿まで、観光特急、指宿のたまたま箱号が来るようになります。たくさん観光客を温かく迎えるため、これまでも、長崎鼻や知林ヶ島、篤姫ゆかりの地などの観光地の整備、JR指宿駅や西大山駅前、唐船峡そうめん流し、鰻入口などの周辺整備、観光地のトイレ改修、広域観光案内板の設置、花や木を植えることによる景観の整備などの事業と同時に、まち歩きガイドの育成、誘客キャンペーンの展開、二次交通体系の整備要望、温たまらん丼等のB級グルメの開発支援等のソフト対策などに取り組んでまいりましたが、どれも観光客の受入れにとって重要な施策だと考えています。今後も引き続き、観光地や観光施設の整備、花木等による景観形成、レンタサイクル等による二次交通からのアクセス整備、まち歩きガイドの充実・連携、グルメの開発・普及、日本語や英語、中国語、韓国語など、4か国語を表記することによる観光案内板の設置や会話集の作成・配布などを推進し、受入態勢の充実を図っていかうと考えているところであります。併せまして、観光関係者はもちろんのことですが、市民がみんなでおもてなしの心を持って、観光客を温かく迎えるような雰囲気づくりにも更に努めたいと思うところでございます。

なお、新幹線開業に併せ、指宿枕崎線の観光特急列車、指宿のたまたま箱号も運行されますので、運行の初日と次の日の2日間、列車の中や指宿駅において、食や芸能、フラダンス等で、来られた観光客の方々を温かくお迎えしたいと考えているところであります。

その他、いただきましたご質問については、教育長や関係各部長に答弁をさせます。

教育長（田中民也） 松尾城への歩道設置の見通しについてのお尋ねでございますが、教育委員会では、このことにつきまして、地元外城市地区の住民の方々の理解と協力が必要と考えまして、意見を伺っているところであります。地元の方々は、松尾城跡について強い誇りを

持っておられ、子供たちと正月の初日の出を見る会や史跡探訪の実施など、史跡活用も行われております。反面、松尾城跡に歩道が設置されることで、史跡が破壊されたり、荒らされたりすることを懸念しているようであります。教育委員会では、海岸側から松尾城に登る昔の小道の立ち入り調査を行いました。その際、草刈りを行いながら入っていったことで、海岸から登れる小道を確認いたしました。道沿いには、築城されてから600年以上が経過する山城の遺構が、非常によく残っておりましたので、地元の方々が歩道設置の影響について心配されるのも理解できる場所でもあります。ただ、この小道をそのまま登り道として利用することは考えられると思います。このためにも、地元の方々の理解が不可欠であります。外城市地区では、高齢化によりまして、松尾城跡の管理が思うようにならないとの話も出ておりますので、史跡に親しむ活動の一環として、若い世代の方たちに協力をもらえるように依頼しているところであります。松尾城跡への登り道についても、地元の方々とともに検討してまいりたいと考えております。その上で、例えば、子供たちの学習や体験の場としても松尾城跡を活用できればと願っております。

続きまして、学校の施設・整備の改善計画はどうなっているかというご質問でございますが、教育委員会では年1回、来年度予算の要望前に、修繕や工事等が必要な学校施設の整備要望調査を行っております。要望に伴い全学校の要望箇所を集約し、担当職員の現地確認及び概算見積後、学校の優先順位や緊急性・重要性などを加味しながら、翌年度の予算要求を行い、年次的に改修工事等を実施しております。ガラスの破損など、軽微な修繕については、各学校において配当予算で対応しております。また、多額の工事費を要するものは、補助金や交付金の活用を考慮し、可能なものから整備を行っております。

総務部長（渡瀬貴久）　なのはな館の施設活用について、どのような形での活用を考えているのかというご質問ですが、今回の貸付事業者の募集につきましては、現在の高齢者交流施設としての用途にとらわれることなく、市における交流人口の増加、観光・産業の振興、福祉の増進等に寄与していただける事業を対象にしているところでございます。また、貸付方法としては、施設全体を広く有効に活用していただけるように、原則として、施設全体の一括貸付としていることから、施設をどのように活用するかについては、基本的には、事業者の事業提案内容によることとなります。このため、例えば、施設の維持管理費を賄うために温泉・プールなどの健康増進施設を多目的に利用することや、反対に維持管理費を抑制するために利用せず、休止にする提案が採用されることもあると考えております。その際は、利用されないことになる施設を別の事業者へ貸し付ける可能性もあると考えています。市といたしましては、施設全体を有効に利用していただく一方で、市民の方々の利用もある程度確保したいと考えていることから、いずれも満足するような内容の提案を期待しているところであります。

次に、事業者の応募がなかった場合はどうするのかというご質問ですが、現在、施

設を有効に活用していただける事業者を幅広く募集することを検討している段階でありますので、より多くの事業者に応募していただき、応募者がいないことなどがないう、幅広く公募情報を発信していきたいと考えています。仮に、今回の貸付事業者の募集において応募がなかった場合は、募集に対する反応、問い合わせ等の状況も踏まえ、その時点で改めて検討したいと考えております。

また、事業予定者が決まらず、市が譲渡を受けなかった場合は、建物は県所有のままであるため、維持管理は県で行うこととなりますが、現在、利用者も多い芝生広場の維持管理につきましては、その時点で県と市が協議を行うことになると考えています。

産業振興部長（吉井敏和） 指宿港の廃船対策につきましては、以前にも一般住民の方から撤去をお願いされた経緯がございました。しかし、指宿港は県が管理する港湾のため、市で現況調査や漁協の聴き取りを行い、南薩地域振興局に相談し、処理のお願いをしているところでございます。県の担当者も現地を確認しまして、所有者は分かっているものの、居場所が不明のため、個人の所有物であることから早急な処分が難しいという状況のようでございます。また、行政が個人の所有物のため経費をかけて処分するのも問題がございますし、強制処分ができないのも実状でございます。今後も早急に個人で処分していただくよう県に指導方をお願いしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

健康福祉部長（田代秀敏） 市内の学童保育の現状をということでございました。学童保育と申しますと、労働などの事情により昼間保護者の方が家庭にいない小学校の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育のことでございます。現在は放課後児童クラブと呼ばれ、放課後児童健全育成事業として実施しているところでございます。市内の小学校区に1か所を目標に、保育所で7か所、幼稚園で2か所を実施いたしております。対象者は児童福祉法において、小学校に就学している概ね10歳未満の児童となっておりますが、現在は、小学校高学年までの児童を受け入れて実施しているところでございます。ほかに、保育所の地域活動といたしまして、少人数の放課後児童クラブを2か所導入し実施いたしております。規模といたしましては、登録人員が10数名のクラブから30数名のクラブとなっているところでございます。

16番議員（六反園弘） まず、なのはな館について、2回目からの質問に入ります。

計画では、募集要項の事業者への配布というのが12月の中旬からということになっているようですが、これは既にもう要綱が配布済みなのですか、どうなんですか。まだ配布をしていないが今月中にやると、そういうことなんですか。

総務部長（渡瀬貴久） なのはな館の公募につきましては、先般の議員懇談会の際に、ふれあいプラザなのはな館施設活用事業者募集要綱案の概要ということでお示しをし、説明をしたところでございます。その際に、議員の皆様方からいろんな各種のご意見等をいただきましたので、そのご意見につきまして、県の方とも協議をする中において、募集スケジュールに

については、当初の募集案のスケジュールに従って進めることが少し困難であるということから、12月の中旬に募集要綱の配布というのを考えておりましたが、今月の後半にずれ込むというような見込みとなっているところであります。

16番議員（六反園弘） 先ほどの答弁では、この活用の仕方については、応募してくる事業者の提案に沿ってやっていくと、今までのなのはな館の活用形態から、それにのっとってというようなことではなくて、事業者によるというようなことのようにでしたが、市民の声を聞くと、今まではほとんどが無料で使用ができていたわけですが、幾らか有料になってもよいので今の形をできるだけ残すようにしてほしいという市民の声があるわけですが、その辺のあたりはどうかたえていけますか。

総務部長（渡瀬貴久） 先ほども答弁いたしましたとおり、市としては、施設全体を有効に利用していただく一方で、市民の方々の利用もある程度確保したいと考えていることから、いずれも満足するような内容の提案を期待しているところでありますが、事業者の提案内容と選考委員会での審査によっては、市民開放が制限される施設が出てくる可能性があることについてはご理解していただきたいと考えております。なお、選考委員会においては、本日いただきましたご意見も参考にしながら審議等を行うことにしたいと考えております。

16番議員（六反園弘） それから、今までが10数年間、ほとんど無料で市民が活用してきているわけですので、あの後をどのように引き継ぐかというのは、応募してくる事業者もなかなか大変だと思うんですが、そういう点で、事業者の応募がなかった場合に、どういう対策を取られるかということで質問をしましたが、幅広く対応していくというようなことで、ということは、何回も何回もやっていかれるというふうに決意をされているようですが、どうなんでしょうか、先日の説明からすると、事業者に対しても無料の貸付というのがあるというようなことですが、とにかく何らかの形で事業者を見つけていくと、そういうふうに受け取ってよろしいでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 仮に、今回の募集で応募がなかった場合は、先ほども答弁いたしましたとおり、募集に対する反応や問い合わせ等の状況も踏まえ、その時点で改めて検討したいと考えております。また、それ以降も事業予定者が決定されないといったことが続くようであれば、改めて利活用検討委員会を開催し、対応を検討しなければならないであろうというふうには考えております。

16番議員（六反園弘） そういった粘り強い努力にもかかわらず事業者が出てこないとなった場合に、県に建物撤去をしてもらって、指宿にこの土地を返してもらおうと、こういうことも考えておられるわけですかね。その辺のところはどうなのですか。

総務部長（渡瀬貴久） 県といたしましては、指宿市の誘致により多額の費用、約69億円ですが、整備したもので、施設機能はまだ12年しか経過しておりませんので、利活用十分に可能であること、そういうことから、施設をできるだけ活用する方向で検討してほしいと

いうことをごさいました。このような県の考え方や、また施設は多くの市民の皆様方に利用されているという実態、さらには、施設整備に伴いまして、北町通り線や迫五郎ヶ岡線の道路整備、公営住宅の整備などが行われ、周辺整備地域における活性化や各種のイベントの開催など、市政発展にとって重要な場所であり、また、これまでの間、以前は湿地帯でありました新田地区全体の開発、振興に大きく寄与してきたことなどを総合的に勘案いたしますと、建物の撤去を求めるのではなく、県と協力して貸付事業者を広く募集し、施設を有効に活用していただけるという方向で、事業者に貸し付けるということで公募をしようとするところでもあります。

16番議員（六反園弘） 聞くところによると、この建物を撤去するとなった場合には8億円等を準備しなければならないということのようですから、今言われた、粘り強く事業者を見つけていくということが最も大事なことですが、指宿市の方に、県としては無料で譲渡をするからというような考えを持っているようですけれども、ただほど高くつくものはないと昔から言われているように、ただでもらって、後で8億を負担しなければいけないと、こういうことがないようにしていただきたいと思います。

ところで、都合よく事業者が決まっても、事業再開は24年の1月の予定というような計画のようですが、それであれば、その間は、建物使用は無理だろうと思うんですが、いろいろ手を入れなくてはいけないだろうと思いますから、そうすると、屋外のグラウンドゴルフのできる場所は、今でも毎日のように市民が活用しているわけですが、ここは市民の願いどおり中断をすることなく、その間、市民が利用できるのかどうか、その辺はどうなんですか。

総務部長（渡瀬貴久） 県が行う施設改修等の工事のため、芝生広場の全部または一部が使用できなくなる場合も想定されますので、工事の状況を見ながら調整する必要があるところであります。仮に、一定の広さの使用が可能であり、かつ事業予定者が決定している場合は、事業開始までの暫定的な使用について、市と県が事業予定者と市民開放ができないか等について、協議のうえ判断していくことになろうかと考えます。

16番議員（六反園弘） それでは、時間の都合上、次に入っていきます。観光行政についてですが、篤姫ブームが去ってからの指宿観光の課題というのが何であるかということで、先ほど市長の方からもいろいろ具体的な例が上げられましたが、その辺で、この重点施策というのが決められたのかどうか、今回、先ほど出された施策が決められた背景というのはどうということなんでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 平成20年に篤姫が大河ドラマとして放映されたわけですが、その年は非常に宿泊客が多かったと、翌年度、そしてまた今年度と、宿泊客が非常に落ち込んでいる状態でございます。そういった中で、来年、九州新幹線鹿児島ルートの中線開業に併せて、そういった宿泊客を増やしていこうという中で、先ほど市長が申しましたような施

策が出てきたということでございます。

16番議員（六反園弘） 先ほどの施策を聞いて、これまでの指宿の観光でどこに欠陥があったのかということで、きめ細かな点検をしてこのような施策が出てきたと思うんですが、指宿の池田湖にしる、開聞岳にしる、長崎鼻、そして豊富な温泉、砂むし、こういったどこにも負けない資源を持ちながら、もう一つ何か足りないなというところに、今やっと光を当てようとしてきているというふうに思うわけですが、指宿だけでなく、もっと広く、他の市町村にも広げた形の観光というのを今後、手がけていけなくはないときに来ているのかなというふうに思いますが、今回、指宿市でやってきている観光浮揚の最大の決め手というのは何だということでお考えなのかお聞かせください。

産業振興部長（吉井敏和） どれが一番ポイントなのかということなんでしょうけれども、議員ご指摘のとおり、観光というのは、それぞれ来られる方も多種多様のニーズを持って指宿に来られる。温泉であったり、景観であったり、そういう自然に触れる楽しみ、それからまた体験であったり、いろいろな形の観光があると思っております。そういった中で、様々な指宿に由来からある、そういった要素を引き立てながら、更に誘客の増加につなげたいということではないかというふうに認識しているところでございます。

16番議員（六反園弘） 次に、指宿港の船置場の件ですが、ここに置かれている船は、レジャー用のボートが置かれた場所もありますが、そちらの方は比較的新しくて、よく今でも使われているのが置かれているかなという気がするんですけど、魚市場に近いところにある船置場の船というのは、近所の人の話によると、20年も30年も前から置かれている。これはすぐ使えるようなあれじゃなくて、または少々手を入れても使えないんじゃないかというような話を聞くわけですね。だから正に放置された廃船だと言ってもいい船がほとんどと思うわけですが、先ほどの答弁では、市の管理下じゃなくて、県の管理下に置かれたものであるからという答弁があったようですが、所有者は分かっている、なかなか実態がつかめないということがあって、県の方でも非常に困っているというようなことのように、どの程度所有者が分かって、対応できているのか。所有者が今後どうしようと考えているのかの調査というのが、どの程度されているんでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 議員ご指摘のとおり、確かに、完全に使用できない状態の廃船というふうに我々も理解をいたしております。所有者自体が亡くなられて、その相続人の方がいらっしゃるみたいですが、その方自体が居所が不明という状態の部分も聞いてはおります。先ほど来答弁いたしておりますように、県の管理する港湾ということで、市としては、南薩地域振興局ともっと連携を取りながら、早急に対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

16番議員（六反園弘） 県でも対応に困っておるということで、早急に廃船の撤去をと言っても、無理みたいな感じを持つわけですが、しばらくはこの状態が続くのであれば

すね、あの船が指宿港を利用する観光客の方々が見て通る場所にあるわけですね。したがって、何とか考えないといけないんじゃないかと思いますが、これらの船が、過去、どのような活躍してきたのか、かなり昔は活躍してきた船だろうと思うんですが、それが指宿の水産業にどう貢献してきたのか、その辺をですね、いろんな方に話を聞いて、紹介する看板を立てて、逆に観光のために一役かわせていくという、そういったことは考えられないのか、その辺はどう思われますか。

産業振興部長（吉井敏和） ご指摘の廃船については、木造船ということで、その木造自体が腐食が激しいという状況の中で、仮に、今おっしゃられたように、それらを船自体が持っていた、これまで活躍してきた状況をそのまま何か、看板を立てて見せる方に、何か視点を変える必要もあるのではないかなというふうなことですけれども、そうなった場合に、今の現状を見ますと、安全上の問題とか、そういった部分もございまして、それらについては現在では考えられないというふうに思います。

16番議員（六反園弘） 観光に一役かうことはできない。かわせることもできないということのようですが、それほど老朽化しており、また、この船に簡単に近づくことは危険も伴うというふうなお話のようですので、県にですね、早急に何らかの対応をしていただいて、観光指宿のマイナスイメージが取り払われるような対策を、是非、お願いしたいと思います。

それでは次に、松尾城の宮ヶ浜の海岸からの歩道設置についてお尋ねをいたします。別名、指宿城とも言われているんですが、この宮ヶ浜の松尾城、先ほど答弁があったように、外城市の方々が非常に大事にされてきた。あそこに松尾崎神社というのがありますけれども、そして、外城市の集落から踏切を渡って来ると、踏切を渡ったところで松尾城についての説明の看板が立っています。だから、外城市の方々はよくそれは目にすると思うんですが、一般の市民は目にできていないんじゃないかという気がするんですね。せっかくのその指宿の素晴らしい宝が森の中に隠されているという気がするわけです。そして、外城市の集落から踏切を渡って来るところ、JRとしては非常に渡ってほしくない、危険だと、踏切での事故というのは、北指宿中の子供が踏切事故で命を落としたこともあるんですが、そういうことからしてもですね、JRとしては、あの踏切の前と後ろに柵をして、ここは危険ですという看板も立てて渡ってほしくないという表示をしているわけですね。したがって、海岸からの歩道、これがもう昔の、私なんか中学校のころ登ったあのうさぎ道がきれいに、今、教育委員会の手によって明らかになっていて、あれを大きな歩道を造れと言っているわけじゃないんですね。人がちょっと行き来できるような、1m50かそらの、そういった歩道を整備していけば、これはもう外城市の集落の命を守ることにもなるし、そういう点ですね、神社への安全な道にもなるわけですから、これは是非、早く設置をすべきだと思うんですが、どうお考えでしょうか。

教育部長（吹留賢良） 今、議員からありました下からの道につきましては、地権者が個人で

4名の方が地権者となっております。崖地でありまして、危険性もありますので、それを整備していくことになると、相当な費用がかかるとお思いますので、今後、またそれについても検討をしていきたいと思っております。

16番議員（六反園弘） 確かに私も通ってみて、昔とするとかなり崖崩れもして、大きな岩が落ちてきている。また、今にも落下しそうな、そういったところもありますから、あのまますぐ使えるということじゃないと思えます。そしてまた、昔はあんなに竹はなかったんですが、非常に竹が生い茂ってきていますから、あの辺の整備というのもそう簡単にはいかならないと思うんですが、是非ですね、外城市の方々が、簡単に市民があそこに登れるようにすると、神社にとって風紀が乱れるとか、いろいろ荒らされるとかということをお心配しているようですが、皆さんが通ることによって、かえってみんなの宝として大事にされるんじゃないかと思うんですね。外城市の方々だけの、今まで大事に守ってきたのは分かるんですけども、松尾城を外城市の住民の方々だけのものじゃなくて、指宿市民の全体の宝として認知をさせていくという、そこが大事だろうと思うんです。その辺での説得を続けていってほしいと思うし、先ほどちょっと出ましたけれども、外城市の今守ってこられた方々、かなり高齢化してきてですね、昔はあれほど荒れていなかったんですが、草払い一つにしても、藪払い一つにしても、大変もう手におえないところが出てきて、上からの眺めもですね、港の方の眺めはまだまだ何とかできているんですが、もっともっと見晴らしのいい場所だったわけですから、そういった点でも、外城市の方々の要望があればですね、指宿としても、そういった点で、全面的な支援をしていく方向で、是非、外城市の方々の理解を深めて、松尾城の跡が指宿市民全体の宝として光が当たるようにしてほしいと思うんですが、この辺で教育長はどうお考えでしょうか。

教育長（田中民也） この松尾城に関しましては、市の指定史跡でもございますし、今お話がございましたように、外城市地区の方だけじゃなくて指宿市民の一つの史跡宝として、お互いに大事にしていくということは、これは私も同じ気持ちでございます。これまでの議会でも議員の方からご指摘をいただいておりますけれども、私どもも今年に入りまして6回、外城市地区の方々と、特に氏子の方々とのお話し合いを続けているところでございます。その過程におきましては、先ほども申し上げましたように、小道ができることで荒らされるとかというようなご心配や、今でも高齢化が進んでいて、大変ごみや清掃に時間がかかるというようなお話も承っているところでございます。そのようなことから、先ほども申し上げましたように、できたらお若い方々の協力をもらいながら、そしてまた、議員ご指摘のように、外城市地区だけじゃなくて宮ヶ浜の方々も、積極的なご意見をお持ちでございますので、多くの方々の協力の中で、この小道を何か造くれるようにということで努力をさせていただいているところでございます。ただ何と言いましても、この小道のところは外城市地区にあるものですから、その元になるその方々の協力、理解というのが、これは欠かせないところで

ございまして、そこに今時間をかけて連日いろいろとお話しを続けさせていただいております。そこでのご理解がいただければ、今、海岸の方からできておりますこの小道を通れるようにして、そして、指宿市民の皆様の協力をもって、これが活用できたらと、こういう方向づけで私どもは今取り組んでいるところでございます。

16番議員（六反園弘） 考えは教育長も私も同じ方向を向いていると思いますので、是非、この外城市の方々の気持ちを大きく動かしていただきたいと思います。

それでは、3番目の教育行政についてお伺いしてまいります。学校の施設設備の改善計画ですが、学校現場からの要望を年1回聞いて、そして対処をしていくということですが、これまでのことを見た場合に、現場から要望が出た場合に、大体何%ぐらいこれにこたえていらっしゃるのか、その辺はどう考えられますか。

教育部長（吹留賢良） この改修については、パーセント的にはちょっと言えませんが、学校では、月1回、安全点検を実施しております。その際、学校施設に不具合を発見し、学校で対応できない場合は、教育委員会へ報告することとなっております。学校からの報告により修繕等が必要な施設については、担当職員が現地確認を行った上で、必要性や緊急性、優先度などを判断し、予算の範囲内で状況に応じた対策を講じているところでございます。

16番議員（六反園弘） 何%と言われても簡単にはいかならないと思いますが、例えばですね、何校か、ちょっとお聞きしたところ、回って見たんですが、具体的に名前を上げた方がいいかなと思うんですけども、徳光小に行ってジャングルジムを見た場合に、子供たちが一生懸命走り回って、上って下ってやっていると、横っ腹に怪我をするんじゃないかなというふうなですね、錆が表に出てきているというようなところがあって、先生たちも応急処置でガムテープを貼って、そこに触っても怪我をしないようにというようなこともしているようですが、中にはガムテープがもうはがれてしまって、ここに触ったら大変だよなというようなところがあったりしたようですが、それから、川尻小でしたかね、山坂達者の立派な、PTAでやったんじゃないかと思うんですが、立派な築山があるんですが、上っていくと、石をはめ込んで、そのブロックが老朽化して取れているということで、今ではもう使われていない。それから、タイヤで上っていくようなこともやっているんですが、タイヤが古くなって、これも危ないという、この築山は使っていないんだと、撤去するにしてもかなり大変だということなことを、あそこの先生方はおっしゃっていましたが、市の方で撤去するなり、私はあの立派な築山なんかですね、もっと修理をしていったら、まだまだ使えるんじゃないかなという、また、今まであちこちから上っていったその使い方でもですね、一部だけでも使っていたらどうかな、使わせていくような方法はできないのかなというふうに思ったんですが、是非見ていただいて、部分的に、子供たちが今でも上ろう上ろうとするらしいんですから、ああいうのについては、子供たちが本当に喜んで使えるような、そして安全に使えるような方法を探っていただきたいなと思っております。この辺の体育施設等のこういっ

た改修とか、または撤去についてどうお考えでしょうか。

教育部長（吹留賢良） 必要な体育施設なんかについては、学校からの要望とか、そういうのに応じまして、予算要求をいたしまして、それに対応をしていきたいと思っております。

16番議員（六反園弘） 現場の職員、先生方としてはですね、今までずっとそれで長い間使ってきたというので、案外そういった危険性についてうとくなっていると言っただけは失礼なんですけど、今までこうしてやってきて、事故もなかったんだからというようなことで、見過ごしてしまう点があるんですね。私も阿久根小にいたときに、その辺のことで、学校も教育委員会もあのときは大変な目にあっただけと言いますか、子供の死に対して、市の方としても賠償の責めを負ったというようなこともあったわけですが、そういう点でですね、もっと子供たちに安全な遊具、体育施設というのは大事ではないかと思うんです。確か、利永小だったのでしょうか、あそこは少人数ですから、今まで事故もなくやってきたのかなという気がするんですが、私がよくこれまで事故がなかったですねということによってびっくりしたら、いやそれはなかったですというような先生方の話でしたけれども、一つ例を上げると、利永小でプールの入口の扉を開けてすぐですね、半分、半分以上あったんじゃないかと思うんですが、腰洗い場が入口から続いているんですよ。子供たちが喜んで走って来て、通路は両脇にあるんですけども、ここにぱあっと飛び込んでしまうんじゃないかというような危険を感じたんですけども、今までそれはありませんという、少人数でそれが救われているのかなというような気がしたんですが、今使われていますかと言ったら、使っていませんということでしたので、であったらですね、こんな危険が起こりそうなのには、使っていないなら蓋をされたらどうですかと言ったら、そうですねということを書いていましたけれども、ああいった危険が及びそうなものはすぐ処置をして、あの腰洗い場に蓋をするというのは、大して何十万もかかるわけでもないですので、早急にやってほしいなと思ったところです。案外こういう外部から行った者は気がつくんですが、長年あそこに勤めている先生方ほど、案外気がつかないという盲点がありますから、是非、子供たちの安全のためにですね、考えていってほしいと、現場の方々が気がつかないそこを、教育委員会が年に1回でも行って、ここはこうした方がいいんじゃないかという、現場からの要望を聞くだけじゃなくて、ここはこうした方がいい、教育委員会の方で提案をして、安全を守っていくという、そこがあるべきじゃないのかなという気がしたんですが、その辺どうでしょうか。

教育長（田中民也） 学校教育の中で、教育活動を展開いたします時に、最も大切なことは、児童・生徒の安全を確保するということが、何よりも最優先されるべきであると、このように思っております。議員ご指摘のように、学校環境、特に体育施設等におきまして、いろいろ安全点検はしているということで申し上げましたけど、それが形骸化しているようじゃ、これは意味がないわけでございまして、教職員も私どもも意識を新たにいたしまして、再度、子供たちの安全ということを優先した形での点検をしていきたいと、このように思っており

ます。とかく学校の教職員は教育活動の展開の教育内容について、一生懸命やっていたいところではございますけれども、ついつい、霧島でのあのような事故とか、またサッカーゴールの事故とか、ブランコの事故等も県下でも起きております。我が事として、今一度、学校長に対しまして指導の徹底をしてまいりたいと、このように思っております。

16番議員（六反園弘） 残りが後3分になってしまいましたので、学童保育の方に移っていきたくと思います。現在、保育園・幼稚園に通っているわけですが、小学校の主に1年から3年、指宿の場合、高学年でも希望するのは幼稚園等で引き受けているというようなことですが、本来、小学校の子供たちですから、小学校の方で面倒を見ていくのが筋じゃないかなという気がするわけです。鹿児島市あたりでは、校区で関係者が、学校代表、PTA代表、地域の代表、そういったところで検討して、この学童保育の方をやっているようですが、児童クラブですね。今、保育園・幼稚園でやっている場合には、そこの卒園生等は行きやすいんですが、ほかに遠慮している子供たちがいるんじゃないかなという、取り残された子供たちを救う意味です。学校の空き教室あたりを使って、柳田小なり丹波小なり、モデル的に調査をしていただいて、取り組んでいただきたいなという気がするんですが、その辺どうお考えでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 全国的に見ましても、学校施設やまたは公共施設等でのそのような事業の実施が多いようでございます。議員がただいまおっしゃいましたように、将来においての在り方ということもございませう。今後は、公共施設等を活用した展開はできないのかという部分につきましても模索してまいりたいというふうに考えております。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時08分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、浜田藤幸議員。

3番議員（浜田藤幸） 皆さん、こんにちは。おはようございます。3番、浜田藤幸でございます。第4回指宿市議会定例会におきまして議長の許可を受けましたので、通告に基づき一般質問をいたします。

まず、1項目目、環境行政についてお尋ねいたします。1967年に公害対策基本法が設定され、1970年には水質汚濁防止法が制定されております。その理由として、1960年ごろ、富山県の神通川上流の神岡鉱山の排水に含まれていたカドミウムにより発生したイタイイタイ病、熊本県水俣湾に隣接する工場の排水に含まれていたメチル水銀により水俣病が発生し、人の健康に大きな被害を与えたからです。この法律の適用を受けるのは、特定施設として政令で指定されており、指定された有害物質を含む汚水や廃液を排出する施設、そしてまた、生活環境に被害を生ずる恐れがある汚水や廃液を排出する施設で、第3回定例会で指摘した指宿

市内の複数の特定施設から家畜排泄物が垂れ流され、また、垂れ流しの痕跡がありましたが、その後の指宿市の対応について1点目の質問を行います。

2点目の質問として、悪臭防止法に基づく臭気指数等についてお尋ねします。当該、指宿市は、悪臭防止法に基づき住民の生活環境を保全するため、公害問題とし、公法上、行政上の規制を行うことにより、広域的な見地から解決する必要があると認められる地域として規制地域に指定をされております。悪臭防止法施行令により22物質が指定され、不快な臭いの原因、また、生活環境を損なう恐れのある物質として、事業場を設置している者は規制基準を遵守しなければならず、同法11条で、市長は特定悪臭物質の濃度、または臭気指数について必要な測定を行わなければならないと義務化されております。今の苦情の現状として、旧開聞町の測定結果を見て、人間の臭覚による臭気指数規制の導入を要請するものです。

3点目は、家畜排泄物法に基づく管理についてお伺いします。同法は、平成16年11月1日をもって本格施行されておりますが、一部の地域において農地の還元方法が不適切であり、多数の苦情が寄せられたことに対して、今後の対応策を問うものです。

2項目として、教職員の不祥事の防止についてお尋ねをします。11月3日、県不安防止条例違反の疑いで公立高校教諭が現行犯逮捕され、同22日、同条で違反罪で起訴されましたが、1点目の質問として、その後の経過と取組状況について、2点目、教職員の服務と研修についてお伺いします。

3項目目は、国民宿舎跡地の有効活用についてお尋ねします。1点目は、公募後の現況について。2点目は、指宿市の方針について。3点目は、私個人の情報に基づく有効活用の提言をしたいと思っております。

以上をもって1回目の質問をし、再質問は移動いたします。

市長（豊留悦男） 国民宿舎跡地の有効利用、公募後の状況についてでございます。これまで、国民宿舎かいもん荘跡地に、宿泊施設の建設を図るにあたり、安定的でかつ効率的な経営を目指すため、民間活力を利用した運営を検討してまいったところであります。まず、平成18年度にPFI方式等での実施について基礎調査を行いました。本場所での事業化は難しい結果であったため、平成20年度より民間資本が参入しやすいよう、土地等の無償貸付での実施に加え、かいもん荘の取壊しを実施し、民間負担を軽減した上での建設、運営の募集を行うことといたしました。平成22年2月より、土地等を30年無償貸与することを条件に、市内・市外に公募を行った結果、3月に市内業者より1社の応募があり、同社により建設、運営計画の企画提案がありました。この企画提案に対し、審査委員による書類審査を実施した結果、事業実施に向けて重要である資金計画等について、不明な事項があったため、詳細について照会を行っており、現在回答を待っている状況であります。なお、提案業者から回答期限を12月末に設定していますので、回答内容を選定委員会に諮り、事業実施の判断を行っていきたいと思っております。

なお、教育行政、観光行政、環境行政等につきましては、教育長並びに関係部課長に答弁をさせます。

教育長（田中民也） 事件のその後の経過と取組につきましてのお尋ねでございます。

市教育委員会といたしましては、その後、逮捕の状を受けまして、警察署から情報の収集に努めますとともに、対応策を協議いたしました。特に、商業高校の生徒の心のケアを行う必要があると判断し、緊急にスクールカウンセラーの派遣を決定いたしましたし、また同日夜には、商業高校では緊急のPTA役員会を開き、校長とPTA役員が協議する中で、今後の学校行事等々につきまして、いろいろ協議をしたところでございます。事件翌日には、1高等学校の問題としてとらえることなく、指宿市全体、我が校の問題としてとらえるということで、緊急の市校長会を開催いたしまして、信用失墜後の防止に関する緊急指導を行いますとともに、職員の自浄作用を高め、そして、外部の講師などを招いた職員研修の自立を図るよう、お互いに意識確認をし、また指導もしたところでございます。商業高校におきましては、事件の翌日朝、生徒に校長が説明を行いましたし、5日にPTAの説明会を実施しているところでございます。教育委員会におきましては、本人からの事実確認を行い、12月1日に臨時教育委員会を開催いたしまして、処分の議決を得、そして本人に、12月2日に懲戒免職辞令を交付したところでございます。

それともう一つのご質問をいただきましたのは、サービスと研修というようなことでどのようにやっているかというご質問をいただきました。県教育委員会でも教職経験年数により新規採用を1年から3年目を対象としました初任校研修、それから、5年経過した者に行います5年経験者研修、10年経験者研修を県教委で義務づけて実施しているところでございます。その研修の中で、必ずサービス指導についての内容を取り入れております。ほかには教科指導、生徒指導とか、教員の指導力向上のメニューも入れておりますけど、サービス指導は、今申し上げました研修の中ではすべてに義務づけ、そして、職員の意識の高揚を図っているところでございます。特に初任校研修、これは新規採用1年から3年目を対象とした研修でございますけれども、教員としての使命感と実践的指導力を高めるとともに、サービスについて具体的に信用失墜行為の防止等についての指導を行っているところでございます。さらに、管理職に対しましては、新任教頭研修会、4年目に、教頭経験4年目研修というのをいたしますが、この会でも、また新任校長時におきまして、管理能力を図る研修は当然でございますけれども、サービス指導やメンタルヘルス研修、危機管理、学校組織マネジメント研修などを行い、特に管理職個人のサービス規律の厳正確保はもちろんのこと、管理職の立場での教職員へのサービス指導の在り方はどうあればよいかということ、指導の中身としているところでございます。養護教諭、栄養教諭、事務職員等におきましても、同じように、経験年数にあわせた研修におきまして、特に今申し上げましたサービス指導は取上げて、徹底的に指導しているところでございます。以上でございます。

産業振興部参与（浜田淳） 家畜排泄物の処理に関する質問でございますが、開聞山麓近くの養豚施設につきましては、9月22日南薩家畜保健衛生所、南薩地域振興局による指導が行われたところでございます。排水処理後の臭いの原因につきましては、処理施設で使用しているスクリーンプレス部に凝集剤が詰まり、濃い液が処理槽内に流れ込んだことと、口蹄疫の消毒液が混入したことなどにより汚水処理がうまくいかないまま放流されたということで、9月14日以降、処理施設からの排水をすべて停止し、処理槽の回復を待ち、処理水を採水し、分析結果濃度が排出基準以下となりましたので、県に報告し、10月9日から排水が再開されたところであります。また、でん粉工場近くの養豚施設につきましては、9月22日南薩家畜保健衛生所、南薩地域振興局と一緒に、施設からの排水を確認したところですが、施設管理者が不在のため施設内への立ち入りができませんでした。その後、数回側溝を確認しましたが、臭いなどが確認されなかったことと、口蹄疫等の防疫の面から本人の了解を得て養豚施設内への立ち入りをしなければなりませんので、施設管理者に連絡しましたが、双方の日程がなかなか合わなかったことで、畜舎内への調査ができませんでした。今月6日に南薩家畜保健衛生所、南薩地域振興局、市関係者で現地に出向きまして、畜舎内入口で聞き取り調査を行ったところであります。今後は、定期的に南薩家畜保健衛生所、南薩地域振興局と連携を取りながら、指導、再発防止に努めてまいりたいと思います。

次に、家畜排泄物の管理についてのご質問ですが、畑にどこのふん尿等を入れたかということ畜産農家に報告していただき、システム管理できないかということですが、家畜排泄物法では、堆肥舎その他の家畜排泄物の処理または保管の用に供する施設の構造設備及び管理の方法に関し、畜産業を営む者が遵守すべき基準が示され、管理基準では、管理施設の構造設備に関する基準、家畜排泄物の管理の方法に関する基準が定められているところであります。その中で、家畜排泄物の年間の発生量、処理の方法、方法別の数量について記録を行うようになっております。鹿屋市におきましては、家畜排泄物の有効利用及び住民生活などへの被害防止に資するため、要綱を制定しまして、畜産農家に家畜ふん尿利用農地の登記をしていただき情報を管理しているようであります。システム管理につきましては、届出数が少ないこともあり、現実的には活用されてないようです。要綱等の作成につきましては、他市を参考にしながら、今後、調査・研究してまいりたいと思います。

市民生活部長（井元清八郎） 悪臭防止法に基づく臭気指数導入についてお尋ねをいただきました。

悪臭防止法では、アンモニアなど悪臭の原因となる22の物質濃度を測定分析して規制する方法と、議員ご提案の実際に人間の鼻で臭いを嗅ぐことにより評価し、一定の方法により数値化して規制する臭気指数規制がございます。この臭気指数規制は、平成7年4月に悪臭防止法の一部を改正し、平成8年4月から施行・導入されております。臭気指数規制のメリットは、多種多様な臭気物質に対応することができ、臭いそのものを人の嗅覚で測定するため、住民

の被害感に近づきやすいことと思われま。一方、臭気指数規制のデメリットは、複合臭による悪臭であった場合、悪臭の主要成分の測定ができないために、事業場が二つ以上あった場合、指導等が難しいことと思われま。どちらの規制にしても試験室に持ち帰って測定するために、現場で直ちに数値は得られま。現在、鹿児島県内では43市町村のうち、鹿児島市、出水市、さつま町の3市町が導入している状況であり、今後、他市の導入状況等も勘案しながら、臭気指数導入の調査研究を進めてまいりたいと考えております。

3 番議員（浜田藤幸） 1点目の質問から再質問をさせていただきますけども、第3回の定例会の中で、今後の対応、苦情があった場合にどうして対応するのかお尋ねしたところ、ガードマンがいると、ニュアンスによっては、24時間体制みたいな意味も含んでいるのかなと思っていたんですが、実際ですね、議会の広報紙を見て電話された方もいらっしたみたいで。それでですね、全くつながらないということがあったんですけども、どういうふうな体制になってますか。

市民生活部長（井元清八郎） 市役所の方にお電話いただければ、24時間というのはちゃんと警備員がおりますので、取れば必ず何らかの形で私どもの方に連絡があれば、それは対応するというところでございます。

3 番議員（浜田藤幸） 実際電話をして出なかったということなんですよ。私も本当かどうか、電話してみました。出ませんでした。いいですか。昨日もですね、確認の意味で電話しました。体制が分かりました。体制は分かっている前提において前回答弁されたんじゃないかなって思いましたか。

総務部長（渡瀬貴久） 庁舎における警備の体制について説明させていただきますと、午後10時までが二人体制ですけれども、その後は一人体制になります。一人体制で定期的に巡回を行うものですから、その間に電話がもしおかけになるような場合であれば、つながらないというようなこともあろうかと思ひます。警備の体制について報告させていただきます。

3 番議員（浜田藤幸） そのとおりだと思ひます。ですから、体制が不十分なんですよ。せめて電話機に留守番機能の付いたものをつけるとかですね、こういった苦情の問題だけじゃないです。ほかの緊急事態が起きたときもですね、そういうふうにし役所に電話をするけど電話が出ないということですから、工夫をしていただきたいと思ひます。

それでまずですね、1回目からこういった質問をしたんですが、本当はですね、市の職員の方にはいつも感謝をしております。真摯に対応していただいております。心から感謝しておりますので、誤解なされないようにしてください。それと、あくまでも畜産業の発展を望むがゆえに、この質問をしていることをご理解いただきたいと思ひます。それで、2回ですね、複数の箇所を、前回の定例会の後に約7名ほどで私が指摘したわけですが、その中で1件は対応をきちっとしてもらえたと聞いております。もう1件の方ですね、先ほどいったら、答弁の仕方がいかにも指導したようなニュアンスの言葉も出たんですが、実際は指導はでき

なかったんでしょう。もう1回、再度質問します。

産業振興部参与（浜田淳） 今、ご質問のところは、2か所のうちのでん粉工場の近くのことだというふうに認識しておりますが、これにつきましては、調査ということですね、事前に文書で聞き取り実施の通知をいたしまして、今月6日に市、南薩家畜保健衛生所、南薩地域振興局ほか、関係機関との合同によりまして聞き取り調査を行ったところでございます。聞き取りは、防疫上の観点から畜舎内には入らず、畜舎入口でふん尿処理状況及び堆肥舎、尿貯槽施設等の聞き取りを行いました。処理状況などの聞き取り後、完全防護服着用、雨靴などの消毒をし、堆肥舎・汚水処理施設内立ち入りをお願いいたしましたが、防疫上どうしても許可できないということで、立入調査は断念したところでございます。今後の対応につきましては、施設内調査ができず当施設のふん尿処理施設等が確認できないことから、排水先であります畜舎近くの側溝が、現在、草に覆われて見えない状況が多いですので、先日草払いを行い状況を確認ができるようにしたところでございます。今後、臭気、流量等を巡回確認していきたいというふうに考えているところでございます。

3番議員（浜田藤幸） あのですね、結局、指導をしに行っただけど、指導ができなかったという結論じゃないですか。私はですね、口蹄疫の問題が理由とおっしゃいましたよ。それを言われると何も言えなくなりましてね、これ、今の日本のこの法治国家の中で、そういうような指導ができない、これは私はないと思いました。実際ですね、その後すぐ県の環境保全課の方に走りました。実際こうなんだと、これ、水質汚濁防止法の中の22条の中で、これは2級河川ですから、新川、宮田川は、県が当然管理しているわけですが、その側溝にしましては約300m、これはもう当然市が管理していかないといけません。でも実際ですね、そういった汚水等の処理方法、その他必要な事項に関し、報告を求め、職員に立入検査させることができるとなっているわけです。実際ですね、前回、定例会の後にも現場に同行しました。見てもらいました。実際、痕跡があったわけですよ、流した。臭いもしていました。ですから、今後ですよ、こういった一部の特定施設に対して、どういうふうに対応していくのか、検討会を開くと聞きましたけども、その検討会というのはどういうふうな検討会なんですか。

産業振興部参与（浜田淳） これまでもこういう畜産関係の苦情があった場合に、過去にも検討会、協議会を開いておりますが、今後もですね、さっき言いましたように、市だけじゃなくて、当然、県の指導という立場がありますので、県の関係機関も交えて、そういう協議を進めていって、そういう体制も更に再確認しながら、対策を練っていきたいと考えているところでございます。

3番議員（浜田藤幸） あと1点追加して言いますけれども、この悪臭防止法の中でですね、これは第8条、第10条第3項ですね、この辺で、改善勧告、改善命令、応急措置を講ずべきこと、命ずることができる、これは市長名なんです、市長ができるんです、裁量があるわけで

すよ。これはですね、そういった不快な臭いを住民生活の環境が損なわれる恐れがあると認められるときも、こういうことができるわけです。これは市長ですね、前日も私市長に答弁を振ったんですが、1回もこの問題に関して触れられませんでした。市長はですよ、どういうふうに考えられますか。実際ですね、ちゃんとこれ、法であるわけです。設備の改良、あと措置を取るべき勧告です。市長、その辺はどう思っているんでしょうか。お尋ねします。

市長（豊留悦男） ただいま産業振興部の参与が答弁したような経過を議員もお聞きになり、いろいろと課題があるのをご認識いただいたものだと思っております。例えば、立入りの検査を要求したところ、口蹄疫等の防疫の面から、本人の了解というものがなかなか得られなかったとか、いろんな大変遺憾な実情があるようでございます。これからは、その垂れ流しの現場といいますか、法に違反するような、その事実をしっかりとつかんだ上で、何らかの対応をしなければならないかと思っております。法がある以上、それは守る必要がございます。この周辺の方々にいろいろご迷惑をかけているという事実があるということも、私は十分に認識しておりますので、今後、その事実を確認し、そして次にどのような手を打てばよいのかということについて、私も考えてまいりたいと思っております。

3番議員（浜田藤幸） あのですね、市長、指宿市のこの環境保全条例の中で、6条にですね、これは財政上の措置、これに対しても努めなければならない、これは市長がです。こういうような文言もありますので、よろしくお願い申し上げます。

2点目の質問に移りますけども、この臭気指数規制、物質濃度規制、これはどちらか選択しなければならないわけです。先ほどの市民生活部長の話聞いていてもね、ちょっとふに落ちない答弁だったと私は思っております。あのですよ、現在、合併してから、物質濃度規制に対する、義務化されているサンプリング測定をやっていないわけです。これは旧開聞町ですね、測定結果を見るしかないわけです。今、そちらの方で答弁ができるのであれば、旧開聞町の検査したデータの報告を求めます。

環境政策課長（廣森敏幸） 旧開聞町では、平成16年6月15日に敷地境界線上で測定を行っております。そしてまた、2回目のサンプリングは、平成17年1月26日に同じ敷地境界線上で行い、並びに風下の住宅前でも測定を行っております。結果としましては、アンモニア濃度の規制基準値2ppmに対しまして、畜舎境界線において、1回目は14ppmと異常値を示しましたが、畜舎内に微生物培養液を散布するなどの臭気対策を行った結果、2回目の測定では、敷地境界線上でアンモニア濃度は0.9ppm、風下にある住宅前では0.7ppmと、いずれも基準地内の数値になっているところでございます。

3番議員（浜田藤幸） あのですね、私はその検査報告を見て、すごい悩みました。実際ですね、物質濃度規制の中で、0.9という数字を示されましたけれども、その数字を見たときに、結局、法に触れない範囲であると。しかしですね、現状はすごい、やっぱり臭うわけですよ。現場を通られた方はわかると思うんですけども、それがゆえに、この臭気指数規制という

のが国が推進しているんですよ。県が推進しているわけです。実際ですね、この臭気指数の導入を図るときの要件として、2, 3上げられているんですが、悪臭苦情が発生し、かつ悪臭対策の取組に対し、改善が見られない事情が存在する点、後、測定値が現行の悪臭濃度基準値を下回っているため法的措置が厳しく、事業者の自主的対策も進まないため、苦情解決の可能性が少ない、こういうふうな項目があって臭気指数規制がですね、すすめられているわけです。先ほどの答弁の中で、検査をして、どちらにしても検査をしなければいけないんですけども、臭気指数規制の方がですね、検査は簡単なんです。金額も安いんです。その金額と調査結果の報告日数等、わかれば答弁をお願いします。

市民生活部長（井元清八郎） 臭気指数を導入するためには、事業所の敷地境界での臭気のサンプリングを行い、パネルと呼ばれる人がかいしゃくされた匂い袋を嗅いで、臭気指数を算出します。同時に特定物質濃度も測定し、臭気の強度を検証することも必要であろうかと思えます。ただ、何日かということにつきましては、手元に資料がございませんので、申しわけございませんが。

3 番議員（浜田藤幸） 私はかなり早いと聞いております。大体、日数的には4・5日ですね、結果が出ると聞いております、臭気指数規制の方がですね。金額も大体4, 5万ぐらい。以前、2回分で12万1,800円とおっしゃいましたよね。よりも安いと思います。まだ安いところもあるはずですが、探せばですね。市によっては広報紙でパネリストを募集してですね、特に女性が感性がいいのか、そういった一般の方を登録して、これは免許証が必要ですから、そう難しいものとも聞いておりません。ですからやろうと思えば幾らでもできるわけです。県も推進しております。他市は関係ないんですよ。指宿市はどうするんですかという、今話を私はしているわけです。苦情が実際ある以上はですね、私のところに寄せられる以上は、この問題を取り上げないわけにはいきません。前向きに調査研究をしていただきたいと思いますが、市民生活部長、答弁をお願いします。

市民生活部長（井元清八郎） 臭気指数の導入は、規制強化が目的ではございません。臭いの強度を数値化し、指導等を行いやすくするのが目的であろうかと思えます。特定悪臭物質濃度規制から臭気指数規制に移行する場合、原則として、同じ臭気強度に対応する値を採用することになりますけれども、規制地域の指定区分についても、その自然的、社会的条件を考慮しなければならないことなどございますけれども、本市においても、先ほど来ございますように、その悪臭ということについては、感化できないこともあろうかと思えますので、これらについて前向きに検討を進めてまいりたいと思っていますところでございます。

3 番議員（浜田藤幸） 是非ですね、前向きに検討していきたいと思えます。今の体制ではですね、農政課も行きましたけれども、この苦情対策をする職員は二人しかいないと、そういうようなことも聞いております。実際ですね、物質濃度規制では、前は財団法人に頼んでいたと思えます、検査をですね。期間も相当かかったはずですが。今回は4・5日で検査も出ると。

場合によっては、簡易検査ですからね、そういうような臭気指数の導入を図っていただければ、指導はしやすいと思うんですよ。今回も指導をできない状況でしょう。法的な措置になってあるはずですよ、これは。市民生活部長、臭気指数規制というのは0から5まであるはずで。指宿市はA指定とB指定になっております。臭気指数では2.5から3になっているはずで。法的な措置ができる法律ですから、そのための法律ですよ。その辺をはき違えんでください。

次の質問に移らせていただきます。鹿屋市が要綱をつくってやっているところです。畜産業者の方が4月までに届出をします。それをコンピューターに登録して、そうすれば、どこかの畑にまいたというのが分かるわけですよ。最近は臭いは全くしません。しなくなりました。河川からの臭いじゃないと私は思っていたんですが、その臭いというのはですね、今月の12月1日、この第4回定例会が始まる日です。朝から臭っていたんです。前回一般質問をしましたその期間ですね、大体2日から3日置きぐらいです。これは河川がない方向から流れてきたもんですから、これは何の臭いだろうと、私は原因が分からなかったんです。環境政策課長に私はお願いしましたよね、この件。分かりましたかと言ったら、分からないということでした。私の方で調べたら分かったんですが、やはりふん尿でした。大体農地管理用のふん尿が2割から3割介入されているそうです。後、鶏ふんです。また来年もそういうような問題、苦情が私のところに、もしこの臭気指数導入を検討していかなければですね、また苦情が出てくるのは間違いないと思います。それで、このシステム化する件なんですけれども、届出用紙を1枚出すだけなんです、簡単なことなんです。前向きに検討していただけますか。

産業振興部参与（浜田淳） たいまご指摘がありましたように、鹿屋市は、鹿屋市家畜排泄物の有効利用及び住民生活等への被害防止に関する要綱を制定し、平成18年1月1日から施行されているところでございます。家畜排泄物の肥料としましての利用及び住民生活及び農作物への被害を防止するための農用地の利用調整及び農家指導に関し必要な事項を定めておまして、ふん尿利用農家は、家畜ふん尿利用農地届によりまして、ふん尿利用農地を届け出るようになっております。本市でも鹿屋市のように要綱を定めて取り組む方法がよいのか、また、県内での取組事例等を調査し、どのような方法がよいのか、今後研究してまいりたいと思います。

3番議員（浜田藤幸） 農政課長、研究するまでもないですよ。こうして苦情が来ているじゃないですか、あるじゃないですか。家畜ふん尿利用届ですね、たった1枚の紙、簡単なんです。それを持って行ってコンピューターでぱっと打ち込むだけじゃないですか。研究するまでもないと思ってます。でなければ、農地還元の指導を徹底してもらわないと、耕運の点でもですね。一部の地域、住民の生活が悪臭によって脅かされているわけですから、是非、導入を求めたいと思いますが、どう思われますか。

産業振興部参与（浜田淳） 議員がおっしゃるように、農地届につきましては、内容的に届者指名、住所、それと畜種、飼養頭数、ふん尿排出年間量、届出利用農地の延べ面積、施肥量と、位置図等になっております。この目的は、議員がおっしゃるように、確かにそういう公害、臭いの防止をするものでありますが、鹿屋市はですね、これに併せまして、その対策としまして、この要綱を定めるときに嘱託員を雇いまして、パトロール指導員、月25日ということで、毎日勤務のような状況ですが、こういう方を雇い上げて、常にその監視体制を取られているようなことですね、ほ場用の散布の耕運した後の状況等も確認をしているというような状況がございますので、これにつきましても、先ほどの要綱と同じように、先進事例等を研究してまいりたいと思っています。

3番議員（浜田藤幸） よろしくお願ひします。

次の質問に移ります。公務員の不祥事が相次いだわけですが、鹿児島県ですね。以前、旧開聞町時代に不祥事がありまして、担当課に行きまして情報を求めました。出してくれませんでした。私は当時、情報公開法が導入されましたので、情報公開法を取って資料請求しました。その中で報告の遅れや、やはり感じたのは隠ぺい体質です。そこで議員懇談会の中で、教育長に唯一、私一人質問したわけなんですけど、その中で、私が今回質問に至った趣旨というのは、一つも聞いてなかったわけです。こういった性癖を持った方は、再犯の可能性が高いわけです。教育行政の方はご存じだと思うんですけども、労働災害のときに使われる管理職のリスク管理のときに用いられる法則があるんです。これはハインリッヒの法則といわれています。一つの重大なことが起きるときには29の軽微なものが、また300の小さいことが起きているわけですよ。ですから、この先生の方の場合も、余罪がかなりあったはずですよ。前回もですね、私は旧開聞町時代に、赴任前の学校にも行って状況を聞きました、やっぱりあるわけですよ。今度の懲戒免職にされた教職員の方も、過去の前赴任先でもあったはずなんです。相当数の生徒が被害にあっていると思います。そこでですね、今回、当人は当然でしょうけれども、この処分は妥当だと思っております。監督責任である校長先生の処分の検討はされなかったのかお尋ねします。

教育長（田中民也） 学校長に対しましては、当然、服務監督者でございますので、服務監督者としての責任を問う必要があると、本人を懲戒免職に至るまでの、職員が不祥事を起こしたわけでございますので、学校長の責任は問わざる必要があるということで、文書訓告をいたしましたところでございます。

3番議員（浜田藤幸） 妥当な処分だと思っております。それでは、全国を見ましても、大体、3日か1週間置きにこういった不祥事が起きているのが現状です。私は今回、今年議員になりまして、教育長の答弁を聞いていると、ああ、そつがない答弁をされているな、すごい尊敬に値する人物だと、私は答弁を聞いておりました。それで、絶対ないとは言えないと思うんですけども、今の教育長に任せていれば何も問題は起きないと、私は、今後はですね、思っ

ております。それで、教育長、今回ですよ、任命権者は県の教育委員会です。処分者は指宿市の教育委員会になったわけなんですけれども、今後ですよ、こういうふうな競争率も高い倍率の中で、優秀な先生方が採用されているのが現状です。立派に活動されている先生方、素晴らしい先生方もかなりいらっしゃると思います。そういうような中でですね、一部の教職員の中で、こういう方が出ることは、関係者に対する、何と言うんですか、ショック、与えた苦悩というのは大変なものがあったと思います、教育長自身もですね。こういうのをですよ、なくするために、県の方に採用基準に問題があるんじゃないかならうかと。ですから、ある県では適性検査等を大体二つぐらいやっていると。こういったふるいにかけることができないのか、教育長はどう思われますか。

教育長（田中民也） 今、議員ご指摘のように、教職員の採用におきましては、県教委がこんな教師を求めたいということで、募集要項に求めたい職員の像を書いております。一つには、当然、倫理観、そしてまた道徳観を十分持った者とか、それから、非常に情操豊かな人間性溢れる者とか、いろいろ人間像を募集要項に出しているところでございます。試験は7月に行われますけれども、特に筆記試験、そして実技、模擬授業、今、議員ご指摘の適性検査としてY G検査というのをやっております。ここにおいては、特に心理、また本人の言動等の問題が教職員として適正であるかどうか、こういうところも見ようになっているところでございます。しかし、模擬授業の中でも、その職員にある授業を45分かけるわけじゃございませんけど、15分程度授業をさせて、そのときの対応等についても、言動等についても、指導力があるかどうかという視点だけじゃなくて、人間性としてどうかというチェックを一つ入れながら、採用試験を行っているところでございます。ただ、今ご指摘のように、私もそう思うんですが、早くそのような服務規律、信用失墜行為につながるような倫理観の乏しい人間とか、また性癖とか、盗癖とか、こういうようなことにつながるような、何か一部でもとらえるものであれば、採用後、大変ご迷惑をいかないというようになることは、もう十分分かるわけでございますけど、なかなか、その採用試験のときに、私も県教委におきまして、この担当の仕事をいたしましたけれども、なかなかその、今ご指摘のような信用失墜行為にかかわるようなことについて、それをチェックし、把握するということがなかなか難しいところが、しかし、それにしましても、私は、教職という職が、児童・生徒、保護者の信頼の上に立って成り立っている職であるとすれば、なかなかつかめないというだけじゃなくて、そこについては更なるいろいろな努力をする必要があると思います。ただ、職員がそのように採用をされ、現場に来ましたときに、十分、今回のような職員についても、一人じゃないと思いますけれども、職員には、私は、校長の親身になった指導というのが必要であるし、特に、児童・生徒に対する教職員のこのようなひわい、わいせつ行為は、懲戒免職に値するんだという指導を徹底させることも必要と思っております。そのような意味から、ご指摘のように採用試験等におきましては、そのような厳しいところがございまして、

期限付きで臨時的任用教員として勤務し、採用試験を受験する職員もおります。このあたりにつきましては、勤務が1年、2年という経験もございますし、勤務実績もございますので、ある程度、そのような受験者に対しましては、把握が可能なところがございますけれども、なかなか厳しいところがございます。しかし、いろいろな努力を今後積む必要があると思っております。

3番議員（浜田藤幸） 一番大切なのは、被害者だろうと思うんですね。女の子です。性格によってはトラウマになったりするケースもあるかなと思うんですね。その辺の今後はどうされますか。

教育長（田中民也） 児童・生徒に対しまして、今回も一番私どもが心配いたしましたのは、被害の子供様、そして、その教職員が勤務する学校の生徒の動揺、そういうものにつきまして、非常に心配をいたしました。さっそく学校の方にそのことにつきましていろいろご相談申し上げ、学校長もスクールカウンセラーの専門家を派遣して、子供たちの相談にのること等も努力し、トラウマとならないような形での努力はいたしましたところでございます。11月30日をもちまして、商業高校の生徒の方が落ち着いてきたということで、カウンセラーの派遣を今はやめているところでございますけど、しかし、その意識は継続しながら子供たちを見守り、子供たちの傷ついた心が早く回復するように努力していきたいと、このように思っております。

3番議員（浜田藤幸） よろしく被害者の方の対応をですね、よろしく願いして質問を終わります。

次の質問に移ります。市長のですね、先ほどの宿舎の件に関する答弁の中で、PFIという言葉が出てきました。これはコンサル会社に頼んだ調査結果だと思うんですが、これは随意契約だったのか、競争入札だったのかお尋ねします。

産業振興部長（吉井敏和） 随意契約でございます。

3番議員（浜田藤幸） 私はですね、この報告書に目を通しました。ちょっとおかしな報告書だなと、私は個人的に思いました。過去ですね、10年間の国民宿舎の経営の状態を、もしデータがあるならばお示してください。なかったらいいです。

議長（松下喜久雄） いいですか。

3番議員（浜田藤幸） その時に出されたコンサル会社の条件にもあったと思うんですね。ですから、私は、PFIがダメだったというような答弁の仕方を聞いたときに、決してそうじゃないと私は思っています。その時の条件が、例えば、部屋数が100室必要だったのか、そういった規模にもよったと思うんですね。あそこの国民宿舎の、私も決算委員会に入っていましたから、収支の状況はちょっと覚えています、少しはですね。かなり悪いような印象を受けてないのが事実でした。ですから、決してですね、PFIという言葉が出たものですから今の、ちょっと質問をしたわけです。それでお尋ねします。これは、振興計画の中にもものつ

ているということで、私はこの宿舎に対してはですね、私だけじゃなくて、いろんな方の思いがあります。早く建設を望む立ち場の一人として、今回質問させていただきたいわけなんですけども、今、現況、公募をされているということなんですが、私に入ってきた情報では、もう早い時点でだめだったわけです、この方はですね。私の個人の思いです。はっきり言いますけども、だめなんです。本当は3月議会の定例会で、この宿舎に関する質問をですね、私もしようと思ってたんですが、1日でも早く建設を望む観点からですね、次の手を打ってもらいたいがために今回質問をしております。今回のこの公募の日数とその条件、それを再度ご説明をお願いします。

観光課長（下吉耕一） 公募がですね、もう既に締め切って、今、審査は終わって、条件を提示して、今、書類提出を求めているわけですが、これを12月末で締め切って、この期間の間に出してくださいということでっております。

3番議員（浜田藤幸） その質問じゃなかったんです。1回目の公募、3月のときに公募されていますよね、その時の公募の日数です。何日間公募されたのか。

産業振興部長（吉井敏和） 市内の業者を対象とした公募期間が本年2月1日から2月22日まで、その後、全国の事業者を対象といたしまして3月の1日から3月の23日までということで行ったところでございます。

3番議員（浜田藤幸） 公募の期間も短いですし、公募の条件の内容もですね、かなり私は厳しかったんじゃないかならうかと思っております。後6分しかありません。実際ですね、この宿舎の問題というのは、市の問題だと思っております。次です。もしだめな場合は、これ、前提で、もし答えられたらでいいです。もしだめなら、次、また公募をかけるのか、ほかの方法を考えるのか、その点をお伺いします。

産業振興部長（吉井敏和） 先ほど課長の方からも答弁いたしましたように、現在、書類等の不備があって、その不備な部分について回答を求めているところでございます。その提出期限が12月いっぱいということになっております。現在、仮にも応募事業者があって、その書類審査をしている状況ですので、その後のことについては、その後にまたお答えしたいと思っております。

3番議員（浜田藤幸） 次の手をですね、動いてもらいたいわけですよ。8月にはですね、今12月です。着工の予定、行程表ではそういうふうになっていたと思います。善意で遅らせていただいたんだらうと思っております。本当であれば、もうちょっと早く手を打ってもよかつたんじゃないかならうかと、私は個人的にも、また思うんです。あそこが担保に、市の土地ですから、担保にならないわけです。実質的に借りれません。どこから現金を引っ張ってこないといけないわけです、公募の場合はですね。私は過去も県庁に走りまして、この問題で苦慮した思いをしています。実際、整備事業も過去あったんですよ。今回も観光課の方でありませんということでしたから、そんなはずはないと、県に行ってきました。実際ありました。

地域間交流施設整備事業費補助金です。これは国が3分の1、3分の2は地元、これは過疎債で充当できます。かなり有利な整備事業があるわけですよ。こういった方法を含めて、P F Iは私は決して利用できないと思ってないですよ。それとですね、県の観光課からの情報では、私も確認を取りましたけれども、鹿児島県の観光課の方で経営金融課の方が所管している、観光鹿児島よかこ資金というのが、1億5,000万ほど融資が可能だそうです。こういうような制度資金等も含めて、今後、もし公募をかけるのであればですね、こういうふうな条件も、有利な条件をどんどん出してしてほしいなと思っております。その辺どう思われますか。返答できないときはよろしいです。

産業振興部長（吉井敏和） 確かに、議員ご指摘のそういった地域間交流施設事業とか、そういう補助金も貸付事業もございます。ただ、我々が市として考えているのは、民間活力を導入しながら、そういうかいもん荘に代わる宿泊施設を建てていただきたいということで、これまで望んでいますので、あくまでも民間のそういったノウハウで建設をしていただきたいということが建前でございます。

3番議員（浜田藤幸） 諸先輩方、あと議員の皆様、あと行政の方々のおかげで、ここまで公募にまでなっていると思います。そういう点では本当に感謝しております。ただ、私個人的にはですね、もうちょっと早い時期に建てられたんじゃないかなろうかと、そういうような思いもあったもんですから、言いたいわけです。ですから、いろんな方向性もあるということをお知らせして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時06分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前田猛議員。

17番議員（前田猛） こんにちは。先に通告しましたとおり、児ヶ水漁港とB & G艇庫について、それから、T P P・環太平洋戦略的経済連携協定についての2件を質問します。

まず初めに、児ヶ水漁港とB & G艇庫についてです。総合振興計画の中で、スポーツ、レクリエーション活動の推進では、スポーツは、健康の保持・増進のほか、仲間同志のふれあい、交流を深め、明るく豊かで活力に満ちた生活を送る上で、大変重要なものになっています。本市では、市民体育祭や駅伝競走大会などの市民参加型のスポーツ大会を開催するとともに、菜の花マラソン大会等のスポーツイベントや、各種スポーツ教室を開催しています。また、B & G山川海洋センターでは、豊かな海洋資源を生かした海洋レクリエーション活動も行われています。今後も指導者の育成やスポーツクラブの活動促進、施設の整備・改修に努め、だれもが生涯を通じてスポーツ、レクリエーションに親しむことができる環境づくりを進めていく必要がありますというようなことで、スポーツ、レクリエーションへの活動推進の前向きな

姿勢が感じられるところであります。マリンスポーツ体験の日として、7月19日海の日に開催し、B & G艇庫の利用では7月21日から8月31日までの夏休み期間中としています。しかし、児ケ水漁港やB & G艇庫はどこにあるのか、地元以外の一般市民にあまりよく知られていないのではないかと考えているところであります。そこでマリンスポーツ、B & G艇庫はスポーツ活動推進の中で、どのような位置づけをされているのかということです。施策の中で、市民一人1スポーツの推進において、だれもが生涯を通じてスポーツ、レクリエーションに親しむことができる環境づくりを進めるということでありますが、B & G艇庫の利用、マリンスポーツを推進するにあたり、どのように位置づけされているのですかということです。それから、マリンスポーツ、B & G艇庫の利用と参加状況については、本年度と過去3年間の利用、参加状況はどのようになっているかということでございます。

次に、児ケ水漁港についてであります。今述べたとおり、7月19日海の日や、夏休み期間中にマリンスポーツが開催されております。このようなB & G艇庫の利用者、そして漁港利用者の安全を確保するという観点から、漁港とその周辺の安全対策と整備等について質問します。

まず、岩壁、防波堤における安全確保についてです。岸壁に段差や埋没している箇所が見受けられ、スロープも亀裂が生じているようです。また、台風時における防波堤は安全なのか。テトラポットが陥没し、波を打ったようになっています。この岸壁、防波堤については、調査を行ったと思いますが、対策を考えているのですか。

それから、フラワーパークから漁港までの道路は狭いし、曲がりのある下り坂になるので、防護柵等を整備する必要があるのではないかと思います。ガードレールを設置していない箇所、ガードレールが損壊している箇所、舗装に亀裂が生じている箇所などが散見されます。整備ができないのか、その考え方を聞きたいと思えます。

次に、TPP・環太平洋戦略的経済連携協定についてに入ります。菅首相は、10月1日の所信表明演説で、TPP交渉の参加検討を表明、参加・不参加の判断は先送りするものの、情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始するというものであります。我が国は今でも食料の60%を海外から輸入に頼っています。TPP参加が決定すると、86%の食を海外に委ねることになり、日本農業、地域経済は壊滅的打撃を受けること、農業が培ってきた国土、環境を保全する機能が失われることなどが懸念されるということが今日までいわれてきております。このような影響等を考え、政府のTPP参加検討の表明についての見解を伺います。

この連携協定では、除外・例外品目を設けない完全撤廃を原則としております。TPPが締結されると、米・牛・豚・甘しょ等の生産に大きな損失が出ることは必至であり、本市農業への影響も大きいものと思えますが、どのように考えていますか。

政府は、11月30日、国内農業などの強化策を検討する、食と農林漁業の再生推進本部を設

置しました。これはＴＰＰや貿易自由化に対応し、農業の国際協力を高め、生産規模拡大や品質向上に取り組む農家を優遇するなどを中心に検討するものであります。これらのことを考えると、国際協力で打ち勝つ農業をつくり上げる必要があると考えているところでございます。ＴＰＰ参加を想定する中で、今後、指宿の農業をどのように強化していくのか、その考え方を伺います。

以上で、1回目の質問とします。

市長（豊留悦男） 私の方からは、ＴＰＰ参加検討の表明について、本市の考え方等についてご答弁をさせていただきます。

政府のＴＰＰ参加検討の表明に関する質問については、国は、11月13日、ＡＰＥＣ・アジア太平洋経済協力会議において、参加検討を表明したところでございます。ＴＰＰ参加となった場合、農林水産省の試算では、国内農業生産における減少額が4兆1,000億円、農業の多面的機能の損失額が3兆7,000億円程度の影響額になることが算定されております。本市におきましても、基幹産業である農業、及び関連産業への影響があることが見込まれております。このようなことから、市といたしましては、農業及び関連産業を守り、外国産農産物の輸入拡大により地域経済が脅かされることがないように、現状においては、ＴＰＰ参加反対の立場で取り組んでまいりたいと考えております。また、ＴＰＰへの参加につきましては、ＪＡをはじめ、全国町村会、鹿児島県議会など、多くの関係機関・団体が反対を表明しております。これらの関係者と連携し、政府に対して、南の食料供給基地としての実情を訴えていく必要があると考えているところでございます。

なお、児ヶ水漁港の艇庫について、マリンスポーツ等については教育長に、そして、ＴＰＰ関連については関係部課長等に答弁をいたさせます。

教育長（田中民也） マリンスポーツのスポーツ活動推進の位置づけについてのお尋ねでございますが、Ｂ＆Ｇ山川海洋センター艇庫は、他の海洋センター施設、体育館やプールとともに昭和63年7月15日に財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団から11項目の条件を付されて無償譲渡されたものでございます。児ヶ水漁港にある艇庫につきましては、基本的には6月から8月までの夏季限定でオープンする施設で、その期間における受付は完全予約制となっております。利用者については、近隣小学校のカヌー教室や、姉妹都市交流事業、さらには、指宿大好き体験事業で受入れる県外中学生の修学旅行などが主な利用者であります。スポーツ活動の推進ということでは、毎年7月第3月曜日の海の日を、マリンスポーツ体験の日として位置づけ、市広報紙や市ホームページ等で周知を行っております。今年の参加者の多くは、近隣小学生等でありますが、中には鹿児島市からの親子での参加もありません。その総数は108名でありました。しかしながら、艇庫活用の際しましては、年度初めに山川町漁業協同組合に利用許可を申請し、活動のたび、利用する範囲を児ヶ水漁港の組合員の方に指定していただくなど、ご協力をいただきながら実施しているところであります。こ

のように、本市のマリンスポーツは、海で行うこととなるため、気象条件に左右されることから、計画的な行事が遂行しにくいことや、児ヶ水漁港の関係者にできるだけ迷惑をかけないよう配慮しなければならないと考えているところであります。したがって、スポーツ活動推進という点では、難しい環境にはありますが、今後とも、可能な限り有効活用を図り、推進してまいりたいと考えております。

教育部長（吹留賢良） 利用状況と参加状況はどのようになっているかということでございます。

艇庫で実施しているマリンスポーツの参加状況については、平成19年度が39件の862人、平成20年度が18件の626人、平成21年度が13件の487人、平成22年度が12件の357人と、件数、人数とも減少傾向にあります。

産業振興部長（吉井敏和） 児ヶ水漁港についてでございます。市内には、第1種漁港として児ヶ水と脇浦、第2種漁港として今和泉と川尻、第3種漁港として山川の計五つの漁港があり、第2種、第3種は県の管理、第1種の児ヶ水漁港と脇浦漁港は、市の管理となっております。児ヶ水漁港は、第7次漁港整備計画に基づき、昭和57年度から漁港局部改良事業により、国・県の補助事業を活用しながら整備が始まり、第9次漁港整備計画まで順次整備され、平成13年度までで完了をいたしたところでございます。現在の漁港施設としては、防波堤、物揚場等の整備も完了し、利用されております。また、平成10年度には内防波堤も完了し、荒天に強い漁港へと施設の充実が図られてきたところであり、安全は確保されているというふうに認識しているところでございます。ご指摘のテトラポットにつきましては、長年の波浪により一部陥没が見られておりますので、陥没による防波堤への影響などがないか、関係課と調査した上で、補修が必要であれば、県の補助事業等の活用も考慮しながら対応していきたいというふうに考えております。

建設部長（吉永哲郎） フラワーパークから児ヶ水漁港までの道路の防護柵などの整備についてのご質問でございますが、道路の防護柵の設置につきましては、道路の付属物として大変重要な構造物として設置されたものであります。防護柵の設置基準に基づき、道路の交通上、危険な個所と思われる場所に設置をしているところでございます。当該区間につきましては、急峻な地形を通る市道で、がけ地に隣接しており、ほとんどの箇所について、ガードレール等の防護柵が設置されておりますが、議員のご指摘のとおり、一部ガードレールが設置されていない箇所、及び腐食が見られる損傷の激しいものが見受けられておりますので、交通安全施設整備工事等において、整備できないか検討をしてみたいと考えております。

また、舗装等の亀裂が生じている箇所も散見されるところでございますが、その状態について、認識はされておるところでございます。現在、その状況等を注視しながら、補修の必要性に応じて早期に判断し、その安全対策を図ってまいりたいと考えております。

産業振興部参与（浜田淳） T P P参加が及ぼす本市への影響についてのご質問でございます

が、耕種部門、畜産部門ともに大きな影響があることが見込まれているところでございます。国・県の試算によりますと、生産規模の減少幅は作物によって異なるものの、多くの作物が影響を受けることが予測されております。現時点での算定結果では、農業を基幹産業とする地域への影響は免れず、農村集落の衰退につながりかねません。市といたしましては、基幹産業である農業が元気を失うことのないよう、可能な限りあらゆる手段を駆使し、農業、また農業者をサポートしていく必要があると認識しているところでございます。

次に、ＴＰＰによります今後の農業強化策についてのご質問ですが、市といたしましては、ＴＰＰへの参加・不参加にかかわらず、本市の基幹産業である農業を振興するため、農業支援センターが中心となって、各種施策に取り組んでいく所存でございます。しかしながら、農業の国際競争力を高めるための方策や、農家への優遇策につきましては、市が単独で行うには多額の財政措置が必要であり、大変厳しい状況にあるため、国・県の施策を積極的に活用する形で取り組むことが、農業者にとっても得策となるものと考えております。現時点では、ＴＰＰ参加に対応し得るような、国の強い農業施策は打ち出されておられません。今後、現行の主要施策の拡充や、新たな農業支援策が整備されるものと期待しているところでございます。このようなことから、市といたしましては、国・県の支援策に迅速に対応できるよう、支援策の対象者となり得る認定農業者の計画的な育成に取り組んでまいりたいと思っております。

17番議員（前田猛） それではですね、2回目の質問にはいりたいと思いますが、まず、児ヶ水漁港とB & G艇庫についてでございます。先ほどの教育長の答弁で、海のことでありまずし、推進については厳しいんじゃないかというようなことを話されたわけですがけれども、今の児童・生徒は海に親しむという機会が少ないんじゃないかと、このように思っております。指宿市内の海岸は水泳禁止であり、海水浴場もないということです。そして貝掘りなどもできない状況にあるようです。この自然豊かな海のスポーツ、レクリエーションなどは、これから大事なことではないかと思えます。そのようなことで、海に親しむことの大切さということをどのように考えておられるか、お願いします。

教育長（田中民也） 子供たちの現状は、体力面におきまして、30年前と比較いたしますと、走力とか、投力とか、張力とかにおきまして低下してきており、そしてまた、社会性におきまして、家庭での遊びが中心になったりして、非常に人の前での思い切った発表、表現力等も課題になり、また、困難なことに対する耐性と申しますか、忍耐力、そういうものも弱くなっているのが現状でございます。このような現状を考えましたときに、子供たちは、この議員ご指摘の豊かな自然を持っている山・海にしてみてもしかりでございますけれども、このようなものを活用して、友達と一緒に集団で、いろいろな体験活動、社会体験活動等に努力していくことが、今強く求められていることだと、このように認識しております。このような課題の解決に、学校等におきましては、すべての学校じゃございませんが、今和泉

小学校とか、それから魚見小学校などでは、保護者の方々、地域の方々のご協力によりまして、この豊かな自然、海を生かした遠泳活動なども試みられて、子供たちにそれなりの成果が出ているのも現実でございます。友達と一緒にになって、自分一人では泳ぎきれないものも、友達と一緒にすることによって、自分も頑張らないといけないというような、切磋琢磨した中での忍耐力というもの、協調性というものも自然とついていくものと、このように期待しております。議員が今おっしゃいましたように、海水浴場がなくて、海と親しむ機会が子供たちが非常に少ないのじゃないかと、正にそのとおりだと思いますけれども、本市の子供たちにおきましては、学校のプール以外に、海での親しむ機会というのは少ないと、そのような現状を考えましたときに、先ほどはいろいろと気象条件とか、漁業組合の方々の漁業の範囲等にご迷惑がかからないようなという厳しい条件もございますけれども、海と親しむという視点において、機会が得られるよう安全管理には十分気をつけながら、このB & G艇庫を利用した海の活動が実施できるように努めていきたいと思っております。具体的には、学校長に対しまして、総合的学習の時間の内容によっては学校の裁量でございますけど、このようなことを活用した総合的学習の時間などの取組を指示、助言していきたいと、このように考えております。

17番議員（前田猛） 先ほど教育部長の答弁の中に、利用者のマリンスポーツ、B & G艇庫の利用者についてですね、平成19年度から参加者数を答弁されましたが、19年度からすると500人余りが減少しているという状況があるようでございますが、推進等も難しいと、先ほど言ったとおりですけれども、どのようなことが原因でこのような減少につながったのか、お願いしたいと思います。

教育長（田中民也） 一つは、限られた期間、つまり、海を活用できますのは季節的にも夏のところでございますし、夏と申しますと、学校が夏季休業に入っているというようなこともございます。学校におきましては、そのように限られた期間であるために、4月から1学期の間でのここの海の艇庫を使った活動というのは、期間的にも短い期間になっていたということも一つありますでしょうし、ある意味では、1か月間という限られた期間でやっておりますので、修学旅行の県外からの方々の利用をいただいておりますけど、限られた期間の中で、そのあたりの啓発はやや弱かったところも否めないところでございます。

17番議員（前田猛） それからですね、本市におけるスポーツクラブとかサークル活動、会員交流イベント大会等の参加者数はどのような状況なのか、その参加者数が本市のスポーツ人口としてとらえてよいのかどうか、その辺のところをお願いしたいと思います。

教育部長（吹留賢良） 本市におきましては、多くの市民の方が自分に合ったサークル等で軽スポーツや専門的な競技スポーツを楽しんでいるようです。これらの活動の代表的な団体として、いぶすきスポーツクラブやレクリエーション協会、スポーツ少年団、あるいは野球、バレーボール等の協会が所属する指宿市体育協会、さらに、学校の部活動等があります。議

員お尋ねの本市におけるスポーツクラブ等の参加者数は、個別に把握しておりませんので、代表的なこの団体の平成21年度の状況を述べさせていただきます。まず、いぶすきスポーツクラブについてであります。エアロビクスやバドミントンなど17種目24サークルがあり、子供から高齢者までの会員439名、延べ人数で申しますと1万4,531名が参加しております。レクリエーション協会については、ミニバレーボール協会やウォーキング協会などが加盟しており、5団体の589名が登録され活動しております。スポーツ少年団については、39団体の547名が登録され、市の体育協会には、19競技の286団体3,201名の登録がされています。その中で、グラウンドゴルフ協会については、100団体931名が登録されており、日々の練習や各種大会に参加されているようです。部活動については、各中学校の生徒の約7割程度の生徒が入部しているようでございます。したがって、少なくともこれら団体に加入している方々5,551人は、何らかの大会に参加していると思われれます。また、市のスポーツ人口につきましては、先ほど申し上げました方々以外に、サークルや個人でウォーキングやジョギングをされている方々もおられると思いますので、おおよそ6,000人ぐらいいはいるのではないかと推計しております。

17番議員（前田猛） はい、分かりました。

次にですね、海の天候は急変するときがあるわけでございます。マリンスポーツ等においては、このようなことで事故に十分注意しなければならないと思いますが、天候に熟知しているというような指導者とか、指導者体制等は確保されているのかということです。よろしくをお願いします。

教育部長（吹留賢良） 艇庫における活動時に必要な資格は、指導者としてのアドバンスト・インストラクターと救助艇や水上バイクの操作のための船舶免許が必要となりますが、全活動時には、これらの資格を有する者を配置して実施しております。

17番議員（前田猛） それから、同じような内容ですけれども、カヌーとかボート等の整備状況ですね、万全を期していると思いますけれども、そのあたりを常日ごろ点検することが大事だろうと思いますが、その辺のところはどうでしょうか。

教育部長（吹留賢良） 艇庫活動の安全管理マニュアルというのがありまして、その中でも、各ボートの整備についての点検についてうたわれております。活動開始と終了後に目視や打診を行い、安全を確保するように努めております。

17番議員（前田猛） 漁港の関係に移りますが、先ほどテトラポットの陥没状況については答弁があったわけですけれども、そのほかですね、漁港の岸壁が陥没、段差というのが見受けられるわけでございます。そういうことで、安全のための整備をする必要があると思っいるところですが、どのように考えておりますか。

産業振興部長（吉井敏和） 兎ヶ水漁港も建設から20数年経過をしております。確かに、場所によっては吸出し等による陥没や、一部段差が見られております。平成20年には物揚場に

陥没が見られたことから、周囲の空洞調査を行い、改修工事を行っております。今後も、漁協と協議しながら、適宜点検を行い、段差や陥没状況を調査し、補修を行うなど、安全確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

17番議員（前田猛） ただいま答弁がありましたとおりですね、漁港の利用者とか、マリンスポーツを楽しむ方々の安全を確保する必要がありますので、是非、早急な対策を取っていただいて、安全な中でスポーツ大会等が開催されるようお願いを申し上げたいと思います。

それからもう1件ですけれども、漁港に向かって左側に防護ロープが取り付けられています。その即下は絶壁となっているようでございます。今の状態であると、非常に危険を感じるところでございますが、対策を取る必要があると思いますが、その辺のところをお願いしたいと思います。

建設部長（吉永哲郎） フラワーパークの東側の園内通路と平行に走る市道の海側斜面は、度重なる暴風雨等による影響で、斜面がシラス土壌で崩れやすい土質に覆われているため、浸食による崩落が発生をしているのは認識をしているところでございます。この路線は、児ヶ水漁港に通じる唯一の路線で、迂回路もないことから、いざ災害が発生した場合、漁港への影響を大変心配をしているところでございます。当路線の災害対策については、道路の隣接地が、ほとんど、フラワーパークの所有地となっていることから、これまでも県に対し、何らかの対策が図られないか、協議をしてきた経緯もございます。今後も、引き続き、災害を未然に防止する観点からも、定期的な道路パトロールによる点検、監視を行いながら、治山事業や道路防災事業等の導入による対策が図られないか、県など各関係機関と協議をしてまいりたいと思っております。

17番議員（前田猛） その周辺につきましては、シラス台地ということですね、高い130m以上の崖になっているようでございますので、安全を確保する意味でも、それぞれ綿密な調査を行いながら、県等に要望するべきところはするようにお願いをしたいと、このように思います。

それから、もう1件、漁港に関するところでございますけれども、ヤンバルトサカヤスデのことでございます。漁港周辺とか、長崎鼻周辺においては大量発生でした。これは9月ごろからだと思えますけれども、漁港の方は漁港利用者だけに限ると思えますけれども、長崎鼻周辺は観光客もおることだし、店員の方々は、朝早く開店前に店屋に出まして、ちり箱に掃きためをしているような状況がありました。そういうことで、これは観光客に不快感を与えるなど、このようにも感じたところでございますが、この漁港周辺、あるいは長崎鼻周辺のヤンバルトサカヤスデの調査をされたのかどうかお願いします。

市民生活部長（井元清八郎） 10月の26日に異常の発生を確認、これは児ヶ水港でございますけれども、確認いたしておりますので、早速、その日のうちに山川町漁協に出向きまして、環境整備をお願いするというので、環境整備をしていただきましたので、これが11月の

6日に漁協の皆様方に環境整備をしていただきましたので、11月の8日に薬を、ミリペーダ500ℓ、それからコイレット3kg、ミリペーダ粒剤12kgを散布いたしております、その後も、漁協の方に定期的に監視と薬剤散布をお願いをいたしているところでございます。

17番議員（前田猛） 薬の散布をやったということで、対策等については話をされたので、もう対策については質問しませんけれども、このヤンバルトサカヤステの大量発生については、非常に不快感が漂うわけでございます。そういうことで、あの周辺は観光客等も見えるわけでございますので、十分注意して、来年度に向けて、そういう大量発生がないような対策を講じる必要があると、このように思いますので、十分その辺を考慮していただきたいと思います。

それでは、T P P・環太平洋戦略的経済連携協定についての2度目の質問に入りたいと思いますが、いろいろ答弁をされまして、内容については十分分かったわけですが、また、昨日の同僚議員からも質問がありました。重複する部分がありますけれども、質問をさせていただきたいと思います。T P P参加は農業のみならず、地域経済に甚大な影響があるということです。本市経済への影響をどのように考えているのか、お願いしたいと思います。

産業振興部参与（浜田淳） T P P参加が及ぼします本市への影響についてのご質問ですが、避けられないものと考えているところでございます。農業生産のベースになります肥料、資材、飼料などの製造メーカー及び卸・小売店、また、生産物を運ぶ運送会社、これらの産業で働く人々など、密接に、また間接的に関与する産業は多岐にわたり、これらの各産業が被る金額は、現時点では大まかな数値が把握できていないような状況にあります。このように、地域経済への影響につきましては、数値的な把握はできておりませんが、農産物と同様に相当な影響があるものと認識しているところでございます。

17番議員（前田猛） 続いて、本市の農業の影響についてでございますが、本市ではですね、ソラマメ、カボチャ、オクラなどの数多くの野菜などが生産されています。その前にですね、質問を変えます。

県の農政部の試算によりますと、本県農業の損失額は5,667億円の減が予想されておりますが、本市農業の損失額はどのように試算されているものか。試算しておれば示してもらいたいと思います。

産業振興部参与（浜田淳） 県の試算によりますと、農業生産額で1,813億円、関連産業で1,858億円、物流、雇用等の地域経済で1,996億円の合計5,667億円の損失額となるようでございます。また、国の試算では、農産物の生産減少額で4兆1,000億円、農業の多面的機能の損失額で3兆7,000億円、さらに、食料自給率につきましては、供給熱量ベースで、現在の40%から14%まで縮減、就業機会の減少により340万人程度の失業者が出るなどの影響が懸念されているところでございます。本市への影響につきましては、農業生産額で、県の試算や市の生産実績等を勘案した見込み額では、少なくとも畜産関係で52億6,000万円、耕種関係では1

2億6,000万円の合計65億2,000万円もの影響が出るものと算出したところでございます。このほか、関連産業、地域経済へも影響があるものと思われませんが、予測が難しいため、影響額の把握はできてないところでございます。

17番議員（前田猛） はい、分かりました。それではですね、続きまして、本市ではソラメ、カボチャ、オクラなど、数多くの野菜などが生産されております。輸入農産物が進むことにより、野菜なども大量に日本に入ってくるのが予測されているところです。このような状況になると、今、指宿地域は、南の食料基地ということでは言われているところですが、南の食料基地という存在もなくなっていくと思われませんが、その辺のところの考え方をお願いします。

産業振興部参与（浜田淳） 本市の野菜へのTPP締結による、各品目ごとへの影響についてですが、野菜類の現在の関税率を見ますと、品目間ではかなり差があると思えますが、主な品目では、キャベツで5%、パレイショで5%、スイカ、イチゴ類で10%、オクラで5%、豆類で5%などとなっているようでございます。当然、関税がなくなることで単価の下落が考えられます。しかも、最も懸念されますのが、日本国内の水稻栽培地域など、影響を受ける品目の産地が野菜への転換を行った場合、国内の産地間競争の激化、生産過剰となり、価格の暴落が懸念され、本市の野菜への影響が大きくなるものと考えられるところでございます。南の食料基地として生き残っていくためには、安心・安全で顔が見える高品質なものを計画出荷することで、競争に打ち勝っていくしかないと考えているところでございます。

17番議員（前田猛） 次に入ります。TPP反対がある中でですね、一方では、TPPが締結されると農業の転機になるという論議もあるようです。撤廃となるとですね、一時的には日本農業が後退するが、ほかに工夫した農産物が生産できれば再生可能であるという考え方があるようです。これは有機農法とか、こだわり商品への取組を指していると思われませんが、そのことと考え方についてお願いします。

産業振興部参与（浜田淳） 先ほど答弁しましたように、産地間競争を打ち勝つための施策の一つを問うているんじゃないかと思いますが、JAいぶすきにおかれましては、鹿児島認証制度の取得とか、エコファーマーへの取組ということで、安心・安全というのを売りに出しながら、市場におきましては、最近相対取り引きが多くなっておりますので、いつ、どういう量で、幾らほど出荷できるという情報をこまめに、市場にそういう情報を流すことによりまして、指宿産地の売り場の確保ができるということで、そういう対策等も今後続けていかなければならないと考えているところであります。

17番議員（前田猛） 日本の農産物の流通と、日本への観光ニーズ等の調査研究のために、このほど中国上海市に同僚議員と出向きました。その中で、青森県産などのリンゴ、ナシ類がアンテナショップや量販店に陳列されているのを直に視察しました。日本の農産物は安心・安全であるということが認識されていて、価格が高いが消費されているようです。また、中

国国内の嗜好変化もあり、健康志向により野菜等の需要が増えていることも聞きました。このような状況を踏まえ、指宿の野菜や畜産物の輸出に向けての取組も視野に入れるべきだと思われる。以前、JAいぶすきで香港向けと記憶しておりますが、カボチャを輸出した経緯があります。このこと等を含めて農産物の輸出の取組方について、どのように考えているのかをお願いしたいと思います。

産業振興部参与（浜田淳） 農産物の輸出となりますと、国内検疫、輸出先での検疫などの問題や、輸送手段、販売先の確保、為替の問題など、整備検討することが多くあるわけですが、中国への輸出は、農産物はほとんど輸入禁止になっております。唯一輸入可能な品目が果物のナシとリンゴだけとなっているようでございます。鹿児島県も台湾や香港を主体に、ソラマメやサツマイモ、黒豚など、鹿児島フェアやセミナーなど、試験的に試みているようございます。今後は、海外に目を向けた品目の導入や販売体制を構築していく必要もあり、市といたしましても、今後、JAや県と連携を取って協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

17番議員（前田猛） そこで関連しまして、県や県経済連では輸出に向けての動きもあるようございます。そのような準備の状況と輸出の実績があれば示してもらいたいと思います。

産業振興部参与（浜田淳） 輸出につきましては、鹿児島県特産品協会が主体となりまして、国の事業を活用して、かごしまの農畜産物等輸出拡大事業を実施しているところでございます。その中に経済連も加入して行っているようございます。取組状況につきましては、台湾・香港・シンガポールの3か所で、鹿児島フェアやPRセミナー、現地調査等を行っているようです。品目につきましては、ソラマメ・柑橘・サツマイモ・カボチャ・茶、黒豚、黒牛等を行っているということでございます。

17番議員（前田猛） 続きましてですね、農業の強化策ということでございますけれども、これは、硬質のハウス団地を建設し、安心・安全な品質の高い野菜を生産し、国内外に販路拡大をすすめるべきと考えますがどうでしょうか。

産業振興部参与（浜田淳） 野菜、花き、果樹等の施設化による、農産物の品質向上や安定出荷は、今後も本市の農業にとって大変重要であると考えております。特に本市は、他産地に比べ、気候的に温暖であることから、暖房経費の削減が可能であり、また、南薩畑かんによりまして通水がされていることなど、施設化には大変恵まれている産地となっております。これまで、活動火山周辺地域防災営農対策事業などの補助事業を活用し、平成17年度から21年度の3年の間には、13.9haのハウス施設を導入し、今年度も3.6haを建設中でございます。また、来年度におきましても、5組合で2.4haの計画を県へ要望しているところでございます。今後も、施設化によりまして高品質・安定生産を進めてまいりたいと考えているところでございます。

17番議員（前田猛） ただいまの答弁でございますね、活動火山周辺地域防災営農対策事業を活用

し、ハウス導入の実績があるとのことでしたけれども、国の農業予算の大幅な削減があるようにも聞きます。このような中で、この活動火山周辺地域防災営農対策事業の補助金は、来年度の国の農業予算では、従来どおり可能なのか、分かっておれば示していただきたいと思えます。

産業振興部参与（浜田淳） 降灰対策事業につきましては、補助率70%ということで、非常に高い補助がされているところで、県内でも非常に希望が多いわけですが、この財源につきましては、現在、従来の国の50%、県の20%ということできたわけですが、三位一体の改革によりまして税源移譲がされまして、国から県に農山漁村地域整備交付金が交付され、県が補助金70%という、この二通りがあります。いずれにしましても、最終的には県補助金ということで交付されているところがございますが、県は3年ごとに対象地域の現在14市7町の防災営農計画施設整備計画書を作成中でございます。これは平成23年度から25年度が第13次防災営農施設整備計画となっているところですが、現在、県では、この施設整備計画書を作成中でありまして、予算的な面では財政との協議がまだなされていないということで、確実に予算が確保されている状況ではございません。これまで、ここ数年は毎年本市で申請した事業はすべて採択されている状況にあります。先ほど言いましたように、23年度からは本市からも5組合が、今年の6月に事業申請をいたしております。県におかれましても非常に厳しい財政状況だとは思いますが、最近、桜島が非常に活発化してきておりましたので、降灰等によります被害が軽減、防止するためには、肥育施設が是非とも必要でありますので、経営安定と併せまして農業の健全な発展を図る上からも、財源確保していきたいと要望いたしたところでございます。

17番議員（前田猛） それからですね、2010年農林業センサスによると、本県農業経営体数は4万7,382で、2005年の前回よりも8,477、15.2%減った反面、経営耕地面積は0.9%増の8万1,358ha、経営体当たり面積も増加し、農地の集積、農家の経営規模拡大が進んでいるということが新聞紙上に掲載されておりました。これを含めまして、本市における農地の集積化、そしてまた、規模拡大はどのような状況であるのか説明願いたいと思えます。

農業委員会事務局長（徳留博昭） 農業委員会会長から委任を受けましたので、答弁させていただきます。

本市においても、県内の推移と同様に、農業経営体数で9.9%減の1,554、経営耕地面積で1.8%増の2,056haとなっています。農業委員が中心となって、認定農業者及び担い手農家へ、農地のあっせんや利用権設定などの農地の集積化・規模拡大などの推進を行っております。

17番議員（前田猛） それぞれ農地の集積化、あるいは規模拡大が進んでいるという状況がうかがえるわけですが、TPP参加となれば更なる農家経営の規模拡大を進めていく必要があると思えますが、その辺のところはどのように考えていますか。

農業委員会事務局長（徳留博昭） 農家経営の拡大等については、農業支援センターを中心に、各関係機関の協力のもと、全面的にサポートしなければならないと考えております。具体的には、農業委員による農地あっせんや、利用権設定を積極的に推進し、営農面においては技術指導や各補助事業による支援など、生産性の高い農業を目指していく考えであります。

17番議員（前田猛） それから、関連しますけれども、担い手農家の育成支援を積極的に進め、農業を守らなければならないと思います。本市でも集落営農組織、あるいは農業法人会の取組が行われていると思いますが、その取組状況についてお願いしたいと思います。

農業委員会事務局長（徳留博昭） 認定農業者、担い手農家の育成・支援については、指宿市担い手育成総合支援協議会を中心に、各関係機関の協力のもと、経営相談や経営診断及び技術支援などを通じた経営管理能力の向上や、農地利用集積の促進、各種補助事業による支援の重点化など、具体的な支援活動を行っており、集落営農並びに農業法人化の推進は、この協議会のアクションプログラムの担い手育成の基本方向に沿って実施しております。集落営農組織につきましては、農家の意向や地域の実態の調査などを基礎とした話し合い活動を行いながら、農作業及び機械の受委託や機械の共同利用などを目指し、地域の実状に応じた取組が重要となっています。現在、上仙田地区機械利用組合、開闢水田受委託組合、干寄地区農作業受託組合、ふれあい農場機械利用組合の営農組織があり、また、平成22年度において指宿地区の中川農援会、中川集落が地域営農システム化に向け、高齢化や後継者不足による集落の維持管理や農地の保全管理など、10年後の将来を見据えた話し合い活動を行っております。この組織活動に対し、農業委員や指宿市農林技術協会並びに関係機関が一体となり、営農に対する技術指導や組織強化の推進を図り、みんなの知恵を合わせた豊かな集落づくりを実現したいと考えております。農業法人につきましては、本市で31法人となっています。取組については、県農業会議の指導のもと、法人化に向けた説明会などの情報提供や、法人志向農家に対し、経営分析や専門家による法人設立指導など、農業法人設立に向け積極的に支援しております。

17番議員（前田猛） どうもありがとうございました。それではですね、同じような質問内容になりますが、これから農業者の減少と高齢化等がますます進行していくと思いますが、耕作放棄地の増加による農業生産経営活動の停滞が懸念されるということも考えられるわけです。そこでですね、次代の農業を背負う若い後継者等の育成と、農家の指導体制を充実すべきだと考えております。その辺のところの取組についてどのように考えておられるかお願いしたいと思います。

農業委員会事務局長（徳留博昭） 近年、高齢化に伴い、年々農家数は減少している状況であり、耕作者不在の農地、耕作放棄地が増加の傾向にあります。これらの対策といたしまして、農業委員による農地パトロールや補助事業による耕作放棄地解消に努めているところであります。また、認定農業者に対し、農地集積を図ることにより、作付けから収穫までの効率性

の高い営農が実現できると考えております。後継者育成につきましては、農業支援センターや指宿市農林技術協会を中心に、各関係機関と連携を密にとりながら、技術や補助事業の導入など、農業に関するノウハウを指導し、農業所得向上に寄与していく考えであります。

17番議員（前田猛） 最後になりますけれども、T P P参加ですね、J Aなど各種団体が各地で反対集会を展開しております。我々農家も危機感を持って対処しなければならないし、阻止しなければならないと思っております。政府においては、6月にT P P参加の基本方針を決定し、11月に締結という方向で検討されているようです。そのようなことになると、今まで答弁があったとおりでございますけれども、日本の農業は壊滅的状况に陥ることは必至であります。農業者の生産努力が報いられるような施策づくりというものを再三ではございますけれども、ひとつ最後に問いたいと思っておりますが、よろしく願います。

産業振興部参与（浜田淳） 農業者の生産努力が報われるような施策につきましては、財政的に多額の負担を要しますので、市が単独で取り組むよりも、国・県の施策を活用した方が効率的であると考えているところでございます。このため、国・県の支援策の対象となり得る認定農業者の計画的な育成を進めているところでございます。一方、本市農業の更なる振興のためには、いかに安心・安全な農産物の生産を実現できるかがポイントであると考えております。輸入農産物が増加してきた場合は、高い国産品と安い輸入品といったように、価格の二極化が進み、価格面では輸入品に太刀打ちできない状況になる可能性があります。これに対抗するためには、品質、安全面で明確に差別化することにより、付加価値をつけ、少々価格が高めであっても、消費者に安心料を含めて買ってもらえるような農産物づくりが必要不可欠となってまいります。したがって、高品質で安心・安全な農産物生産のための技術指導体制の構築、つまり、栽培技術を教えるサイドの人材育成が急務となってきておりますので、農業支援センターに所属する農政課、農業委員会、J Aや県南薩地域振興局農政普及課・指宿市十二町駐在等で構成する技連会の機能強化に努めてまいりたいと考えております。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時17分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、中村洋幸議員。

10番議員（中村洋幸） 皆さん、こんにちは。10番、中村洋幸でございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。今年も残り半月余りとなってまいりました。この1年は、本市にはいろいろと影響が多い年であったのではないかと思います。山川・根占フェリーの運休、宮崎での口蹄疫発生、そして異常気象による猛暑、新型インフルエンザの流行による影響もあったと思われませんが、観光、農畜産業など、私たちの身近なところで

大きな影響のあった年ではなかったかと思えます。来年は九州新幹線全線開業による明るい兆しもございますが、指宿の魅力を最大限に発揮できる観光地づくり、そして、外貨の稼げる観光地づくりに努めなければならないと思えます。12月4日には東北新幹線も全線開業いたしました。鹿児島から青森まで大動脈でつながります。スピード時代による観光形態の変化に対応し、満足度の高いサービスで観光客を温かく迎え、関連事業者が共存共栄できる観光地づくりが求められていると思えます。私は、環境の整備状況について質問いたしますが、安全に、そして気持ちよく観光をしていただくための環境対策でございます。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず1問目、公共施設の環境整備の状況についてでございますが、今回は観光施設についてお伺いいたします。来年3月12日の九州新幹線全線開業に向け、観光客の受入れ準備が急ピッチで進められておりますが、本市の集客施設でもある公共施設は、観光客を温かく迎えるためにどのような環境づくりに取り組んでいるのか。また、国道・県道の除草作業など、道路整備も各所で行われ、沿道には花の植栽もされ、観光客を迎える準備が進められております。安全に気持ちよく観光を楽しんでいただければと思うところでありますが、市道等の環境整備の状況はどうなっているのかお伺いいたします。

2問目の不法投棄対策、そして、投棄されたごみの処理はどうしているのか質問をいたします。ごみは私たちにとって身近で重要な環境問題であることは言うまでもありません。大量消費、そして大量廃棄による使い捨ての生活スタイルが生み出したものであります。容器包装、家電リサイクル法による廃棄物の排出方法が定められており、分別排出も戸惑いもあるかと思えますが、不法投棄があちこちで見受けられます。不法投棄対策、そして投棄されてごみ処理はどうする考えなのかお伺いいたします。

4問目、公共施設で解体処理が必要な物件について、地域環境対策の観点からお伺いいたします。過疎自立計画案に大成体育館解体が計画されているようでありますが、今後、解体処理しなければならない公共施設が何棟ぐらいあるのかお伺いし、1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 来年3月の九州新幹線鹿児島ルート全線開業に向け、市内の各観光施設においては、それぞれが特色を生かしながら、受入体制の強化に努めていくことがとても大切であります。そのためには、従業員一人一人が、おもてなしの心による温かい受入れに努めるとともに、これと並行しながら、施設自体の環境整備といった、ハード・ソフト両面からの整備が重要であると考えております。観光客にとって宿泊施設等の第一印象はとても大事であり、施設内の清潔さや、快適性、安全性が保たれていなければ、指宿のイメージダウンにつながります。このことから、トイレや待合室などの施設が常に清潔に保たれているのか、また、子供や障害者、高齢者などが安心して利用でき、安全性が確保されているかを再度点検し、必要に応じて改善していかねばなりません。さらに、観光施設等連絡協議会など

を通じて、各施設が共通の意識を持つとともに、すべての施設が一体となって、九州新幹線鹿児島ルート全線開業に向け、観光客の受入体制の充実に努めていきたいと考えております。

以下、いただきました質問については、関係部課長等に答弁をいたさせます。

教育長（田中民也） 教育委員会所管の施設では、大成体育館を平成22年から27年までの過疎計画の中に解体する予定の施設として掲げております。その理由は、本体育館は、昭和41年に大成中学校の体育館として建設されたものであり、昭和58年に改修工事がなされたものの、老朽化が進んでいるからでございます。しかしながら、本施設は、現在、大成武道館剣道スポーツ少年団が週に3回程度利用しておりますので、計画遂行にあたっては団の関係者と協議を重ねながら進めて行かなければならないと考えているところでございます。

建設部長（吉永哲郎） 市道等の環境整備の状況についてのご質問でございますが、現在、市道は市内全域で938路線、延長にいたしまして568 k mで、河川数は50河川であり、延長66.9 k mであります。その他、農道、里道、水路等の維持管理があるところでございます。これらの管理範囲について、指宿地域は指宿温泉まちづくり公社に委託し、山川・開闢地域は直営の職員による体制で除草、補修作業等を計画的に行い、道路等の環境整備、機能維持に努めているところでございますが、管理範囲が広いことから、全般的な道路環境の維持に苦慮している現状でございます。また、道路の環境整備につきましては、市民による道路・河川清掃作業、道路美化活動など、共生・協働を踏まえた様々な活動が実施をされており、市道管理を行う上で、非常に重要なことであり、大変ありがたいことだと感謝をしているところでございます。いずれにしろ、道路等の環境整備については、道路利用者の快適性、安全性等を考えた場合、その機能維持に万全を期さなければならない重要なことだと思っておりますので、今後も、市民の皆様のご協力をいただきながら、環境整備を図ってまいりたいと考えております。

市民生活部長（井元清八郎） 不法投棄対策と、そのごみ処理についてお答えをさせていただきます。

不法投棄は、基本的に個人のモラルの問題でもありますが、美しいまちづくりを推進する上でも、広報紙による啓発、環境衛生協力会の協力、さらには、かごしま森林組合との不法投棄監視業務協定を結び、不法投棄の監視や防止に努めているところでございます。また、鹿児島県警や鹿児島県産業廃棄物適正処理監視指導員、いわゆる、産廃Gメンとも連携を図っております。悪質な不法投棄につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられます。また、法人が関与した場合は、1億円以下の罰金に処せられます。不法投棄の通報があった場合は、現場へ出向き、投棄者の特定作業を行い、特定できた場合は、県警や産廃Gメンと連携し、投棄者に撤去命令を行っております。特定されなかった場合は、土地所有者・管理者に連絡し、処理の依頼を行っております。一度不法投棄されてしまうと、ごみのごみを呼び、恒常的に不法投棄される可能

性が高いため、新たな不法投棄を防ぐために不法投棄禁止看板を設置いたしております。

10番議員（中村洋幸） すみせん。1回目の質問の中で、ヤンバルトサカヤスデの関係が抜けておりましたので、この件について、まず、お伺いいたします。ヤンバルトサカヤスデ対策については、昨日、同僚議員からも質問がございました。来年度は予算を増額し、蔓延防止対策にしっかり取り組むとのことだろうと思いますが、いつ頃、どういう計画でやるつもりなのか、まず、お伺いをいたします。

市民生活部長（井元清八郎） 本市は、9月中旬以降から生息地域が大量に発生しておりますので、その対策といたしましては、全市に対しまして、広報紙等を使って、これらの対策の広報に努めてまいりたいと考えているところでございます。

10番議員（中村洋幸） 私がお聞きしたいのは、来年度は予算を増額して蔓延防止に取り組むということでしたけれども、その時期的なものも含めてどういう対策を取るのかということでございます。

市民生活部長（井元清八郎） ヤンバルトサカヤスデの一生につきましては、卵、幼虫、亜成体、成体ということで1年限りのことでございますけれども、産卵をして、交尾が10月から11月で、交尾後1か月後の11月前後に、この10月・11月で群遊をいたしますので、このころに薬剤処理をするのが一番適期だと思われまますので、全市に対しましてこれらのことの、要するに、適期の防除についてを含めまして、周知徹底を図ってまいりたいと考えているところでございます。

10番議員（中村洋幸） ヤンバルトサカヤスデの場合はですね、人目に触れるというか、この時期は、今、部長から答弁がございました、10月・11月頃の繁殖のための群遊、交尾群遊というのが10月・11月に行われると、この時点で一番人目にはつきやすいと思うんですが、4月から6月にかけても、10月・11月に交尾したやつが、大体1か月ぐらいで卵を産んで、それが大体1週間でふ化するということですが、この子供が縄張りを広げるために4月から6月、この頃にまた群遊をやるんですね。だから、年に駆除をやるとすれば、2回は私は可能だと思うんですが、この2回を逃せばなかなか人目につきにくいということだと思うんですが、そこらについてはどうでしょうか。結局、キシヤヤスデとか、ああいふものからすると、寿命も短いというか、1年で卵を産んだら成虫がいなくなるということですので、年の4月・6月の時期と10月・11月のこの時期に、私は徹底してやれば駆除もできるのではないのかなと思っているんですが、そこらについての考え方はどうでしょうか。

市民生活部長（井元清八郎） ただいまございましたように、4月・6月、要するに、幼虫の頃も群遊をいたします。それから10月・11月、成虫になっての頃も群遊をいたしますけれども、ちょうど4月・6月は梅雨時期ということもございまして、もし徹底して防除する効率の高いのは、やはり11月のこの頃だろうという認識を持っておりますので、地方自治法の中で、私どもとしては、最少の経費で最大の効果をというものが、当然問われるわけでございますの

で、やるとしたら11月前後の頃だろうというふうに、子どもは認識をいたしているところでございます。

10番議員（中村洋幸） 時期的にはその時期が一番いいのかもしれませんが。ただですね、蔓延防止ということで、今年の場合は、私は、大分手抜きがあったのではないのかなと、不快害虫ということで、人体にあまり影響がないということでもあったかと思うんですが、予算的な面もあったと思います。成体の確認、発生地域の確認というのは、ほとんど大量発生の状況にならなければ、市民にも気づきにくいと思うんですよ。だから、発生地域の周辺を含めてですね、職員の方も、また地域の方々にもお願いをして、発生のこの時期になった場合には、10月・11月のこの時期になった場合は家の周りを見てくださいと、夜に群遊をしますからというぐらいの情報収集はやってほしいなと思いますけども、そこらについてはどうでしょうか。

市民生活部長（井元清八郎） これまでは、発生地域、もしくはその周辺を中心にしてやってまいりましたけれども、本年度の9月以降の、こういうような発生状況を見ますと、さっそく市内全域に、今後は、これらの周知をホームページ、あるいは広報紙等を通じて、まず、この広報紙で全地域にいたしますと、今までと違い、情報の収集というのも早いものがあるうかと認識をいたしているところでございます。

10番議員（中村洋幸） よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、1問目の質問で、2回目以降の質問に入らせていただきます。

まずですね、道路環境を守るために道路整備にかかわっておられる方々、夏・冬場の厳しい現場で大変ご苦労をされております。各現場の状況、地域での除草作業後の処理方法ですね、刈った草をどうしているのか。いろいろ処理方法が違うと思いますが、草木の混入したものなどは、どのような処理をしているのか。移動式の草木のチップー機の導入、これをしていただいて堆肥化するか、畜産農家の敷材として有効利用はできないのかということについて、どう考えているのかですね。有効利用、このまま野焼きのままでいいのか、そこらについてご答弁お願いします。

建設部長（吉永哲郎） 道路整備における草払い後の草木の処理についてでございますが、処理については、山手の市道など、道路の機能上、または、景観上、支障がない範囲でそのまま山に返しているところもございしますが、ほとんどの草木の処理につきましては、置場に仮置き後、清掃センターに搬入して焼却の処分、置場内での直接焼却の処分、並びに、畜産農家への引き取りによる処分等で対応をしているところでございます。また、草木のチップーを購入し、堆肥化するなど、有効利用を図るべきではないかという質問でございますが、処理施設の設置箇所や維持管理のことなど、また、堆肥の材料としての需要量など、課題があることから、現段階では具体的な計画はないところでございます。しかしながら、環境問題等を考えた場合、草木の焼却による処分だけではなく、資源の有効利用を図ることが重要と

思われることから、他の市町の状況等も調査しながら、今後、研究をしていきたいと考えているところでございます。

10番議員（中村洋幸） 環境整備ということになればですね、一過性のもんじゃないと、今年だけやればいいというもんじゃないんですよね。今後、永久的に出てくる問題だと思imasので、野焼き処分にしても、私は、行政がどんどん焼いていいものなのか、自然界にあるものだから、焼いても支障はないのかなということもありますけれども、やはり、地球温暖化の問題とかですね、いろいろ問題があると思imasので、そこらについては検討を加えていただきたいなと思imas。

次に入ります。国道226から鰻温泉には、鰻温泉の入口ですね、ここには西郷どんが愛したひなの里という立派な観光案内板が設置されております。新幹線開業後は、多くの観光客が訪れることが予想されます。台風災害で破損している鰻池入口のガードレールは放置されたままの状態でございます。景観上も悪いですが、安全な道路環境を保つために、早急に代替修繕の必要があると思imasが、どういう計画なのかお伺いをいたします。

建設部長（吉永哲郎） 交通安全施設等の整備については、新設箇所を含めて、現在設置はされているものの、その機能が損なわれている箇所について、年次的に改修工事を行っているところでございます。議員のご指摘のとおり、鰻池湖畔のガードレールなどを含め、台風など異常気象による災害で、景観上、好ましくない箇所が見受けられますので、総点検をしながら早急に対応をしていきたいと考えております。

10番議員（中村洋幸） この件についても、やはりですね、安全に観光していただけるように、早急にやっていただきたいと思imas。

それと、次に入ります。九州新幹線開業により市内からのレンタカー利用者よる観光客も多くなることが予想されます。国道226号、269号や、県道に多くの市道が接続されているわけでございますが、交差部で安全上支障のある箇所が多く見受けられます。市民、観光客の事故防止のためにも、安全な道路環境づくりに努めるべきだと思imasが、これらの対策についてどう考えているのかお伺いをいたします。

建設部長（吉永哲郎） 市道の交差部についての箇所の件でございますが、対策につきまして、危険性のある箇所等につきましては、公安委員会と協議による信号機の設置や道路反射鏡の設置、路面標示による交通安全対策を図っているところでございますが、議員の指摘のとおり、一部においては市道の構造上で幅員、取付角度など、勾配なども含んでおりますが、改良を必要とする所があります。これらにつきましては、改良に必要な用地の確保や財源上のこともありますが、関係機関と協議をしながら対策を講じていきたいと思imas。

10番議員（中村洋幸） 道路環境対策については、最後の質問になりますが、国道226号から市道成川鰻線になるんですが、成川バイパスなんですよ、成川バイパスのことなんですが、成川トンネルを越してですね、5・600m来たところだと思imasけれども、鰻地域に入る道

路がございます。この道路も、取り付けがほぼ国道と平行なんですよね。平行に交差しておりますして、国道への出入りが非常に危険であると、危険な交差点であるということは、担当課の方々も認識されていると思いますが、警察当局もですね、この箇所については危険個所で交通事故多発地点だということは認識されていると思います。関係機関と協議の上に、安全な道路環境整備に取り組むべきだと私は思っているんですが、ここの改良を、観光に来て事故というのは、非常に気持ちが悪いですよね、気分が悪いというか、地域に来て、自分はまともに走っているのに、ちょっとしたことで事故をやったということになれば、非常に気分的にも悪いと思いますので、そこらの改良ですね、こういうことについてはどのように考えておられるのか。私は早急にやっていただきたい所だなと思っているんですが、どのような考えなのかお伺いをいたします。

建設部長（吉永哲郎） この道路は、昭和61年に供用開始された成川バイパスの新設道路として建設された国道への取付道路として、県において施工をされております。国道等への取付けについては、本来、より直角に近い角度での取付けが、交通の安全上必要とされているところがございます。その当時は、車両の形態や交通量の諸条件等により、現状の取付けになったものと思われます。しかしながら、昨今では、この鰻池に通じる市道の沿線に、工場など諸施設が立地されたことから、大型車の通行が多くなり、国道への出入りに不便を感じていることについては認識をしているところがございます。現在、改良を進める上で、用地の調査等を行っているところがございますが、通行の安全が早急に図られますように、道路の環境整備には努めていきたいと思っているところがございます。

10番議員（中村洋幸） 今後とも事故のない、安全な道路環境整備に努めていただきたいなと思います。

次に入ります。九州新幹線全線開業により観光客の増は期待できると思いますが、観光形態が目的を持った観光へ変わっております。観光のニーズも多様化していると思いますが、それぞれの要求に沿った環境の観光地づくりは大変だと思うんですが、どんなことを視野に入れた取組をしているのか、また、どんな取組が必要なのか、お考えがありましたらお答えいただきたいと思います。

また、ホテル・飲食店・土産物店・農畜産業者など、関連事業者が共存共栄できる観光の環境づくりに、関係団体とともに取り組む必要があると思うんですが、どのように考えているのかお伺いをいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 最近の観光は、個人やグループ単位で、安く泊まり、まちを散策して、食は地元の安くておいしいグルメをを求める傾向にあります。これからもっと主流になることが考えられるところがございます。一方、指宿の受入体制につきましては、これまで団体客を主体に扱うホテル・旅館がほとんどでございますして、宿泊施設内ですべてを賄い、次の観光地へ向かうといったスタイルの観光であったことから、まち歩きや食べ歩きを楽し

めるようなまちが形成をされてこなかったという状況にあったかと思えます。したがって、現在、観光地や遊歩道の整備、観光施設等の修景整備、観光案内板の設置など、ハード事業とともに、まち歩きガイドの充実・連携や、レンタサイクル等による二次交通からのアクセス整備、グルメの開発・普及などのソフト面にも取り組んでおります。観光客がまちに出やすい環境をつくり上げていかなければならないというのが、今後の課題だと思っております。

次の、共存共栄できる体制づくりということでございますけれども、観光は総合産業であるというふうに思っております。その振興による効果は、ホテル・旅館はもとより、飲食店や、土産品店・交通機関・農林水産漁業など、広範囲に波及するものと認識いたしております。本市では、いぶすき広域観光推進協議会の事業の一つとして、指宿大好き体験という体験型観光に取り組んでおりまして、6体験、28種類の体験の受入れを行っております。その中には、本市の特産品であります、オクラやソラマメをはじめ、マンゴー、パッションなどの収穫体験や、定置網漁・鰹節製造等の水産漁業体験、工芸品づくりなど、様々な産業との連携を図り、観光客に外で指宿の魅力を楽しんでいただいているところでございます。また、遊歩道の整備や、レンタサイクルによる二次交通からのアクセス整備等にも取り組んでおり、今後は、観光客がまちを周遊し、まちで食事やショッピングが楽しめるなど、観光に関連するすべての産業がともに潤うように仕向けていく必要があるというふうに考えております。そのためには、これからまちづくりを展開するにあたって、農林水産業や区画整理、道づくり、建築工事、文化財保存、医療・健康、商店街づくり、環境、スポーツなどなど、あらゆる業種において、その施策を観光にも生かせるよう、一体となって努めていく必要があるだろうというふうに認識をしているところでございます。

10番議員（中村洋幸） 今日までの指宿の観光というのは、本当に、この新幹線の乗り入れと同時に、やはり、市長、言われるように、変わるときじゃないのかなと、変えなければならぬ時期じゃないのかなと、私も思っております。目的を持った観光ということですね、今、部長が答弁されましたけれども、我々行政が、我々というか、行政だけで解決する問題じゃございませんので、関係団体ですね、観光協会、商工会、農協、いろんな団体と協議をしながら、この地域にまずはお金が、私は観光客の数よりもある程度お金を落としてもらおうと、潤ってもらおうというのが、まちづくりの活性化じゃないのかなと思っているところでございますが、地域限定のお土産物関係のことになります。地域限定の特産品というものが、今、指宿に何点ぐらいあるものなんでしょうか。通告はしてありませんが、部長が担当の部長としてですね、大体こんなもんがありますよというものがあれば紹介をしていただきたいなと思えます。

産業振興部長（吉井敏和） 数につきましては、申しわけございません、把握をしております。ただ、特産品という名で観光客等を対象にして商品として売っている品については、指

宿であれば、指宿ブランド産品協会等を通じて砂楽であったり、土産品等であったり、オクラ漬、それからかつおの腹皮であったり、様々なものが特産品というふうに位置づけられて、観光客等に喜ばれているというふうに思っております。これまであった既存の特産品等に加えまして、観光客のニーズにあったそういう開発というものも、今後は必要であろうということではあります。

10番議員（中村洋幸） 新幹線の開業に併せて、JR九州も指宿のたまたま箱号ですかね、愛称、たまちゃん号を走らせてくれるということでございます。これによって恩恵を受けなければならない、私は場所もあるんじゃないのかなと、徳光地区にある竜宮神社、この竜宮伝説というのも出ていますけれども、こういう竜宮伝説、こういうのも私は大事な観光資源になると思います。これを見ましてですね、亀割り坂とか、その玉手箱が私、開聞神社に奉納されているというの、実際知りませんでした。だけどですね、こういう紹介のパンフレットもできておりますので、こういうルーツを観光のルートの中に生かしていただくと。また、この乗ったり降りたりマイプラン、これもルートを見せていただきましたが、公共施設だけではですね、ほとんど公共施設を巡回するようになっているんですよ。この公共施設というのは、私は、個人事業者にお金を落とすもうらためのお客さんを集める施設だというふうな理解をしているんですが、もうちょっとですね、長崎鼻とか、この山川の近くには、市の土地を貸してフルーツランドというのもできております。足の丈夫な方だけであれば歩いて散策はできると思うんですが、できるだけですね、乗ったり降りたりで便利に使えるということであれば、運行会社とも協議をしていただいて、こまめに運行していただければなと思うところでございますけれども、そこら辺について部長はどう考えているのでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 確かに、二次交通以降の三次交通等につきましては、非常に大きなことであろうというふうに認識をいたしております。観光協会の方で、先般、電動自転車を購入いたしまして、西大山の方に10台ほど配置をしております。ただし、これはまだ稼働はいたしておりません。これらを使って、西大山駅で降りられた観光客等については、周辺を回っていただく。そしてまた、別なルートでは、ある企業が、西大山を起点としまして周辺の観光地等を周遊するレトロバスを走らせる計画もあるようでございますので、そういったもの等の連携を図りながら、できるだけ観光客のニーズにあったそういう展開を図っていきたいというふうに考えております。

10番議員（中村洋幸） できるだけ民間にお金が落ちるような施策というかですね、環境を作っていただきたいなと思います。指宿地域には、お金のかからない自然の資源というのがいっぱいございます。我々、かねて見慣れているせいか、あまり気がつかない部分があると思うんですが、よそから来られる方はですね、指宿には資源がいっぱいあると、生かしきってないなということをよくいわれます。だからですね、外部の意見も聞きながら、観光は、若い方からお年寄りの方まで年層は広いです。同じ観光といっても、目的が、先ほど言いま

したように目的は違うと思いますんで、それぞれのニーズにあうようなですね、文化財の関係にしてもです、私は、あまり文化財には興味がなかったんですが、ルートを探るについては、いろいろ興味が湧くところもございます。どうかある資源を最大限に生かして、いい観光地にしていただければなと思いますが、もう一遍、部長よろしくお願いいいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 議員の言われたとおり、我々が日常的に触れている風景であったり、道端のそういった何でもないものが、観光客にとっては非常に新鮮に映るもの、そういうものがあるとすれば、そういったものに磨きをかけ、更にそれを観光につなげていく、それがまた観光客の増加につながる。そしてまた、来ていただいたお客さんがいっぱい消費をしていただく、それが正に観光であろうというふうに認識をいたしております。そういった中で、各種施策を展開してまいりたいというふうに考えております。

10番議員（中村洋幸） それでは、次に移らせていただきます。

不法投棄のことについてでございますが、不法投棄場所についてですね、所管課は確認はできているのか、そこら辺について、まずお伺いいたします。

市民生活部長（井元清八郎） ごみの不法投棄につきましては、道路脇にポイ捨てをはじめ、人目につきにくい林道等広範囲にわたっており、また、投棄されるごみも家電や廃タイヤ、産業廃棄物など、多様・悪質化してきております。不法投棄場所は、通報者、県警や産廃Gメンなどの情報で、現場の確認及び把握を行っている状況でございます。

10番議員（中村洋幸） 通報とかですね、Gメンの情報とかもあると思うんですけども、担当課としては、空いた時間に巡回をしてというか、どういう状況なのか確認ぐらいは、私していただきたいなと思います。場所を示してですね、今日は、本当は言いたかったんです。言いたかったんですが、その場所だけじゃございませんでした。私もずっと調査をして回ったところ、そこだけじゃなかったもんですから、場所は指定はしません。ただ、自然公園の区域内でもあると、また、菜の花マーチのコースなんかにも入っていると、そういう場所が不法投棄、ここもう何年も続いているんですよ。何年も続いているというよりかも、何年も放置されたままだと言って過言ではないかと思うんですが、そういう状況をですね、担当課が通報がなければ知らないということでは、私は済まないと思います。どうかみんなの力で、捨てられたものは片づけて、ごみの捨てにくい状況をつくるというのも所管課の仕事かと思いますが、そこら辺についてどう考えているのかお伺いいたします。

市民生活部長（井元清八郎） 今年度のことでございますけども、環境衛生協力会では、毎年環境地区診断を行っております。今年度は、開聞地域、山川地域、丹波校区、指宿校区、魚見校区を実施いたしました。その中で、不法投棄場所の現場確認・意見交換を行っております。開聞地域では、市道開聞岳一周線沿い、田之崎の不法投棄について、開聞十町区民で処理することが話し合われたところでもございます。また、広域農道の開聞仙田と上野地区の間に架かる鳥越橋の下、約30mに不法投棄がされていたものにつきましては、投棄者が判ら

なかったために、7月29日に上野区と仙田区の役員等の約30名でしたけれども、片付け作業を行い、760kgを処理いたしたところでございます。不法投棄の処理につきましては、投棄者が判明しない場合は、基本的に、その土地の所有者が処理しなければなりません。日頃の監視活動や不審者情報等の提供が最も効果がありますので、今後とも共生・協働の視点から地域住民、市民と一体となりながら、不法投棄防止活動に取り組んでまいりたいと思っております。

10番議員（中村洋幸） この廃棄物の中には、それぞれ家電リサイクル品、冷蔵庫・テレビ・洗濯機ですね、この類が一番多いように思います。また、農業用のポリ・ビニール関係、また、薬品の缶など、農業用の残材も結構ございます。処分にお金がいる部分もあると思うんですけども、リサイクル料かれこれにしてもですね、予算を取っていただいて、できるだけ新幹線開業に間に合うように、観光客も通る道路でございます。どうか市民一体となって不法投棄をなくするように心がけていただきたいなと思います。

次に入ります。公共施設の解体関係です。過疎計画に乗っているということで、大成体育館だったんですが、ここの施設については、私も現場を見させていただいたんですが、天井に穴があいておったり、使えない状態ではないのではないのかなと、雨漏りかれこれかなければ当分の間というか、武道館の方も使われているということですので、そこらは協議の上で取り組んでいただければなと思うところでございます。それとですね、質問は変わりますが、解体された国民宿舎の近くに開聞漁村センターがありますが、この施設は、合併前の平成17年9月14日を最後に利用されていない施設でございます。建物の敷地については、かいゑい漁協の所有であるとのことですが、駐車場については市の所有なのか、そこら辺についてお伺いいたします。

また、築後31年余りで解体ということになれば、非常にもったいない気もするんですが、解体物件に該当しているのか、そこらについてお伺いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 開聞漁村センターは、地域住民の社会的連帯感の醸成を図り、活力に満ちた集落環境をつくることを目的に、国庫補助事業で昭和54年に建設された鉄筋コンクリート二階建て、403.3㎡の建物でございます。建物敷地はかいゑい漁協の土地で、建物は市の所有となっております。当該施設は築30年以上経過し、室内は老朽化が進み、最近では使用されていない現状でございます。平成8年3月に近隣に同種の施設である、川尻ふれあい交流館が建設されたことにより、今後の施設利用は考えられないということでございます。なお、合併特例等により、国庫補助事業等により取得した財産処分の承認基準も緩和されておりますので、耐用年数等も考慮しながら、倉庫など他目的への転用や、財産処分、あるいは解体等も含めて、今後検討をしてまいりたいと思っております。ただし、議員も言われたように、建物自体が外見的にはまだ新しゅうございます。中身的にも老朽化と申しましたけれども、倉庫としては十分対応可能な建物だろうという認識は持っております。そういったことも含

めて、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

それと敷地についてでございますけれども、同センターが建っている部分の敷地は、先ほど申し上げましたとおり漁協の所有でございます。その建物に行く前の部分、駐車場の敷地部分につきましては、面積は908㎡でございますけれども、市の所有となっております。

10番議員（中村洋幸） 建物はですね、実質的には平成17年までですから、建ってから26年間しか使用がされてないんですよ。今、部長が答弁されましたように、この設置目的も達成されているんだろうかなと、まだ有効利用があるんじゃないのかなということを考えるんですが、今後検討していきたいということでございますので、市の駐車場ですね、駐車場については市の所有だということですが、あそこの市の駐車場を利用して民間の保養所があるんですが、駐車場に車を止めないと利用は不可能かなと思うんですが、そこらの駐車場についての何か契約とかというのはあるんですか。

産業振興部長（吉井敏和） 平成22年3月20日に、川商ハウスから行政財産使用許可申請書が提出され、1年ごとの更新の有料で貸付を行っております。駐車場面積908㎡のうち、27.15㎡、年間使用料が1万3,570円ということで使用料をいただいております。ちなみに、先だって現場を見に行ったときに、議員もご承知のとおり、あの建物は川商ハウスの寮だというふうにお伺いしておりますけれども、漁協の担当者に聞きましたら、週末ごとに何か研修会を開催されて、非常に使われているということのようでした。

10番議員（中村洋幸） 漁村センターの敷地はかいぬい漁協、駐車場は市ということで、もし仮に、漁協も取り壊しを希望するのであればですね、駐車場についても何らかの形を取らなければならないと思うんですよ。そうなった場合に、川商というか、民間に貸付をされていると、27.15㎡ということでしたけれども、これについては排水用地だと私は思うんですよ、契約内容からいってですね。私はそういうふうには伺ったんですが、駐車場としては貸してないと、排水を通すための敷地で、多分27.15ですか、8.何坪ぐらいしかないと思うんですが、後の利用についても、行政としてですね、市民の財産ですから、これで1万幾らで貸しているからだけじゃなくて、所管課の財産というものについては、各部課長、ちゃんと把握をしていただいて、どういうふうになっているんだと、いつ聞かれても分かるように、私はしとっていただきたいなと思います。答弁はいりませんけれども、財産についてもですね、普通財産、行政財産でも、各所管で管理をされている財産もいっぱいございます。そういう財産についても各課でみんなが把握できて、これはどうなっているんだと、どうするんだともし聞かれた場合に、一般質問でも私は聞こうと思っております。だけど、その準備ができてないというから、まだ質問はしておりませんが、建物も含めて、土地関係もどうなっているんだということまで、しっかりつかむようにしていただきたいなと思います。

以上で、質問は終わります。ありがとうございました。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時23分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高橋三樹議員。

4番議員（高橋三樹） 皆さん、こんにちは。急に寒くなりました。風邪、インフルエンザには十分気をつけていただきたいと存じます。このところ一般企業や官公庁の職員による情報流出事件が多数発生しているようです。特に印象に残っているのが、沖縄県尖閣諸島周辺で起きた中国漁船による衝突事件の状況を撮影したビデオ映像が、インターネット上に流出されたことです。海上保安官がその映像をUSBメモリーに記録させて持ち帰り、神戸市内のインターネットカフェのパソコンからインターネット動画共有サイトで公開して流出させてしまったものです。ほかにも個人情報が入ったパソコンの盗難や、USBメモリーの紛失など、いろいろあります。

さて、指宿市においても、情報化が進み、職員がパソコンに向かって事務処理をしているところをよく見受けます。家族構成や生年月日などの住民記録や、年収、税金の額などの税情報、市民の情報を管理しサービスを行う行政は、正に個人情報の集積場所です。細心の注意と対策をしているとは思いますが、ここで通告してありました、1.情報管理は万全か、個人情報を含めた情報資産の管理はどのように行っているのか。また、その管理は大丈夫なのか、まず、伺います。

次は、2.携帯電話について申し上げます。携帯電話に係る事件、事故は後を絶ちません。親が危険性を知り、使わせなくなったのではという分析もあるようです。そこで、鹿児島県の小・中・高校生の携帯電話の所持率、これは持っている人です。市内の小・中・指宿商業高校生の携帯電話の所持率の現状はどうなっているのか、まず、伺いまして、1回目といたします。

市長（豊留悦男） 個人情報の管理は大丈夫かとのご質問でございますが、市では個人情報を含めた情報資産を守るために、情報セキュリティポリシーと呼ばれる、情報セキュリティ基本方針と情報セキュリティ対策基準を定めており、これに基づいて行政にかかる情報の管理をしております。最近の情報漏えいの事件を見ますと、尖閣諸島中国船衝突映像流出事件のように、故意に流出させてしまうケースや、個人情報が入った記録媒体を紛失して流出してしまったケースなどがあるようでございます。それぞれデータを個人が取り出すことが可能であったために発生した事件だと考えております。市では、そのような情報漏えいを未然に防ぐため、電算所管課に設置してあるパソコン以外からは、データの取り出しができないように情報管理を徹底しております。また、情報の漏えいを防ぐため、本市では二つの回線を構築しております。その一つは、インターネットを使って情報を収集したり、メールを利用したりする外部とつながった回線、後一つは、住民記録情報や税情報などの個人情報を取り

扱うため、庁舎間と施設間のみを接続した回線で、外部からは侵入できないようになっております。このように、市が保有する住民記録情報や税情報などの個人情報、USBメモリーなどで簡単に取り出すことができない、また外部から侵入することができない回線の中で取り扱っておりますので、個人情報等の流出は考えられないところでございます。今後、特に個人情報等の管理は更に努めてまいりたいと思っております。

なお、いただきました質問については、教育長、総務部長が答弁をいたします。

教育長（田中民也） 県内の小・中・高生の携帯電話の所持率についてのご質問でございますが、県内の児童・生徒で、自分の携帯電話を所持している割合は、平成22年度調べで、小学生が6.8%、中学生が15.8%、高校生が89.8%となっております。指宿市内の小学生は5.4%、中学生が10.8%、指宿商業高校は98.6%が所持しております。県内の所持率と同程度となっております。また、昨年度の本市の状況と比較しても、ほぼ同じ状況でございます。

4番議員（高橋三樹） それでは、情報管理は万全かに入ります。ただいまの答弁を聞いて、大丈夫と、基本姿勢、基本方針の下で管理していることが分かりました。

続きまして、情報漏えいにつながるパソコンを持ち帰ったり、CD-ROM、USBメモリーなどの紛失、盗難など、これらのパソコン、CD-ROM、USBメモリーなどの管理、保管について、適正であるのか伺います。

総務部長（渡瀬貴久） パソコン、CD-ROM、USBメモリー等の管理、保管についてのご質問でございますけれども、パソコンの管理や設定、また記録媒体の取扱いについてご説明いたしますと、パソコンは、すべて市の備品であり、持ち出しも原則禁止となっておりますが、市が開催する説明会等でパソコンを利用する場合があります。持ち出し可能な専用パソコンを、そういう際は準備しております。また、個人所有のパソコンを庁舎内に持ち込むことが禁止している実態でございます。庁舎内のパソコンは、情報資産を保護するため、USBメモリー、CD-ROM、フロッピーディスク等の記録媒体へ情報を取り出すことができないようになっています。また、それらの記録媒体に個人情報を入れて外部に持ち出す必要がある場合は、電算所管課に設置されているパソコンのみ取り出し可能となっているため、持ち出すための許可申請書を提出させて、厳重な管理の下で情報の取り扱いをしている状況でございます。なお、情報の取扱責任者は、その情報を所管する課の所属長となっているところであります。

4番議員（高橋三樹） ただいまの答弁を聞きまして、パソコンは持ち出し禁止であると、また、そのCD-ROMとか、USBメモリーも使用できないということでした。それでは、何者かがネットワークから侵入して、情報漏えいが発生することがないのか。外部からの侵入対策、また、職員からの漏えい対策はどうしているのか伺います。

総務部長（渡瀬貴久） ネットワークからの侵入対策についてでありますけれども、住民情報や税情報などの個人情報を取り扱うネットワークは、インターネット等の外部のネットワークとは接続しておりません。そのため、物理的に外部とは切り離されており、機密性の非常

に高いネットワークとなっていますので、侵入は、不可能ではないかと考えております。また、外部と接続しているネットワークは、ファイアーウォールと呼ばれる関所のようなチェック機能を持つ、技術的な壁を設置いたしまして、外部からの侵入を防いでいます。しかしながら、アメリカ合衆国の国防総省でさえ侵入されることを考えますと、その技術に長けた人から侵入を試みられるとしたら、防ぐのは難しいのではないかと考えています。そのため、住民情報や税情報などの個人情報、外部から切り離れた物理的に侵入できないネットワークを構築して取り扱っているところであります。

職員からの情報漏えいについてですけれども、情報漏えいの主な原因は、個人情報が入った記録媒体を紛失することにより発生しております。本市のパソコンは、情報を取り出せないようになっているため、USBメモリー等の記録媒体の紛失による情報漏えいを未然に防いでいる状況であります。また、それぞれの課が所有する情報は、扱える職員をパスワードで制限しておりまして、関係職員以外が閲覧できないようにもしております。

4番議員（高橋三樹） ただいまの答弁を聞きまして、個人情報は外部と接続していないと、そしてまたネットワークの中で管理しているということで、外部からの侵入はできないということでした。

それでは、外部へ情報を発信している本市のホームページは侵入されたことがあったのか、なかったのか。もしあったとしたら、その後どういうふうにしたのか、その点を伺います。

総務部長（渡瀬貴久） ホームページのセキュリティ対策についてでございますけれども、中央省庁のホームページでさえ書き換え事件が発生しておりますけれども、本市におきましても、平成19年5月に市のホームページに何者かが侵入し、トップページが書き換えられるという事件が発生いたしております。その際、セキュリティサービスを高度なものに変更したり、パスワードを変更したりするなどの処置を行ったところでございます。セキュリティ対策を行っておりますけれども、ホームページは標的になりやすいこともありまして、いつ、何者に侵入されるか、予想することが困難な状況です。また、市のホームページを市の内部サーバー上に開設いたしますと、市のホームページに侵入された際に、サーバー内の他の行政情報にも被害が拡大する危険性があります。そのため、市では、万が一被害にあった場合の対策といたしまして、民間のレンタルサーバー上にホームページを開設し、市のホームページと行政情報を完全に切り離れた形で管理している状態であります。そうすることによって、侵入による被害をホームページ上だけに抑え、行政情報の漏えい、改ざん等の危険性を回避することができます。さらに、コンピュータウイルスやスパイウェアなどの悪意のあるソフトウェアの感染を探知・通知するセキュリティサービスに加入し、市のホームページがそのようなウイルス等に感染していないか、日々診断を行っているところであります。感染が探知された場合、市へ即座に通知されますので、ホームページ閉鎖やパスワード変更などの処置を迅速に行うことにより、第三者への感染拡大を最小限に抑えることができます。今後も

引き続きセキュリティ対策を行い、安心して市のホームページをご利用いただけるように努めてまいりたいと考えます。

4番議員（高橋三樹） ただいまの答弁を聞いて、市のホームページは庁舎内で管理してないということでしたけれども、大分以前にもこういった侵入されたことがありますので、毎日チェックするしかないのかなと、そう思いました。

情報漏えい対策に係る職員の研修と指導は、どのような形でなされているのか伺います。

総務部長（渡瀬貴久） 職員の研修、指導についてでありますけれども、先ほど市長の方でご説明いたしました情報セキュリティポリシーは、市町合併と同時に運用を開始いたしましたので、合併前に新市におけるパソコン設定や情報の管理方法などについて職員研修を行いました。その後は、新規採用職員に対しまして、4月の新規採用職員研修の中で、情報セキュリティポリシー、つまり、どの情報を誰が読み取れるようにするのか、どの操作を誰に対して許可するかなど、情報の目的外利用や、外部からの侵入、秘密漏えいなどを防止するための方針を定めた、この情報セキュリティポリシーについて研修を行っております。電算所管課の担当者を講師として、情報セキュリティ基本方針と情報セキュリティ対策基準に基づいたパソコンの使用法の説明や、他の自治体で発生した情報漏えい事件の例を参考にして、情報漏えいを起こした場合の実際に及ぼす影響などを研修内容としております。なお、情報資産の取り扱いや、機器の設定が適正に管理運用されているかチェックするために、年1回情報セキュリティ内部監査を実施しております。また、毎月、職員向けにパソコンの使用法や情報セキュリティに係る最新のニュースなどを紹介する情報誌を発行して、情報セキュリティに対する啓発を図っている次第であります。

4番議員（高橋三樹） ただいまの答弁を聞きまして、研修・指導は行っていると、内部監査も行っているという答弁でしたけれども、それでも、それでも違反したときの職員の罰則はということですが、公務員には守秘義務というものもあります。情報管理に違反して情報漏えいをしたときの職員の罰則について伺います。

総務部長（渡瀬貴久） 情報セキュリティ基本方針の中で、情報漏えいなど、セキュリティポリシー違反をした場合は、発生した事案の状況や重大性に応じまして、地方公務員法やその他の法令に基づき、懲戒処分等の対象となると規定されております。なお、懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の4種類があるわけでございます。もともと地方公務員には守秘義務が課せられておりますので、情報漏えいをした場合は、その情報の内容にもよりますが、守秘義務違反になると考えております。本市での情報漏えい事件は発生しておりませんので、処分の事例はありませんけれども、人事院が作成した、懲戒処分の指針を参考にいたしますと、その中で、職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職または停職とするとありますので、もしそのような事件が発生した

ら、その指針を参考に処分をすることになります。

4 番議員（高橋三樹） ただいまの答弁を聞きまして、発生していないという答弁でした。いろいろこれまで聞いていますと、情報を簡単に取り出すことはできないとか、あるいは他の部署の情報を簡単に閲覧できないとか、個人情報の管理は適正に行われているようです。今後も、職員の研修・指導や、個人情報の管理に万全を期して取り組んでいただきたいと思います。

次は、携帯電話に入ります。先ほどの答弁で、所持率はほぼ同じような状況だという答弁でした。特に目についたのが高校生、特に98.6%も所持していると、ものすごく高くなっております。それでは、さっきのは所持率でしたけれども、利用率について伺ってみようと思います。鹿児島県の小・中・高校生の携帯電話の利用率、親とか、もろもろ、利用率、学校への持ち込みの現状はどうなっているのか、また、指宿市内の現状はどうなのか伺います。

教育長（田中民也） 鹿児島県内の小・中・高生の携帯電話の利用者率は、小学生が24%、中学生が43.2%、高校生が91.9%となっております。指宿市内の小学生は22.1%、中学生が47.1%、指宿商業高校は98.6%の利用者率となっております、こちらもほぼ県平均と同様の結果となっております。

次に、学校への携帯電話の持ち込み状況ですが、県内すべての小・中学校が原則として禁止しております。高等学校は、64.5%が持込禁止にしております。指宿商業高校では、条件をつけて学校への持込みを認めております。

4 番議員（高橋三樹） としますと、校内での携帯電話の使用許可の仕方、持込みのルール、使い方のルールについてはどうなっているか伺います。

教育長（田中民也） 市内のすべての小・中学校において、学校への携帯電話の持込みは禁止しております。例外を認めていない学校も多いですが、児童・生徒の安全面や健康面からの理由から、やむを得ず家庭からの申請により持込みを認めている学校もあります。その場合は、フィルタリングサービスを使用していることや、必要な場合のみ使用し、通常は電源を切るなどのルールを決めています。指宿商業高校は、携帯電話の持込みは、保護者の責任において携帯電話に関する誓約及び持込み許可願という誓約書を提出させた上で認めております。その際、フィルタリングサービスの設定や通話料の上限設定が確実に行われていることが条件となっております。また、朝のホームルームの前までに電源を確実に切らせ、学校内での使用は一切禁止しております。そのほか、不正使用についてのルールや罰則、学校外でのモラルやマナー等についても、生徒や保護者に文書等で指導し、機会あるごとに情報モラルに関する指導を繰り返し行っております。

4 番議員（高橋三樹） はい、分かりました。今後もちろんとその点は注意していただきたいと思います。

次は、携帯電話に関するトラブル、いじめの実態、事例があるか、また、トラブルやいじ

めの相談窓口はどうなっているのか伺います。

教育長（田中民也） 携帯電話に係るトラブルとして、近年、チェーンメールや架空請求メール、出会い系サイト、ブログやブログ、学校裏サイト等の掲示板への誹謗中傷、脅迫まがいの書き込みなどが多く発生しており、いじめや重大な事件に発展するケースが増えています。また、著作権や肖像権に伴うトラブルも多発しています。本市におきましては、携帯電話使用に伴ういじめ等のトラブルの報告は特に受けておりませんが、中には、メールのやりとり等で意思の疎通が十分に図れず、相手に誤解を与えてしまった等の事例はあるようです。各学校では、携帯電話のトラブルに対して、担任や学年主任、生徒指導主任等が早期発見・早期対応に心がけるとともに、相談窓口となり、きめ細かな対応をしております。

4 番議員（高橋三樹） はい、分かりました。次は、携帯電話の利便性と使用に伴う課題をどのようにとらえているのか。また、児童・生徒に対して、携帯電話の正しい使用法などはどのように指導しているのか伺います。

教育長（田中民也） 携帯電話は、生活の様々な場面で使用され、児童・生徒にとって身近な存在となっております。通話やメールでいつでもどこでも誰とでも連絡ができ、ブログや掲示板、インターネットを介したコミュニケーションの道具としての活用や、ラジオやテレビの機能や撮影機能などを搭載するなど、多彩な情報源としての高機能化が進み、利便性が増すばかりでございます。しかし、携帯電話を悪用した犯罪や、掲示板への誹謗中傷によるいじめやトラブルが近年急増しております。また、メールの頻繁なやりとりによる生活習慣の乱れや、学習への支障、対人関係の希薄化なども指摘されております。各学校においては、技術家庭科や道徳、ホームルームの時間等で、携帯電話使用によって起こるトラブルや、トラブルの防止方法、情報モラルを指導しております。

4 番議員（高橋三樹） 今は生徒のことを聞きましたけれども、やはり先生もいろいろ勉強する必要があるんじゃないかということで、携帯電話の使用に関する指導のため、教師の研修はどうなっているのか伺います。

教育長（田中民也） 携帯電話使用に関する指導のための教職員の研修の機会は増えております。市教育委員会主催の生徒指導主任会等では、携帯電話使用の実態把握の仕方や、具体的な場面を想定しながら、トラブルの対処法についての研修を行っております。中学校区ごとに行う、小中連携部会では、指導法の共通理解や家庭での指導の在り方等についての研修を行っております。情報教育担当者の研修会等におきましては、携帯電話の具体的な機能、使用上の留意点、モニタリングサービスの利用方法などの研修も行っております。また、各学校においては、生徒指導の研修を行い、携帯電話使用に関する指導法の研修も取り入れております。このように教職員は、様々な研修会へ積極的に参加し、最新の携帯電話に関する情報を得るとともに、情報モラルについての理解を深めております。

4 番議員（高橋三樹） 最後になりました。学校は、携帯電話の使用について、家庭とどのよ

うな連携を図っているのか、この点を伺います。

教育長（田中民也） 各学校では、児童・生徒の携帯電話使用の実態や、正しい使い方、指導状況等について学校だよりや学級通信等を通じて常に保護者へ情報を提供しております。また、PTA総会や学級PTA、地区PTA等において、児童・生徒を携帯電話のトラブルから守るために、フィルタリングサービスを確実に利用することや、守るべき利用マナーを決めることなど、携帯電話使用に関する各家庭でのルールの設定について、保護者に依頼し、家庭と連携した指導を行っております。

4番議員（高橋三樹） 先ほどもありましたけれども、有害サイト規制のフィルタリングを徹底することだと思います。昨日の地元紙に、警視庁は、覆面で年内1,500件以上を有害サイト規制の説明しているのかどうかを調査するということでした。中・高校生で元気がなかったり、いつも眠っていたら、携帯電話のことで悩んでいないか、こういうことを察知して、速やかに家庭と連携して対応してほしいと存じます。

以上で、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

#### 延 会

議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思えます。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時53分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 大 保 三 郎

議 員 下柳田 賢 次

## 第4回指宿市市議会定例会会議録

平成22年12月17日午前10時 開議

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 一般質問
- 

### 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 1. 出席議員

|       |       |       |      |
|-------|-------|-------|------|
| 1番議員  | 井元伸明  | 2番議員  | 西森三義 |
| 3番議員  | 浜田藤幸  | 4番議員  | 高橋三樹 |
| 5番議員  | 田中健一  | 6番議員  | 木原繁昭 |
| 7番議員  | 高田チヨ子 | 8番議員  | 新宮領進 |
| 9番議員  | 下川床泉  | 10番議員 | 中村洋幸 |
| 11番議員 | 前之園正和 | 12番議員 | 物袋昭弘 |
| 13番議員 | 前原六則  | 14番議員 | 福永徳郎 |
| 15番議員 | 新川床金春 | 16番議員 | 六反園弘 |
| 17番議員 | 前田猛   | 18番議員 | 大保三郎 |
| 19番議員 | 下柳田賢次 | 21番議員 | 森時徳  |
| 22番議員 | 松下喜久雄 |       |      |

---

### 1. 欠席議員

20番議員 新村隆男

---

### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 市長     | 豊留悦男  | 副市長    | 富永信一  |
| 教育長    | 田中民也  | 総務部長   | 渡瀬貴久  |
| 市民生活部長 | 井元清八郎 | 健康福祉部長 | 田代秀敏  |
| 産業振興部長 | 吉井敏和  | 建設部長   | 吉永哲郎  |
| 教育部長   | 吹留賢良  | 山川支所長  | 岩崎三千夫 |

|           |         |         |         |
|-----------|---------|---------|---------|
| 開聞支所長     | 中間 竜 郎  | 産業振興部参与 | 浜 田 淳   |
| 総務課長      | 森 健 一   | 企画課長    | 下 吉 龍 一 |
| 財政課長      | 邊 見 重 英 | 市民協働課長  | 上 村 公 徳 |
| 税務課長      | 大久保 正 一 | 長寿介護課長  | 野 口 義 幸 |
| 健康増進課長    | 前之園 透   | 農地整備監   | 内 園 正 英 |
| 商工水産課長    | 高 野 重 夫 | 建設監理課長  | 三 窪 義 孝 |
| 学校教育課長    | 大 野 清 昭 | 水道課長    | 松 元 修   |
| 農業委員会事務局長 | 徳 留 博 昭 |         |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |         |         |
|-----------|---------|---------|---------|
| 事務局長      | 新 村 光 司 | 次長兼議事係長 | 福 山 一 幸 |
| 主幹兼調査管理係長 | 上 田 薫   | 議事係主査   | 濱 上 和 也 |

開 議

午前10時00分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、森時徳議員及び井元伸明議員を指名いたします。

#### 一般質問

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、前之園正和議員。

1 1番議員（前之園正和） おはようございます。私は、日本共産党の議員として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から、通告に基づき一般質問を行います。

まず、議会での答弁後における取組についてであります。豊留市長が誕生して約10か月であります。これまで3月、6月、9月と定例議会がありました。しかし、3月当初予算は、豊留市長の提案でありましたが、前市長の下で検討された内容が色濃いもので、その意味では、明けて来年の3月議会が本格的な豊留市長の色の出る予算となります。これまで市長は、議会でのいろいろな質問等に答え、自らの考えを述べて来られました。その中には、質問や提案に対して賛意を示して、是非やりたいというものや、検討を進めたいというものも幾つかありました。もちろん、すぐできるものや、必ずしも急々にいかないものなどあるとは思いますが、しかしながら、検討の名でいつまでも後景に押しやられることがあってはなりません。そろそろ新年度予算の編成事務にかかろうという時期にあって、ある意味で、今の時期は決断の時期でもあります。そのようなことから、私自身が一般質問で取り上げた幾つかのことについて、その後の検討の内容と、新年度からの事業や方針に組み込む考えがあるのかどうかについて伺うものであります。

まず、平和事業の推進についてですが、市長自ら平和市長会議に参加するなど、大きな意欲を示されております。できることから順次やるという立場に立てば、当然ながら新年度に、早速その検討の成果が出るものと期待をしております。これまでの検討の内容と、新年度から取り組む事業を考えているのかどうか伺います。

次に、国保税の引下げに関連してですが、4人世帯で所得が300万円という標準世帯の場合で、国保税が43万4千円というのが負担が重過ぎるだろうということについては、市長も同じような認識であります。引き下げるという約束こそしていませんが、そのことも含めて、

十分な検討をしなければならないというのが市長の立場であります。そこで、どのような検討が重ねられているのか。来年度の国保税はどうするのか伺います。

次に、子ども医療費助成制度についてであります。私は、子供の医療費については、中学校卒業までの無料化を展望しつつ、少なくとも、当面、小学校を卒業するまでは無料にすべきではないかと求めてきております。市長は、無料化が望ましいとした上で、検討したいとの答弁をしてくれております。この件については、どのような検討がなされてきているのか。また、新年度において部分的であったとしても、改善、充実の予定があるのかどうか伺います。

次に、地域防災無線についてですが、山川地域、開間地域にはそれなりの設備がありますが、指宿地域には防災無線の設備がなく、災害時等の緊急連絡の体制が確立していません。これも検討課題になっている一つです。新年度に向けて設備を確立する予定があるのかどうかを伺います。

念のために申し上げますが、以上のことについては、今回は中身についての議論をしようということではなくて、検討をしたのかどうか、もっと詰めて言うならば、新年度にどのように反映されるのかということに重点を置いていますので、その立場で答弁は簡潔に願います。あらかじめ答弁文書が用意されているかもしれませんが、その部分についての答弁ということで、整理をしながらお答えいただきたいと思います。

次に、中小零細企業応援と景気対策についてであります。財政危機と財政再建の必要性が声高に叫ばれ、景気対策を求める声は日々高まるばかりであります。真の景気の回復のためには、なぜこのような経済状態になったのかを吟味し、そこから学ばなければなりません。歴代内閣が財政再建を叫びながら失敗をし、逆に財政危機が深刻化の一途をたどってきたのはなぜか。1990年代に続けられた大型公共事業のばらまきと、軍事費の膨張こそ財政危機をつくり出した根源であります。そして、財政再建の名でやられたのは、福祉の切捨てや税制での国民いじめ、その一方で、大企業には、トリプルダウンで景気は良くなると言って税制での優遇や、更なる大型の仕事の確保など、逆様な政治が行われてきました。真の景気対策のために必要なことは、中小零細企業の育成と応援、仕事を求める人への仕事の確保、国民の購買力の向上などではないでしょうか。地方自治体としてできること、その一つに、地元の中小零細企業、あるいは個人事業などに対する仕事の確保、発注などがあります。仕事の確保という意味では、住宅リフォーム助成制度、仕事の発注という意味で小規模工事登録制度、この二つの制度創設について、その考えを伺います。

まず、住宅リフォーム助成制度についてであります。この制度は、今、全国に広がって来ている制度で、住宅をリフォームしたい住民に自治体が一定の補助をするものです。制度を導入したどこの自治体でも、工事を地元の中小零細業者に発注するため、建築不況で仕事が減っている業者から大変喜ばれ、住民からも思い切ってリフォームしたいと歓迎されている

制度です。過去にあった地域振興券は、例えて言うなら、左のポケットから出すお金を、右のポケットから出すに過ぎないといわれたように、景気刺激という意味において期待されたような効果はさほどありませんでした。それに比べると、この住宅リフォーム助成制度は、新たな仕事を生み出すわけですから、住民からは歓迎をされ、景気も刺激するという優れた制度といえます。その効果は、助成をする額に対して数倍とも十倍ともいわれます。先進地における制度の内容を見ますと、補助の仕方に少々の違いはあります。期限を切っているところや、期限を設けてないところなどいろいろあります。資本については検討すべきこととしても、制度として創設する考えはないかどうか伺います。

次に、小規模工事登録制度についてであります。これも今、全国に広がってきている制度です。全国商工新聞の調査によれば、昨年7月10日現在で411自治体に広がってきています。制度の内容は、競争入札参加資格のない地元の業者で、小規模で簡易な工事などの発注、施工を希望する者を登録し、自治体が発注する小規模な建設工事や、修繕の受注機会を拡大し、地域経済の活性化を図ることを目的とした制度であります。登録できる業者は、その市町村に主たる事業所または住所を置いている建設業を営む者、建設業の許可の有無や経営組織などは不問で、細かい条件は自治体で異なっています。中小零細業者支援と地域経済活性化の見地から、このような制度を創設すべきだと思いますが、どのように考えますでしょうか。

次に、なのはな館についてであります。なのはな館は平成10年9月12日に開館したもので、敷地面積は9万3,206.55㎡あり、その土地すべてが指宿市の所有であり、県に無償貸与していたものです。12月定例会開会日の11月30日に行われました議員懇談会において、説明のあったところによりますと、県の所有であるふれあいプラザなのはな館は、今後も引き続き県で設置する必要性は低い、という県の判断から、県が指宿市に施設の無償譲渡をする。市は市による直接的な運営は難しいという判断から、施設を有効に活用する事業者に対し貸し付ける。その際に、用途によっては無償もあり得る。指宿市と鹿児島県で組織する、施設活用事業者選考委員会において、貸付事業者を募集、選考する。その選定方法は、公募型プロポーザル方式で、貸付事業者が決定することが確定した後に、県からの無償譲渡を受けるというものです。この話を聞いて、誰もが感じるであろう直観的な印象は、県でお払い箱になったものを市に肩代わりさせる。あるいは後始末を押し付けるということではないのかということです。そこのところを市長はどのように考えるか伺います。また、土地の返却にあたって、その上に建つ建築物の撤去を求めることは、地権者の当然の権利、要求であると思いますが、どのように考えるか伺いまして1回目といたします。

市長（豊留悦男） いつまでも平和で暮らしたい、つまり、恒久平和は人類共通の願いであり、特に、唯一の被爆国として過去の戦争の悲惨さを決して忘れることがなく、平和で安全な市民生活を守ることが大変重要なことでもあります。私たちの指宿市は、平成18年9月に非核三原則の堅持と核兵器の不使用、廃絶を願い求め、核兵器廃絶と恒久平和都市宣言を行いました

た。これまで、市内3か所に立看板を設置し、核兵器廃絶と恒久平和の意識を啓発するとともに、広島・長崎の原爆の日や終戦の日には半旗を掲げ、サイレンを鳴らすなど、平和に係る種々の取組を行ってきたところであります。また、本年6月には、広島市長が会長を務める平和市長会議に加盟し、平和推進事業への取組について意を新たにしたところであります。平成23年度においても、現在行っている広島・長崎の原爆の日や、終戦の日の半旗の掲揚や、サイレンの吹鳴、あるいは平成18年9月に宣言いたしました、核兵器廃絶と恒久平和都市宣言の広報紙への掲載を継続して実施し、市民の皆様への啓発活動を充実させてまいりたいと考えております。併せて、中学校においては、修学旅行を通じて、長崎に原爆が投下された歴史を生徒に体験させるような計画も持っており、また、指宿図書館においては、戦争に関する本を1か所に並べ、利用者に平和について考える機会を多く提供するなどの工夫を行っていただいておりますので、今後もこのような取組を通じて、未来を担う子供たちの平和に対する意識づくりも醸成されていくものと思っております。また、平和市長会議に加盟したことの意義については、広報紙やホームページに掲載し、市民の平和に対する意識啓発に努めてまいりたいと思っております。

以下、いただきました質問等につきましては、関係部課長に答弁をいたさせます。

健康福祉部長（田代秀敏） 国保税についての検討内容、それから新年度の対応についてのご質問をいただきました。安定的な国保運営を図るためには、歳入・歳出の動向をしっかりと把握することが重要であると考えております。現在、関係課におきまして国保財政の状況について検討を重ねているところでございます。歳出面についてですけれども、歳出の大半を占めます医療給付費の動向については、今年4月から11月までの実績を基に、22年度の医療給付費を見込んだとき、前年度と比較いたしまして、給付費で5.2%、約2億6,000万円の増になると推定しているところです。歳入面につきましては、国からの補助金等も毎年目減りしている状況でございます。一方、基金の状況でございますけれども、12月補正時までの繰入予定額は1億2,800万円程度を見込んでおります。12月補正後の基金保有額は約5,500万円程度となります。医療費の状況によりましては、今年度末基金が枯渇することが予想されるところでございます。このような国保財政の状況下におきまして、22年度は基金からの繰入れでどうにか対応してきておりますけれども、平成23年度の国保会計は、増え続ける医療給付費をはじめ、基金保有額が少ないこと等を考慮した場合、歳入不足も見込まれております。危機的な状況は避けられないというふうに考えているところです。現在、来年度に向けまして、安定的に国保運営を目指すため、国保税の在り方について検討をしているところでございます。

それから、子ども医療費制度についてのご質問をいただきました。県内の状況を含め、それぞれの自治体が独自の乳幼児医療費助成制度の拡充を行っていることは十分認識しております。今年の6月議会で申し上げましたとおり、子ども医療費につきましては、できるだけ

無料化にしたいというのは皆の願いであろうというふうには思っております。現在、乳幼児医療費助成制度の対象支給年齢を小学校修了まで拡充すると、システムの改修費を含め、現状より更に約1,600万円ほどの一般財源を必要とすることになると見込んでおります。市といたしましても、子ども医療費の助成や子育て支援策について、重要施策の一つであるというふうに掲げており、既存事業の見直しや再編、精査する中で、その方向性を見いだせればというふうに思っておるところでございます。

総務部長（渡瀬貴久） 地域防災無線についてのご質問でございます。防災行政無線の整備計画につきまして、総務省はデジタル化に向けて周波数移行方針として、市町村が開設するアナログ方式の同報系の周波数については、平成19年12月1日以降は新設を認めない。新設する場合の周波数の移行はデジタル方式とするとしております。市といたしましては、現在のアナログ方式の同報系防災行政無線の保守管理を続け、できる限り有効利用してまいりたいと考えております。しなしながら、山川地域の同報系防災行政無線施設は更新後15年が、また開聞地域の同報系防災行政無線は導入後19年が経過し、機器の老朽化が進んでおり、交換部品の製造中止など、修理復旧等の保全面から、今後、施設の更新が必要となっております。このようなことから、同報系デジタル防災行政無線の整備について、防災行政無線がほとんど整備されていない指宿地域から年次的に設置の方向で計画しているところであります。

次に、中小零細企業応援と景気対策について、小規模工事登録制度の創設についてのご質問でございます。議員ご質問の登録制度は、少額で簡易な工事を対象にして、入札参加資格を持たない市内の中小零細企業、小規模事業者の皆さん方の登録を行い、受注の機会を与えようとする制度ではないかと考えます。本市におきましては、随意契約の適正化を図り、競争性を確保するため、また、地場産業の育成や小規模事業者の受注機会の増大を図る目的で、独自の少額指名競争入札制度を平成19年度から導入してまいりました。この入札制度は、一定金額以下の少額な建設工事だけでなく、業務委託、あるいは物品購入等の契約案件までを対象にしたもので、入札参加資格を持たない中小零細企業、小規模事業者であっても、市内業者であって税の滞納がないなど、一定の要件を満たすものであれば、法人、個人を問わず、その契約案件の入札について指名を受けられ、受注機会を得ることができるという制度であります。この少額指名競争入札制度によりまして、中小零細企業の受注機会は確保されているものと考えております。

続きまして、なのはな館についてのご質問ですけれども、県は、なのはな館の開館後、県内の多くの市町村において、市町村合併や県民ニーズの変化などを背景に、同様の機能を有する施設が整備され、同市類似の取組が行われていることなどから、今後も引き続き県で設置する必要性は低いと考えざるを得ないとした上で、利用者の多くが指宿市民であるという現状、敷地が指宿市有地であり、敷地造成も指宿市が行ったこと、また、指宿市による誘致の結果、現在の地に整備されたということ、それから、菜の花マラソンや菜の花マーチなど

の指宿市のイベントにも広く活用されているなどを踏まえて、指宿市への譲渡を最優先に考えたと聞いております。また、県としては、施設譲渡に際しましては、雨漏りの補修に加え、施設・整備を点検の上、当面の施設運営に支障がないよう、十分な補修も併せて行う方向で検討しているとのことであり、市としては、譲渡を受けた後、当面は、大規模な補修は想定されないと考えているところでございます。このようなことから、今回、市と県が協力して貸付事業者を広く募集し、施設を有効に活用していただける事業者が決定した場合は、市が譲渡を受け、その事業者へ貸し付けることにしているところであります。なお、県といたしましては、指宿市の誘致を受けて多額の費用で整備した施設でもあることから、現在の施設を有効活用してほしいとの意向であり、市としてもこれまで、そのことを前提に検討・協議してきたところであり、将来解体する必要が生じた場合は、その時点で県と協議したいと考えております。更地にして返してもらった方がいいのではないか、建築物の撤去を求めるのは正当な要求ではないかというご質問でございますけれども、県の意向としましては、指宿市の誘致により多額の費用で整備したもので、施設・機能が利活用可能であるということから、施設をできるだけ活用する方向で検討してほしいとのことでありました。市といたしましては、このような県の考え方や施設が多くの子市民により利用されているという実態、更には施設整備に伴い、北町通り線や迫五郎ヶ岡線の道路整備、公営住宅の整備などが行われ、周辺地域における活性化や各種イベントの開催など、市勢発展にとって重要な場所であること、また、これまでの間、以前は湿地帯であった新田地区全体の開発、振興に大きく寄与したことなどを総合的に勘案して、建物の撤去を求めるのではなく、県と協力して貸付事業者を広く募集し、施設を有効に活用していただける事業者が決定した場合は、市が譲渡を受け、その事業者へ貸し付けることとしているところであります。

産業振興部長（吉井敏和） 住宅リフォーム助成制度につきましては、住宅をリフォームしたい住民が、地元の中小零細建築業者に発注した場合に、自治体が一定の補助をする制度であるようでございます。住宅の改善を容易にするとともに、中小零細事業者の振興を図ることを目的に、現在、全国の175自治体が実施しているようで、鹿児島県におきましては、曾於市が実施しているようでございます。同制度の創設につきましては、今後、この制度の内容について、他市の実施状況の情報収集や効果等を含めた調査をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） まず、大きな1番目の議会での答弁後における取組について4点ほど伺ったんですが、平和事業等についても引き続きやっていきたいということでありましたが、新年度に具体的に何をやるということをお上げませんでした。子ども医療費の助成制度についても、その必要性については認めながらも、とりあえずここまでやっていきたいというような具体的なものはありませんでした。以上を通してですね、全体の時間の関係がありますので、この点は以上にとどめますが、議会で検討するとか、趣旨に賛意を示したものに

いては、責任を持って実行していく。また、市長は、できれば長い間市政に関わりたいという思いは当然あるかと思うんですが、やはり一つの区切りとしては、任期中の間に手をつけていくということが必要ではないかというふうに思います。財政が苦しいとかいうことを言えば、いつになってもできないということになりますので、必要性を見いだしたからには、財政的裏付けについても何とかひねり出すという方向で取り組んでいくべきではないかという、総体としての考え方については、1点だけ市長に伺いたいと思います。

市長（豊留悦男） ただいま議員から質問を受けましたその冒頭での言葉というのは、私には大変重く響きました。今は決断の時ではないか。新たな年を迎えるにあたって、新たな年に市長としての色合いといいますか、事業の見直し、そして、新たな私のマニフェスト実現のための施策を打つべきではないかという、このようなお言葉だったと私はとらえました。例えば、平和事業についてのことにつきましても、まず、指宿市は平和というのを希求している市であるのだということを、私は県内外に発信したかったわけでございます。ただ、形だけの宣言ではだめだろうと、とすれば、どういう事業が具体的に展開できるかということについても、私なりに来年度の事業の中で、平和というものを視点に入れた様々な事業に生かしていきたいという思いはあります。やはり、この平和事業にしる、国保税のことにしる、子ども医療費のことにしる、地域防災無線のことにしる、すべて各関係課に新たな観点で、この問題に取り組むようには指示をいたしました。先ほど関係の部長が答弁いたしましたように、財源のことを言えば何もできないではないかという、その指摘も正にそのとおりでございます。しかし、財源に裏打ちされた事業でなければ、行政としての事業は展開はできません。そういう意味で、国保税のことにつきましても報告を受けながら、そして、議員がご指摘いただきました、この負担というものを軽減するために、何か策がないものかということについても、真剣に庁議等をとおして現在、話し合っているところでございます。しかし、残念ながら現状は、先ほど部長が答弁したとおりでございます。しかし、可能な限り、市民の願いというものを視野に入れた行政、というものに努めていかななくてはならないと、私は考えております。今日いただきました幾つかの質問については、また今後、来年度事業予算編成の中で、知恵を出さなければならぬのかなと、私自身の問題として重く受けとめたところであります。

1 1 番議員（前之園正和） 次に、住宅リフォーム助成制度についてですが、これについては部長の方から答弁があり、情報収集をしながら調査をしていくということでありました。これは、即座にやるという答弁こそありませんけれども、その必要性、その効果を認め、その前提で調査をしていくということではないかというふうに解するわけですが、ほかの先例を見ましても、単年度事業でやっているところ、単年で一定の予算を組んで、大変な反響を呼んで追加補正をしているところ、あるいは継続事業としてやっているところ、あるわけですね。やり方についてはいろいろあるかと思うんですが、まずは単年度でもいいから事業導

入をしてみると、その上で良ければ継続にするなり、追加補正するなり、何らか修正点があればしていく、という方向でもいいのではないかというふうに思うんです。この情報収集し調査をしていくということは、その必要性を認めての上のことだという理解でよろしいかどうか、市長に確認をその点だけさせていただきたいと思います。

産業振興部長（吉井敏和） 今、回答いたしました、今後、情報収集等の調査を進めたいという部分につきましては、やるという前提で一応したわけじゃなくて、全国の状況を一応把握して、その中で判断をしていこうということで答弁したところでございます。

11番議員（前之園正和） その効果というのはですね、既にあちこちで出ているわけですね。岩手県の宮古市が今話題になっているようですが、総工事費20万円以上のリフォーム工事対して、一律10万円の助成ということで大きな反響になっております。宮古市は人口は約6万人の市ですけれども、そして補助は22年4月1日から23年3月31日ということで、1年にまずは区切ったことですが、当初予算5,000万を3回補正増して、助成総額が3億5,000万円という、6万の人口で。申請数は既に全世帯の1割程度になっていると、助成によるリフォーム工事の発注は10億を超しているということで、その効果は絶大だというふうに思うんですね。ですから、そういう前提で全国でも大きく広がって来ている制度ですので、是非、実現に向けて検討していただきたいというふうに思います。

それから、小規模工事登録制度については、現在、少額入札制度として運用がなされているということでありました。私が提起したのは、登録制度ということでありまして、現在運用している少額入札制度との基本的な違いは、登録があるのかないのかということですが、まず、それ以外に大きな違いがあるかどうかですね、現在運用しているのと、その点を確認したいと思うんですがどうでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 指名競争入札と少額登録制度の大きな違いですけれども、少額指名競争入札につきましては、原則5者以上で競争をさせているということ。一方、少額登録指名制度によりますと、そういう5者以上とかいうものではなくて、随意契約の中で行われている関係で、契約規則の中においては、2者以上の見積りがあればいいというような違いがあります。また、金額要件につきましても、少額指名競争入札制度は、随意契約によることができると思われる金額、工事であると130万円以下、物品であれば80万円以下の部分についても少額指名競争入札によっておりますが、一方、小規模工事登録制度であれば、他市の例を見ると、50万とか60万とかいう、未満のものに限って、特に建築、修繕関係に限定的に適用されているということ。それから、後の面を見ますと、少額指名競争入札においては、登録というものがありません。一方で、小規模工事登録制度は登録というものがあるわけですけれども、そういう登録が少額指名競争入札はないことによって、どのような取扱いをしているかと申しますと、通常、公共事業や民間事業の契約を受注しようとする皆さん方は、N T Tのタウンページ等の電話帳に掲載したり、いろんな営業活動等を行っているというふ

うに考えております。そのため、少額指名競争入札によると、タウンページを中心とした、また、市民等による情報や営業活動等の状況を勘案しながら、地域性や業者数、その契約案件の種類や内容等を考慮した上で業者を選定し、指名を行っているわけです。そういうことから、市内の中小零細企業が指名を受けられる機会は充分あるというふうに認識しております。

- 1 1 番議員（前之園正和） 登録があるかないか、それから、見積りを取るときに何者かということなどを違いとして出されましたが、大きな点ではですね、相反するものではないのかというふうに思うわけですね。事前登録をすることとしないことの違いは、やはり、事前登録をしないという今のもとでは、今話されましたように、タウンページ等で相手方を探すとかということで、行政の、言葉はちょっと妥当でないかもしれませんが、行政の一方的な感覚で対象が選ばれるということだと思えます。登録制度ということになれば、業者や個人の意思の反映がありということになるわけですので、そういう点では、やはり登録をさせると、そして、その上で選んでいくということにですね、発展的にと言いましょか、解消していく、あるいは統合的に考えていくということで、可能ではないかというふうに思うんです。その今言われる、現行の少額入札制度を発展的に解消して、登録をさせるという方向にできない理由があるかどうか、ということについて伺います。

総務部長（渡瀬貴久） 小規模工事登録制度と本市が独自で運用しております少額指名競争入札制度とは、業者の登録制の有無というものを除いては、ほとんど差異がないものというふうに理解しております。仮に、登録制度を導入した場合、登録の対象となる中小零細企業に対しまして、登録申請にかかる証明書等を求めることとなりますので、そういう手数料の負担とか、あるいは証明書を取るといような事務の負担というものを強いることとなりますし、指宿市にとっても申請の受付から登録、登録通知に関する事務と、いわゆる指名競争入札における入札参加資格と同様な一連の事務というものも、新たに必要となってくるのではないかと考えられます。現在、本市が運用している少額指名競争入札制度は、登録制による費用の負担や事務の負担というものは必要といたしませんので、現在のところ、少額指名競争入札制度を運用していきたいというふうに考えておりますけれども、他方、小規模工事登録制度につきましても、自分たちが受注をしたいという業者が登録をしていく。少額指名競争入札であると、受注をするという意味がないものについても指名をし、参加しませんかというような依頼をしていくという、そういうメリット、デメリットというのが、双方にあるような気もいたしますので、今後、どちらの方がより望ましい制度なのかということ、それぞれの制度についてメリット、デメリットを検証してまいりたいというふうに考えます。

- 1 1 番議員（前之園正和） 先ほど答弁の中で、現在の小規模入札制度は、少額随契の許される130万円の中でやっていると、ところが小規模工事登録制度については、他市の例などを見れば50万円とかいうふうになっているところもあるということでしたが、いずれにしても、

この小規模工事登録制度でもですね、50万円のところもあれば130万円のところもある。その大きな考え方の中では、少額随契が許される130万円の枠内ということになっております。ですから、その点でも違いはないというふうに思うんですね。それから、現状の少額入札制度については、物品等も該当しているということでしたが、私は、小規模工事登録制度という提起をしましたが、これを少額工事等登録制度というふうにすれば、物品等も入れることも可能であります。そういうことも含めてですね、今後、広い意味での検討していくということだったと思いますので、実現を願っておきたいと思います。

それから次に、なのはな館の件についてですが、いろいろ同様の施設がですね、出来たからというようなことがありましたけれども、その根本をなすのはやはり2億3,000万円の維持経費がかかるということがですね、県が手放すことを考えた最大の原因だというふうに思うんです。それについてはどうでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 現在のなのはな館における歳入と歳出の在り方から考えたときに、2億数千万円の経費がかかっているというような実情も、一つの理由ではないかというふうに考えています。

1 1 番議員（前之園正和） 一つのおっしゃいましたけども、実態はそれが最大のと、ネックだというふうに思うわけでありまして。そこでですね、指宿市の土地を県に貸して、県が建物を建ているという状況なわけですが、無償での貸与ですから賃貸借契約ではなくて、使用貸借契約ということになるのではないかと思われまして。となれば、借地借家法の適用はなく、民法だけの適用ということになるのかなというふうに思うんですが、それはそれでよろしいでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） なのはな館の土地につきましては、平成10年7月1日に指宿市の市有地を無償で県に貸し付ける旨の土地使用貸借契約を結んでおりますので、そのとおりであります。

1 1 番議員（前之園正和） それでは、民法のみの適用と、借地借家法は適用されないということではありますが、それでは民法の第545条、民法が手元にあるのではないかと思うんですが、民法の第545条解除の効果というふうになっておりますが、どのようになっていますでしょうか。読み上げていただきたいと思います。545条です。

総務部長（渡瀬貴久） 第545条、契約を解除した場合の効果の規定でございます。読み上げます。当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。第2項で前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。第3項が解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げないという規定になっております。

1 1 番議員（前之園正和） 使用貸借契約ですから、解除権というのは双方が持っているのだと思います。そこで今545条を読み上げていただきましたが、簡単に言えば原状回復、即ち

建物を解体し、更地にして返すことを求めることが、法に基づく正当な行為だということになるのではないかと思います。相手方に原状に復させる義務を負うですから、県の方が原状回復ということは、建物はなかったわけですから、市が原状回復、すなわち建物を解体し、更地にして返してほしいということを主張することは、法に基づく当然の権利だと思います。更地にして返せということを、言うのか言わないのかの以前に、求める権利は法的にあるということは確認してよろしいでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 平成10年7月1日に結びました土地の使用貸借契約、その中で、貸付物件、土地ですけれども、土地の貸付物件、土地の返還については、特別な意思表示がない限り1年ごとに自動更新する。貸借期間が終了したときは、県が市長が指定する期日までに市に返還するという旨で定めております。なお、返還する際において、原状に回復して引き渡すというような文言等を契約の中にはうたっておりません。その理由は、施設整備当時、施設の利活用が可能な状況で、なのはな館を閉館するということは想定していなかったことによるものでございまして、先ほども申しました第545条は、これは売買契約の契約に関する規定のところ、使用貸借における解除権のところの効果の規定なのかどうかというものについては、現在のところよく理解できていないところであります。しかしながら、原状に回復して引き渡すということでありましても、なのはな館のように、十分に築12年経過で今後も48年間利用できるような、非常に社会的な資産と言いますか、そういうものがある場合においては、やはり、これを有効活用していくということの方が必要ではないかというふうに考えます。

1 1 番議員（前之園正和） 契約の中にあるかどうかではなくて、民法の中で現状に復する義務を負っているのではないかということをお問うたわけで、それも明らかにあるわけですね。今言われた、まだ財産として価値あるものだからと言えばですね、借地借家法は適用されるのであれば、建物買取請求権というのが第13条で示されているようですが、言われたように、借地借家法は適用されていないということでありました。借地借家法が適用されるされないということは、使用貸借の場合には適用されないわけですが、借地借家法が適用されれば借主の方により保護がかかるということです。借地借家法が適用されないということは、より借主が保護されることにならないというわけですので、そのことはですね、当然のことだと思っておりますが、今言われた民法の545条、これは原状に復する義務を負うということですので、そのことはやっぱり頭にとどめておく必要があるのではないかと私は思うわけです。今ここで、そのことを主張するかどうか以前にですね、独自の権利として持っているということは確認すべきだというふうに思います。

それから、市長が先の答弁でですね、後年の負担につながらないようにしなければならぬという趣旨の答弁が、先だつての質問者の中でありました。そこで、後年度負担の可能性として考えられるものは何かということについてであります。解体の必要性が生じたときに、

負担はどうなるのか。無償譲渡後の補修費用は生じないのか。運用経費は生じないのかということなどが、後年度負担として、可能性として考えられる件だと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） まず最初に、先に原状回復について求めることがあるのではないのかということでありまして、第545条をもう一度確認いたしましたところ、当事者の一方が、その解除権を行使したときでありまして、契約の存続期間中に解除権を行使したときというふうに理解しております。今回の場合におきましては、1年ごとの土地の使用貸借契約であり、1年ごとの更新となっておりますので、当事者双方からもう更新しない旨があるときには契約はなくなるというふうに理解しております。

また、後年での負担につきましては、将来的に懸念される事項としましては、解体、また今後の大規模な修繕というほかに、小規模の修繕というような負担というものが考えられるところであります。

1 1 番議員（前之園正和） 懸念されるのは、発生するとすればそういった類のものだということでありまして。解体費用について、今は協議してはないと、その必要性が生じたら県と協議検討するということですが、現時点では協議してなくて、必要があったら協議したいというのは、言うならば、一方的な市の願いではないかと思うんです。現時点において、そのときは協議をして、一定の負担もしましよというふうに、県が現時点で言っているんですか。それとも、一方的なそのとき協議したいというのは、市の願いなんですか。

総務部長（渡瀬貴久） 市といたしましては、整備後10年程度しか経過していない施設でございまして、機能的にはほとんど利活用可能であると考えておりまして、解体というものは想定しておりません。また、県の方からも、機能的にも多くの利用が可能であるので、できるだけ活用する方向で検討との意見や、指宿市の誘致を受けて建設整備した施設でもある。そういうことの意味もいただいております。しかし、譲渡を受けるとなると、基本的には、本市において将来施設の解体をすることになるわけです。なお、仮に将来解体する必要がある場合は、その場所で別途施設整備したいという事業者も出てくることも考えられますし、そういう際は、その事業者を募集して施設の解体を条件に無償で譲渡するというような、そういう方策というの、今後将来的ですけれども、考えられるのではないかと考えております。また、解体費用に関してですけれども、市といたしましては、今回の一連の議員懇談会の議員の皆さん方のご意見や、また先だっの一般質問でもありまして回答いたしましたとおり、県に対して何らかの支援も検討していただくように、要請をしたいというふうに考えております。

1 1 番議員（前之園正和） 解体費用は当分は生じないだろうという前提にたっているわけでありまして、そのときに協議したいというのは、いわば市の思いであって、現時点で県がそのときは応じましようということではない、ということだけははっきりしているようであり

ます。

それから、維持経費についてですが、毎年毎年800万円ぐらいの補修をしてきていたと。今回の件に際しては、本格的に修理をしていくということではありますが、1年かけて大々的な補修をすれば、当分は大規模な補修はないであろうという見通しが示されましたが、大規模な補修はないということでもですね、大体あの建物は、建てたそのときから修理が始まったと言っても過言ではないわけです。そういう意味において何がしかのですね、維持経費というのは当然出てくるのではないかというふうに思うんですが、ちゃんとして大々的な改修をしていただければ、何年かは大丈夫だというふうに確定できるんでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 当面の施設運営に必要な補修ということになるかと思えますけれども、県によりますと、一定程度の期間は施設運営に支障がないよう十分な補修工事、工期といたしますと9か月程度を予定していると聞いております。これまで800万円ほどの維持費が施設維持費がかかっておりましたけれども、これは休館をして修繕をするというようなものではありませんで、今回の場合は、工期として9か月程度の大規模な補修を行って当分の間と、当面ということもそれは確定はできませんけれども、大きな補修はいらぬような形では補修していきたいというふうな考え方のようにあります。

1 1 番議員（前之園正和） 解体にしてもですね、その可能性としての費用負担の懸念がある。それから補修についてもですね、何がしかの維持経費はかかるであろうということは、明らかではないかというふうに思うんですね。その意味で、市長の言われる後年度負担につながるようなということからしても、問題が残ることは明らかではないでしょうか。

それから、公募型プロポーザルでやっても、恐らく契約としては10年とか20年とかということにはならないのではないかと。やはり3年・5年とかいうことになっていくのではないかと。思うんですが、そういう意味においても、民間業者が最初の計画ではよくても、途中で当初の見通しに反して手を引くということも、リスクとしては考えられるのではないかと。それもやはり問題ではないかというふうに思うんですが、プロポーザルでやった場合ですね、業者が来てくれれば助かると、審査が甘くなるということがあってはならないというふうに思うわけです。

時間の関係がありますので、それはその程度にしておきますが、無償譲渡ということは、これは契約上の言葉でありまして、税の言葉で言えば贈与ということと同意語、同義語だろうというふうに思うんです。民法の第549条を確認いたしますと、贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずるとなっております。つまり、県が無償譲渡すると言っても、市が受諾をしないと無償譲渡はできないし、受諾しないことは法に基づく正当な行為である、というふうに理解するんですが、それでよろしいんでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 無償譲渡につきましては、いろんな用語となっております。譲与とい

う言葉で使ったり、あるいは贈与という形でも使われると思います。いずれにいたしましても、受ける側が受諾するという、そのことが必要であろうと思っております。

- 1 1 番議員（前之園正和） 受ける側が受諾をしないと、そのようにならないということであり、それではですね、現在、業者があればということ的前提にして、市が無償譲渡を受けるということになっているわけですが、この公募型プロポーザル方式で業者を募るとしても、建物について市が譲渡を受けるのではなくて、県所有のままで行えば市としてのリスクは高くなりません。市としてはその道を探求すべきではないか。県の所有のままですら、その後、一定の時期にこれならという時期があるとすれば、その時点で受け入れるということも可能ではないかというふうに思うんです。県所有のまま、今のプロポーザルに基づく業者を選ぶということ、求めるべきではないかと思うんですがどうでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 県といたしましては、繰り返すことになりませんが、施設利用者の多くがまずは指宿市民であるという現状、それから敷地が指宿市の市有地であり、敷地造成も指宿市が行っているということ。そして、市による誘致の結果、現在地に整備されたこと。また、指宿市の各種のイベントにも活用しているということ、そういうことを踏まえて、地元指宿市への譲渡を最優先に考えたということに聞いております。そういう枠組みの中で、今回、県と市と連携し公募して、有効活用する事業者を募集しようというふうに考えているところであります。

- 1 1 番議員（前之園正和） 建物の解体の可能性や維持経費も含めて、将来において不利益は生じないと、十分なる確認ができないうちは、無償譲渡を受諾すべきではないと思うんですが、その点はどうでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 県に対しましては、将来的な解体、それから大規模な修繕等につきまして、何らかの支援ができないかということについては要請をしまいたいと思っております。しかしながら、3月末で休止ということになりますと、現在、多くの市民の皆さん方がご利用している施設でもありますので、できるだけ有効活用できるような、そして、指宿市全体の活性化につながるような施設利用者というものをできるだけ早く募集していきたいというふうに考えているところであります。

- 1 1 番議員（前之園正和） 更地にして返すことを求めることは、先に述べましたように法律に基づく正当な権利であります。さらには、無償譲渡を受けるとしても、それは県の一方的要求によってなされるのではなくて、受贈者の受諾によってなしえる。この二つのことははっきりしております。更地にして返してほしいということを行うのは、法律に基づく正当な行為、それから、イエスと言わなければ無償譲渡は成立しないということは、法律にはっきりと示されているわけです。後年度負担にならないようにという市長の考えに基づくならば、自ずと方策は決まっているのではないのでしょうか。それは活用していただける業者を募るとしても、県の所有のままですらやっただく。そして、運営について一定の安定的見通しがつ

けば、その後において市がもらいうけることはあり得るかもしれませんが。少なくともリスクを負ったままで安易に無償譲渡を受諾しないこと。また、どこが活用、運用するにしろ、根本において見通しが立たないならば、法律に基づいて更地にして返してもらうことを要求するというのではないのでしょうか。大きなリスクを負って、県の要求を飲まなきゃいけないということではないわけです。土地を貸しているものとして、繰り返しますが、更地にして返してくれという権利と、無償譲渡をすと言ってもイエス・ノーを言う権利は独自に持っているわけです。その上に立って、リスクのない運用を図るという意味において、安易な態度を取らないようにしていただきたいと思うわけです。そしてまた、無償譲渡をする側であれば、地方自治法第96条によって議会の議決ということになるわけですが、受けるとすれば、恐らく議決事項にはならないのではないかという意味においても、議会の意見が軽視をされがちな案件だというふうに思います。このことについて、最後に市長の見解を伺います。

議長（松下喜久雄） 簡潔にお願いします。

市長（豊留悦男） なのはな館の件につきましては、多くの議員からいろいろな意見をいただきました。市民も恐らく同じ願いだらうと思います。後年度解体、運営経費、修繕等でリスクを抱えるような施設であるとすれば、やはりこれは市民に説明が付きません。あの場所の置かれた地域の特性というのもあります。市民ふれあいの場であり、体力づくりの場であり、また、市民福祉のための施設でもございます。そういう特異な施設でもございますので、今回、各議員からいただきました、このなのはな館の問題につきましては、いろいろな意見を参考にさせていただき、慎重に判断をしてみたいと思います。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時07分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、西森三義議員。

2番議員（西森三義） 皆さん、おはようございます。2番、西森三義です。いつもながら、この席に立つと、非常に緊張してまいります。それでは始めさせていただきます。

師走に入り何かとせわしく、毎日あつという間に過ぎてしまいます。そんな中、第25回いぶすき産業まつりが12月4日から5日にかけて、素晴らしい天気のもと開催されました。私も産業振興祈願祭並びに式典に出席した後、昼食を取るため小牧そばを食べようと、いつもの場所に行ったところ、今年から出店料が必要とのことで、来ていないことを聞きました。地元の農産物を材料に、地産地消の役割を長年続けてきた地域の特産物小牧そばが出店していない。さびしい限りで残念な思いがしました。産業まつりを開催する中で、それぞれの関係機関の経費削減もあり、運営も大変と思いますが、これまで産業まつりを支えてきた人たちへの配慮も必要ではなかったのか。今後の開催に向け、十分検討していただければありがたい

です。

それでは、通告に基づき質問をいたします。

まず、農業振興についてであります。今回の一般質問で同僚議員の2名の方々が素晴らしい質問をいたしました。私は重複するかもしれませんが、再度質問をさせていただきます。菅首相が10月1日の所信表明演説で、T P P交渉への参加検討を表明してから、連日の報道で賛否両論が取り上げられている中で、一般消費者はT P P参加問題についてよく理解されていないと思われるが、どのように対応するつもりなのかをお尋ねいたします。

次に、農家の労災保険への加入手続きを代行する、鹿児島県農協労働保険事務組合の認可を、J A県中央会が10月1日に受けたとの報道がありましたが、農業者への労災加入促進の取組はどうなっているかをお尋ねいたします。

次は、二つ目の新幹線全線開業による観光客誘客についてであります。6月の一般質問でもいたしました。この指宿に多くの観光客が2回、3回と来ていただきたい。そのためにはどうすべきかを考えてみたときに、自然豊富な観光スポットはたくさんあっても、家族づれで遊べるところが少ない。そこで知林ヶ島に常時渡島できるようにする考えはないか。また、知林ヶ島に季節ごとの花を植えることは可能なのかをお尋ねいたします。

それから、指宿は美しい海に囲まれていながら海水浴場がないが、公設の海水浴場とキャンプ場は計画できないものかをお聞きいたします。

さらに、現在、整備計画が進んでいる国道226号岩本交差点拡張工事と並行して、海岸線への道路拡張はできないか。これまでも漁港の整備と併せ侵入道路の計画もあったと聞いているが、その計画はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

三つ目の質問は、指宿に春の訪れを告げる菜の花マラソンについてであります。1月10日に開催された第29回大会において、史上最高の2万41人も参加があったと広報いぶすきに掲載されておりました。年々参加者が増えているようであるが、駐車場は不足していないか。また、大会後に交通渋滞があるが、交通渋滞の緩和策は検討されているのかをお聞きいたします。

それから、今年も2,000人以上のボランティアが大活躍している中で、参加費を700円値上げしているが、理由は何かをお尋ねいたしまして1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） T P P参加問題への対応についてのご質問でございますが、農業は本市の重要な産業でもございます。国内産業に大きな影響を与えることが見込まれるT P P参加は、本市のような農業地域においては、誠に深刻な問題でもございます。農林水産省の試算では、食料自給率は14%にまで低下し、340万人程度の失業者が見込まれるとのことでございます。これは、安心・安全な国内産農産物が現在の3分の1にまで減少し、農業や関連産業従事者のうち職を失う人が340万人程度発生することを意味しており、農業関係者のみならず、消費者、市民に大きな影響を及ぼすのでありますので、T P P参加・不参加については、国の決

定事項でありますけれども、その動向を注視していかなければならないと思っております。  
TPPにつきましては、新聞、テレビ等のメディアで報道されているところではありますけれども、市民生活に深く関与する問題でもありますので、必要に応じ、皆様への情報周知を徹底してまいりたいと思っております。

なお、いただきました質問につきましては、関係部長等に答弁をさせます。

農業委員会事務局長（徳留博昭） 農業委員会会長から委任を受けましたので、答弁させていただきます。

労災加入促進の取組についてのご質問ですが、平成22年10月から鹿児島県農業協同組合中央会に鹿児島県農協労働保険事務組合が設立され、県下の農業者が労災保険の特別加入制度へ加入申請することが可能となりました。特別加入制度は、一定の経営規模以上の方が加入できる特定農作業従事者と、経営規模にかかわらず加入できる指定農業機械作業従事者、法人の代表者や役員でも加入できる中小事業主があり、どちらか一つを選択して加入することになります。ただし、事故時の使用機械が限定している指定農業機械作業従事者は、現在、取り扱っていないが、今後、要望があれば対応するとのこと。加入手続は平成23年1月から開始し、いぶすき農業協同組合の本所及び各総合支所・各支所が窓口となります。全農家が対象となるため、農家への周知方法については、農協独自の広報のほかはなや広報いぶすき・農業委員会だよりに掲載するとともに、集荷業者への周知も図っていきたいと考えております。

産業振興部長（吉井敏和） たくさん質問をいただきました。ありがとうございます。答弁漏れがありましたらご指摘をいただきたいと思います。

まず初めに、知林ヶ島に常時渡島できるようにする考えはないかというご質問でございます。知林ヶ島にたくさんの観光客が常時渡島できるとなると、例えば、田良岬から知林ヶ島まで陸続きの道を作るという整備も考えられるところでございます。実際に世界遺産にも指定されておりますフランスのモン・サン＝ミシェルでは、そのような整備を行ったようでございます。従来は知林ヶ島と同じように、干潮の時だけ砂州が出現し渡島できたのですが、1877年に対岸との間に地続きの道路が造られ、潮の干満に関係なく島へと渡れるようになりました。ところが、これによって潮流がせき止められ、海岸が非常に汚れ、ヘドロがたまった状態になっているそうです。実際に知林ヶ島には、フランスのモン・サン＝ミシェルに行かれた方も訪れておりますけれども、その方は、知林ヶ島は自然がそのまま残っていることが素晴らしいと話されておられました。また、知林ヶ島は一時的に出現する砂州を歩いて渡島する、その希少性や神秘性にひかれ、観光客の方々が訪れていると思っております。以上のことから考えると、常時渡島できる整備は難しいのではないかと思うところです。ただ、今後訪れる方々のニーズを考慮して、知林ヶ島の活用を検討していきたいと思っております。

次に、季節ごとの花を植えることは可能かというご質問でございます。本市では平成13年に、自然環境を保護しながらどのような開発が可能かを探るため、鹿児島大学と共同で知林ヶ島の生態系調査を行いました。その際、知林ヶ島及びその周辺地域に係る総合的生態系調査報告書を作成しました。それによりますと、島内には希少なナンゴクカモメズルをはじめ、多様な植物が見られ、今後は、ハイビスカスやブーゲンビリアといった外来種を植栽するのではなく、もとの生態系を壊さないように春はヤマザクラ、夏はナンゴクヤマアジサイ、秋はサキシマフヨウといった在来種を加え、クロマツの林を復活させれば花と緑と環境の島の名にふさわしい大変価値のある島になっていくのではないかとまとめられているところでございます。このようなことから、知林ヶ島を花と緑と環境の島としていくためには、季節ごとの花木や花の植栽をしていくことも必要と認識しているところでございます。

海水浴場とキャンプ場等の計画はないかということでございます。観光指宿の夏の風物詩として、海水浴場は必要な施設だというふうに考えております。市には平成18年まで、公設の海水浴場サンビーチ指宿が開設されておりましたが、砂の流出により岩場が現れ、利用者がけがをする恐れがあったことや、昭和61年度の2万9,517人をピークに利用者が年々減少傾向になってきたこともあり閉鎖となりました。その後市では、従来のサンビーチ指宿を含め魚見港、宮ヶ浜海岸、砂楽横の摺ヶ浜海岸に開設できないか調査研究を進めましたが、公設の海水浴場となりますと安全性に関して十分な配慮が必要であり、多額の経費も必要となることから、現在まで実現に至っておりません。キャンプ場に関しましては、現在公設としてかいもん山麓ふれあい公園があります。公園内にあるログハウスに宿泊できるほか、公園敷地内の芝生広場にテントでのキャンプもできます。また、田良岬への入口周辺において休暇村指宿がエコキャンプ場を運営しております。全部で44区画あり、シャワー室やトイレ、炊事棟などの施設も充実しているようです。このように現在も公設を含め、2か所のキャンプ場がありますので、更に利用促進につなげられるよう、今後努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

国道の岩本交差点の質問でございます。今和泉漁港から国道への取付道路は、漁港施設や水産技術開発センターの整備と併せ、今和泉漁港の広域漁港整備事業実施に伴う、漁港関連道路として計画されております。今和泉漁港は、県管理の第2種漁港であり、県事業としてこれらの整備が進められてきました。漁港関連道路整備事業につきましては、平成14年頃からいくつかのルート案が検討され、今和泉小学校近くの市道を拡幅するルート案で、2回ほど地元説明会も開催されましたが、地権者の同意が得られず、現在に至っている状況でございます。

菜の花マラソンの駐車場の不足についてでございます。現在、土地所有者等の協力を得て臨時駐車場を含む21か所の駐車スペースを用意しております。しかしながら、年々増加する参加者数に対応できるほどの駐車スペースを確保できていないというのが現状でございます。

このようなことから、観光協会の事務局では、参加者に対応する駐車スペースを確保するため、新たにパチンコ店への駐車場借用協力のほか、市有地の活用などを考えており、昨年以上の駐車スペースを取れるよう調整がなされているところでございます。

それから、大会後の交通渋滞への緩和策についてでございますけれども、事務局としては、会場周辺の渋滞緩和にもつながることからＪＲに対し、協力の依頼をしているようです。これを受けてＪＲ側は、菜の花マラソン参加者のために臨時便を設けており、多くの参加者が利用しているようでありますし、鹿児島市内に宿泊されている参加者へも、できるだけ公共交通機関を利用していただくよう案内しているようです。このような対応もあって、ＪＲの乗車率はどの便も100%以上と聞いているところでございます。事務局もＪＲに対し、増便や車両連結の依頼をしておりますけれども、通常ダイヤへの影響もあることから、これ以上の増便は難しいと聞いているようでございます。このようなことから、利用者に対して特典を付けたりということも考えているようですけれども、なかなか渋滞緩和につながらないという実態でございます。しかし、ＪＲ以外の交通渋滞の緩和策としまして、今大会から旅行エージェントと協力し、鹿児島南埠頭から指宿港までの高速船トッピーの特別チャーター便を用意しております。事前予約制にもかかわらず、200名の定員もほぼ満席と聞いております。今後は参加者の増加にあわせ、チャーター便数の増加などができないか検討してまいりたいと考えております。

それから、700円値上げした理由は何かというご質問でございます。議員ご承知のとおり、菜の花マラソン大会は、昭和57年1月に306人でスタートをいたしました。その後、第6回大会には5,000人を、第11回大会には1万人を超え、今年の29回大会には過去最高の2万473人の参加となりました。ここまで大きな市民マラソンに成長できたのは、地域の方々の心からのおもてなしがあったからこそ、多くのリピーターを増やしてきたことと、改めて感謝申し上げたいと思っております。参加料の値上げにつきましては、全国の主な大会を見ますと、概ね5千円程度となっているようでございます。本大会は平成13年から平成22年までの10大会を変更せず3,800円の参加料をいただいて実施してきておりました。しかし、参加者の増加に伴い発生する新たな駐車場整備や、選手送迎用バスの確保、仮設トイレの増設など、参加者のために確保すべき必要な経費が発生することから、参加料の見直しが担当者会議で検討され、実行委員会において来年の第30回大会より4,500円の参加料として決定したところでございます。

2番議員（西森三義） それでは、2回目以降の質問に入らせていただきます。

まずＴＰＰですが、先ほどは市長の答弁でありましたように、農業については指宿市の基幹産業であると、それは同僚議員の質問の中でも、そのように答弁をいただいております。そういう認識のもとで、このＴＰＰの参加については、是非とも市としても今後十分な対応を取っていただきたいと。そこでですね、このＴＰＰ参加問題については、12月7日の産業

建設委員会でも十分検討いたしました。参加すればすべての関税が撤廃され、鹿児島県の農業崩壊は避けられないということから、産業建設委員会の方でもＴＰＰには参加しないこととして、政府に意見書を提出することになっているんですが、万が一の場合の支援策はどのように考えていらっしゃるかお聞きいたします。

産業振興部参与（浜田淳） ＴＰＰへの参加を仮定した場合、輸入農産物の増加などによります本市の農業生産への影響は大きなものになることが見込まれます。対応といたしまして、あらゆる農家支援策を講ずる必要性は認識しておりますが、支援には多額の財政措置が必要であります。また、ＴＰＰ参加は国の方針であり、当然、国の責任において農業支援がなされなければなりませんし、農業県であります本県の施策にも期待されているところであります。このようなことから、市といたしましては、ＴＰＰへの参加・不参加にとらわれることなく、国・県が新たな施策を打ち出したり、現行の施策を拡充して実施する場合、市内の農業者がその対象となれるよう、準備しておく必要があると考えております。特に国の農業施策は、認定農業者への施策が基準になるケースがほとんどですので、計画的な認定農業者の育成に努めてまいりたいと考えております。

2番議員（西森三義） 今朝の南日本新聞にですね、11年度予算の中で、農業予算についての記事がありました。それは、ＴＰＰにからみ、規模拡大による競争力強化のため、農地流動化を促進するというような感じで検討するということが政府の見解がありましたが、農業支援センターは国・県からの情報には、素早く対応できるように今後はしていただきたいと、お願いしたいと思います。

それから、私が住んでいる西中校区内の畑は、1筆当たりの面積が小さいことから、大型機械での作業がしづらくなっています。再三、今回の一般質問の中でも、足腰の強い農家を育成するということがありましたが、そういう観点から畑かんの再整備は可能なのかお尋ねをいたします。

産業振興部参与（浜田淳） ほ場につきましては、南薩畑かん事業によりますほ場の基盤整備は早いところで35年から36年が過ぎ、当時の状況と現状が大きく変わってきている部分があるかと思えます。地域的な条件により、一区画の大きさ、ほ場の勾配、排水路の大きさ、道路の幅員など、当時の状況下での整備がなされており、現状においては実情に合っていない部分があるかと思えますが、それらを改善するため、現在、新西方地区においてシラス事業を立ち上げ、排水路の改修・増設に取り組んでいるところです。また、山川成川地区でも、畑かん排水路の改修を新規事業として要望し、採択に向けまして準備をいたしているところでございます。今後は、認定農業者による規模拡大が見込まれますので、大型機械も導入できる基盤の整備を国や県に働きかけていきたいと考えております。基盤整備を行うには、当然、受益者の理解と同意が必要であり、また、事業負担金・減歩等が生じてきますので、今後、地域の総意として事業実施の要望があれば検討してまいりたいと思います。

2 番議員（西森三義） 実施については、当然、受益者の、あるいは、その地区の理解が必要だということは聞いておりますし、また、そういう要望をですね、私どもも募っていきいたいというふうに考えております。

それでは次は、農業者の労災加入についてお聞きいたしますが、先ほど全農家に対して、労災加入については周知徹底するということをございましたので、それはそれで何らかの方法で周知をしていただきたいと。そこで、農業者の労災加入については、JAと連携を取りながら周知指導並びに、加入説明会等を開催すると聞きましたが、労災保険の掛金自体は幾らなのか。それについて教えていただきたい。

農業委員会事務局長（徳留博昭） 保険料の仕組みについては、年1回の掛け捨て制で、途中加入の月割もあります。保険料については、加入農家の年間農業収入を365日で割った額を目安として、3,500円から2万円までの給付基礎日額、いわゆる給付額のうちから選択し申請します。その申請額の承認を鹿児島県労働局長が行うことになっています。保険料の一例としまして、特定農作業従事者で給付基礎日額5千円の場合の掛金は、年額1万6,425円で、給付基礎日額1万円の場合は、掛金は3万2,850円となります。

2 番議員（西森三義） 今、年1回の掛金で、給付額5千円の場合は1万6,425円と聞きましたが、この5千円の場合での万一、亡くなることというのは想定していないんですが、トラクターの場合とかは死亡も多いようです。万一の死亡金は幾らになるんでしょうか。お願いいたします。

農業委員会事務局長（徳留博昭） 保障給付の一例としましてでございますけれども、1万円の給付基礎日額で例としまして答弁させていただきます。給付基礎日額1万円の加入者が、事故等でけがした場合、治療は無料で受けられます。このほか、1か月休業の場合、休業補償金と特別支給金の21万6千円が支給されます。また死亡の場合は、特別支給金の300万円と遺族数により支給されます遺族年金がありますが、いずれも1回のみでの支給となります。

2 番議員（西森三義） 先だって、私はこの労災保険の仕組みについて、自分でもちょっと知っておこうと思ひまして、農業委員会の担当者から書類をもらいました。ただ書類をただ単にもらってもですね、非常に仕組みが分かりづらいです。そこで今、局長から説明がありましたように、掛金自体的には、私の考えでは、安くていい補償だなというふうに考えておりますが、先ほども申したようにこの仕組み自体が分かりません。そこでこの仕組み等の説明会があればですね、是非私も参加したいと思うんですが、局長はそういう、いつごろ仕組みがなされて、開催日がいつというのが分かれば教えていただけませんか。

農業委員会事務局長（徳留博昭） 今のところ情報は入っていないんですけれども、聞くところによりますと、今日からですね、JAの職員の方には説明会をするということ聞いております。

2 番議員（西森三義） 分かりました。そしたらまた後日、JAの方でも出向いて、詳しく聞

いていきたいと。今も局長の方からもありましたように、せっかく農家の方にもこういう防災が適用になるという仕組みができておりますので、是非、全農家に対してですね、広報いぶすきなりでも、十二分に通知をして、安心して農作業ができるようにしていただきたいというふうに考えております。

それでは、次の質問の方に入らせていただきます。先ほど観光についてはいろいろ答弁をいただきました。私は知林ヶ島に常時渡島できないかということは、砂州が出現する時だけではなくて、観光客が指宿に来た時に、いつでも知林ヶ島に行ける、そういうふうなのはいいなあと。そして、花もいろんなところでよく聞きますが、コスモスを全面に植えればですね、素晴らしいんじゃないかなという観点から質問をしたわけでありまして。先ほどは橋をかけるとヘドロが溜まるというところがあるということを知りましたが、それであれば橋じゃなくて、つり橋でもいいと思うんですが、つり橋をかけるとういうことは考えられないでしょうか、お願いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 橋をかけたり、そういった常時渡れる施設というのはいろいろ考えられるところではありますけれども、先ほど申しましたように、知林ヶ島については、自然のまま残して、そして、その魅力を観光客の方々に楽しんでいただくという形での開発を進めておりますので、そういった方法もあるかとは思いますが、現状では非常に難しいのではないかと考えています。

2番議員（西森三義） 現状では難しいと、それぞれの考え方の違いだろうと思いますが、私は自然は残したいと思います。でも自然だけではなくてですね、観光客が楽しめる場所も必要だと思うんですよ。そういうことから、先に行われるであろう指宿港の整備と並行して、この知林ヶ島まで整備していただきたい。そしてまた、先ほど海水浴場についてもいろいろ調査研究をしたとありましたが、指宿については、海に囲まれているわけですよね。そういうのに海水浴場がないということもおかしいですから、そこあたりも十分検討してもらって、海水浴場も含めてですね、整備をしていただきたいと。なぜこういうふうに申しますかと言いますと、私は去る9月26日、指宿青年会議所が主催した、市民討議会に参加させていただきました。無作為抽出で参加依頼をして50名が参加し、指宿港整備と併せて観光都市指宿全体の目指すべきは何かとをテーマに、真剣に協議をした意見を本日は参考にさせてもらっております。意見の中にはですね、魚見岳から知林ヶ島に体感型ロープウェイはできないか。あるいは海辺空間を結ぶ大橋を架けることはできないかなどなど、指宿を何とかしようという多くの意見が出されております。その意見書の報告はですね、青年会議所より執行部に近々届けられると思いますので、十分検討をしていただきたいと。また、12月9日付けの南日本新聞の記事で、指宿の宿泊数が22か月連続で前年割れという記事がありました。関係者は誘客増に向けて一生懸命取り組んでいるとのことではありますが、指宿市民全体で知恵を出し合っていけばですね、まだまだ観光客誘客のためには、いいアイデアが浮かぶんじゃないかと。

そこで、そういう市民の知恵を出してもらうために、本庁、各支所、分室にですね、仮称ですが、アイデアボックスを設置する考えはないかお聞きいたします。

総務部長（渡瀬貴久） 市民の皆さん方からご意見やご提案をいただくこと、また、市民全体で知恵を出し合っていくことが、共生協働のまちづくりを進める上で非常に大切なことであると認識いたしております。そのため、市ではこの10月から11月にかけて、市民の皆さん方が抱える課題について、みんなで語り合おうということで、みんなで語ろう会を開催したところであり、会では非常に活発な意見が交わされたところでもあります。また、市長への手紙も年間を通して受けていますが、特にこの12月を市長に手紙を出す月間とし、広報いぶすきでご案内をして、市民の皆さんからのお便りをお寄せいただいているところでもあります。このほかに、市民の皆さんの自由なご意見を掲載するコーナーを広報いぶすき7月号から新たに設けておりますし、加えて、インターネットや携帯電話によるメールなどでもご意見等を受けられるようにしているところでもあります。お寄せいただきましたご意見、ご提案につきましては、広聴・広報の担当課から関係課に送付いたしまして、その内容に基づいて対処や施策への反映を依頼、指示しております。なお、手紙やメールでお寄せいただいたご意見等には匿名のものも少なくありません。匿名の場合は、その内容を改めて本人に確認することもできず、またある特定の個人や企業に対するご意見等の場合もあります。対応に苦慮することもあります。このように市民の皆さん方からご意見やご提案をいただくことにつきましては、様々な手法により、現在、取り組んでいるところでありまして、アイデアボックスを設置するということにつきましては、匿名性がより一層高くなることも想定されますので、そういったことが大きな課題になっていくのではないかと考えております。

2 番議員（西森三義） 今、部長の方がありましたように、いろんな市民からの意見は、広報いぶすき等なりでも意見を募っている。あるいは市長と語る会でもいろいろ意見が出たから、あえてアイデアボックスを設置する考えはないということでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 現段階におきまして、市民の皆さん方からご意見・ご提案をいただくいろんな手法に取り組んでいるところでありまして、一番、こういうご意見等をいただく際には、大事なことが、それにどのように対応し、検討したかということをご本人、もしくは何らかの形でお示しをすることが大事であろうと思っております。そのようなことから、一番苦慮しているところが匿名で入れていくと。匿名で入れた場合に、それが非常に結構多いケースなんですけれども、市といたしましても、先ほど申しましたように、返答、回答もすることもできないこともあるということがアイデアボックスにおいても大きな課題になっていくのではないかと考えておりますので、現段階においては、その設置についてはどのようなものかということで判断いたしかねる状態ではございます。

2 番議員（西森三義） 分かりました。匿名でですね、入れてもらって、いいアイデアであっても、説明がつかない、報告ができないとすれば、市は何をせおったろかいと言われかねま

すので、またこれについては、十分検討をしていただければというふうに考えております。

それではですね、先ほど国道の拡張に併せて道路の取付けはどうかということも問いましたが、今和泉漁港の整備と併せていろいろ整備はやっている、また、今回私が出した問題についても、以前も話があったんだということを知りましたが、それでは、現在計画が進んでいる国道の拡張工事はどうなっているのかお尋ねをいたします。

建設部長（吉永哲郎） 国道226号と、主要地方道、県道の岩本開聞線の起点であります岩本交差点では、現在、国土交通省鹿児島国道事務所により直轄事業でございますが、交差点の改良工事が進められている現状でございます。この交差点は道路の幅員が狭く、また子供たちの通学路でもあることから、交差点での事故防止、交通渋滞の緩和及び歩行者の安全確保を図るために、今現在、整備を計画し、実施しているところでございますが、整備の内容につきましても、延長330m、幅員につきましても、現在約8mの幅員でございますが、それを13mから16mにし、右折レーンの設置、歩道の整備などが行われる改良計画となっております。国道事務所においては、平成21年度に地元説明会を開催し、用地調査測量及び用地協議を行っております。平成22年度にも引き続き用地買収が進められている現状であると聞いておるところでございます。

2番議員（西森三義） 今、部長が言われましたように、延長の330mについて私は初めて知りましたが、右折レーンの設置をするんだということで、後3・4年であそこの国道の拡張は終わるようなことを聞いております。そういうことから、現在、岩本交差点の拡張が進んでいるそこからですね、海岸へつなぐルートが最も道路を拡張するには効果的であると思うが、その整備はできないかお聞きをいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 国道226号と、主要地方道、県道岩本開聞線の起点でございます岩本交差点から海岸へつなぐ関連道として整備改良した方が、ルートとして確かに効果が大きいというふうに考えております。特に、国道との取付けも容易であると考えられますが、関連道として道路拡幅に係る立退き家屋も、住宅が4軒、車庫や小屋などが4・5件ほどあり、移転補償費が膨らむ可能性がございます。今和泉漁協の広域漁港整備事業に伴う漁港関連道路として、県での整備も今後要望してまいりたいというふうに考えております。

2番議員（西森三義） 今確かに、あそこの交差点から海岸に抜けるには、お寺もあるし住宅もあります。ただせっかくのことならですね、部長が言いましたように効果が大きいと考えられるということから、できればなあというふうに思っております。市も厳しい財政状況であるということは認識しております。せっかく整備された篤姫関連施設や今和泉漁港、鹿児島県水産技術開発センター、宮ヶ浜港など、景観的にも施設の素晴らしい観光資源であり、市民討議会でもこれも意見が出されております。しおかぜ街道として整備すれば、今までの指宿にない新たな観光ルートになると思われるし、また地元住民も早期整備を熱望していると思うが、整備の見通しはどうかお尋ねをいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 今和泉漁港については、防波堤や護岸、泊地、緑地公園など、漁港施設も順次整備され、また、NHK大河ドラマ篤姫を契機とした関連施設の整備で、今和泉漁港から、宮ヶ浜、吹越を結ぶルートは、見違えるように整備をされたところでございます。これらの効果を更に引き上げるため、北側からの進入路は必要な道路であるというふうに認識しているところでございます。これまでの計画のほかにも、いろいろなルートを検討し、県と協議しながら漁港関連道路として、県で整備していただくよう、今後も要望してまいりたいと考えているところです。また、その際には地権者の協力が不可欠となります。今和泉漁港整備事業にも事業の期限がございますので、地元漁協や県とも十分協議し、整備に向けて更に努力してまいりたいというふうに考えております。

2番議員（西森三義） 時間の関係で、それではこの道路の問題については最後になると思うんですが、国道と海岸の間には住宅が密集しております。約300世帯が住んでいる。火事になると大火になる恐れが十分にあります。この地区では過去に大火があったと聞いております。緊急車両を含め、現在、大型車が通行できる道は、岩本トンネルからの進入路が1か所しかないわけでありまして。ほかは軽トラックがやっと通れるぐらいの道しかないのです。私もいつも利用させてもらっております。私の車は軽トラックであったり軽乗用車ですから、そんな問題はないんですけど、いざ、住民の安全のためにもです、篤姫駐車場付近から国道へ抜ける道路を、市道として早急な整備はできないかお聞きいたします。

建設部長（吉永哲郎） 国道と海岸線を結ぶ市道は、幅員が狭く、生活道路としても不便をきたしており、道路拡張については必要性を感じているところでございます。この地域は家屋が密集していることから、道路拡張を実施するには、地権者の皆様のご協力が不可欠であると考えております。また、ルート選定によっては、家屋移転など相当の事業費が必要であり、市の財政を考えますときに、近々に市道による拡張工事は難しいと思っているところでございますので、先ほど部長の方から回答がありましたとおり、国道の取付けにつきましては、漁業の発展や地域住民の生活路線として、また、観光道路としての必要性も高いことから、今後、漁港関連道による整備を踏まえながら、関係機関と協議をしてまいりたいと考えております。

2番議員（西森三義） 今、部長の方から、今後、関係機関と協議して、検討してまいるということでございます。是非、市長、ここの道路についてはですね、非常に必要であろうと感じております。何とかこの国道の拡張工事と併せて、この侵入道路についても拡幅できるように努力方をよろしくお願いいたします。

それでは、最後の菜の花マラソンのことですが、駐車場については21か所の駐車場があって、昨年よりも駐車場は多くあるということでございますが、それで駐車場スペースは十分に確保できているわけでございますか。再度お尋ねいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 来年の第30回大会には、申込みの段階で2万1,400名ということで、

昨年より1,000名増加しているようでございます。これまでも様々な駐車場確保に向けての努力をしてみましたが、年々増えるこういった参加者で、すべて対応できる駐車場をとというのは、なかなか困難でございます。その他以外で、例えば、トッピーを走らせてもらったり、そういったほかの方法での解消という部分での努力をしている状態でございます。

2 番議員（西森三義） いろいろ交通渋滞のためにも、いろんな緩和策は取っていると、先ほど聞きましたが、トッピーもチャーターしてやっているということ聞いております。また、JRに対しても協力依頼をしているということから、緩和策に向けても検討をしているんだなというふうに感じましたが、ただですね、マラソンに参加された人が、大会終了後にもう1泊したときに、宿泊代を半減するとか、そういうことをですね、ホテル関係者に大会役員から交渉するよう、市の方からの助言等はできないかお聞きいたします。

産業振興部長（吉井敏和） そういった連泊をすることで渋滞の緩和を図ろうという趣旨の特典だろうと思います。事務局としての参加者の帰路の時間帯の調整が図られるように、ゴール会場内でのアトラクションの実施や市内のホテル・旅館の協力のもと、温泉の無料開放、連泊割安料金の設定、そしてまた、指宿市内の飲食店をパンフレットに記載して利用していただくような工夫をしているようでございます。今後、そういった渋滞解消に向けての様々な部分については、先ほど申しましたように様々な方面から工夫が必要だというふうに認識はしております。

2 番議員（西森三義） 後もう少しだけ質問をさせていただきます。

今年もですね、ボランティアの人が2,000名以上活躍してくれたというふうにあります。そこで私は先ほど700円上げたことについては、仮設トイレ等の不足だということ聞いて聞きましたが、そういう2,000名のボランティアが一生涯懸命加勢をするわけですから、トレードマークの黄色いジャンパーは、そういうボランティアの人には配布をできないのかお聞きいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 菜の花マラソンのボランティアに配布をする黄色いジャンパーにつきましては、実行委員会の方から依頼をした直接的なボランティアについては、すべて配布をいたしているところでございます。そのほかに善意によって、それぞれの地域で、地域の方々がボランティアをやっている方については配布ができない状況となっている部分でございます。これらをすべて配布をするとなりますと、なかなか大会全体の経費の中では賄えないという実情もございませうで、それについてはご理解いただきたいというふうに思っております。

2 番議員（西森三義） そういう実情であるのであればですね、ジャンパーの全員配布というのは仕方がないなあとこのように感じております。私は先日、陸上競技場に行ってみました。自分は全然そういうふうな運動はしませんので、そういうマラソンにも参加いたしてありま

せんが、2万人以上の方があの陸上競技場に帰って来るわけでございます。その中で、競技場に入ってからですね、段差があるんですよ。あの段差があって、これまでに転倒して負傷したという参加者はいなかったのかなというふうに思うんですが、今までの大会で転倒して負傷したという参加者はいなかったのかどうかお聞きいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 指摘された場所については、恐らく陸上競技場のトラックの外周部に法面からの雨水を排水をする側溝の部分であろうかと思えます。幅はおおむね90cmで、U字溝に10cmほどの深さである窪みだろうと思えますけれども、特にこれまでの大会で、その部分で負傷したとかいう部分については聞いてはおりません。

2番議員（西森三義） 幸いにして負傷はしていないということでございますが、私みたいですね、運動音痴な人は、ああいうところですぐ足を取られそうなんです。そのためにあそこを改善する考えはないのかをお聞きいたします。

産業振興部長（吉井敏和） この地点の危険性につきましては、前回大会に指摘がございましたので、事務局の方でシマ板鉄板を8枚購入いたしまして、長さ14mにわたって設置をし、ランナーの方が多数通過してもバウンドしない構造で措置をしているところでございます。この鉄板については29回大会から、今年の1月から使用しております。総合体育館の倉庫に格納しておりますので、来年の30回大会でも14mにわたってこの鉄板を設置する予定になっておりますので、危険はないものというふうに認識をいたしております。

2番議員（西森三義） そういう万全な体制を取っているということで安堵いたしました。指宿ではですね、いろんな駅伝大会等も中学校、高校、開催されております。それがすべて陸上競技場を使うわけでございます。兼ね日頃から運動をしている選手であるからけがはないんでしょうけど、私から見たときには、ああいうふうなちょっとした段差でもですね、けがが発生するんじゃないかというふうに考えておりますので、そういうふうな万全の体制を取っているのであれば、いつの大会においても使用できるようにしていただきたいと思えます。

以上をもちまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時06分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、下川床泉議員。

9番議員（下川床泉） 9番、下川床泉です。よろしくお願ひいたします。12月議会最後の質問者となりました。

先日、指宿で紅白戦を行いました全日本女子バレーボールチーム、火の鳥日本が世界大会で目標にしていた念願の3位銅メダルを獲得いたしました。目の前で世界一流の紅白戦を見

せてくれた選手たちが、手に汗を握るプレーでたくさんの感動を与えてくださいました。本当にありがとうございました。

それでは通告をしてあります、2011年国際森林年の取組についてと、児童・生徒の健康管理と安全対策について質問をいたします。

私は毎年のように、国際年、世界年、国民年の取組について質問をしております。昨年は世界天文年の年でした。今年度、天体望遠鏡の購入をしていただきまして、子供たちをはじめ市民の皆さんが、星空観察会などで宇宙の神秘に見入っていました。今年は小惑星探査機、はやぶさが粒子を持ち帰り話題となりました。その帰還したカプセルが鹿児島県内でも展示をされ話題となりましたが、聞くところによりますと、はしむれでも24年2月頃、その展示が実現されるというふうに聞いております。今朝のニュースでは、そのはやぶさのDVDができたということで流れておりました。とっても素晴らしいことだというふうに思います。今年度は国民読書年の年でした。図書館や学校図書室での取組や学校・地域での読書活動や読み聞かせ、読書ボランティアの方々による活動など、読書に親しむ活動が増えてきました。図書館の電算システム導入の検討もなされていると聞いております。読書活動に携わったたくさんの方々に感謝を申し上げたいと思います。

さて、2011年、来年は国際森林年の年になります。指宿は森林に囲まれた緑が豊かなまちで、きれいな空気とすてきな自然に恵まれたまちであります。市の面積149km<sup>2</sup>のうち、およそ3分の1が山林ということになっているようでございます。その貴重な財産を子供や孫たちに残すためにも、森林の大切さを知ってもらいたい機会だというふうに思います。そこで、この国際森林年の年に、指宿市で森林を活用したイベントの実施計画はないのかをお尋ねをいたします。

次に、児童・生徒の健康管理と安全対策について質問をいたします。学校長を中心に、養護教諭をはじめ、先生方が児童・生徒の健康管理や、防犯ブザーの所持、通学路の安全確保をはじめ、学校内の安全対策については定期的に実施されていることを感謝申し上げます。学校内での身体測定は定期的になされているのか。また、健康診断はどのようになされているのか。そして、どのような項目がなされているのか、まず、お尋ねをいたしまして、1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 森林を活用したイベント等の開催についての質問でございますが、2011年は国連の定める国際森林年で、国連総会決議により現在・未来の世代のため、すべてのタイプの森林の持続可能な森林経営・保全の重要性に対する認識を高めることを目的としております。本市では、鹿児島県森林ボランティア連絡会とNPO法人縄文の森をつくろう会が主催する森林ボランティアの日の活動が、平成23年9月に魚見岳で実施される予定でございます。主な活動としては、桜の植栽、下刈、歩道整備、除間伐作業などが行われる予定でございます。森林ボランティアの日の活動とは、一人一人がそれぞれの立場で森林づくりに参加

する気持ちを醸成し、人と森林が共生する心豊かな社会を構築するとともに、森林ボランティア活動の社会的評価を高めていくことを目的として、平成15年に社団法人国土緑化推進機構が、9月の第3日曜日を森林ボランティアの日としたことが始まりのようでございます。今年9月19日に始良市で開催されました、第8回森林ボランティアの日の活動へ縄文の森をつくる会の会員7名と市職員3名も参加しております。縄文の森をつくる会では、ほかに平成16年に五人番のアコウ、平成20年にアラカシを移植、また建設中のビオトープ「てんちの杜」へ樹木・苗木の植栽などの活動をされております。今後も森林ボランティアの日等の活動を通じ、多くの市民の方々に森林や緑の大切さ、森林整備、環境緑化などについて普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

以下、いただきました質問の回答については、教育長、担当部長等に回答をさせていただきます。

教育長（田中民也） 身長、体重などの身体測定は、学校で学期に1回程度実施している状況であります。また、学校保健安全法施行規則に基づき、各学校では、毎学年6月30日までに健康診断を行っております。検査の項目は、脊柱及び胸郭の疾病や目の疾病、耳鼻咽喉頭疾患、歯及び口腔の疾病、結核の有無、心臓の疾病などについてであります。なお、心臓検診については、児童・生徒の突然死の予防や先天性の心臓病の発見などのために、小学校1年生、中学校1年、高等学校1年に対して実施しております。ぎょう虫検査については、寄生虫卵の発見を目的に、小学校1年から3年を対象に行っております。

9番議員（下川床泉） 森林ボランティアの日が毎年9月の第3日曜日ということで決まっているということでした。この日を中心に何らかの企画、例えば、森林組合が持っているトラックとかユニック車とか、機械、そういうのをですね、私たちはなかなか目にしたことがないというふうに思いますので、そういうのを産業まつり等でですね、展示をして、その中でふれあってもらう、子供たちもその車に乗ってもらうとか、そういうようなことができるようなイベントとかいうこともできるんじゃないかなというふうに思いますので、そのこともお願いをしたいなというふうに思います。

さて、森林を守っていくという上では、植樹をすることということが非常に大事なことだなというふうに思います。漁協の方々も魚を増やすために、植樹に力を入れているということも聞いたことがございますが、この森林年の年において、植樹祭の計画はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 例年、南薩地区4市におきまして植樹祭を開催しております。植樹祭では森林・林業功労者や学校環境緑化コンクール等の各種表彰、記念植樹、市内小・中学生を対象にした植樹祭テーマ公募、森林学習のパネル展示や体験コーナーを計画しているところです。小・中学生を対象とした標語を募集することによって、森林の果たす役割や機能への理解促進が図られ、環境問題にも触れることができ、例年多くの児童・生徒からの出

品が寄せられているところがございます。本市では、平成19年度に隼人松原周辺を会場とした植樹祭を開催しております。その時、約200名の参加で113本のクロマツやクロガネモチを植樹し、ドングリこま回し大会、きのこ種ごま打ち体験、天璋院篤姫ゆかりの地散策などを行っております。平成23年度は、指宿市と南薩地域振興局、南薩地域森林・林業振興協議会が主催する、第4回南薩地区植樹祭を指宿市で開催する計画になっているところがございます。

9 番議員（下川床泉） 平成19年に隼人松原周辺で植樹祭をして、200人ぐらいの参加があったということでした。113本の木を植えたということでした。ドングリこま回し等もしたということでしたけれども、平成23年も指宿市で開催をすると、計画があるということでしたので、是非、漁協はじめ、各種団体にも呼びかけて、そして子供たちにも呼びかけてですね、大々的に植樹祭をして、それに併せて大きなイベントも企画をしていただければありがたいというふうに思います。

緑の少年団が指宿市内にはありますが、どのような活動をしているのか。少年団のその現状と、今後の活動について、そしてまた、緑の少年団を増やそうというような考えはないのかをお尋ねをいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 緑の少年団は、県内で70団体が登録をされており、本市には、宮ヶ浜地区が地域単位で構成している、宮ヶ浜緑の少年団があります。宮ヶ浜緑の少年団は平成19年12月に結成をされ、現在の会員は小学校1年生から小学校6年生までと、中学生の希望者の25名で組織しております。平成22年度の主な活動としては、県民の森で開催される緑の感謝祭や緑の少年団交流会への参加、水質浄化シタケ貝放流、海岸清掃ボランティア、青戸緑の少年団との交流会、緑の募金活動などが行われているところでございます。次代を担う緑の少年団が、森林をはじめとする緑に親しみ、守り、育てる活動を通じて、心豊かに育つことを願い、指宿市としても、今後、支援をしてまいりたいというふうに考えております。

9 番議員（下川床泉） 宮ヶ浜緑の少年団が様々な活動をしているということでした。ちょうど国際森林年の年にもあたりますので、この緑の少年団もですね、増やすような活動ができればいいなというふうに思います。宮ヶ浜緑の少年団は、宮ヶ浜の海岸清掃やその公園に木で作ったイスを置いていただいております。それでは、その森林を活用した間伐材はどのように利活用されているのか、また、今後の利用促進についてどのように考えているのかをお尋ねをいたしたいと思います。

産業振興部長（吉井敏和） 本市の森林資源は充実しているものの、決して林業が盛んな地域ではございません。しかし、平成22年8月に完成した丹波小学校の木造2階建ての新校舎などは、関係機関のご尽力により、地元で調達された杉材を使用したところでございます。また、鹿児島森林組合では、机・いす等の製作・販売を行い、いぶすき産業まつりで地杉を利用した木造ミニハウス等を展示し、地元材利用のPRも行ったところでございます。今後、地元

材利用を進めていくためには、木造施設整備に関する情報収集、木材利用に対するPRの推進、需要者ニーズに対応できる木材供給体制づくりや間伐材の利活用方法等について、地材地建いぶすきの家づくり協議会などの関係機関とも連携を図りながら、その促進について連携しながら、推進してまいりたいというふうに考えております。

9番議員（下川床泉） はい、お願いしたいと思います。それでは、学校内で、今、丹波小でそういう活用をしたということでしたが、今度は、学校内で学校独自の森を保有している学校があるというふうに聞いておりますが、この学校林を持っている学校は各校ぐらいあるのか。そして、その学校はどのような活動、取組がなされているのかをお尋ねをいたします。

教育長（田中民也） 学校林を持っている学校の活動についてのご質問ですが、現在、学校が所有している学校林はありませんけれども、柳田小学校と山川小学校、指宿商業高校におきまして、PTAが管理している山林があります。柳田小学校は、毎年2月に、6年生とその保護者、教職員が杉林の中で、下草払いなどを行いますとともに、講師を招きまして樹木の材木活用、治山や治水、地球温暖化に及ぼす影響など、樹木の果たす役割についての学習会も行っています。また、当校はこれまでに県緑化推進大会学校造林コンクールの部で優良校となったり、学校林間伐や一部植林も行っております。平成21年度には、山林より切り出した材木で、門柱の建て替えも行っているところでございます。

9番議員（下川床泉） PTAで管理をしている山林だということでしたが、そういう山を持っている学校では、今、教育長からお話があったとおりいろんな活動ができていますけれども、そういう学校林といいますが、PTAが管理をしているような森、森林を持っていないところは、この国際森林年の年にあたってどのような活動、森林と取り組んでいる活動はどんなことをすればいいのか、検討がなされているのかをお尋ねをいたします。

教育長（田中民也） 西指宿中学校では、総合的な学習の時間に、校区内の岩本地区にある山林での間伐を体験する活動や植樹活動、木工体験学習、高江山の登山道整備活動などを行っております。このような自然環境学習が評価され、本年度11月には、自然公園ふれあい全国大会実行委員会が主催いたします、こども自然環境学習発表会が鹿児島市でございましたけど、研究発表を行っております。生徒は、校区内の自然環境の移り変わりや、環境と共存して生きる必要性を学び、大変有意義な学習となっております。議員ご指摘のように、来年は国際森林年でございますので、このような西指宿中学校のような活動が、ほかの学校にも広まるよう紹介をし、指導してまいりたいと思っております。

9番議員（下川床泉） 子供のころから森林に親しむ活動、このことはまた環境問題にも一つのことになるかというふうに思いますので、大事だというふうに思いますので、是非よろしくをお願いをしたいというふうに思います。

建設業組合青年部の方々の活動の一つに、外で使える長いすの作製を子供たちと一緒にし

てくださっております。このような活動を積極的に行うことが必要なことだと思いますので、是非、国際森林年の取組を考えていただきますようお願いいたします。

次に、海外の砂漠地帯への植林についてをお尋ねをいたしたいと思います。砂漠地帯ではどんどん砂漠化が進んでおります。私は22年前に中近東のイスラエルに行き、砂漠地帯を見てきました。2年前にはアフリカのチュニジア共和国に行きまして、サハラ砂漠の現状を見てきました。砂漠の進行を遅らせるため、また、砂漠地帯を緑化するために日本の技術が生かされております。井戸を掘り水を求め、植林をして、少しずつではありますが緑化が進んでいます。日本の近くでは、中国でも植林活動が盛んに行われています。このような植林ツアーといいますか、この植林ツアーに行く市民を募集する、もしくは、それに参加する方々への参加費用を一部補助するというような考えはないのか。これは国際森林年の年、1年限りの事業ということになるかもしれませんが、是非、この国際森林年の年にですね、やってもらえないかなということで質問をしておりますので、よろしく答弁をいただきたいと思います。

産業振興部長（吉井敏和） 議員ご指摘の人口増加が進む中国の内陸部、内モンゴル自治区にはゴビ砂漠など、広大な砂漠が広がっておりまして、ここはかつて森と草原の豊かな大地であったというふうになっているようでございます。近年、内陸部の砂漠化が進んでいるようでございますけれども、この問題は中国やその他、砂漠を抱える国だけの問題だけではなく、もはや地球全体の問題として積極的な対策を講ずるべきとする日本政府は、ODA予算から幾らかの民間ボランティア団体にNGO事業補助金を交付し、植林など緑化活動を始めています。これらの活動は長期的でかつ時間を要するため、すぐには成果が出ないということから、現地の人々との息の長いボランティア活動を必要としているようでございます。現在、日本でもいろいろな団体等がボランティア活動や体験ツアーで参加者を募っておりますけれども、県を含めて行政では、参加者の募集・参加補助はしていないという実情のようでございまして、本市としても厳しい財政状況の中で、現状では無理なのかなという認識を持っているところでございます。

9番議員（下川床泉） なかなか厳しいというような答弁でございましたけれども、今回、12月補正の中では、51万円の旅費、中国に3人が行って、交流の準備といいますか、足がかりにしようというような内容だったかというふうに思います。例えば、この51万円があれば、一人3万円ずつ旅費の補助をしますと、17人の方々が行くことが、参加することができます。中国には今、鹿児島空港から定期便が出ておりますので、少し安い金額です、行けるのではないかなというふうに思いますが、そういうことも考えていただいて、そしてまた、国際森林年という年は、来年1年間だけの企画でございまして。この年に植林、海外環境問題という意識の高揚にもなると思いますが、その植林を中国で行うための補助は考えられないのか。海外派遣の意味もございまして、そういう環境に対する意義も深いものがあるというふ

うにと思いますが、このことについては市長はどのように考えますか、お尋ねいたしたいと思います。

市長（豊留悦男） 今回、12月補正におきまして、中国からの観光客誘致に向け、中国との都市交流を進めるための旅費を計上していただいたところでございます。これは、新幹線鹿児島ルート全線開業に伴い、アジア、特に中国からの観光客誘致に向けて、中国との交流を進めていこうとするものでございます。新幹線開業にあわせて中国からの観光客一行をお迎えすることや、今後、中国・韓国との交流を推進しながら、民間交流を促進し、観光客の誘致はもとより、農産物の交流等も進めていこうとする、そのきっかけにしたいと思っているからでございます。そのような交流の取組の中で、中国での植林という話が出てきた際は、今後検討することもあるかと思っていますところでございます。

9番議員（下川床泉） 分かりました。九州新幹線開業に向けての中国からの受入れのためということでもありますので、大事な旅費だというふうに思います。是非、中国に行かれた際にはですね、そういう砂漠地帯のこととか、また植林のこと等もですね、どんなふうになっているのかということも、研究していただければありがたいなというふうに思いますし、また、来年が国際森林年の年でありますけれども、その森林年の年だから行くということも大事ですけれども、それが終わってからも永久のテーマだと、砂漠地帯への植林とかはですね、永久のテーマだというふうに思いますので、これが1年遅れになろうか2年遅れになろうか、できるようにですね、何とか考えていただければありがたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、国際森林年の取組については終わりたいと思います。

次に、児童・生徒の健康管理と健康診断についてお尋ねをいたしたいと思います。先ほど学期ごとに身体測定を定期的に行っていると、6月30日までに健康診断をしていると、新小学校1年生、中学校1年生、高校1年生に対しては心臓病などの検診も行っているということで、内科医的な健康診断を中心に行っているということでございました。それでは、そういう検査によって再検査が必要な児童・生徒に対しては、どのような対応になっているのかをお尋ねをいたします。

教育長（田中民也） 各学校においては、健康診断終了後、本人と保護者に対して、その結果を通知するようにしております。児童・生徒にむし歯が発見されたり、視力低下が見られたりした際には、治療勧告を行い、受診後はその治療結果を保護者が学校長に報告するようにしています。また、心臓検診で精密検査が必要となった児童・生徒に対しては、二次検査までは保護者負担は無料で実施できるようになっております。尿検査において、精密検査が必要な児童・生徒に対しては、自己負担による精密検査を受診してもらっております。ぎょう虫検査では、精密検査が必要な児童に対しては、その治療費については自己負担となります。結核の有無については、まず問診票、学校医の診察を行い、精密検査対象者の選定は結核対

策委員会で判定しております。精密検査までは無料で実施できますが、ここ数年、精密検査を受診した市内小・中学校の児童・生徒はいないところでございます。

9番議員（下川床泉） 再検査が必要な児童・生徒に対して、再検診料が行政負担で再検査ができるというものもあるし、自己負担で再検査をするものと二通りあるということが分かりました。例えば、再検査で入院とか、通院での治療になった場合、当然これは3割負担の個人負担だということになるというふうに思います。そこでお尋ねをいたしますが、乳幼児のときは乳幼児医療制度がありまして、それなりの補助があります。小学校に入った後も児童・生徒に対しての何らかの補助制度があってもいいのではないかというふうに考えますけれども、そのような補助制度を新設する考えはないのかお尋ねをいたします。

健康福祉部長（田代秀敏） 現在、私どもが実施いたしております乳幼児の医療費助成制度の拡充ということについてのご質問をいただきました。県内それぞれの自治体が、独自の乳幼児医療費助成制度の拡充を行っていることは十分認識しております。子育て家庭にとりまして、家計に係る医療費の負担は厳しいものがあると思われ、できるだけ無料化したいというのは皆の願いだろうというふうに思っております。市といたしましても、重要施策の一つといたしまして、子ども医療費の助成や子育て支援策を掲げております。既存事業の見直しや再編・精査する中で、その方向性を見いだせればというふうに思っているところでございます。

9番議員（下川床泉） 先ほどの教育長のお話の中では、再検査で入院とか通院をするような方は、いなかったということでもございましたけれども、今後、そういう方々が出てくるかもしれないので、是非、小学校に入った後もそういう制度が、補助制度があればなあという考えから質問をさせていただきますが、例えば、乳幼児医療費制度、現在やっている乳幼児医療費制度で1年間その制度を小学校の児童に適用すると、今の乳幼児医療費制度が幾らぐらいかかっているかで、大体分かるというふうに思いますが、どのぐらい市負担が増えるのか、試算をしているのかお尋ねをいたします。

健康福祉部長（田代秀敏） 現行の制度で見ますと、1歳当たり370万程度となっております。乳児期は、病気に対する抵抗も弱く病気にかかりやすく、医療費も増大しますが、学童期になりますと体力が付くことで病気に対する抵抗力が付いてくることから、病院への回数も減ってまいります。低学年と高学年との差は出てまいりますけれども、1歳当たり約300万円ほどではないかというふうに見込んでいます。具体的施策を推進していく場合に、いつまでに、何を、どうやってやる、そのための財源の裏付けはどうすることが最も重要なこととございます。この事業につきましても、財源の確保が最大の課題であろうというふうに考えているところでございます。

9番議員（下川床泉） おおよそ370万円ぐらいだということでした。確かに小学校に入ってくると、高学年になればなるほど体力も付いてくるし、病気にかかる方々も減ってくるだろ

うということで、おおよそ300万円ぐらいかなあという答弁でしたけれども、1年間1年生の子供だけだと、370万円の新たな予算が必要だというような意味合いにもなるのではないかなというふうに思いますので、児童・生徒に対する補助制度ということも、市独自で今後考えていかななくてはいけないことだというふうに思いますし、国の施策として制度化すべきだというふうにも思いますので、是非、このことについてはですね、市長会あたりでも強く要望をしてほしいなあと思います。

次に、学校内の整備についてお尋ねをいたします。学校内での事故の件数は全国で110万件あると。これを365日で割りますと1日におよそ3千件の事故が発生をしているようでございます。今回、12月議会にも小学校の子供たちが傍聴に来ていただきましたけれども、その中でも二人の子が松葉杖をついておりました。学校内での事故じゃないかなあという心配もしましたけれども、どんな事故か聞いておりませんが、水はけの悪い運動場や体育施設の整備というのはどんなふうになっているのか。計画的に取り組んでいるのか。また、そういうものの不備のためにけがをした例はないのかをお尋ねをいたします。

教育部長（吹留賢良） 学校によりまして水はけの悪い運動場などがあります。このような運動場の場合は、周囲の排水溝の整備や砕石及び表土の全面的な入れ替えなど、大がかりな工事となるため、1校当たり3,000万円を超える費用が必要となります。また、補助事業への採択も限定的なため、通常予算の範囲ではなかなか改修へ着手できないのが現状であります。今後も補助事業への採択の要望や有利な財源措置などの活用により、整備できるよう検討してまいりたいと思います。また、体育施設につきましては、学校では月1回、安全点検を実施しております。その際、学校施設に不具合を発見し、学校で対応できない場合は教育委員会へ報告することとなっております。学校からの報告により修繕等が必要な施設については、担当職員が現地確認を行った上で、必要性や緊急性、優先度などを判断し、予算の範囲内で状況に応じた対策などを講じているところでございます。

けがについては、今のところ聞いていません。

9番議員（下川床泉） 今年ちょうど運動会の時期、体育祭の時期に雨が降ってですね、特に水はけが悪いなあというような思いも強くしたところでしたけれども、運動場改修には3,000万円ほどかかるということですので、なかなか緊急にはいかないかというふうに思いますが、是非、計画的にですね、そういうものは取り組んでいくべきではないのかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

小・中学校内にある器具、遊具等の点検はどのようになされているのか。また、過去2年間で修繕箇所はどのくらいあるのかお尋ねをいたします。

教育部長（吹留賢良） 点検につきましては、小・中学校全校において、全教職員で毎月1回遊具の安全点検を実施しています。教育委員会では、随時、学校訪問時や長期休業中に管理職立ち会いのもと、全遊具の安全点検を実施しており、点検時に危険性が高いと判断された

ものから早急に対応を取っているところです。最近2年間の遊具の修繕は、鉄の腐食により穴が空いた部分や、錆の進行が激しいものなど、老朽化のあるものについて、学校体育安全対策事業費で修繕したものは、平成20年度が10小学校において27か所、平成21年度が7小学校、1中学校において20か所を修繕しております。

9番議員（下川床泉） 是非、子供たちの安全のためにですね、補修点検をしっかりとっていただきたいというふうに思います。

次に、インフルエンザのことについてをお尋ねをいたします。寒暖の差が激しくなりまして、インフルエンザが心配をされる季節になってきました。昨年大いな猛威を振ったインフルエンザですけれども、今年も、もう既に学級閉鎖になっているところもあるようでございます。インフルエンザの対策について、学校での指導はどのようになされているのかをお尋ねをいたします。

教育長（田中民也） 本年の11月に南薩地区におきまして、特別支援学校がインフルエンザの集団発生により臨時休業したところがございますけれども、12月16日現在、市内の児童・生徒のインフルエンザ罹患者数でございますが、小学生が1名、指宿商業高校生2名でございます。市教育委員会では、10月、11月の管理職研修会におきまして、流行時を見すえた学校保健の在り方についての危機意識を高めるとともに、適切な保健指導がなされるよう、うがい・手洗いの励行、咳エチケットなどが十分定着するよう指導を行っているところでございます。また、市の養護教諭研修会においても、ノロウイルス起因の感染性胃腸炎の防止のため、嘔吐物の適切な処理方法や感染拡大を防止するための方法等についても、インフルエンザ対策と併せて指導を行ったところでございます。さらに、市教育委員会発出の11月29日付けインフルエンザの集団感染防止の依頼文書により、罹患者が発生した際の対処方法や、市教育委員会への報告方法、学校医との連携の在り方、市が臨時休業等を判断する際の罹患者数の目安等について、周知徹底を図っているところでございます。また、9月より保健所との連携を更に深め、南薩地域感染症危機管理情報ネットワークからの情報を元に、定期的に地区内の感染症に関する情報を各学校に発出し、児童・生徒や学校職員に対しまして、注意喚起を促しているところでございます。12月に入りインフルエンザの流行時期を迎えるにあたり、今後も関係機関と更なる連携を取りながら、各学校が混乱なく、適切な対応ができるように進めてまいりたいと考えております。

9番議員（下川床泉） それでは、インフルエンザの予防接種をしているというふうに思いますが、それぞれ個人でですね。その個人個人でやっている予防接種の補助の状況といたしますが、受診の状況はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

健康福祉部長（田代秀敏） 新型インフルエンザのただいまの10月1日以降の接種状況でございますけれども、15歳未満が1,209名、15歳から64歳が1,854人、それから65歳以上が2,964人、妊婦の方が15名、合計6,042名の方が、現在、接種を済ましているという状況でございます。

ます。

9 番議員（下川床泉） 今回、医師会の協力もあって、予防接種の補助をいただいて、それぞれやっているということですが、15歳以下が1,200人くらいということでしたので、すこし少ないのかなというふうに心配もしているところです。ある程度自己負担があるということですね、これが少なければ少なくなるほど予防接種をする方々も増えてくるのではないかなと思われまますので、今後、そういう補助の在り方等もですね、医師会の協力もいただきながらやっていただければなと思いますが、特に中学校3年生の受験をする子供たち、受験を目指して不安があるというふうに思いますけれども、こういう子供たちに対してはもう少し手厚く補助ができないのか、補助すべきではないのかなというふうに考えたりもしますが、このことについてはどうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

健康福祉部長（田代秀敏） 中学生、受験前ということもあって、親御さんもお心配だろうという部分は分かりますけれども、中学生につきましての私どもの助成状況でございますが、市民税の非課税世帯は当然のこと全額公費助成という形になりますが、課税世帯の中では、市の単独事業として一部助成を行っております。これは医師会の努力によりまして、3,600円の基準額を3,200円の設定していただきまして、中学生につきましては、自己負担額2千円、残りの1,200円は公費助成という形にしてございます。それから、南薩地区にありましては中学生に対する助成というのは、私ども指宿市のみでございます。

9 番議員（下川床泉） 予防接種補助が大きくなればなるほど、接種をする方々は増えてくる。インフルエンザもかかりにくくなっていくということだし、是非、中学校3年生という、この歳の子供に対してはですね、少し補助を増やすようなことも考えていただければなというふうに思いますので、今後検討していただきたいというふうに思います。

最後の図書室へのクーラー設置については、何回となく質問もしてございますが、今年の夏は異常に暑い夏でした。今年1年を表す漢字も暑いという漢字でした。児童・生徒は暑い夏にも負けずに勉強にスポーツに頑張っているというふうに思いますが、保健室にクーラーが設置をされています。また、普通教室に扇風機が設置をされました。今度整備するのは図書室だというふうに思います。図書室へクーラー設置のある学校とない学校とあるわけですが、クーラー設置のある学校はどこどこあるのか。そしてまた、今後、設置をする検討については、どのように考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

教育長（田中民也） 現在、市内17小・中学校のうち、図書室には、開聞地区の小・中学校3校と北指宿中学校及び丹波小学校の計5校に設置されております。この設置されました理由でございますけど、開聞地区の小・中学校は旧開聞町立のときに設置がされております。北指宿中学校につきましてはP T Aの方でご設置いただいておりますし、丹波小学校につきましては、今回新設いたしましたので設置ということで、その5校でございます。なお、全校の保健室にはクーラーを設置済みでございます。今後の計画についてのお尋ねでございます

けど、私どもとしましては、まず校舎及び体育館の耐震補強工事を優先的に実施することといたしまして、図書室のクーラー設置についても検討はしてまいりたいと、このように考えております。

9番議員（下川床泉） 児童・生徒の健康管理と安全対策について質問をしてきましたけれども、将来の指宿を担っていく子供たちのためにですね、安心して学校生活を送っていただけますように、心身ともに健やかな成長ができますようお願いをいたします。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（松下喜久雄） これにて、一般質問を終結いたします。

#### 散 会

議長（松下喜久雄） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

#### 指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 森 時 徳

議 員 井 元 伸 明

## 第4回指宿市議会定例会会議録

平成22年12月22日午前10時 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員の選任
- 日程第3 指宿地区消防組合議会議員の補欠選挙
- 日程第4 議案第83号 指宿市過疎地域自立促進計画について
- 日程第5 議案第84号 指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第85号 指宿市開闢農業用かんがい用水施設条例の一部改正について
- 日程第7 議案第86号 平成22年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第8 議案第92号 平成22年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第87号 平成22年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第88号 平成22年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第89号 平成22年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第90号 平成22年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第91号 平成22年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 審査を修了した請願及び陳情（請願第2号・第3号，陳情第9号・第10号）
- 日程第15 閉会中の継続審査について（請願第4号，陳情第7号・第8号）
- 日程第16 意見書案第8号 免税軽油制度の継続を求める意見書（案）
- 日程第17 意見書案第9号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への対応に関する意見書（案）
- 日程第18 新川床議員の発言取消申出の件
- 日程第19 議員派遣の件

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	10番議員	中村洋幸
11番議員	前之園正和	12番議員	物袋昭弘
13番議員	前原六則	14番議員	福永徳郎
15番議員	新川床金春	16番議員	六反園弘
17番議員	前田猛	18番議員	大保三郎
19番議員	下柳田賢次	21番議員	森時徳
22番議員	松下喜久雄		

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	富永信一
教育長	田中民也	総務部長	渡瀬貴久
市民生活部長	井元清八郎	健康福祉部長	田代秀敏
産業振興部長	吉井敏和	建設部長	吉永哲郎
教育部長	吹留賢良	山川支所長	岩崎三千夫
開聞支所長	中間竜郎	産業振興部参与	浜田淳
総務課長	森健一	企画課長	下吉龍一
財政課長	邊見重英	市民協働課長	上村公德
長寿介護課長	野口義幸	建設監理課長	三窪義孝
水道課長	松元修		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 新村光司  
主幹兼調査管理係長 上田 薫

次長兼議事係長 福山 一幸  
議事係主査 濱上 和也

開 議

午前10時11分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、西森三義議員及び浜田藤幸議員を指名いたします。

#### 議会運営委員の選任

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、議会運営委員の選任を議題といたします。

本件については、議会運営委員に欠員が生じていることから、議員1名を選任するものがあります。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、高橋三樹議員を議会運営委員会の委員に指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時17分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

議会運営副委員長に田中健一議員が互選されました。

#### 指宿地区消防組合議会議員の補欠選挙

議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、指宿地区消防組合議会議員の補欠選挙を議題といたします。

本件については、消防組合議員に欠員が生じていることから、当消防組規約第5条の規定により、議員1名を選出するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議長によって指名することに決定いたしました。

ご指名申し上げます。指宿地区消防組合議会議員に大保三郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました大保三郎議員が指宿地区消防組合議会議員に当選されました。

#### 議案第83号及び議案第84号(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長(松下喜久雄) 次は、日程第4、議案第83号、指宿市過疎地域自立促進計画について、及び日程第5、議案第84号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長(木原繁昭) おはようございます。総務水道委員会へ付託されました議案第83号、指宿市過疎地域自立促進計画について、及び議案第84号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、の2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日に委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第83号及び議案第84号の2議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第83号について。6年間ということですが、事業の優先順位は既に決まっているのですかとの質疑に対し、平成22年度事業の過疎債充当はもう決まっています。全部で36事業ですが、充当額としては、過疎債がハード事業で9億3,410万円、また、今回から実施できるソフト事業は9事業で約9,379万6千円で、合計の10億2,780万円程度充当するようにして

いますとの答弁でした。

23年度以降の計画は考えているのですかととの質疑に対し、23年度以降の過疎債額等はまだ決まっていますが、今回、6年分の事業を掲載していますので、総額事業費は、22年度が70億8,000万円程度であったのですが、23年度以降は、87億円から90億円程度を予定しています。これもその年の予算等の絡みもありますので、できる、できないという問題ではなく、そういう事業を掲載したということですとの答弁でした。

合併と同時に市内全域が過疎地域に指定されたということですが、平成20年度の地方債のうち過疎債が5億1,370万円、過疎対策事業費が6億8,570万円ですけれども、過疎対策事業に対しては、過疎債を全部というわけにはいかなかったのですかととの質疑に対し、地方債には、過疎債のほかに、合併特例債、一般公共事業債、様々な種類がありますが、それぞれ対象となる事業が詳細に決められており、その取扱量によって充当しているところです。過疎債は、過疎計画に記載されているものの中から、過疎債の対象となるものを選定し、充当した結果、ここに掲載されたような金額になっているところです。第二次集中改革プラン等に基づいて、各年度の地方債発行額が償還元金を上回らないように抑制し、後年度の公債費抑制を図るよう努力しているところです。事業の地方債充当には、償還元金の範囲内で最も有利な地方債である過疎債を優先し、過疎債に該当しない事業については、他の地方債を活用しているところです。また、地方債の借入年度と、借入後、事業を完了し、実績として計上する年度に差があるため、同額とならず差が生じているところです。辺地債、過疎債とも100%充当でき、辺地債の交付税措置は80%、過疎債が70%、次は合併特例債で、95%の充当率で交付税措置が70%となっています。この順序にしたがって借入をしていくのがいいのですが、過疎債は、集落と集落を結ぶ基幹道路とか、対象事業はそれぞれ決まっています。小学校の建設事業では、これまで統廃合等をなされる小・中学校の建設には過疎債が効きまるとなっていました。今回の過疎法改正で統廃合要件は撤廃されています。丹波小学校には過疎債が適用できずに、合併特例債を使ったということですが、統合という要件を満たせば過疎債を使えたということから、それぞれの起債について条件が決まっていますとの答弁でした。

意見として、過疎債は6年間延長ということですが、できるだけ有効に活用して、事業が展開できるように努力していただきたいというものがありました。

次に、議案第84号について。技能・労務職員はどういう方々で、何人いらっしゃるのですかととの質疑に対し、給食センター技師、学校主事の方々が該当し、現在、36名ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第83号及び議案第84号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号及び議案第84号の2議案は、原案のとおり可決されました。

議案第85号(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長(松下喜久雄) 次は、日程第6、議案第85号、指宿市開闢農業用かんがい用水施設条例の一部改正について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長(前原六則) 産業建設委員会へ付託されました議案第85号、指宿市開闢農業用かんがい用水施設条例一部改正について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月7日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

かんがい用水を使用している人数と、説明の時に出的意見はとの質疑に対し、対象は約3.8haで、28筆を見込んでいますが、使用者として把握しているのは44名です。また、10月21日に脇公民館で説明会を実施しましたが、賦課される面積は登記面積ではなく耕作面積で、南薩土地改良区と同様にしてほしいという意見や、かんがい用水の水源が、日量800tの処理能力の井戸ですけれども、レインガンで大量に撒けば、他の所は水が出なくなるのではないかという意見があり、お互いに節水をしながら使うようお願いしたところでしたとの答弁でした。

10a当たりの使用料が年間2,800円ですが、年2回検針をして支払いをしていた方々は、幾らぐらい払っていて、増減があるのですかととの質疑に対し、個々の使用料は違います。使用

数量によって出た金額と、耕作面積に2,800円を掛けたものと、トータルで見ますと、同額程度になると思いますとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第85号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第86号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第7、議案第86号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会へ分割付託になりました議案第86号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日に委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、総務課所管分について。蛍光灯のPCB関係は、最近分かったのですかとの質疑に対し、蛍光灯の安定器は、平成20年7月に改修を行いましたが、それ以前から庁舎にPCBの入った蛍光灯があることは理解していました。特に、それまで支障がなかったので、故障

が発生した時点で、その都度回収をしていましたが、P C Bを含む廃棄物処理の指導があり、20年にすべて回収しました。回収した物はステンレス容器に入れて厳重に保管をしていましたが、県のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき、23年3月に処理をするということで、廃棄物処理業者から通知があり、今回、処理する予算をお願いするところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、人事秘書課所管分について。職員総務費の旅費59万円は、中国との都市交流を勧めるための訪問旅費だということですが、中国語が話せる職員がいるのですかとこの質疑に対し、中国語を話せる職員はいませんが、今、財務省も中に入って、訪問先も含めた話をしていまずので、訪問した時には、大使館なりをお願いをして、話を進めていこうと思っていますとの答弁でした。3名を派遣したいということですが、今後の方向・計画など、具体的なものがあるのではないのですかとこの質疑に対し、中国の沿海部のアクセスのいい解放区で、交流のしやすい所ということで限定をし、外務省とも作業を進めているところですよとの答弁でした。

意見として、本市も観光立市を主張していますので、中国の観光誘致は、大変魅力のある国であろうと思います。単独で中国に行くのではなく、県内でも中国と交流をしているところもありますので、アドバイスをいただいたり、仲介をいただいたりして、意味のある交流を続ける努力をしていただきたいというものがありました。

なお、財政課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、選挙管理委員会事務局、企画課、監査委員事務局、議会事務局につきましては、人事院勧告に伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（井元伸明） 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第86号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月の6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について申し上げます。小学校の教科書改訂に伴う購入ということですが、この改訂は定期的なものなのですか。また、当初予算という考えはなかったの

すかとの質疑に対し、学習指導要領の全面改訂は、ほぼ10年のスパンととらえていますが、今回は全面改訂ということで、今までの教科書が指導書が使えなくなってしまったということで、今回の指導書及び教科書の購入には1,180万9千円必要になるかと考えています。そのうち、243万円は当初予算で計上していますが、指導書購入価格の平均が1万2,383円と高い金額になりました。全体で895冊を購入したいと考えていますので、1,108万3千円必要となりますとの答弁でした。

要保護・準要保護の就学補助が増額ということですが、その主たる原因はとの質疑に対し、経済的なもの、失業・病気によるもの、いろんな要素が絡んで、毎年増加になっている状況ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、市民協働課所管分について申し上げます。旅券事務の権限委譲は来年度ということですが、パスポートの申請から発行の一連の事業は、市民協働課で扱うことになるのですかとの質疑に対し、旅券の作成は県の方で行います。申請書を受理し、審査後、関係書類一式を県のセンターに郵送し、センターで作成した旅券を市役所の窓口で交付するということとなりますとの答弁でした。

公民館建設に20万円、放送施設に30万円ということですが、同じ施設の補助金なのかとの質疑に対し、公民館建設は利永区が主なもので、放送用の補助金は、山川4区、福元、町、成川、大山区のシステム改修に掛かるものが主なものですとの答弁でした。放送設備を持たない地区、集落がどれくらいあるのか把握されているのですかとの質疑に対し、公民館を持たない地区、放送施設を有しない地区がありますけれども、山川・開聞地域には防災行政無線がありますので、そちらで伝達はできると理解していますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について申し上げます。はり・きゅう施術費の追加は、見込みが足りなくなったということですが、受ける人数が増えてきたのですか、それとも1人当たりの使用枚数が増えたのですかとの質疑に対し、21年10月時点では、発行した人数が1,579人、今年が1,750人で、使用枚数は、昨年10月で1万1,913枚、今年が1万3,975枚、平均すると7.2枚と、7.9枚になります。人数は増えていますが、1人当たりの枚数は、それほど増えてないところですよとの答弁でした。

自動火災報知設備が1施設に100万円補助ということでしたが、他の所には付けなくて良かったのですかとの質疑に対し、他の施設の通報設備などは設置が済んでいます、スプリンクラー、通報装置が設置されていない分を整備して、今回ですべてが整備されるということですよとの答弁でした。100万円の1施設はどこですかとの質疑に対し、自動火災報知設備が1施設100万円ですが、グループホームえがおに付けますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について申し上げます。母子等福祉費の資格取得の中で、看護師

などということですが、このなどには、どういう資格が対象になりますかとの質疑に対し、対象資格は、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、その他、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めるものとなっていますとの答弁でした。

保育所のAED設置補助は、近隣の住民も使えるようになっていますが、設置場所によっては、日曜日とか休園の時に、使用したくても使用できないことも想定されるのですけれども、どの様に考えていますかとの質疑に対し、地域の安心・安全の拠点ということで、設置のほかに、地域住民を巻き込んだ講習会が課せられている事業なのですが、日曜日は保育所が休みですけれども、土曜日、休日保育等をしている園については活用できると思いますとの答弁でした。保育園のAEDは既に設置されている所もあり、今回、5園の希望があったということですが、それを合わせて何園に付くことになるのですかとの質疑に対し、設置している所が6園、設置していない所が7園となるようです。今回、5保育所に設置しますが、2園は設置の要望がなかったということです。また、利永保育所には設置していませんとの答弁でした。

子ども手当の受給者増は、当初見込みより増えたということですかとの質疑に対し、当初の段階では、受給対象者を調整して約4,600人と予算計上しましたが、公務員などの関係や、中学生との関係もあり、4,936人となっていますので、約300人の人数が増えたことになりま

すとの答弁でした。

意見として、AED設置事業の主旨が、近隣住民のためにもなりますので、園と十分協議して設置していただきたいというものがありました。

次に、健康増進課所管分について申し上げます。保健センター開放・育児相談事業の工事請負費480万円の内容はとの質疑に対し、指宿保健センターのカウンターが高いことから、低くして、相談事業ができるようにするものですとの答弁でした。カウンターを低くするだけで480万円もいるのですかとの質疑に対し、カウンターの所のガラス窓を取り払って、対面式でできるように考えていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、環境政策課、税務課、教育委員会総務課、市民スポーツ課、学校給食センター、指宿商業高校につきましては、人事院勧告に伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（前原六則） 産業建設委員会へ分割付託になりました議案第86号、平成22年

度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月7日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分については、松くい虫伐倒駆除事業費が628万7千円の増ですが、松くい虫駆除の状況はどのようになっているのかとの質疑に対し、今回の補正で750m<sup>3</sup>になるのですが、そのうち、指宿地域が100m<sup>3</sup>で、主な所は魚見岳周辺です。山川は530m<sup>3</sup>で、尾下地区、鷲尾岳、大山地区、利永地区、長崎鼻と広範囲にわたっています。開聞地区は120m<sup>3</sup>で、多宝仏塔周辺と、開聞岳の東側と、仙田でも一部出ていますとの答弁でした。

かごしま森林組合への高性能林業機械3台購入事業費に対する補助は、かごしま森林組合へとなっていますが、指宿市全体を含めるのかとの質疑に対し、以前は、いぶすき森林組合だったのですが、広域合併をして、かごしま森林組合の名称になっていますので、事業主体はいぶすき支所ですけれども、名称は、かごしま森林組合となりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、観光課所管分については、記念イベントは実行委員会を組織し、今からスタートすると思うのですが、その構成団体はどういった団体ですかとの質疑に対し、構成についても、今後検討することになると思いますが、指宿市、JR九州、観光協会、商工会議所、なのはな商工会、鹿児島交通、タクシー協会、建設業組合、造園組合、おかみの会、青振連、子ども会育成会、JCなど、参加の同意が得られれば入っていただくと考えていますとの答弁でした。

意見として、指宿は東洋のハワイと言われていますが、駅を降りた時に、ハワイのイメージがありませんので、ハイビスカスなど、ハワイのイメージになるような、インパクトのあるまちづくりを考えていただきたいというものがありました。

次に、都市整備課所管分については、遊具は何基なのか。また、どのような物なのかとの質疑に対し、幅1m、長さ2m、高さ1.6m程度で、子供たちが中に乗って揺らすスプリングタイプの遊具で、1基ですとの答弁でした。遊具類を設置する順番があるのですか。なぜ、西公園なのかとの質疑に対し、COCOはしむれに設置されているスマイル広場の活動拠点に近いということで、今回は西公園に予定いたしました。遊具設置の順位は、要望等をお聞きしながら検討したいと思っていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について。港湾建設費で九州整備局に行かれる旅費を計上されて

いるのですが、何名ですかとの質疑に対し、九州地方整備局へ2人が2回と、東京へ2人が1回ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、農業委員会所管分については、未加入者に対して報償費を出しているのですかとこの質疑に対し、受給者会の役員に対する活動報償費ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、商工水産課、土木課、建築課につきましては、人事院勧告に伴う人件費のみの補正ですので、特に説明は求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第86号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

議案第92号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第8、議案第92号、平成22年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会へ付託されました議案第92号、平成22年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日、委員出席のもと審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第92号は、人事院勧告に伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第92号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第87号及び議案第88号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第9、議案第87号、平成22年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、及び日程第10、議案第88号、平成22年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第3号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（井元伸明） 文教厚生委員会へ付託されました議案第87号、平成22年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、及び議案第88号、平成22年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月の6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第87号について報告いたします。

システム改修委託料が105万円ですが、どのような内容変更をするためのシステム改修と

なるのですかとこの質疑に対し、鹿児島県国保連合会が電算化して、平成23年4月から本格的稼働となります。連合会から帳票が送られて来るのですが、そのデータが大幅改修してきますので、それに基づいて、連合会とあわせるための変更ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、議案第88号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありますので、討論を終結いたします。

これより、議案第87号及び議案第88号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号及び議案第88号の2議案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時06分

議案第89号～議案第91号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、日程第11、議案第89号、平成22年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、から日程第13、議案第91号、平成22年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（前原六則） 産業建設委員会へ付託されました議案第89号、平成22年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、及び議案第90号、平成22年度指宿市

唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について、並びに議案第91号、平成22年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、の3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月7日に全委員出席のもと、審査いたしました結果、議案第89号から議案第91号までの3議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第89号につきましては、関係課職員の出席を求め審査いたしました。質疑、意見ともにありませんでした。

また、議案第90号及び議案第91号につきましては、人事院勧告に伴う人件費のみの補正です。特に説明は求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありますので、討論を終結いたします。

これより、議案第89号から議案第91号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号から議案第91号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

審査を終了した請願2件及び陳情2件（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第14、審査を終了した請願2件及び陳情2件を議題といたします。

まず、陳情第9号について、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会へ付託されました陳情第9号、市が発注する簡易な修繕を、地元の中小零細業者に、小規模工事登録制度の創設を求める陳情書、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日に委員出席のもと、執行部に現状説明を求め審査いたしました。審査の過程で出されました執行部に対する質疑について申し上げます。

登録制度と同等の形で、既にやられているのだとすれば、登録制度をしいても何ら問題はないのかなという気もするのですが、登録制度をした場合に、問題点になるようなことがあるのですかとこの質疑に対し、小規模工事登録制度と、本市が独自に運用しています少額指名競争入札制度とは、業者の登録制の有無を除いて、ほとんど違いはないのではないかと考えています。工事や修繕だけではなく、物品購入や業務委託等まで対象としているのが少額指名競争入札制度です。陳情いただいている登録制度を導入した場合、登録の対象となる小規模業者に、登録申請に係る証明書等の手数料費用や、事務の負担をお願いすることにもなるかと思っています。市も、申請受付、あるいは登録・通知に関する事務や経費が増えることも想定されることです。また、登録制度によって、何らかの理由で登録を漏れた小規模事業者の方がおられると、その方は参加できないという場合も考えられますので、小規模事業者の方々のための受注機会の増大という、当初の目的もかなわない場合もあり得るのではないかと考えています。大きな違いは、登録制をやっているかやっていないかということですが、市の制度は、工事という部門だけではなく、その他の部門をカバーさせていただいていること、申請する事務、それに伴う添付資料など、市も登録申請を受付けて、一定の審査をするなどの事務がありません。また、登録をしていませんので、各課の担当者が地域の実情、あるいはタウンページ等で幅広くその業種の方に参加していただくことができる制度であると思っています。陳情の制度は他市でもやっておられるようです。その制度も一定の効果を出していると思いますが、現段階では、少額指名競争入札制度を運用していますので、この制度を運用することで、小規模事業者に対する機会の確保に努めていきたいと考えているところですのでとの答弁でした。

制度を導入することによって、受注できなくなる中小零細業者も出てくる可能性があるといった説明でしたが、もっと幅広く受注機会を与えるために、現状の方が相応しいということですかとの質疑に対し、解釈論になるかもしれませんが、どちらの制度をいいと判断するかだと思います。同じような趣旨から、少額指名競争入札制度を立ち上げて運用していますので、この制度でカバーできているのではないかと考えていますとの答弁でした。

なお、意見として、陳情にある小規模工事登録制度は、指宿市が行っている制度の内容とほとんど変わらないと思います。陳情者が求めている登録制度を行うことによって、登録に漏れた方が入札に参加できなくなることが起きてくる可能性があるということですので、現在、市が行っている少額指名競争入札制度の方が、より皆さんに反映されていくのではないかと思います。よって、陳情の登録制度は不採択だと思いますというものと、少額工事の緊急を要する場合も考慮して、現在の制度で十分ではないかと思っています。自由競争の中で仕事を

しており、業者の方も自助努力も必要ではないかと思えます。よって、この陳情は不採択と思えますという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択と決しました。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 前之園正和議員。

1 1 番議員（前之園正和） 今回の委員長報告の中で、登録制度にすれば登録から漏れるケースがあるので、参加に至らないような場合があるというような話がありました。同じようにですね、登録制度ではなくて、現在の運用している少額指名入札制度というのは、登録ではなくて、行政の方がタウンページその他調べてということでしたので、行政の方から調べるときに漏れると、業者の方が工事をやりたいという意思をもっているのに、行政の方からあたるわけですので、工事を受けたい意思がある業者が漏れるということがあるわけですね。ですから、それを言えば、登録制度の場合には、登録が漏れたら云々というのを理由にするのはどうかというふうに思うんです。むしろ、登録制度にしていた方が、漏れたのは業者の責任、責任という言葉が妥当かどうか分かりませんが、ということになるわけですので、登録を受けると、登録をさせるということの方が、業者の意向を汲む方向ではないかと思うんですが、その矛盾については、話はなかったのかどうか。

それから、現在の少額指名入札制度は、工事だけではなくて物品購入という言葉は出ませんでしたけれども、そういうものも含めて対応がなされているということですが、この登録制度にしても、そのように改善をすることは可能なわけですね。ですから、そのことについてはどうだったのか。

それから、採決の際に、意見として登録制度もいいのではないかという話があったと言いながら、採決の際には、起立がゼロということでしたので、そのところはちょっとよく分かりませんので、含めて答弁をお願いしたいと思います。

総務水道委員長（木原繁昭） この件に関しましての質疑は、先ほど報告させていただきましたことがすべてでございます。ほかに質疑はございませんでした。私の私見を申し上げる場ではありませんので、ご遠慮させていただきます。

1 1 番議員（前之園正和） 幾つか聞いたんですが、一つだけ、じゃあ、お答えできればと思うんですが、現在の運用している少額指名入札制度と、登録を受け付ける登録制度の場合ですね、先ほども言いましたが、登録制度だと、登録から漏れておれば、その仕事を受けるチャンスがなくなると、それに比べて、今の行政の方がタウンページその他を調べてやるということになれば、漏れないんだということでしたが、それは逆もあるんじゃないかと。行政の方が調べるといって言うならば、仕事を受ける意思がある業者が漏れる可能性も十分

ある。むしろその点では、仮に、それが一長一短だとするならば、業者の意向を汲む機会を与える、つまり、登録制度の方が良しということになるのではないかと思うんですが、当局から、今そのような登録制度をすると漏れる可能性があるという説明があった時にですね、そこに委員会として何らの矛盾も感じなかったのかどうか。質疑がなかったということは矛盾を感じなかったということになるかと思うんですが、なかったんですか、そのこと、矛盾についての確認等は。

総務水道委員長（木原繁昭） 先ほども報告いたしましたように、意見の中に、業者の方の自助努力も必要ではないかというような意見もございましたので、そのようなことでいいんじゃないかと思います。

1 1 番議員（前之園正和） 私の行った質疑に対する答弁という意味では、業者の自己責任、自己努力といいますが、で回答するということはちょっとよく理解ができないんですけれども、どういうことでしょうか。

総務水道委員長（木原繁昭） 先ほど申し上げたことが質疑のすべてでございまして、そのような質疑はございませんでした。

議長（松下喜久雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

1 1 番議員（前之園正和） 陳情第9号について、委員長報告に対して反対の討論を行います。

小規模工事登録制度は、今、全国に広がってきている制度で、全国商工新聞の調査によれば、昨年4月10日現在で、411自治体に広がってきており、その後も広がりを見せております。制度の内容は、競争入札参加資格のない地元の業者で、小規模で簡易な工事などの受注施工を希望する者を登録し、自治体が発注する小規模な建設工事や修繕の受注機会を拡大し、地域経済の活性化を図ることを目的とした制度です。指宿市における現状は、これに代わる少額指名入札制度というのがあるということでありまして。この少額指名入札制度は、市の説明、あるいはただいまの委員長報告によれば、希望する業者、事業者に登録をさせるシステムにはなっていないが、競争入札参加資格のない地元の業者に、小規模で簡易な工事などを発注するシステムだということでありまして。登録をさせるさせないの違いはありますが、地元業者の育成と地元経済の活性化を目的にするという点では同じであります。これは当局の説明でもそういうことだということでありました。陳情第9号を不採択にするということは、現在の少額入札制度そのものも否定することにつながりはないでしょうか。現在、登録制度ではありません。登録制度にすることによって、少額随契をするにしても、その相手先を見

つけるにおいて、行政の一方的意思でなく、業者も登録申出、すなわち、業者の意思が反映するところに大きな発展があります。少額指名入札制度では、工事だけでなく、物品購入などもやっている、その他のことにも適用しているということについてですけれども、小規模工事登録制度でも対象を広げることは可能であり、小規模工事登録制度を否定する根拠にはなりません。小規模工事登録制度は、地元の中小零細業者の仕事を確保し、地域経済の発展のためにも効果のある制度です。当然、陳情は採択すべきものと考えます。よって、委員長報告は不採択でありますので、採択すべきものとして、委員長報告に反対をいたします。

議長（松下喜久雄） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、陳情第9号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、請願第2号及び請願第3号並びに陳情第10号の3件について、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（前原六則） 産業建設委員会へ付託されました請願第2号、免税軽油制度の継続を求める請願、及び請願第3号、T P Pの参加に反対する請願、並びに陳情第10号、環太平洋戦略的経済連携協定、T P Pへの対応に関する陳情書、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、請願文書表及び陳情文書表のとおりでありますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月7日に全委員出席のもと、請願については、紹介議員に説明を求め、審査いたしました結果、まず、請願第2号については、軽油引取税は、道路特定財源が一般財源化に伴う改正だと思っておりますが、この請願内容から、当然、賛成します。地域の農業振興の観点から、農業・漁業に携わる方は、今でも大変な状況の中で、更に上がるとなれば大変なことになるので、この請願は、採択すべきものだと思いますというものと、農業をするにあたっては、どうしてもこの免税は必要だと思います。特に、大型農家は使用量も大きいので、この制度は残すべきだと考えます。よって、この請願は、採択すべきものと考えますという意見が出され、また、請願第3号については、この請願の願意は、日本の農業を守る

ということ、また、安全な食料確保のためにＴＰＰへの参加をしないことということですので、採択すべきと思いますという意見が出され、さらに、陳情第10号については、先ほど、請願第3号で同趣旨の審査を行っております。したがって、もう採択か否かを決した方がいいかと思いますという意見が出され、3件ともに全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別ありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第2号及び請願第3号並びに陳情第10号の3件を一括して採決いたします。

3件に対する委員長の報告は、採択であります。

3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号及び請願第3号並びに陳情第10号の3件は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

#### 閉会中の継続審査について

議長（松下喜久雄） 次は、日程第15、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

まず、総務水道委員長から目下審査中の陳情第7号について、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

総務水道委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、総務水道委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、産業建設委員長から目下審査中の請願第4号及び陳情第8号について、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出が

ありました。

お諮りいたします。

産業建設委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、産業建設委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### 意見書案第8号及び意見書案第9号一括上程

議長(松下喜久雄) 次は、日程第16、意見書案第8号、免税軽油制度の継続を求める意見書案、及び日程第17、意見書案第9号、環太平洋戦略的経済連携協定(T P P)への対応に関する意見書案、の2意見書案を一括議題といたします。

#### 意見書案第8号及び意見書案第9号(説明・質疑・委員会付託等省略、表決)

議長(松下喜久雄) お諮りいたします。

2意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、2意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、2意見書案を一括して採決いたします。

2意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第8号及び意見書案第9号の2意見書案は、原案のとおり可決されました。

#### 新川床議員の発言取消申出の件

議長(松下喜久雄) 次は、日程第18、新川床議員の発言取消申出の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、新川床議員の除斥を求めます。

(新川床議員、退席)

議長(松下喜久雄) 新川床議員より、会議規則第65条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり発言を取消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

新川床議員の申出を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、新川床議員の申出を許可することに決定いたしました。

新川床議員の除斥を解除いたします。

(新川床議員, 着席)

#### 議員派遣の件

議長(松下喜久雄) 次は、日程第19、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第160条の規定により、議員派遣について議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております議員派遣書のとおり、議員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

#### 閉議及び閉会

議長(松下喜久雄) 以上で、本会議に付議されました案件はすべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて、平成22年第4回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

#### 指宿市議会

議長 松下 喜久雄

議員 西 森 三 義

議員 浜 田 藤 幸

意見書第8号

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで農家の経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正によって、このままでは平成24年3月末で廃止される状況にあります。

この免税軽油を多く利用しているのが、農業や漁業の分野であり、これらの業種は、食の安全・安心などの国民生活にとって欠くことのできない役割を担っているところではありますが、その多くが零細な経営規模であることや就業者の高齢化など、厳しい状況に置かれています。また、燃料費高騰などコスト上昇分への価格転嫁も難しく、免税軽油制度の存在価値は大きいものとなっています。

この制度がなくなれば、今でさえ困難な農業経営への負担は避けられず、軽油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸の農家をはじめ、農業経営への影響は深刻です。

つきましては、地域農業の振興と食料自給率を向上させる観点からも制度の継続は有効なことから、免税軽油制度を継続するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年12月22日

指宿市議会議長 松下喜久雄

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
総務大臣 殿  
農林水産大臣 殿

意見書第9号

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への対応に関する意見書

政府は、米国、豪州など9か国が行う環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への対応について、「情報収集を進めながら、国内の環境整備を早急に進め、関係国との協議を開始する」と基本方針を決定しています。

ＴＰＰは、関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化を目指した交渉であります。このＴＰＰを締結すれば、農畜産物の輸入は増大し、日本農業と関連産業までも廃業に追い込まれ、地方の雇用が失われることとなり、国民生活に与える影響は極めて甚大であり、地域経済に深刻な打撃を与えることは明らかなです。

よって、わが国の農業振興や食料安全保障をはじめ、経済全体に与える影響を十分考慮するよう、下記事項について強く要望いたします。

記

- 1 関税撤廃が原則であるＴＰＰには参加しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年12月22日

指宿市議会議長 松下喜久雄

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
外務大臣 殿  
農林水産大臣 殿  
経済産業大臣 殿  
国家戦略担当大臣 殿  
内閣官房長官 殿